高岡市歴史的風致維持向上計画

～高岡市歴史まちづくり計画～

（第２期）

（案）

令和３年　月

高　　岡　　市

資料 No,2-3

目　　次

序章

１　計画策定の背景と目的…… 1

２　計画期間…… 2

３　計画の策定体制…… 3

４　計画策定の経緯…… 5

第１章　高岡市の歴史的風致形成の背景

１　自然的環境…… 6

（１）位置…… 6

（２）地形・地質・水質…… 7

（３）気象…… 8

２　社会的環境…… 9

（１）市の沿革…… 9

（２）土地利用…… 10

（３）人口動態…… 12

（４）交通機関…… 13

（５）産業…… 15

３　歴史的環境…… 20

（１）歴史…… 20

（２）高岡市ゆかりの人物…… 33

４　文化財等の分布状況…… 34

（１）国指定・選定文化財…… 35

（２）県指定文化財…… 39

（３）市指定文化財…… 40

（４）国登録文化財…… 41

（５）主な未指定文化財…… 44

（６）日本遺産…… 52

（７）特産品、工芸品、菓子・料理等…… 53

第２章　高岡市の維持及び向上すべき歴史的風致

１　加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致…… 54
２　鋳物のまち金屋に見る歴史的風致…… 81
３　北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致…… 92
４　勝興寺と寺内町に見る歴史的風致…… 107
５　旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致 …… 113
６　越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致…… 128
７　二上山丘陵に見る歴史的風致…… 133

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１　歴史的風致の維持及び向上に関する課題…… 142
２　既存計画との関係性…… 145
３　歴史的風致の維持及び向上に関する方針…… 155
４　歴史的風致維持向上計画の実施体制…… 157

第４章　重点区域の位置及び区域

１　重点区域の位置及び区域…… 158
（１）歴史的風致の分布…… 158
（２）重点区域の位置…… 159
（３）重点区域の区域、名称、面積…… 161
２　重点区域の指定の効果…… 169
３　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携…… 170

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

１　高岡市全体に関する事項…… 184
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針…… 184
（２）文化財の修理（整備）に関する方針…… 184
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針…… 185

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針…… 185
（５）文化財の防災に関する方針…… 185
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針…… 185
（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針…… 185
（８）教育委員会の体制と今後の方針…… 186
（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針…… 186
２　重点区域に関する事項…… 188
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画…… 188
（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画…… 188
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画…… 188
（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画…… 189
（５）文化財の防災に関する具体的な計画…… 189
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画…… 189
（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画…… 190
（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画…… 190

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項
１　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針…… 191
２　事業…… 195

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針…… 225

第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項…… 230

参考資料

序章

１　計画策定の背景と目的

本市の歴史は古く、天平の時代には、万葉の歌人・大伴家持が越中国守として、現在の伏木にあった国府に赴任し、高岡の自然や風物に感銘を受け、多くの秀歌を詠むなど万葉の故地である。

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に、加賀前田家２代当主・前田利長が高岡城と城下町を築いたのがその始まりである。利長は城下建設時にルートを変更した北陸道に沿うかたちで碁盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地を配し、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振っており、今でも利屋町や白銀町などの町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に、また日蓮宗の寺院を同じく北東端側に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどしている。

その後、高岡城は築城後わずか６年で廃城となり城下町は急速にさびれたが、それを憂慮した３代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商都として生まれ変わり、大きな発展を遂げることとなった。中でも、恵まれた水陸交通の便を活かした米を中心とする交易は、商都高岡の経済基盤の中心となっており、当時の主要官道であった北陸道沿いには山町筋などの町々が形成され、また舟運を生業とした伏木や木町、陸上交通の拠点であった福岡などが発展した。このような成り立ちを受け発展してきた高岡には、金工、漆工、菅笠づくりといった歴史と伝統を反映した工芸・民俗技術が受け継がれ、また、高岡御車山祭や伏木神社春季例大祭での祭礼行事（通称「けんか山」）などの地域固有の祭礼・年中行事が今も営まれており、それらは山町筋や金屋町などの歴史的な町並や歴史的建造物と相まって、「高岡らしい」風情、情緒、たたずまいを醸し出している。

これにより、本市固有の歴史的資産や工芸技術、伝統文化などを維持・向上させ後世に継承するため、近世から近代における歴史と伝統を基本に「高岡市歴史的風致維持向上計画（高岡市歴史まちづくり計画）」を策定し、平成 23 年（2011）５月６日に国から認定を受け、高岡御車山の保全修理事業や山町・金屋町の道路修景整備、伝統工芸産業希少技術の継承など様々な事業を実施してきたところである。

前述の計画の計画期間は令和２年度（2020 年度）で満了することから、第２期計画では、令和の時代にふさわしく、高岡の歴史の魅力を深めるためにも、古代からの歴史的資産と合わせ、歴史や伝統を再構築し、観光資源として活用を図りながら、

「歴史都市」の魅力をさらに高めるため、計画の最終評価を行い、課題と方針を整理したうえで、「高岡市歴史的風致維持向上計画（高岡市歴史まちづくり計画」）（第２期）を策定する。

２　計画期間

令和３年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とする。

３　計画の策定体制

計画の策定体制のフロー図及び高岡市歴史まちづくり協議会の委員については下記のとおりである。

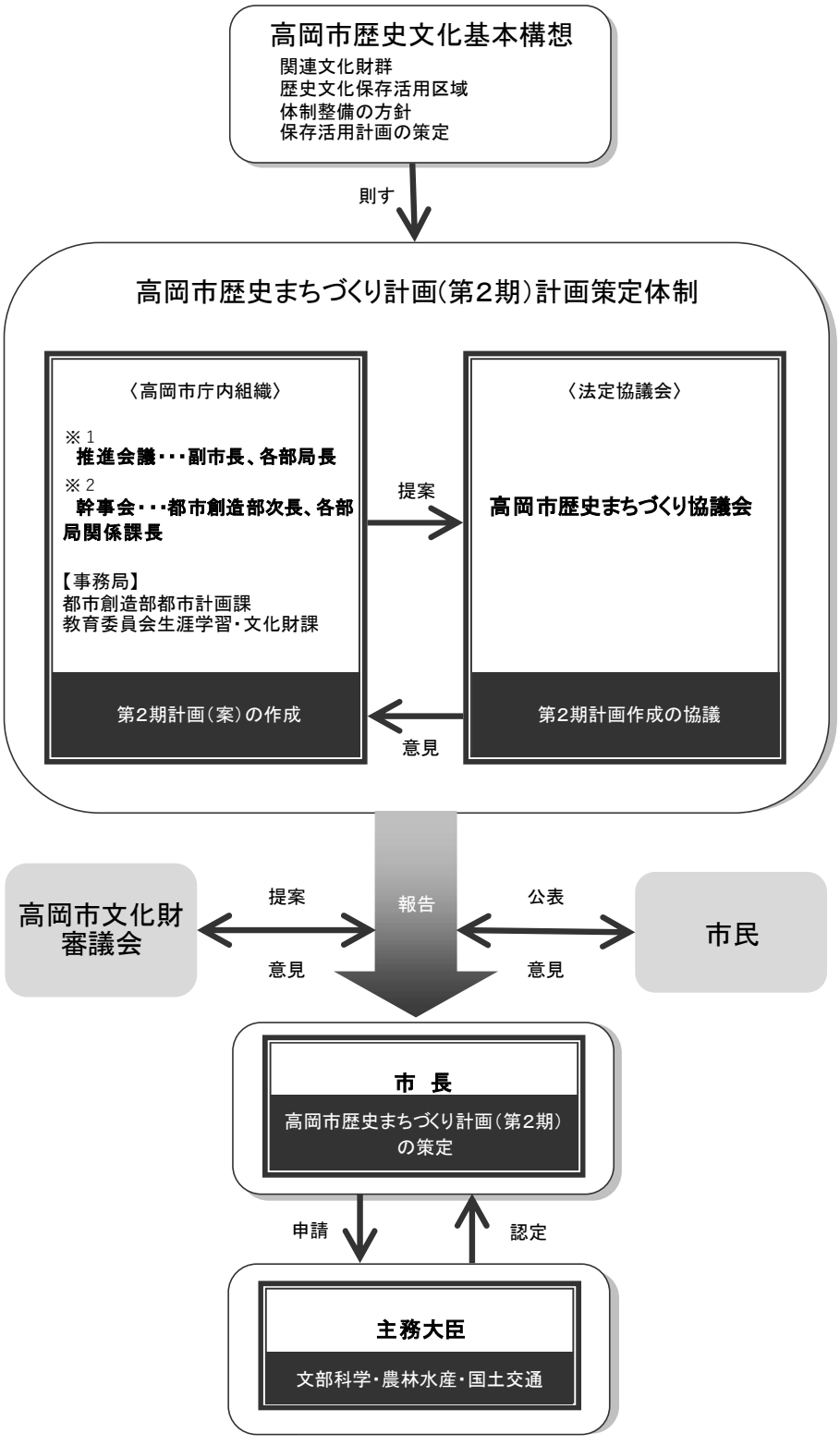

計画策定フロー

高岡市歴史まちづくり協議会委員名簿（令和２年４月現在）

構成	氏名	役職
学識経験者 （五十音順）	上野　幸夫	職藝学院教授
	古池　嘉和	名古屋学院大学教授
	萩野　紀一郎	富山大学芸術文化学部准教授
	長谷川　孝徳	北陸大学教授
	蜂谷　俊雄	金沢工業大学教授
	林　暁	富山大学芸術文化学部教授
富山県	土木部都市計画課長	
	農林水産部農村振興課長	
	教育委員会生涯学習・文化財室長	
高岡市	産業振興部長	
	教育委員会事務局教育次長	
	都市創造部長	

※行政委員は、役職のみの掲載とする。

４　計画策定の経緯

（１）計画（平成 23 年度～令和２年度（2011～2020））の策定経過

年月日	内　容
平成 20 年５月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
平成 22 年 10 月６日	第１回高岡市歴史まちづくり協議会
平成 23 年３月 29 日	高岡市歴史まちづくり計画策定
平成 23 年５月６日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に認定申請
平成 23 年６月８日	高岡市歴史的風致維持向上計画（副題　高岡市歴史まちづくり計画）の認定
平成 23 年～令和２年	高岡市歴史まちづくり計画の変更認定（軽微な変更も含めると９回） 主な変更内容：歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項における事業の追加

※詳細は資料に掲載

（２）計画（第２期）の策定経過

年月日	内　容
令和２年５月 25 日	第 25 回歴史まちづくり推進会議幹事会
令和２年６月 23 日	第 26 回歴史まちづくり推進会議幹事会
令和２年７月６日	第 16 回歴史まちづくり推進会議
令和２年７月 20 日	第 13 回歴史まちづくり協議会
令和２年８月 18 日	第 27 回歴史まちづくり推進会議幹事会
令和２年９月４日	第 17 回歴史まちづくり推進会議

第１章　高岡市の歴史的風致形成の背景

１　自然的環境

（１）位置

高岡市は、本州のほぼ中央で日本海に面する富山県の北西部に位置し、県東部の県庁所在地である富山市からは約 20㎞離れており、県下第２の都市である。北は氷見市、南は砺波市、東は射水市、北西は石川県の宝達志水町と津幡町、南西は小矢部市に隣接する。市域は、東西に約 24.5ｋｍ、南北に約 19.2ｋｍに亘っており、面積は 209.57ｋ㎡を有する。



高岡市の位置

（２）地形・地質・水質

西側は山間地で、海老坂断層で分断された西側は石川県境から続く西山丘陵、東側は古くから信仰の対象として崇められてきた二上山（274m）が連なる。この二上山が絶壁となって接する富山湾は市の北部を囲み、これに面する雨晴海岸は能登半島国定公園に含まれるほか「日本の渚百選（「日本の渚百選」中央委員会選定）」にも選ばれている。また、雨晴海岸の女岩及び義経岩は、平成 27 年（2015）に「おくのほそ道の風景地（有磯海）」に指定されている。東側は、射水平野、砺波平野の一角である水の豊かな穀倉地帯が広がる。平野部西寄りを流れる小矢部川は県内７大河川のうち最も流れが緩やかな川であり、水量が豊富なため、その河口は古くから港として利用されてきた。一方東寄りを流れる庄川は度々氾濫を起こしてきた急流であり、頻繁に河道を変えながら広い扇状地をつくってきた。江戸時代よりこの２大河川は建築資材である木材や米の運搬に利用されたほか、その水運と豊富な水によって川沿いに立地する戸出、福岡町、中田、伏木といった在郷町が発展したと言える。この平野部のほぼ中央に位置するのが、標高 15m程度の高岡台地であり、その台地上に２大河川を自然の水濠として高岡城が築城されている。

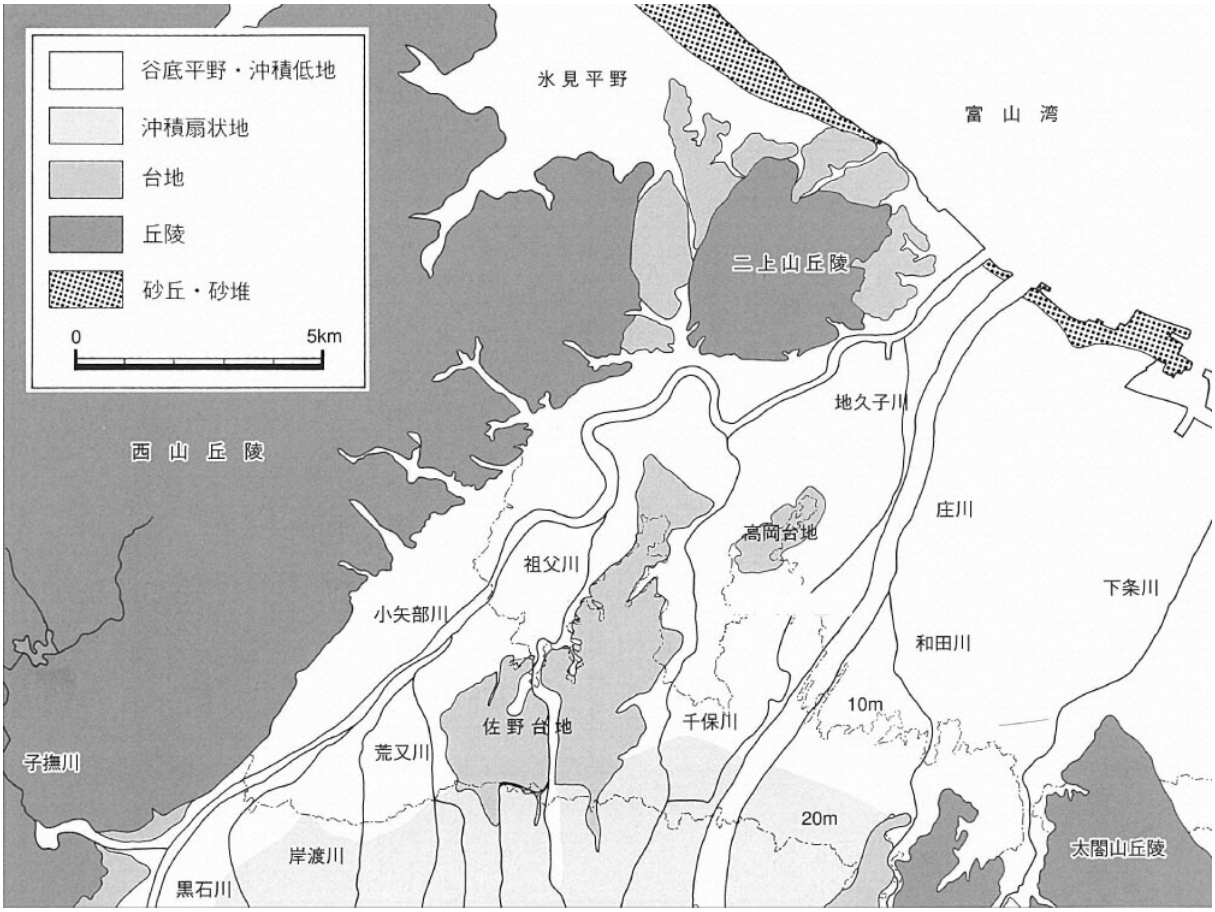

地形分類図（1/150,000）

［資料：高岡市教育委員会「高岡市前田利長墓所調査報告」（平成 20 年（2008））］

（３）気象

気候は日本海側気候に属し、四季の変化が割合にはっきりしている。年間降水量は 2219 ㎜であり、冬期には、暖流の対馬海流上で水蒸気を蓄えた北西の季節風が強く吹きつけるため、北陸特有の曇天の日が多く、降雪量も多いが、年間を通してみると平均気温は 14 度前後と比較的温暖な気候となっている。

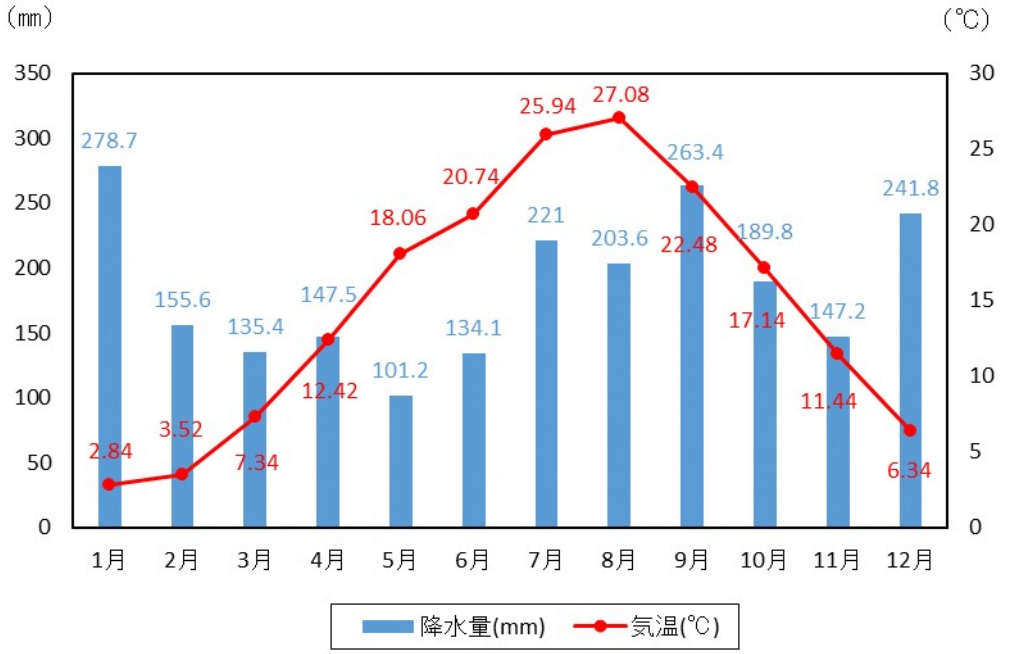

高岡市の降水量及び気温の平年値（2015～2019）

［資料：気象庁のデータを基に作成］

２　社会的環境

（１）市の沿革

本市は、明治 22 年（1889）の市制施行に伴い、全国で最初の 31 市の一つとして誕生し、その後は、周辺の町村との数度の編入によって市域を拡大していった。昭和 17 年（1942）には良港を有する伏木（ふしき）町、戦後には太田（おおた）村などの周辺村部、昭和 41 年（1966）には戸出（といで）、中田両町と合併した。平成 17 年（2005）には福岡町と合併し、現在の市域となった。

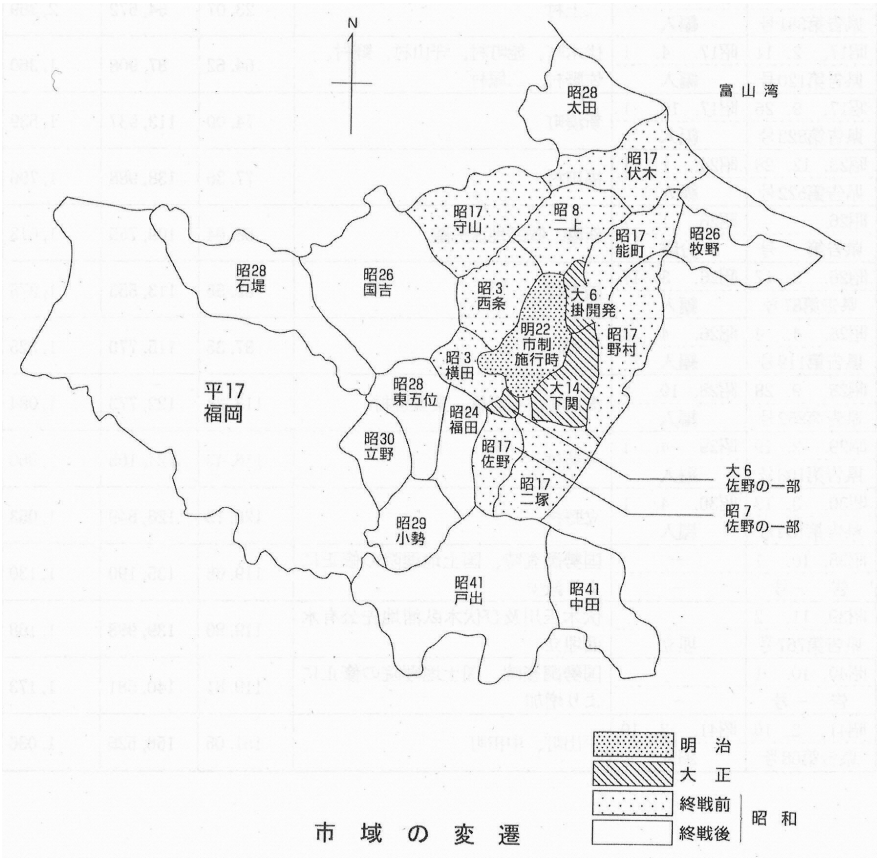

市域の変遷

［資料：高岡市の都市計画］

（２）土地利用

土地利用は、市域の３分の１が都市的土地利用であり、３分の２が自然的土地利用となっている。本市の市街地は、市制施行（明治 22 年（1889））当時の市域を中心とした中心市街地と、伏木港を中心とした伏木市街地、戸出・中田・牧野・西高岡、福岡町などの飛市街地で構成される。住宅地は商業地を取り巻く形で形成されており、中心市街地や伏木の既成市街地では、店舗や中小零細企業などが混在する木造密集地域が多い一方、飛市街地では土地区画整理事業や民間開発、団地開発による住宅地が造成されている。また、工業地は、伏木港周辺から小矢部川沿岸にかけての地域、中心市街地西側の金屋地区周辺から小矢部川右岸にかけての地域に拡がっており、金屋地区周辺では銅器や漆器の中小工場と住宅等が混在し、戸出・中田及び小矢部川左岸には工業団地が形成されている。商業地は、高岡駅北の中心商業地のほか、伏木・戸出・中田・立野・福岡町にも形成されており、幹線道路沿いにも沿道サービス的な商業施設の立地が見られる。このように、地域ごとに独立した市街地の変遷を持ち、土地利用においても地域によって異なる特徴のあることが見て取れる。

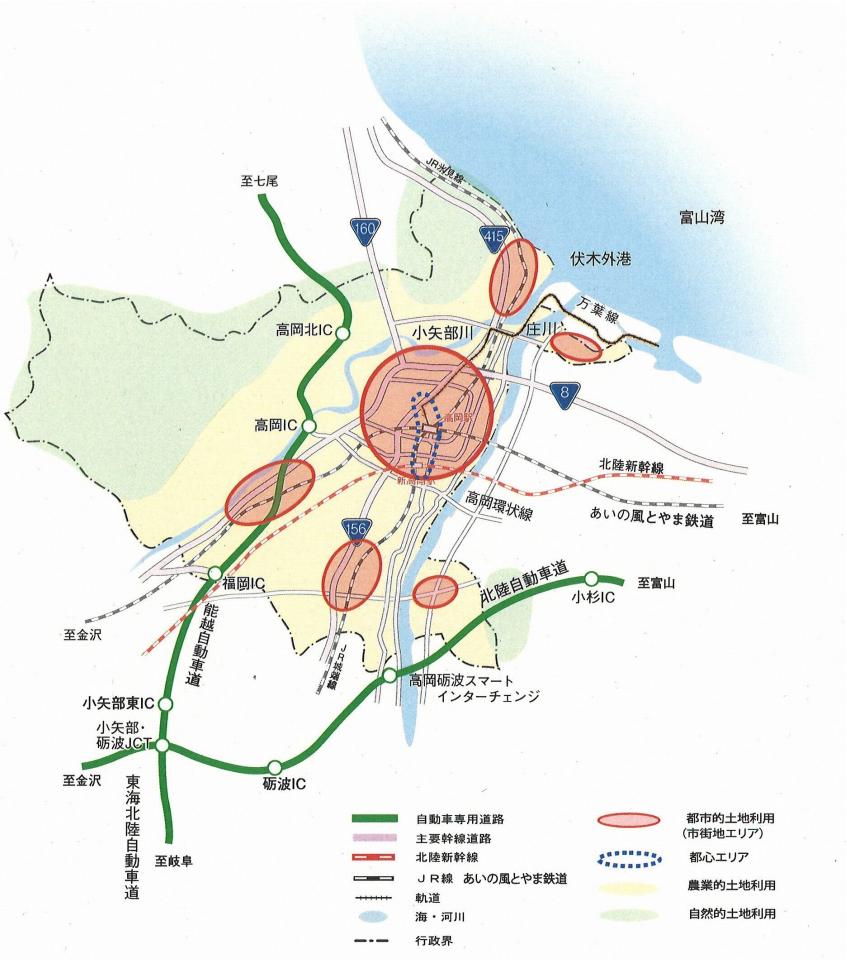

土地利用概念図

［資料：高岡市総合計画基本構想・第３次基本計画］

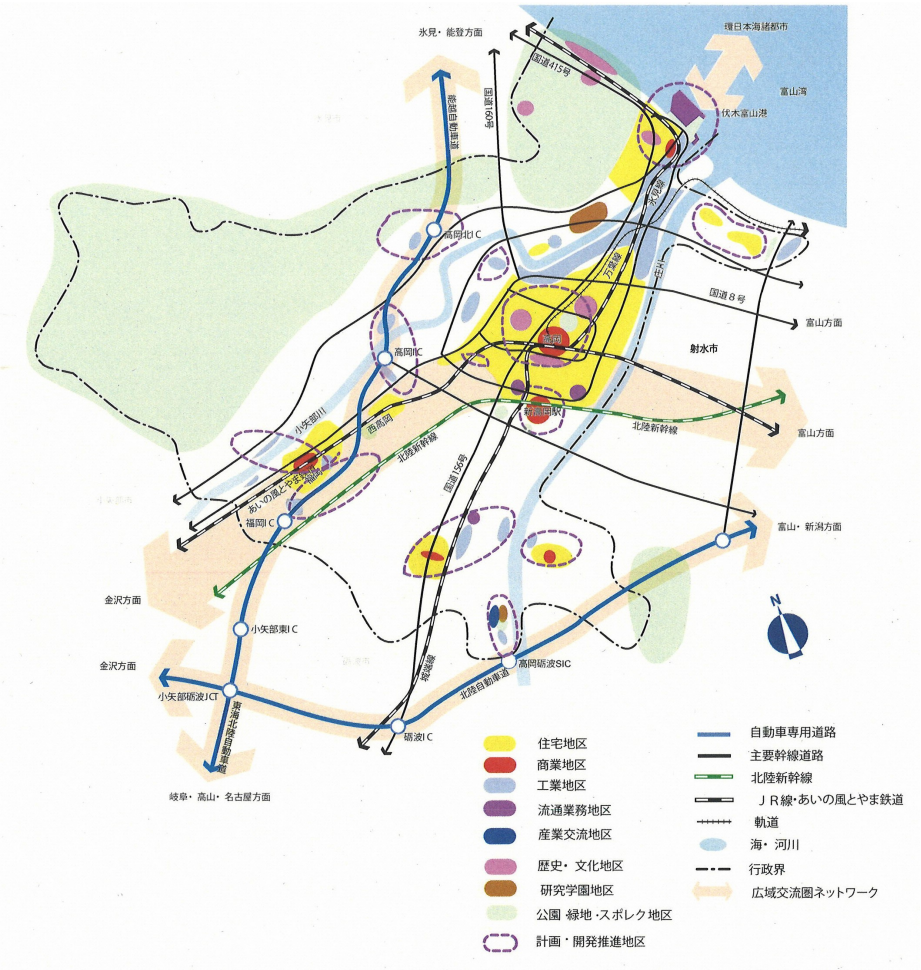

土地利用概念図

［資料：高岡市総合計画基本構想・第３次基本計画］

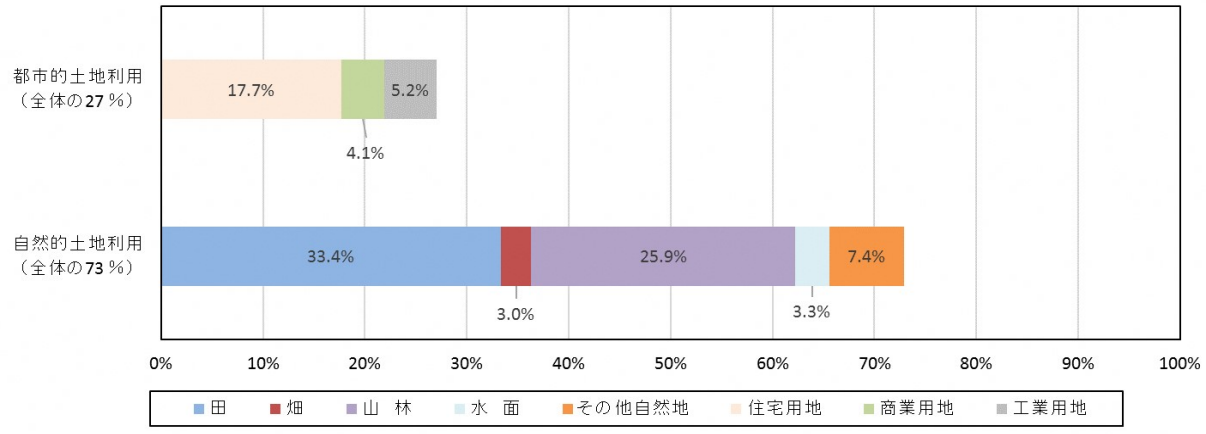

土地利用の百分率図

［資料：平成 30 年度高岡市都市計画基本調査業務委託成果を基に作成］

（３）人口動態

国勢調査の結果によると、本市の総人口は昭和 60 年（1985）に 188,006 人をピークに迎え、それ以降は減少しており、平成 27 年（2015）には 172,125 人となっている。

年齢別人口の推移については、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向であるが、老年人口は増加傾向にある。平成 27 年（2015）では、約３割を老年人口が占めている。

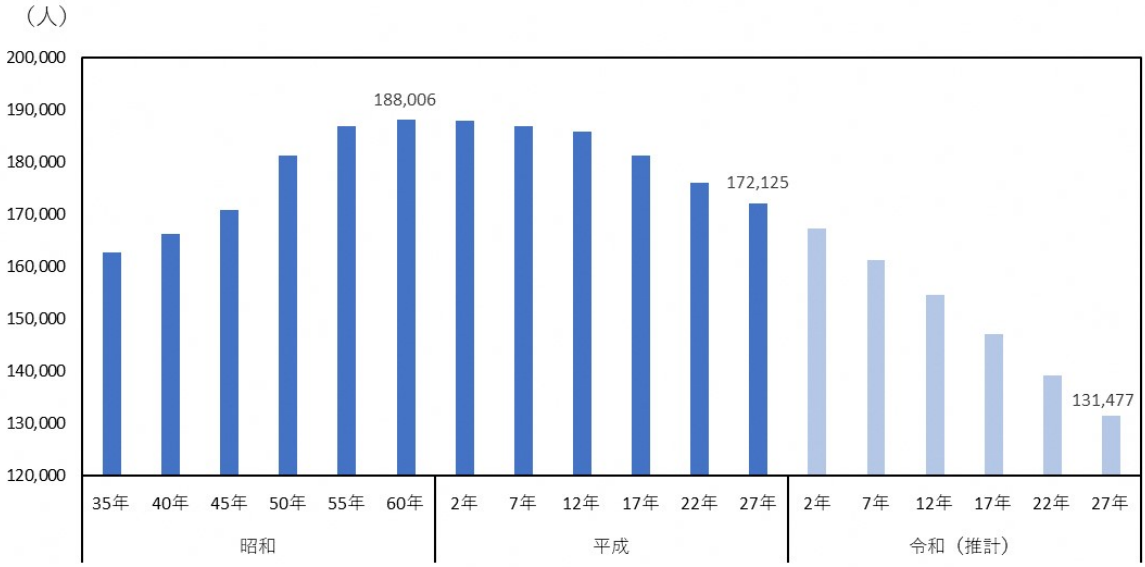

総人口推移

［資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に作成］

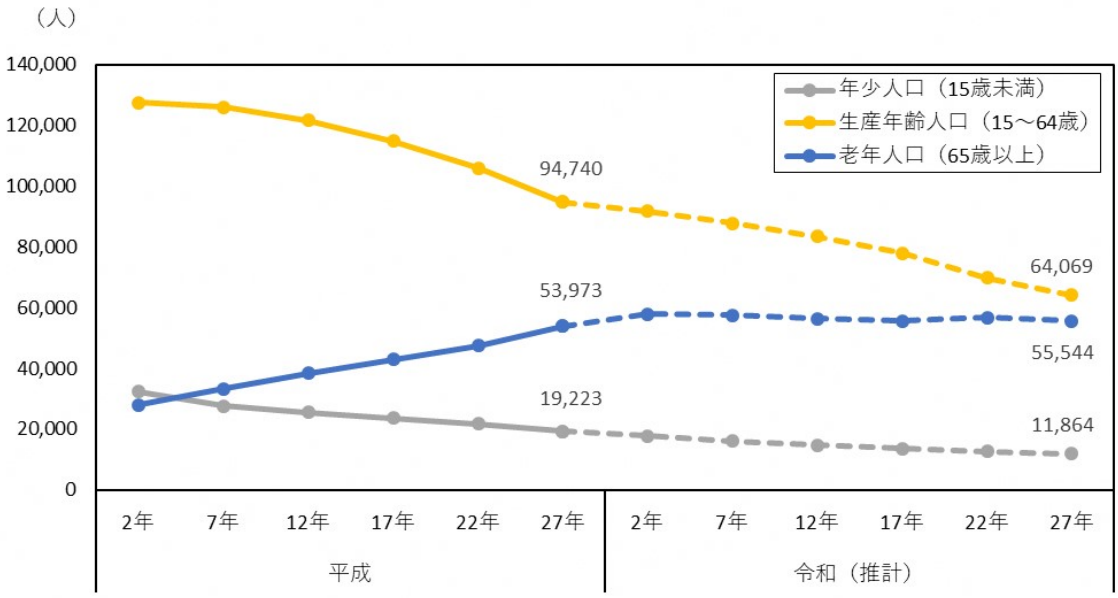

年齢別人口推移

［資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に作成］

（４）交通機関

加賀前田家２代当主・前田利長は、高岡に城下町建設の折、当時の主要官道である北陸道を小矢部川の左岸を通って二上山の麓で小矢部川を渡る（二上渡り）ルートから、今石動で小矢部川を渡り福岡、立野、通町などを抜け高岡を経由するルートに変更し、この道に沿って町割りを行った。高岡城が一国一城令により築城間もなく廃城となった際も、弟の３代利常が、武家屋敷跡に町人を移住させ、北陸道のルートを小馬出町で右折し坂下町や定塚町、蓮花寺を通るルートに変更するなどし、街道や河川を通じて物資が集散する商業の町への転換を図った。このとき整備された町並みは、現在も高岡駅から程近い市の中心商業地区としての機能を有している。この旧北陸道を継承し新潟県から京都府までを結ぶ道路が現在の国道８号である。国道８号は市内を横断する形で延び、四屋交差点からは国道 156 号、国道 160 号が分岐し、それぞれ砺波・岐阜方面、氷見・七尾方面へと繋がっている。高規格幹線道路の能越自動車道は国道８号を交差して小矢部砺波JCT まで走り、高速道路の北陸自動車道と平成 20 年（2008）に全線開通した東海北陸自動車道に接続する。

一方、鉄道網としては幹線鉄道であるあいの風とやま鉄道線のほか、地方交通線としてJR城端線、JR氷見線が運行し、高岡駅から射水市越ノ潟までを路面電車「万葉線」が結んでいる。更に平成 26 年度（2014）には、長野－金沢間で北陸新幹線が開業し、新高岡駅が整備された。海上交通に目を向けると、古くから沿岸交易の要港として栄えていた伏木富山港は、昭和 61 年（1986）年に特定重要港湾（現・国際拠点港湾）に認定され、多目的国際ターミナルの完成、港へのアクセス道路伏木万葉大橋の開通により、今後ますます環日本海交流の要地としての役割が期待される。

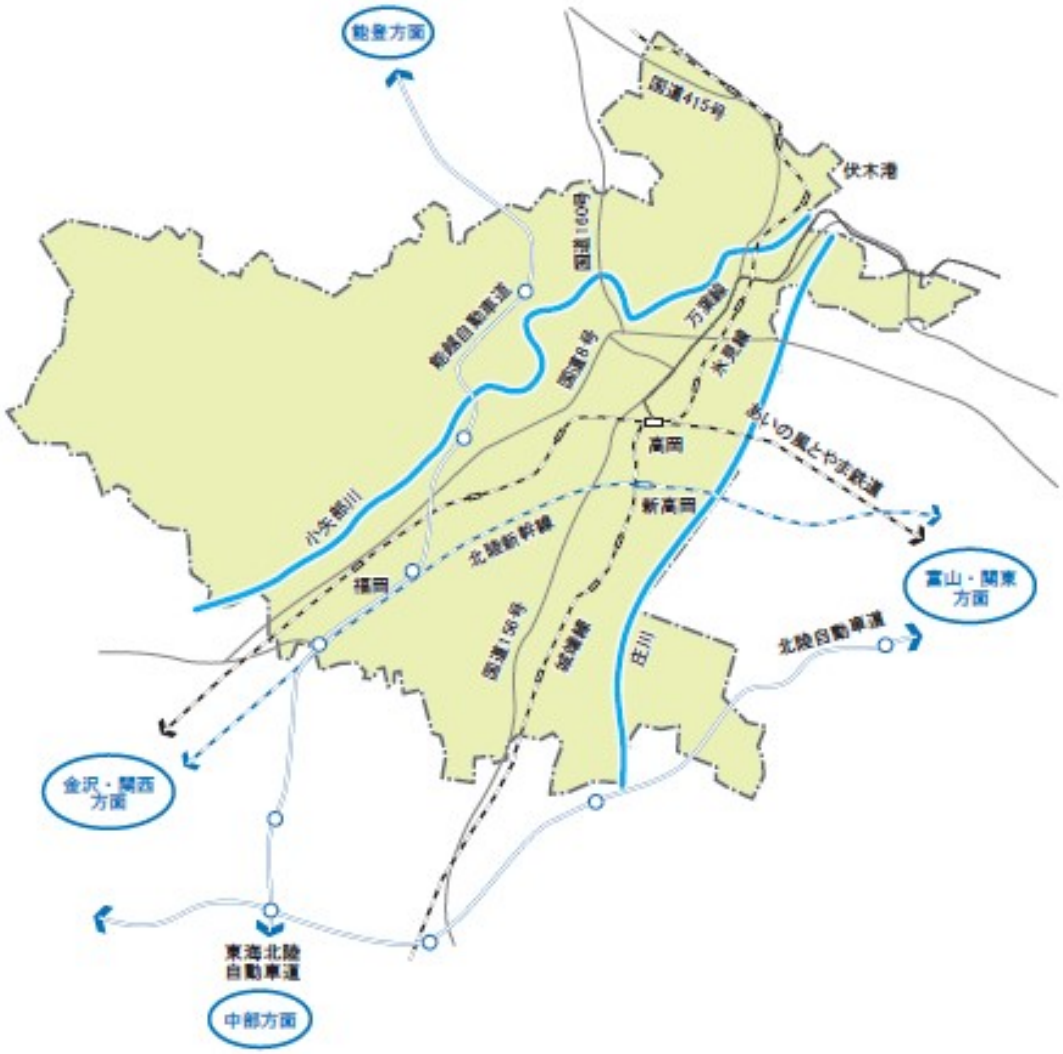

高岡市の主要交通網

［資料：都市計画マスタープラン一部加工］

（５）産業

高岡の特産産業は、今から約 400 年前、加賀前田家２代当主・前田利長（まえだとしなが）が高岡に入城し、鋳物工場の開設、綿取引所の許可など、新しいまちづくりのための産業振興に力を注ぎ、保護育成を図ったことに始まる。銅器や漆器、仏壇に代表される伝統産業は、先人のたゆまぬ努力によって培われた匠の技術・技法を今日まで継承し、独自の発展を遂げてきている。また、アルミニウムなどの近代産業も発展し、多様な産業基盤が根付いている。平成 29 年（2017）11 月には「越中福岡の菅笠（すげがさ）」が伝統工芸品として認定された。

産業全体でみると、事業所数、就業者数とも第３次産業の占める割合が最も高く商業都市としての性格を色濃く留める。

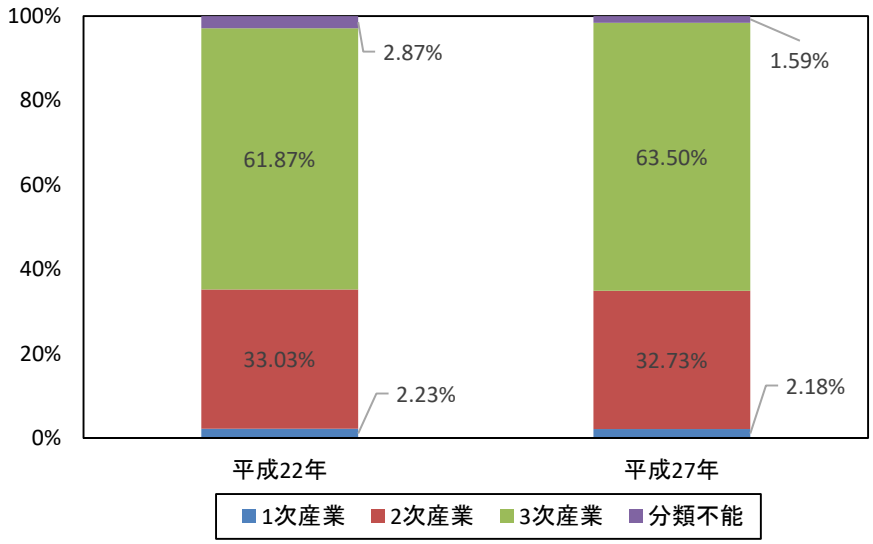

産業分類別就業者割合の推移

［資料：国勢調査を基に作成］

①製造業

本市の製造業は、平成 29 年（2017）の工業統計における製造品出荷額等では、「化学工業」、「金属製品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造」の順で高く、この３つを合わせると全体の約６割を占めている。特に、「金属製品製造業」は、銅器の鋳物技術を基に、豊富な水資源を利用し昭和初期から発展しており、住宅用・ビル用建材の生産では全国有数の産地である。また、事業所数については、「金属製品製造業」が最も多く、次いで「生産用機械器具製造業」、「非鉄金属製造業」となっている。

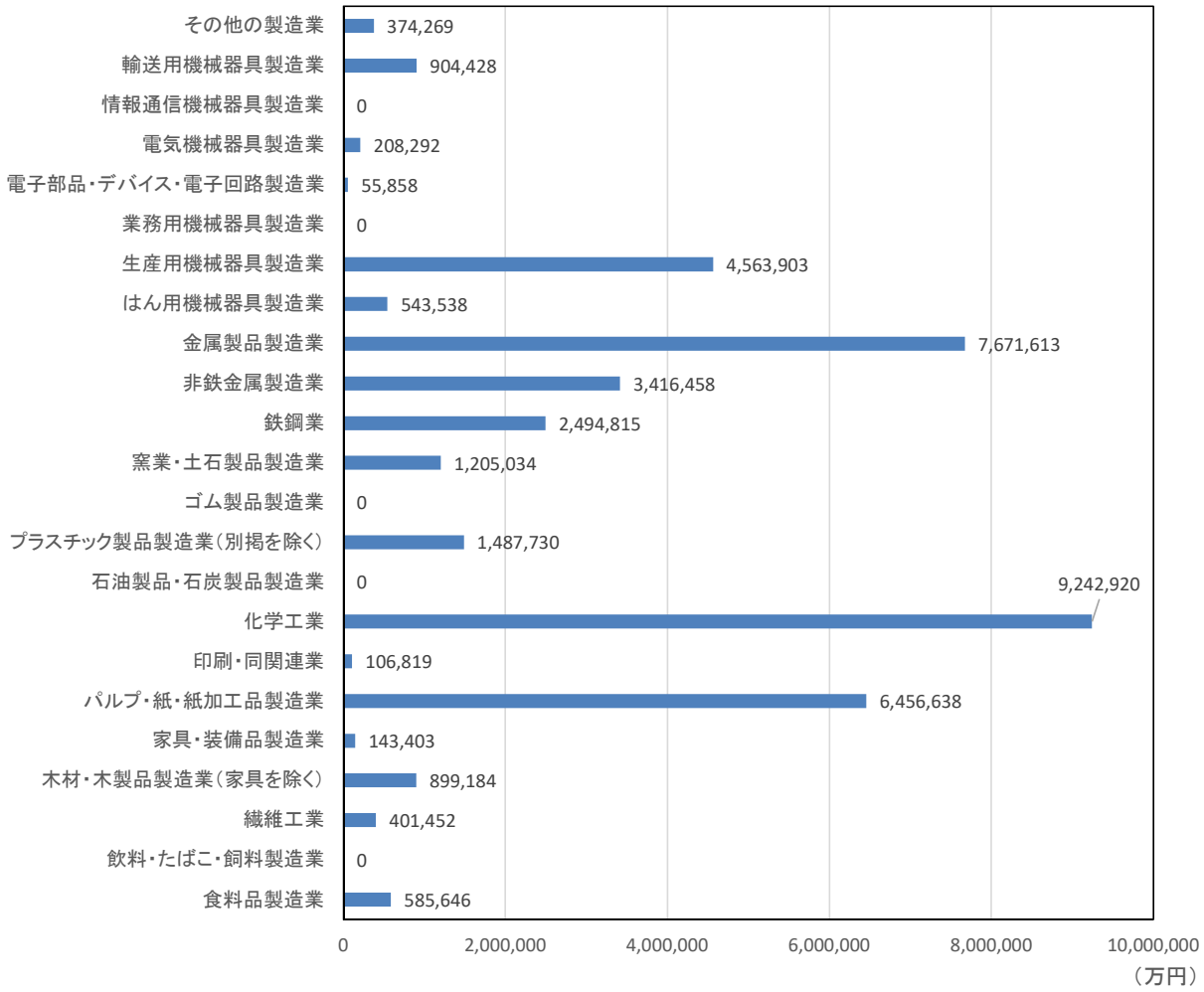

産業分類別の製造品出荷額等

［資料：工業統計を基に作成］

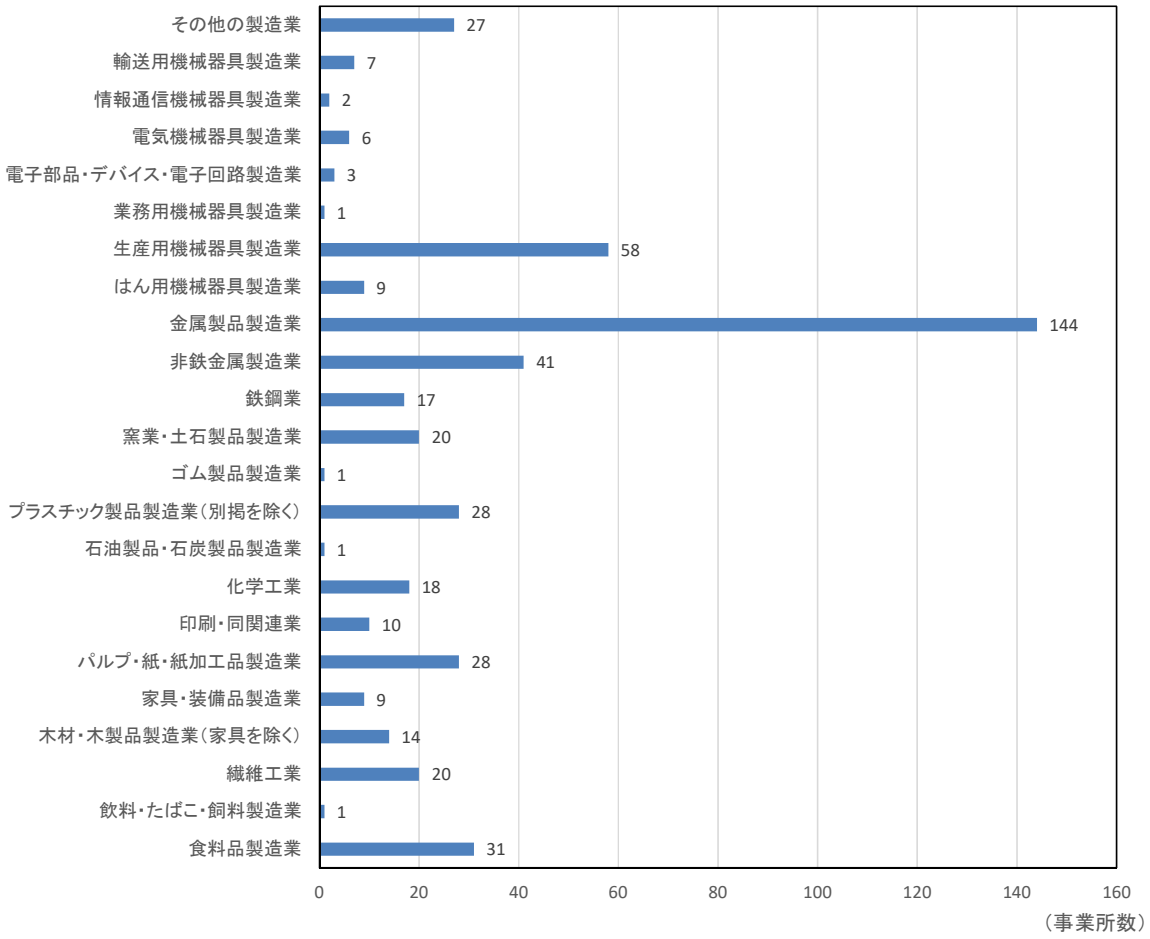

産業分類別の事業所数

［資料：工業統計を基に作成］

②伝統産業

古くから育まれた高岡の産業は、全国に誇りうる地場産業として目覚ましい成長を遂げ、そこから発展した伝統技法などは、商都高岡の原動力となっている。

銅器・漆器産業ともに、「高岡銅器」、「高岡漆器」として昭和 50 年（1975）に伝統的工芸品として国の産地指定を受けている。産地の特徴としては、工程別の分業体制が確立されており、事業所規模は小さく、職人集団的色彩が強いことが大きな特徴である。特に、高岡漆器は、明治初期までに現在の高岡漆器の特徴である「彫刻塗」「勇助塗（ゆうすけぬり）」「青貝塗（あおがいぬり）」の３技法が確立され、これらの技は、歴代の名工によって伝えられ、重要有形民俗文化財の高岡御車山（たかおかみくるまやま）に凝縮されており、高岡の文化として今日に継承されている。

高岡の仏壇の大きな特徴は、材料にクサマキ・イチョウ材を使用していることである。これは、全国でも高岡だけが使用しており、長年の耐久力は最も優れていると云われている。また、高岡銅器彫金の伝統を受け継いで冴えた技法を展開し、独自の工法による耐久力に優れた表金具の使用箇所が多いことも特長である。さらに、

彫刻の使用部分が多く、金箔が仏壇内部に箔押されて、荘厳かつ美装華やかである。高岡の仏壇は、古来の技術を継承し、あくまでも漆塗りを堅持しており、高岡の伝統技術の粋を集めているといえる。

菅笠産業は、平成 21 年（2009）には「越中福岡の菅笠製作技術」が重要無形民俗文化財に、平成 29 年（2017）には「越中福岡の菅笠」が国の伝統的工芸品として指定を受けた。菅笠は、撥水・防水、防虫・芳香などの特性を持ち、軽量であるため、農作業の日除け・雨除けの必需品として重宝されてきた。原材料の菅を地元で栽培しており、さらに全国に向けて出荷していることもあり、国内最大の菅笠の産地となっている。

③農業

平成 29 年（2017）の本市の農業産出額は、約７割がコシヒカリを中心とする米が占めている。次いで、鶏卵・肉用牛などの畜産、ほうれん草などの野菜となっており、本市の農業は米作が中心であると言える。特産品としては、西田のたけのこが挙げられる。

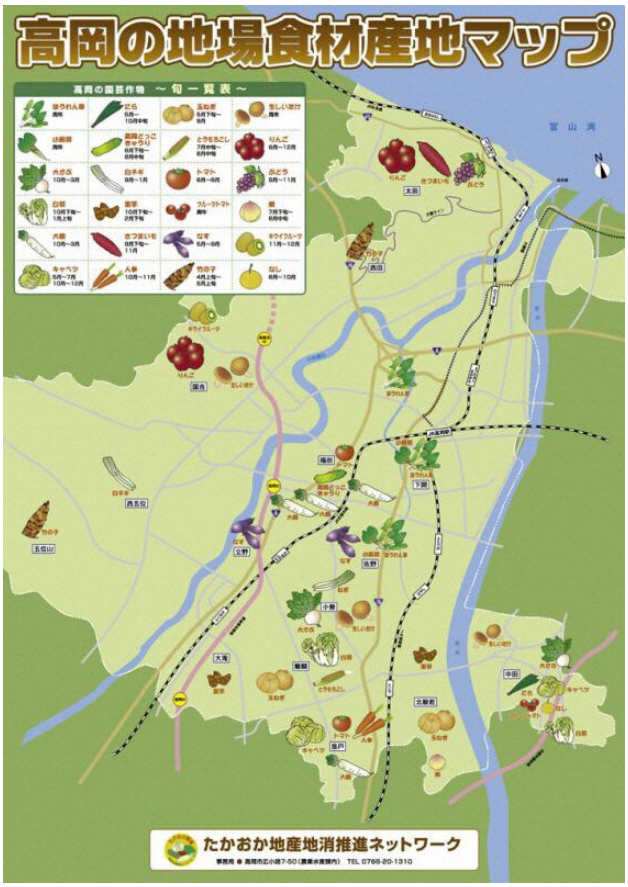

高岡市の特産品マップ

［資料：高岡の地場食材産地マップ］

④観光

本市には、国宝に指定されている瑞龍寺、重要文化財に指定されている勝興寺、鋳造技術の粋が結集して造立された高岡大仏、国の史跡に指定されている高岡城跡など、観光資源として PR できる指定文化財が多く、このほか、道の駅「雨晴」から眺望できる雨晴海岸などの景勝地や、高岡御車山祭、伏木曳山祭（通称「けんか山」）、高岡万葉まつり（万葉集全二十巻　朗唱の会）、福岡町つくりもんまつり、中田かかり祭なども観光資源として活用している。観光客にとって、どれも魅力的なものとなっている。

近年の観光入込客数は、平成 21 年（2009）をピークに減少傾向であったが、平成 27 年（2015）３月に北陸新幹線が開業したことから、平成 27 年（2015）以降は増加傾向にある。

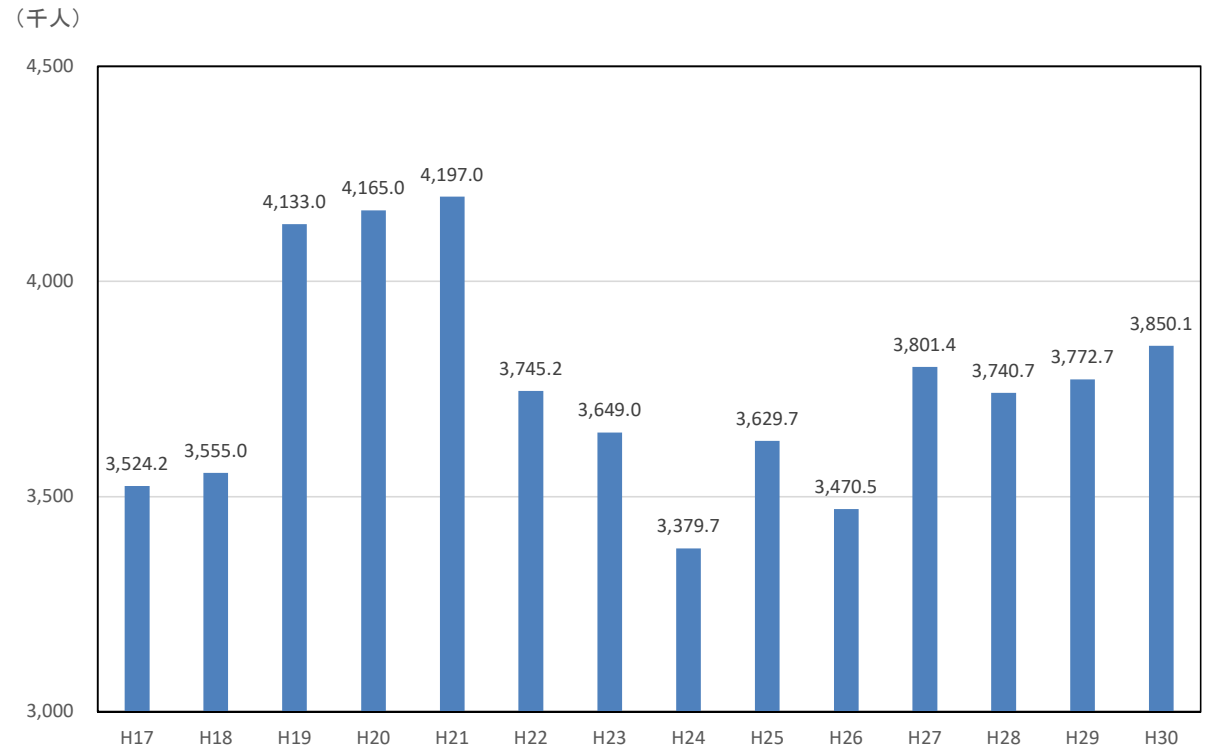

観光入込客数の推移（平成 17 年～平成 30 年）（2005～2019）

［資料：高岡市統計書を基に作成］

３　歴史的環境

（１）歴史

①原始・古代

高岡は、砺波平野や射水平野といった北陸を代表する穀倉地帯を背後に控え、東西は庄川・小矢部川という大河川に挟まれ、北は日本海に面するという、非常に恵まれた環境に立地しており、古くから人々の営みがみられた。

その歴史は旧石器時代まで遡るものであり、古定塚遺跡や岩崎遺跡、小野遺跡などで旧石器時代のナイフ形石器等が発見されている。

縄文期には、狩猟・漁労・採集生活が盛んになり、小さなムラが形成されるようになった。なお、この時代の遺跡は多くが小矢部川の左岸、特に二上山丘陵と西山丘陵の縁辺を成す台地上に点在しており、平野部では佐野台地や高岡台地に多く分布している。

弥生時代中期には、大陸から北九州に伝わった農耕文化が富山県域にも伝わっており、扇状地の末端や微高地、自然堤防上に集落が立地し、近辺の沼沢地や河川流域の低湿地で水田耕作が営まれるようになった。また、この頃から集落の内部で身分階層の分化が進み、指導者が生まれ、有力な集落を核とした地縁集団が形成され、その中心的指導者が豪族や首長へと成長していった。

豪族や首長による支配社会が形成される中で、畿内から広まった古墳文化は高岡市域にも伝わっており、二上山丘陵や西山丘陵には古墳や横穴墓の濃密な分布をみることができる。また、奈良時代には伏木の地に越中国府が置かれ、万葉集の代表的歌人である大伴家持が国守として赴任し、在任中に「渋谿」と詠まれた雨晴海岸など当地の風光明媚な自然などについて数多くの秀歌を詠んでいる。



大伴家持像



雨晴海岸

②中世



義経・弁慶像

平安時代末期になると、各地で源氏・平氏の争乱が始まり、越中でも在地の武将を巻き込んだ激しい争いが起きており、寿永２年（1183）年には木曽義仲が越中の国府で軍勢をまとめ、倶利伽羅峠で平維盛を破っている。また、平氏滅亡後、源頼朝に追われた源　義経は現在の高岡市域を通り平泉に向かったと伝えられ、伏木には義経一行が雨宿りしたという義経雨晴岩や、義経記の一節にも出てくる如意の渡などがある。


守山城跡・二上山

高岡市域では、鎌倉時代・室町時代の間に守護所の位置が伏木から放生津、守山と移され、二上山丘陵や西山丘陵には戦国大名の居城として守山城や木舟城、鴨城など多くの山城・平城が築かれている。

また、中世は仏教諸宗が広まった時代で、五山系禅宗寺院や時宗、浄土真宗などの寺院が各地に建てられた。特に浄土真宗は、真宗王国といわれるほどの勢力に拡大した。室町時代後期には一向一揆が各地で起こり、勝興寺など真宗寺院が強大な勢力を誇った。

③近世

ｉ）城の建設と城下の町立て


高岡城跡

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは近世初期のことである。天正 13 年（1585）、豊臣秀吉より礪波・射水・婦負の３郡を与えられた前田利勝（後の加賀前田家２代当主・前田利長）は、守山城主となり城下に町を築いたが、慶長２年（1597）に富山へと居城を移した。その後、弟の利常へ家督を譲り隠居していた利長は、富山城焼失を契機に、慶長 14 年（1609）、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に高岡城と城下町を築いた。これが現在の高岡中心部のルーツである。

高岡城跡とその周辺では３段の地形面が識別され、上段は末広町・高岡城跡の面、中段は片原町面、下段は川原町面である。利長は城下建設時にルートを変更した北

陸道に沿って碁盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振った。例えば、刀鍛冶が召し寄せられたことに由来する利屋町や、白銀師が居住していたと伝わる白銀町など、今でも町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどした。



高岡城跡を北より望む（平成 18 年（2006）撮影）
高岡市立博物館提供

ⅱ）城下町から商工業の町への転換

利長による城下町の建設手法は、加賀藩の藩都である金沢や日本を代表する城下町である江戸などと多くの共通点を有している。しかし、高岡の都市としての発展は、他の城下町とは異なる道を歩いてきた。これは、高岡城が利長の死と元和元年(1615)の一国一城令により、築城後わずかのうちに廃城となり、武士を中心とする社会構造が成熟しなかったためで、３代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商工業都市として発展を遂げることとなった。

高岡城の廃城後、城下の荒廃を憂いた利常は、元和６年（1620）に高岡町人の他所転出を禁じた。その上で、寛永 12 年（1635）に布を検印する町役人である布御印押人を置き、高岡を麻布の集散地とした。さらに、承応３年（1654）には御荷物宿、明暦３年（1657）には魚問屋や塩問屋の創設を認め、古城内には藩に納められる米や塩を保管する御収納蔵と御詰塩蔵を設置するなど、高岡の商工業都市への転換策を積極的に図った。

また利常は、城を迂回していた北陸道のルートを町中へ通るように変更し、町の外れにあった寺院群を町中へと移動させ、空き地となった武家屋敷跡に町人たちを住まわせるようにした（地子町）。

加賀藩ではその後も利常の意思が引き継がれ、寛文 11 年（1671）には締綿市場が設置されるなど、高岡は着実に商工業都市へと変貌を遂げていった。

ⅲ）商工業都市を支えた流通システムと周辺の町々

高岡の経済基盤を支えた麻布や米の交易を可能にしたのが街道や河川を利用した流通システムであり、これらの街道沿いや河川の流域には、宿場町や在郷町、港町などが発達した。



木町の舟着き場（大正の頃）

木町は、城下の建設にあたり、利長が最初に町立てに着手した町である。木町は、小矢部川と千保川（当時は庄川の本流）が合流する付近にあり、両河川の合流付近が淵となっていたことから外海船の着岸が可能であり、広大な砺波平野穀倉地帯を背後に控え、他地域間との物資の流通に大きな役割を果たした。正徳４年（1714）に完工した小矢部川からの庄川切り離し工事や、伏木など他の浦方の台頭により次第にその地位は薄れていったものの、近世の早い段階を通して果たした役割は大きい。

加賀藩は米の効率的な収集と円滑な流通を目的に、主要な河川や街道沿いに年貢米を納める御蔵を設置した。これによって、高岡町周辺の農村地域では、主に街道沿いを中心に、従来の農村という性格に加えて商工業が行われる在郷町や宿場町が形成された。特に、中世まで北陸道の主要往還筋であった戸出・中田往来やルート変更後の北陸道沿いには、福岡新町や立野町、和田新町、戸出村、中田村などが発展した。

一方、小矢部川や千保川を下ってくる米などの終着点であった伏木は、加賀藩から渡航の許可、税の徴収など公的な役割を認められ、北前船（バイ船）を利用した交易により港町として発展した。当時の様子は、射水郡見取絵図（文化 5 年(1808)高樹文庫蔵）にて見ることができる。

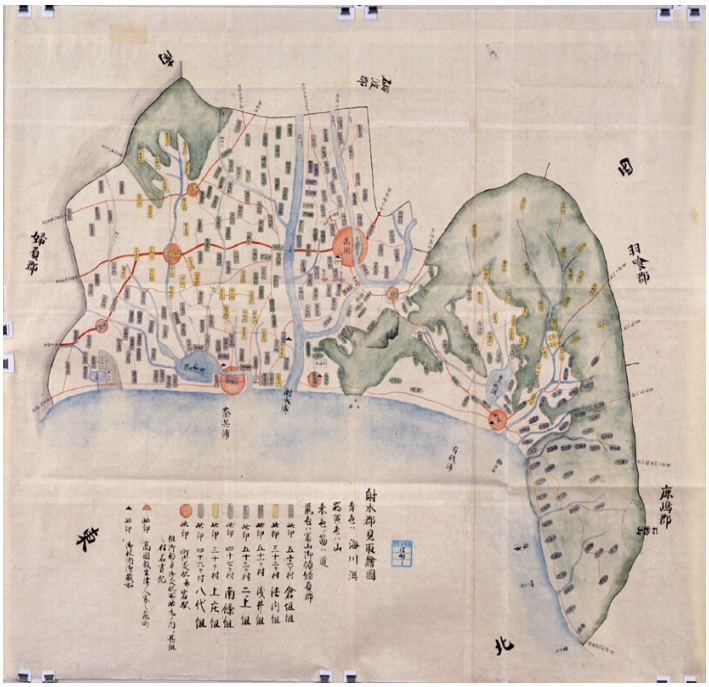

射水郡見取絵図（文化 5 年(1808)）高樹文庫蔵



米、その他特産物の流通システム

［資料：高岡市歴史文化基本構想（平成 23 年（2011）３月）］

ⅳ）多様な祭礼行事と獅子舞

本市では多様な形態の地域社会が形成された結果、古代からの神道や仏教などの広がりと相まって、様々な祭礼行事が生み出された。高岡御車山祭の御車山行事（重要無形民俗文化財）や二上射水神社の築山行事（富山県指定無形民俗文化財）、伏木神社春季例大祭の祭礼行事（通称「けんか山」）（高岡市指定無形民俗文化財）、氣多神社のにらみ獅子（高岡市指定無形民俗文化財）など、市を代表する無形民俗文化財のほか、田祭り・虫送りといった豊作祈願の祭礼行事、節句やお盆など年中行事などが生まれた。特に、市内全域に分布しており、春には豊作を祈って、秋には五穀豊穣に感謝して行われている獅子舞は、本市の民俗芸能を語る上で

欠かせないものとなっている。

平成 17 年（2005）の富山県教育委員会の調査では、高岡市内にある獅子舞は 188 件（うち 27 件は休止中）を数え、氷見獅子、砺波獅子、射水獅子、行道の獅子に分類される。氷見獅子、砺波獅子、射水獅子は胴幕の中に人が何人も入ったいわゆる百足獅子である。氷見獅子は氷見市を中心に分布されており、リズミカルな舞いで、演目は 20 種程あるとされる。砺波獅子は砺波平野一体に分布されており、胴幕に竹が入る大きな獅子とされる。射水獅子は射水平野に分布されており、獅子あやしはシャグマを被った天狗とキリコ（花笠の子供２人）で、胴幕に竹は入らないとされる。行道の獅子は中世よりの歴史をもち、神輿行列などの露払い役として、古い箱型の獅子頭が練り歩くとされる。

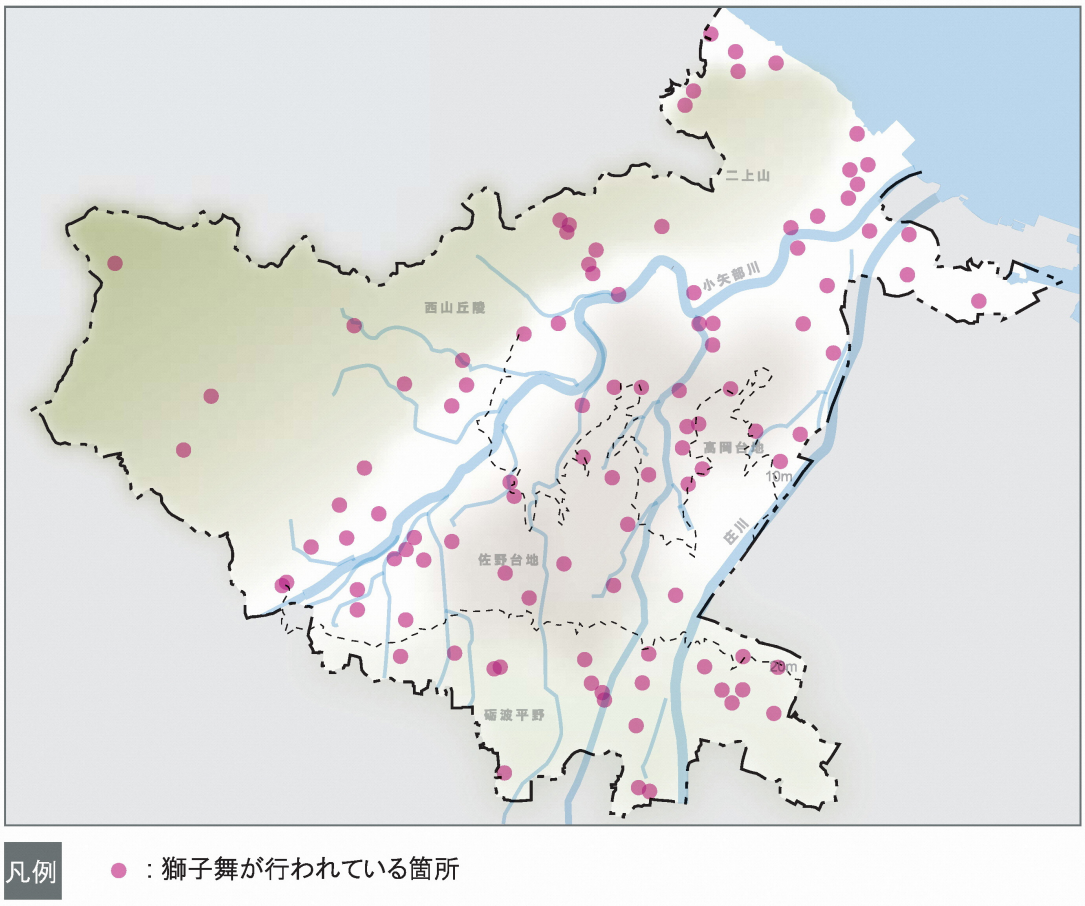

獅子舞保存分布

［資料：高岡市歴史文化基本構想（平成 23 年（2011）３月）］

ⅴ）加賀藩ゆかりの伝統文化

３代当主・前田利常が裏千家の千宗室から茶道を学んだことから、加賀藩領である高岡では、次第に町人にも茶道が普及していった。町家では、凝ったしつらえの茶室が多くみられ、日常的にお茶が嗜まれ、毎年の行祭事にもお茶会が催されている。

また、能学も加賀藩ゆかりの伝統文化である。瑞龍寺で毎年行われる薪能や燭光能などでは、高岡能楽会という団体によって幽玄な舞が披露されているが、もとは利長の 33 回忌法要の際に能楽師を招いて燭光能を行ったことが始まりとされている。その技術は高く評価されており、野尻哲雄氏及び荒井亮吉氏は、重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者として認定された人によって構成される日本能楽会の会員となっている。

このほか、雪つりなど、地域の自然・風土と密接に結びついた習慣にも高岡固有のものが息づいている。

ⅵ）高岡城の保存と継承

一国一城令により廃城となってしまった高岡城だが、利長利常の時代の高岡城の様子は、高岡御城景台之絵図（慶長 17 年（1612）8 月写）に見ることができる。廃城後も城内は高岡町奉行所の管理下におかれ、加賀藩の米蔵・塩蔵・火薬蔵・番所などが置かれ、町の核としての機能は維持されていた。明治維新後、城跡は払い下げの危機にあったが、明治６年（1873）の太政官布告第 16 号（公園条令）が布達されたことも追い風となり、高岡町民の公園指定運動によって、明治８年(1875)、「高岡公園」として指定され守られることとなった。

城内に建造物は全く残されていないが、キリシタン大名の高山右近が設計したともいわれる優れた縄張りは非常によく残されており、曲輪や堀も当時とほとんど変わっておらず、こうした点が高く評価され、昭和 40 年（1965）には、富山県の指定史跡、また、平成 27 年（2015）には、史跡となった。また、現在は「さくら名所 100 選（日本さくらの会選定)」や「日本 100 名城（日本城郭協会選定)」、「日本の歴史公園 100 選（都市公園法施行 50 周年等記念事業実行委員会選定)」などにも選ばれており、市民の憩いの場として、万葉祭りなどのイベントの舞台として賑わいを見せている。現在の高岡城の様子は、次の図より見ることができる。

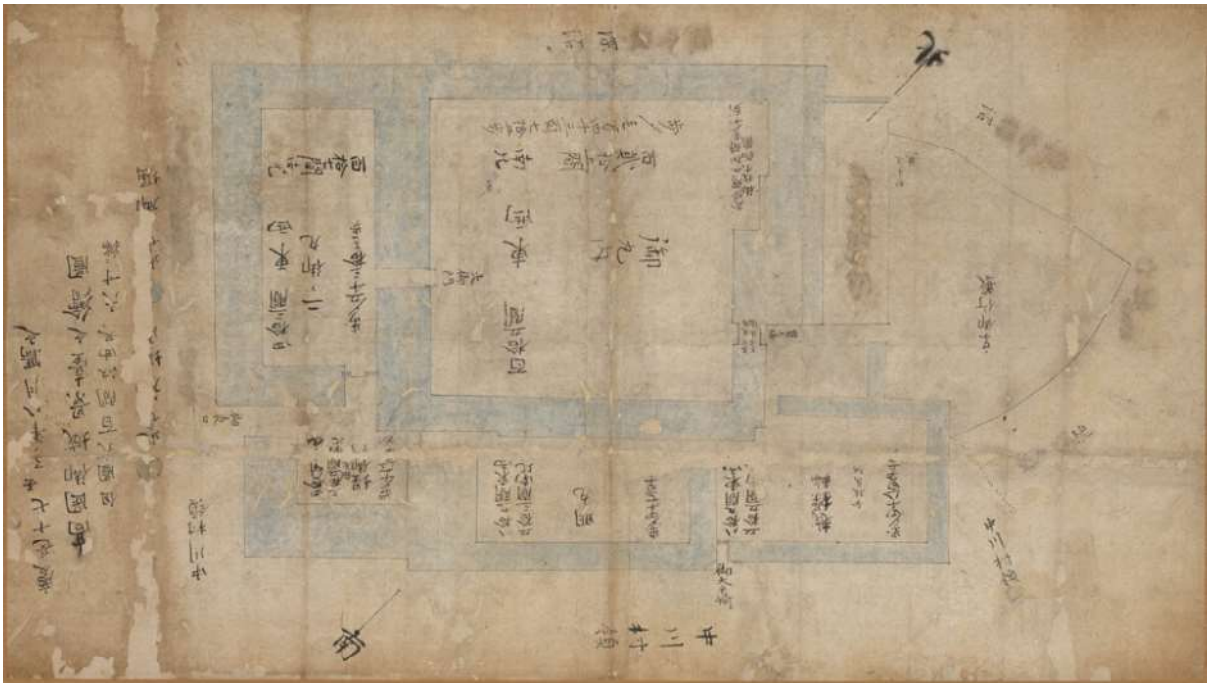

高岡御城景台之絵図（慶長 17 年（1612）8 月写）高岡市立中央図書館蔵

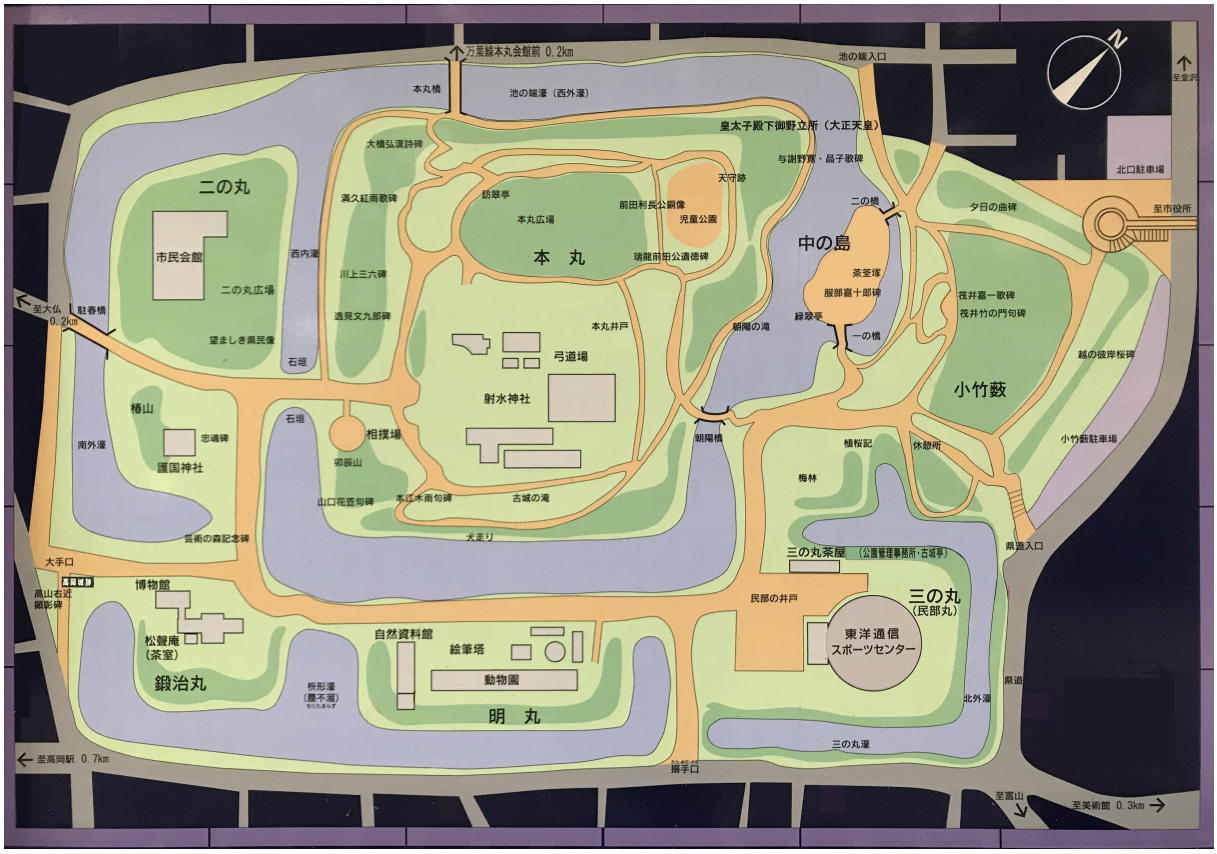

高岡城跡・高岡古城公園（令和 2 年（2020）撮影）

ⅶ）高岡のものづくり

現在高岡は高岡銅器や高岡漆器などの伝統工芸と、アルミ産業などの近代産業が融合したものづくりの町となっている。このものづくりの技術もその多くが近世に端を発するものである。

高岡銅器の生産のはじまりは、およそ 400 年前に利長（としなが）の高岡入城に際し、城下の繁栄を図る産業政策の一環として始めさせた鋳物生産に見出すことができる。利長（としなが）は、礪波（となみ）郡の西部金屋（にしぶかなや）（現在の高岡市戸出西部金屋（といでにしぶかなや））の鋳物師に高岡へ移住して仕事をするように指示を出し、金屋（かなや）の地を与え、税や諸役の免除など手厚い保護をした。これは、市指定有形文化財である前田利長（まえだとしなが）書状（慶長年間５月 30 日付）からも読み取ることができる。以降、金屋町（かなやまち）を中心とした高岡の鋳物生産は、加賀藩の庇護や町民らの努力により、大きな発展を遂げることとなった。

当初、高岡鋳物の生産は鍋や釜、鋤・鍬といった鉄鋳物の生産が大半で、銅鋳物はわずかであった。これは 18 世紀初頭に高岡の鋳物が能登など越中国外へ販路を拡げ進出する機会を迎えても変わらず、当時の主要な生産品は塩釜や鯡釜（にしんかま）などであった。しかし、近世の早い段階から彫金師や仏具師により、装身具や仏具、仏壇飾りなどの小物銅器もつくられており、18 世紀後半になると、こうした彫金師や仏具師の持つ技術と鋳物師の技術が融合し、梵鐘（ぼんしょう）や灯籠のような大型製品から、火鉢や燭台などの日用品、かんざしや煙管（きせる）などの装飾品といった銅鋳物がつくられるようになった。これは、安政３年（1856）の全国の主な鋳物師人数からみても越中では 70 人ほどの鋳物師がいるが、そのうち 55 人は高岡であり、越中のなかでも高岡が盛んであったことがわかる。また製品を売りさばく高岡商人の活躍もあって、高岡は銅器の一大生産地として発展することとなった。

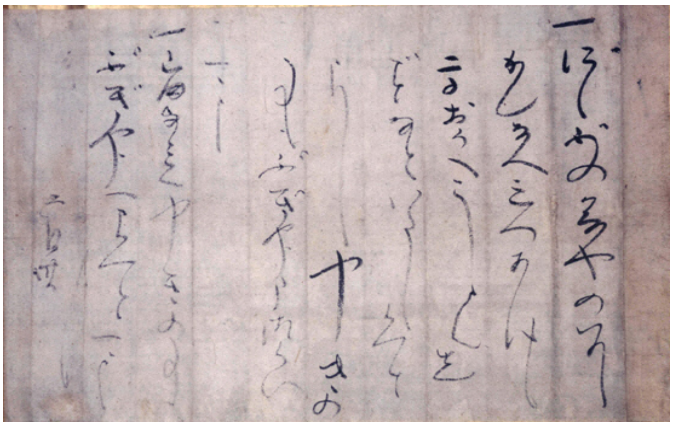

前田利長書状（慶長年間 5 月 30 日付）

高岡市立博物館蔵

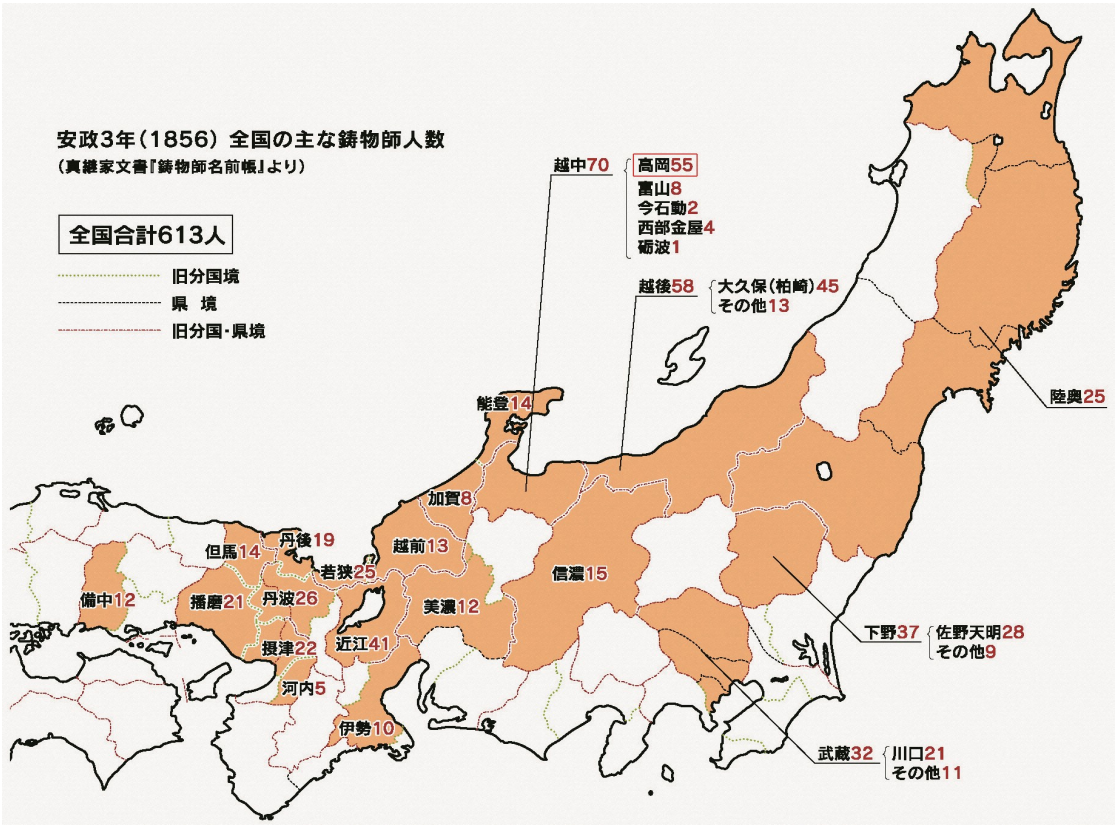

安政 3 年（1856）全国の主な鋳物師人数（真継家文書『鋳物師名前帳』より

［資料：高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成 20 年（2008））］

18 世紀後半に本格化し始めた高岡の銅器生産は、江戸時代後期にはさらに全国各地に販路を拡大し、19 世紀中頃からは海外貿易も始まった。また、近世には、一つの工房で鋳造から仕上げ、着色といった製造に関わる全ての工程を行う工房制手工業が行われてきたが、明治の中頃には、問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が確立されていた。この頃の問屋は、単に商品を集めて各地に販売するだけではなく、人々の多様なニーズを研究し、その需要に基づいて製造業者に注文を出すなどの努力を続けており、これが高岡の金工技術の更なる進歩を促したと考えられる。多くの名工を擁した高岡銅器は、明治期の万国博等に出品・入賞を重ねており、欧米への輸出が本格化するほどであった。

今日でも高岡銅器の技術は非常に高い評価を受けており、昭和 50 年（1975）には国の伝統的工芸品の産地指定を受け、平成元年（1989）には金森映井智（かなもりえいいち）氏が「彫金」分野で、平成 17 年（2005）には大澤光民（おおさわこうみん）氏が「鋳金」分野で重要無形文化財（各個認定）保持者、いわゆる人間国宝の認定を受けた。



武人文様彫金大香炉
（明治 10 年（1877）
二代横山彌左衛門）
高岡市美術館蔵

また、平成 23 年（2011）３月には「高岡鋳物の製作用具及び製品」が国の登録有形民俗文化財に登録された。



象嵌鋳銅花器（昭和 59 年（1984）
金森映井智）高岡市美術館蔵



鋳ぐるみ鋳銅花器（平成 11 年（1999）
大澤光民）高岡市美術館蔵

高岡漆器も、開町と同時に始まったといわれる。元禄から享保年間には、八兵衛や吉兵衛ら城端色漆蒔絵の名工を輩出し、江戸中期以降には、高岡工芸漆器の祖といわれる辻丹楓などの名工が次々と現れ、様々な技術を生み出した。また、幕末から明治期にかけて、石井勇助らの名工が現れ、勇助塗や青貝塗などの技法を編み出した。その後も、大正から昭和初期には組合が設立され、生産と販売の近代化が進められた。また、その技術は高く評価され、昭和 50 年（1975）には高岡銅器とともに国の伝統的工芸品の産地に指定された。



福寿文勇助塗飾棚（明治 14 年（1881）
二代石井勇助）高岡市美術館蔵

福岡町の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは、室町時代の嘉吉年間（1441～1443）ともいわれており、庄川や小矢部川の氾濫による低湿地で自生した菅を利用した蓑作りから始まったと伝えられる。以降、山間を中心に水稲の不適作地を利用し菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には加賀藩の奨励も受けて積極的に生産されるようになり、問屋の大型化や海や川、街道といった流通システムの有効利用により、全国へ販路を拡大した。また、その技術や菅の生産から菅笠の製作までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、平成 21 年（2009）には「越中福岡の菅笠製作技術」として重要無形民俗文化財に指定された。平成 29 年（2017）には「越中福岡の菅笠」として国の伝統的工芸品にも指定された。

④近代

ｉ）商都高岡の隆盛

近代は、近世に生まれた商都高岡が更に大きな発展を遂げた時期である。明治期に入っても、越中における最も重要な産業は米作であった。当地で収穫された米の半分は地元で消費されたが、残りは北海道、東京・京都や大阪に廻米されていた。この廻米を扱っていたのが高岡の米商人であり、その運搬にあたったのが廻船問屋である。

高岡では、明治 18 年（1885）、それまで金沢にしか設置が認められていなかった米商会所が開業し、豊かな穀倉地帯である砺波平野を背後地とする高岡の米取引が活発化していった。それに伴い、江戸時代から続く山町筋の菅野家を頂点とする大商人や、伏木では藤井家、堀田家などの廻船問屋が隆盛を競うようにさらなる発展を遂げることとなった。彼らは綿や布、肥料などを扱う会社を次々と興した。明治 22 年（1889）以降、菅野伝右衛門など山町筋の豪商を中心とした銀行の設立、明治 26 年（1893）の日本海側初の紡績工場となる高岡紡績株式会社の設立、明治 36 年（1903）には高岡電燈株式会社の設立など、近代産業への転換をいち早く果たした。さらには、明治 31 年（1898）の民営中越鉄道の開通、同 31 年（1898）から同 32 年（1899）の官設北陸鉄道の開通、明治 32 年（1899）の伏木港の開港場指定など、流通システムの整備も図られ、これが高岡の商業能力の強化に大きな役割を果たした。



高岡米穀取引所　『富山県写真帖』富山県編（明治 42 年（1909））より

この町の発展は、町の中心部で納まるものではなく、近代化の波は周辺域へも拡大した。伏木港では、明治 41 年（1908）に県内初の化学工場である北陸人造肥料株式会社商業港が設立され、その後も北海曹達株式会社や伏木製紙株式会社など金属・化学・製紙工場などが次々と進出し、北陸で最初の臨海工業地帯が生まれた。古くから八講布と称する麻布の産地として有名であった戸出では、明治期に入るととりわけ綿織物が隆盛になり、明治 26 年（1893）に戸出物産合資会社が設立された。

教育の分野では、産業・経済分野からの要求に応えるかたちで、明治 27 年（1894）の富山県工芸学校の設置を機に次々と中等学校が設置された。また、大正 11 年（1922）には上水道の敷設が初めて提案され、紆余曲折を経て、昭和６年（1931）６月に市内主要部の工事が完成し通水が始まるなど、社会資本の整備も図られ、経済的豊かさと並行して人々の生活も豊かになっていった。

ⅱ）伏木港の近代化と藤井能三

重要港湾を有する伏木の発展は、民間の活力が生かされたものであった。伏木の有力な廻船問屋に生を受けた藤井能三は、明治５年（1872）に発布された学制を機に伏木に学校を開くことを決意、自らの持家を提供し設立に要する費用をすべて立て替えて、県下初の公立小学校である伏木小学校、同９年（1876）には藤井女児小学校を開校した（両校は同 20 年（1887）に伏木小学校に統合）。また、港湾については、明治８年（1875）に大型汽船の伏木来港を実現させ、同 10 年（1877）には私費を投じて日本海側で最初となる西洋式灯台を完成させた。藤井能三は、私財を投げ打って伏木町と伏木港の発展と近代化を推し進めた者として、今でも市民の尊敬を集める先人の一人である。

ⅲ）ものづくりの技を活かした近代産業の発達

近代以降、近世から発達したものづくり技術を活かして、科学や産業が発達した。

科学の分野では、アドレナリンの発見と消化剤タカジアスターゼの発明で世界的に有名な高峰譲吉博士を輩出している。高峰博士はこれらの発見・発明のほか、わが国におけるプラスチック工業の草分け的存在であるとともに、富山県の急流河川に着目し、河川の水力による低廉な電力を利用したアルミニウム工業の起業に乗り出すなど、高岡の近代化を科学の分野で支えた偉人である。現在の高岡市の主要な近代産業であるアルミニウム工業は、近世初頭に始まる鋳物の伝統技術と高峰博士らの科学分野が融合して発展したものであると言える。

⑤現代

第２次世界大戦終戦後、本市は、戦災により比較的大きな被害を受けなかったことから非戦災都市として今日まで歩んでいる。そのため、現在でも中心市街地には、瑞龍寺や高岡城跡、高岡御車山祭といった伝統行事など数多くの歴史・文化資産が集積しており、重要伝統的建造物群保存地区として、山町筋、金屋町が選定されている。これは、富山県内においては他に類を見ない状況である。また、字名や条里など、中心市街地には開町時の町建ての雰囲気が色濃く残っている。

（２）高岡市ゆかりの人物

本市の歴史的風致の形成に関わりのある人物のうち、本計画の歴史的風致に記載のある人物のみを以下に挙げる。

①大伴家持（718～785）

奈良時代の歌人。

天平 10 年（738）に、はじめて内舎人として朝廷に出仕し、その後、従五位下に叙せられ、天平 18 年（746）に宮内少輔となる。同年６月には、越中守に任じられ、８月に着任してから、天平勝宝３年（751）に少納言となって帰京するまでの５年間、越中国に在任した。在任中に当地の風光明媚な自然などについて数多くの秀歌を詠んでいる。



大伴家持肖の銅像

②前田利長（1562～1614）

前田利家の嫡男として誕生。初名は利勝。加賀前田家２代当主。

天正 13 年（1585）、豊臣秀吉より礪波・射水・婦負の３郡を与えられ、守山城主となり城下に町を築いたが、慶長２年（1597）に富山へと居城を移した。その後、弟の利常へ家督を譲り隠居していたが、富山城焼失を契機に、慶長 14 年（1609）に高岡城と城下町を築いた「高岡の祖」とされている人物。

前田利長肖像

③前田利常（1594～1658）

加賀前田家３代当主。

利長の死と元和元年(1615)の一国一城令による高岡城廃城後、様々な商工振興策を進め、高岡の商工業都市への転換策を積極的に図った人物。

前田利常肖像

４　文化財等の分布状況

本市における文化財の指定件数は下記の表のとおりである。

		国		県	市
種類		国宝	指定	指定	指定
有形文化財	建造物	1	6	1	5
	絵画		2	1	4
	彫刻		2	5	11
	工芸品		3	4	19
	書跡・典籍・古文書		1	2	18
	考古資料				4
	歴史資料			3	
民俗文化財	有形民俗文化財		1		2
	無形民俗文化財		2	1	2
記念物	史跡		3	4	14
	名勝		1		1
	天然記念物			2	10
無形文化財			1		1
計		1	22	23	91

重要伝統的建造物群保存地区	2
登録有形文化財	39
登録有形民俗文化財	1

文化財の指定件数（令和２年（2020）３月 15 日時点）

（１）国指定・選定文化財

市内には重要文化財に指定された建造物が７件あり、うち１件は国宝である。また、１件の重要有形民俗文化財と２件の重要無形民俗文化財があるほか、絵画や彫刻、工芸品といった重要文化財が８件、３件の史跡、１件の名勝と１件の重要無形文化財がある。重要伝統的建造物群保存地区も２地区選定されており、指定文化財の種類は多岐にわたっている。

以下に建物等の主だった文化財をまとめた。なお、★については第２章で詳細に説明する。

①建造物

ｉ）国宝（１件）

名称	瑞龍寺★		
	（仏殿）	（法堂）	（山門）
外観			
所在地	高岡市関本町	高岡市関本町	高岡市関本町
年代	万治２年（1659）	明暦元年（1655）	文政元年（1818）
概要（構造など）	桁行三間、梁間三間、一重もこし付、入母屋造、鉛瓦葺	桁行十一間、梁間九間、一重、入母屋造、銅板葺、向拝桁行二間、梁間一間、一重、向唐破風造、銅板葺	三間一戸二重門、入母屋造、こけら葺、左右山廊付各桁行三間、梁間一間、一重、切妻造、こけら葺

ⅱ）重要文化財（６件）

名称	瑞龍寺★ （総門、禅堂、大茶堂、高廊下、北回廊、南東回廊、南西回廊）	氣多神社本殿★	武田家住宅
外観			
所在地	高岡市関本町	高岡市伏木一ノ宮	高岡市太田4258 番地
年代	総門：明暦頃(1655-1657 頃)	室町時代後期（1467～1572）	寛政時代（1789～1800）
概要（構造など）	総門：三間一戸薬医門、切妻造、こけら葺、左右袖壁附属	三間社流造、向拝一間、こけら葺	桁行 21.2m、梁間 20.6m、一部二階、寄棟造、背面腰折屋根、茅及びこけら葺、西面、南面及び東面庇付、南面便所附属、桟瓦葺、北面庇附属、板葺
名称	佐伯家住宅	勝興寺★ （本堂、経堂、御霊屋、鼓堂、宝蔵、総門、唐門、式台門、大広間及び式台、台所、書院及び奥書院、御内仏）	菅野家住宅★ （主屋、土蔵）
外観			
所在地	高岡市福岡町蓑島630	高岡市伏木古国府	高岡市木舟町36 番１号
年代	明和４年(1767)	本堂：寛政５年(1793)	主屋：明治 33 年（1900）
概要（構造など）	桁行 18.0m、梁間 13.0m、入母屋造、東面庇付、茅葺、背面下屋付、桟瓦葺	桁行 39.4m、梁間 37.5m、一重、入母屋造、向拝三間、金属板葺	土蔵造、建築面積 288.45m2、二階建、桟瓦葺、背面西方浴室及び便所附属

②無形民俗文化財（２件）

重要無形民俗文化財として、「高岡御車山祭の御車山行事」や「越中福岡の菅笠製作技術」が指定されている。「高岡御車山祭の御車山行事」は「山・鉾・屋台行事」として平成 28 年（2016）にユネスコ無形文化遺産に登録された。

③史跡（３件）

名称	桜谷古墳	加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）★	高岡城跡★
外観	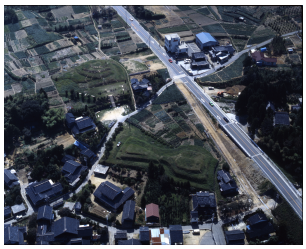		
所在地	高岡市太田	金沢市、高岡市	高岡市
年代	古墳時代前期	正保３年（1646）	近世初頭
指定基準	貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡	墳墓及び碑	都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

④重要伝統的建造物群保存地区

ⅰ）山町筋伝統的建造物群保存地区

面積：約５．５ha

範囲：守山町、小馬出町の各全域、及び御馬出町、木舟町、一番町、源平町、本町の各一部

概要：山町筋は、江戸期の初めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治33年（1900）の大火後に当時の防災計画に従って再興された町で、土蔵造の町家、真壁造りの町家、前面を洋風に仕上げた町家、レンガ造り洋風建築の銀行など、明治中期から、大正、昭和初期に建築された伝統的な建造物が残る地区である。



山町筋の町並み（木舟町）



山町筋の町並み（守山町）

ⅱ）金屋町伝統的建造物群保存地区

面積：約６．４ha

範囲：高岡市金屋町・金屋本町の各一部

概要：金屋町は、利長が城下建設に際し、鋳物師を招き土地を与えて鋳物づくりを行わせた高岡鋳物発祥の地である。利長が町民に与えた拝領地は、長さ100　間・幅50間であったが、町の発展に併せて町域も拡大しており、現在では長さ約 600m（内免の一部を含む）の範囲に、木造・２階建・真壁造り・登梁形式の町家や土蔵、近代以降の工場跡などが100棟以上残されており、鋳物の町としての風情を形づくっている。また、明治期以降に建てられ、軒が深く、袖壁があり、サマノコ（千本格子、狭間処、狭間虫籠）と呼ばれる格子を建て込んだ真壁造りの町家が多く残る地区である。



金屋町の町並み

（２）県指定文化財

建造物が１件、史跡が４件あり、15 件の絵画や彫刻・工芸品・古文書等がある。また、「二上射水神社の築山行事」が無形民俗文化財として登録されているほか、２件の天然記念物がある。なお、建造物と史跡については以下の表にまとめた。

名称	筏井家住宅★	城が平横穴古墳	越中国分寺跡★
外観			
所在地	高岡市木舟町	高岡市福岡町舞谷・馬場地内	高岡市伏木一宮1-1-44
年代	明治 36 年（1903）	古墳時代	天平 20 年頃（748）
概要（構造など）	桁行六間半、梁間七間半、切妻造、平入、桟瓦葺、２階建、黒漆喰仕上げ	城ケ平山（標高 173.6m）の東山腹にあり、舞谷側に 43 基、馬場側に９基確認	発見された軒平瓦と軒丸瓦は、いずれも奈良時代後期の平城京様式瓦
名称	木舟城跡	瑞龍寺の石廟	
外観			
所在地	高岡市福岡町木舟地内	高岡市関本町35	
年代	寿永３年頃（1184）	不明	
概要（構造など）	16 世紀代を中心とする土遺物が出土	石廟は５基、石堂は切妻造、堂内に宝篋印塔を安置	

（３）市指定文化財

５件の建造物、56 件の絵画や彫刻・工芸品・古文書等がある。また、２件の有形民俗文化財、２件の無形民俗文化財、古墳や中世城館跡など 14 件の史跡がある。そのほか、福岡地区の西山丘陵を中心に１件の名勝、10 件の天然記念物がある。また、無形文化財として福岡の「雅楽」が指定を受けている。なお、建造物については以下の表にまとめた。

名称	戸出御旅屋の門	五福町神明社本殿★	大手町神明社拝殿★
外観			
所在地	高岡市戸出町2-14-20	高岡市五福町12-50	高岡市大手町8-14
年代	寛永 19 年（1642）	慶安５年（1652）	慶安５年（1652）
概要（構造など）	桁行四間、梁間二間、切妻造、桟瓦葺	間口三間、奥行二間の入母屋造、平入、桟瓦葺（元こけら葺）	間口三間、奥行一間の入母屋造、平入、桟瓦葺（元こけら葺）

名称	旧秋元家住宅★	旧室崎家住宅★	
外観			
所在地	高岡市伏木古国府7-49	高岡市小馬出町26-1	
年代	明治 20 年頃（1887）	明治 36 年頃（1903）	
概要（構造など）	主屋：切妻造、妻入、桟瓦葺	桁行四間、梁間七間、切妻造、平入、桟瓦葺、２階建て	

（４）国登録文化財

市内には登録有形文化財である建造物が 39 件あり、また、登録有形民俗文化財が１件ある。主だった建造物については以下の表にまとめた。

名称	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）★	清水町配水塔資料館（旧配水塔・水源地水槽・第三源井上屋）	澤田家住宅主屋
外観			
所在地	高岡市伏木湊町7-1	高岡市清水町1-7-30	高岡市二塚10
年代	明治 43 年（1910）	旧配水塔：昭和６年（1931）	大正初期（1912～1925）
概要（構造など）	木造２階建、瓦葺、建築面積 261m2	鉄筋コンクリート造、高さ 29.7m、直径 11.4m	木造２階建、瓦葺、建築面積 220m2
名称	棚田家住宅★（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵）	福岡町歴史民俗資料館（旧福岡町役場）	谷村家住宅主屋★
外観			
所在地	高岡市伏木錦町14-26	高岡市福岡町下向田15	高岡市伏木中央町1-6
年代	主屋：明治 23 年頃（1890）	大正 13 年（1924）	明治元年（1868）
概要（構造など）	木造２階建、瓦葺、建築面積 408m2	鉄筋コンクリート造２階建、瓦葺、建築面積 265m2	木造２階建、瓦葺、建築面積 86m2

名称	能松家住宅主屋★	佐野家住宅★ （主屋・茶室・一番の蔵・二番の蔵・調度蔵・味噌蔵・防火壁）	井波屋仏壇店★
外観			
所在地	高岡市吉久2-3-2	高岡市御馬出町68	高岡市守山町37-1
年代	明治末期頃（1868～1911）	明治 33 年（1900）	明治 38 年（1905）
概要（構造など）	木造２階建、瓦葺、建築面積 101m2	土蔵造２階建、瓦葺、建築面積 112m2	木造２階建、瓦葺、建築面積 96m2
名称	有藤家住宅★	清都酒造場主屋★	旧南部鋳造所 キュポラ・煙突★
外観			
所在地	高岡市吉久2-3-13	高岡市京町12-12	高岡市金屋本町3-45
年代	大正５年（1916）	明治 20 年頃(1887)	大正 13 年（1924）
概要（構造など）	木造２階建、瓦葺、建築面積 195m2	木造２階建、瓦葺、建築面積 176m2	キュポラ：鉄製キュポラ及び煉瓦・石造煙道よりなる、鉄製吸気管付 煙突：煉瓦造、高さ 15m

名称	旧伏木測候所庁舎・測風塔★	有礒正八幡宮★（本殿・釣殿・拝殿及び幣殿）	伊東家住宅（旧松下家住宅）主屋
外観			
所在地	高岡市伏木古国府12-5	高岡市横田町3-1-1	高岡市中田字木村4760
年代	庁舎：明治 42 年（1909） 測風塔：昭和 13 年（1938）	本殿：明治 16 年（1883）	昭和５年(1930)
概要（構造など）	庁舎：木造平屋建、瓦葺、建築面積 154m2 測風塔：鉄筋コンクリート造３階建、建築面積 13m2	本殿：木造平屋建、銅板葺、建築面積 21m2	木造２階建、瓦葺、建築面積 179m2
名称	若井家住宅主屋（旧中越銀行）★	丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋・土蔵★	金作家住宅（主屋・東土蔵・西土蔵）
外観			
所在地	高岡市川原町65-6	高岡市吉久2-2618	高岡市内免1-53 他
年代	明治 35 年(1902)、大正７年(1908)移築	主屋：明治中期(1883～1897)、大正期増築(1912～1926)	主屋：明治 26 年（1893）
概要（構造など）	木造２階建、瓦葺、建築面積 139m2	主屋：木造平屋一部２階建、瓦葺、建築面積 143m2	主屋：木造２階建、瓦葺、建築面積 124m2

名称	勧盛寺 （本堂・離座敷・山門）		
外観			
所在地	高岡市二塚1316		
年代	本堂：江戸中期(1661～1751)／明治 18 年(1885)・同 39 年(1906)・平成 13 年(2001)改修		
概要（構造など）	本堂：木造平屋建、瓦葺、建築面積 308m2		

（５）主な未指定文化財

指定等以外の文化財の分布状況については、平成 20 年度（2008）から平成 22 年度（2010）に実施した「高岡市文化財総合的把握モデル事業」（文化庁委託事業）において、市内文化財悉皆的調査を実施し把握した。

①伝統的建造物

伝統的建造物の調査に関しては、伝統的建造物の建築時期や立地特性を踏まえ、「町家」、「農家―散村・集村集落、山村集落」に分けて調査を実施した。調査地区については、上記伝統的建造物の集積度の高いと思われる地区を抽出しており、町家については市中心部・伏木中心部・福岡中心部・戸出中心部・中田中心部を抽出した。農家のうち散村・集村集落については戸出吉住地域・出来田地域・米島地域を、山村集落については、勝木原地域・福岡町小野地域を抽出した。調査の対象とする伝統的建造物の建築年代は江戸時代から昭和初期（戦前）までとした。

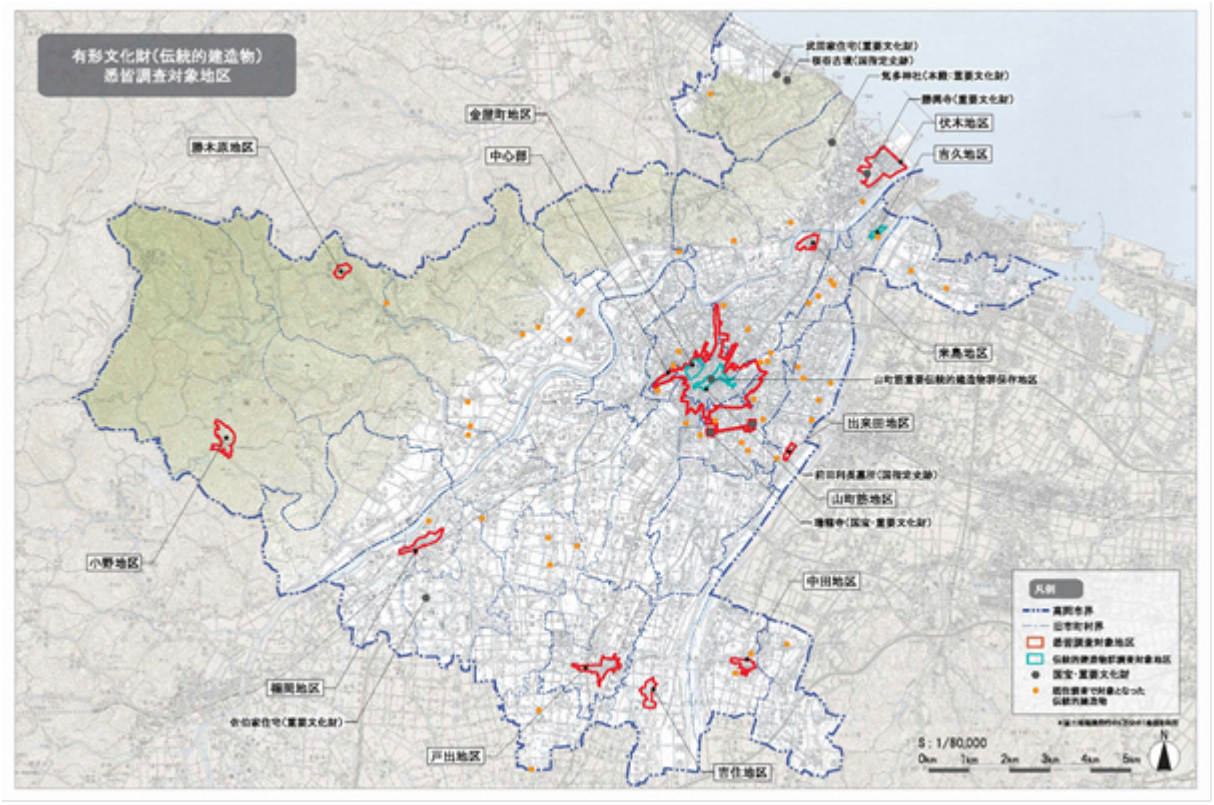

有形文化財（伝統的建造物）悉皆調査対象地区

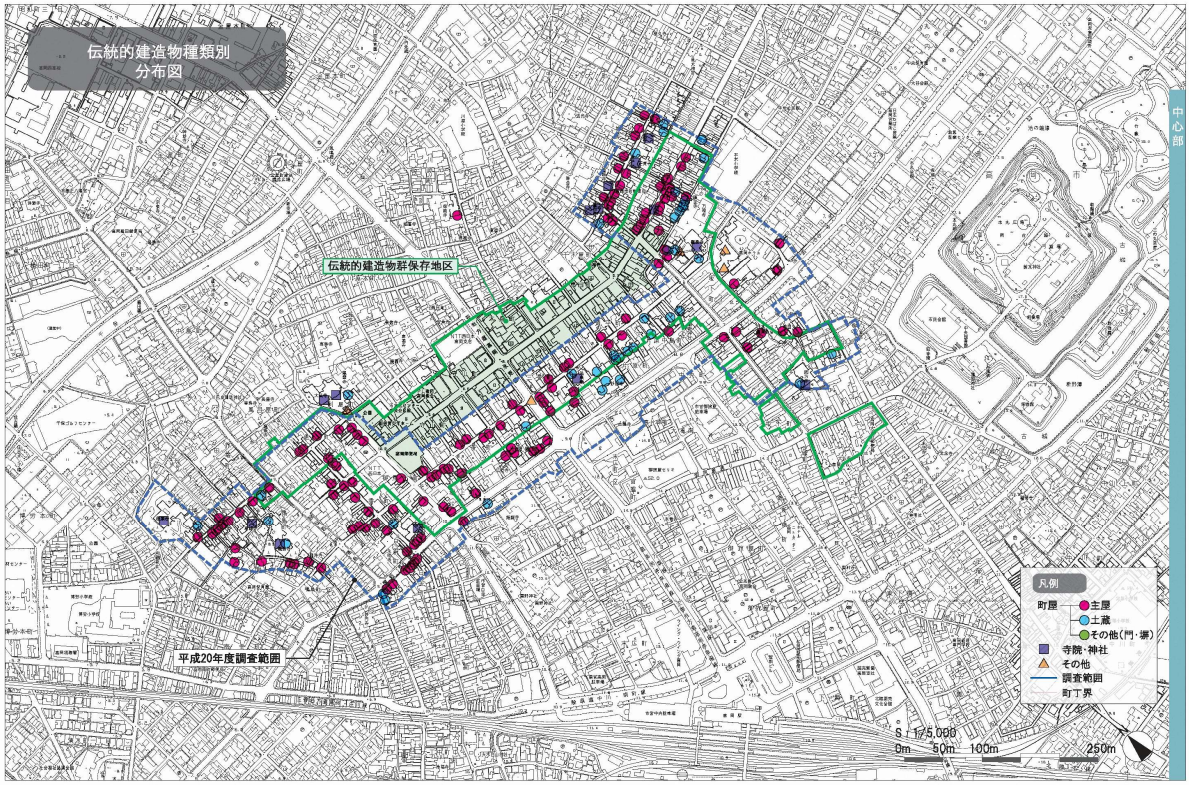

伝統的建造物種類別分布（山町筋地区）

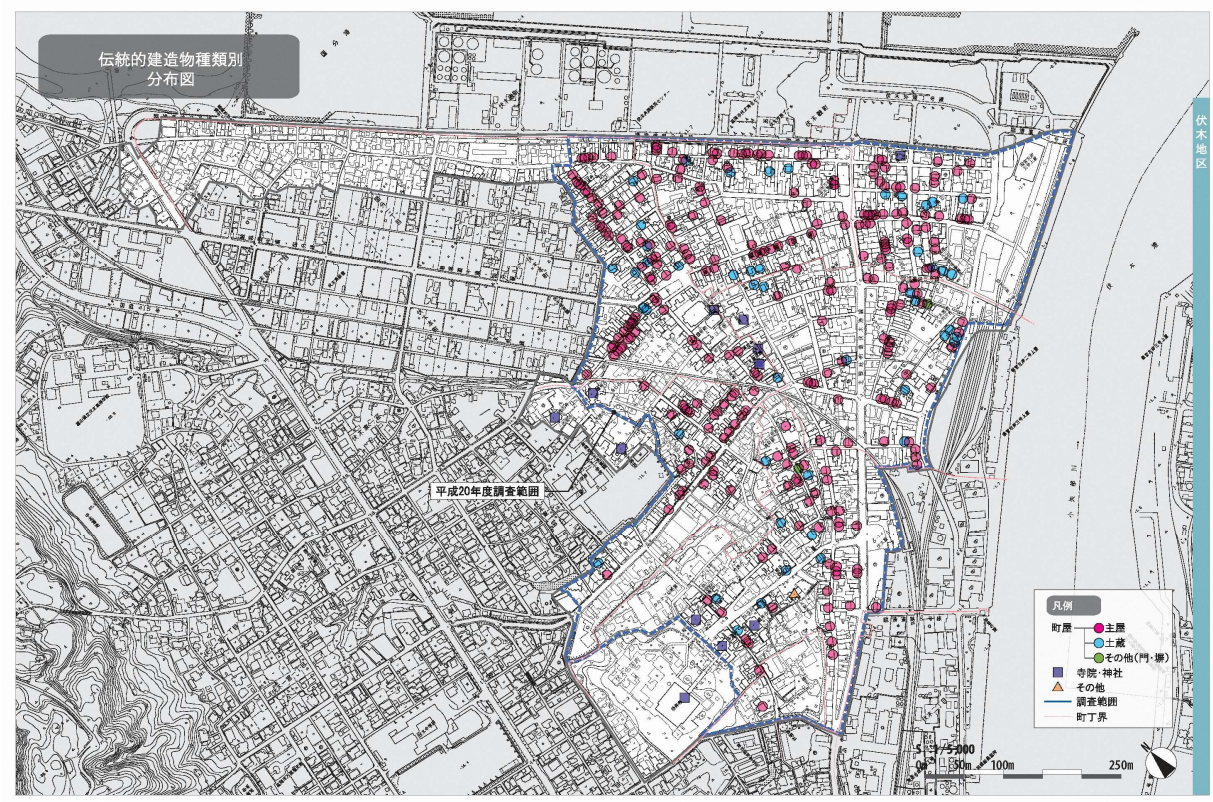

伝統的建造物種類別分布（伏木地区）

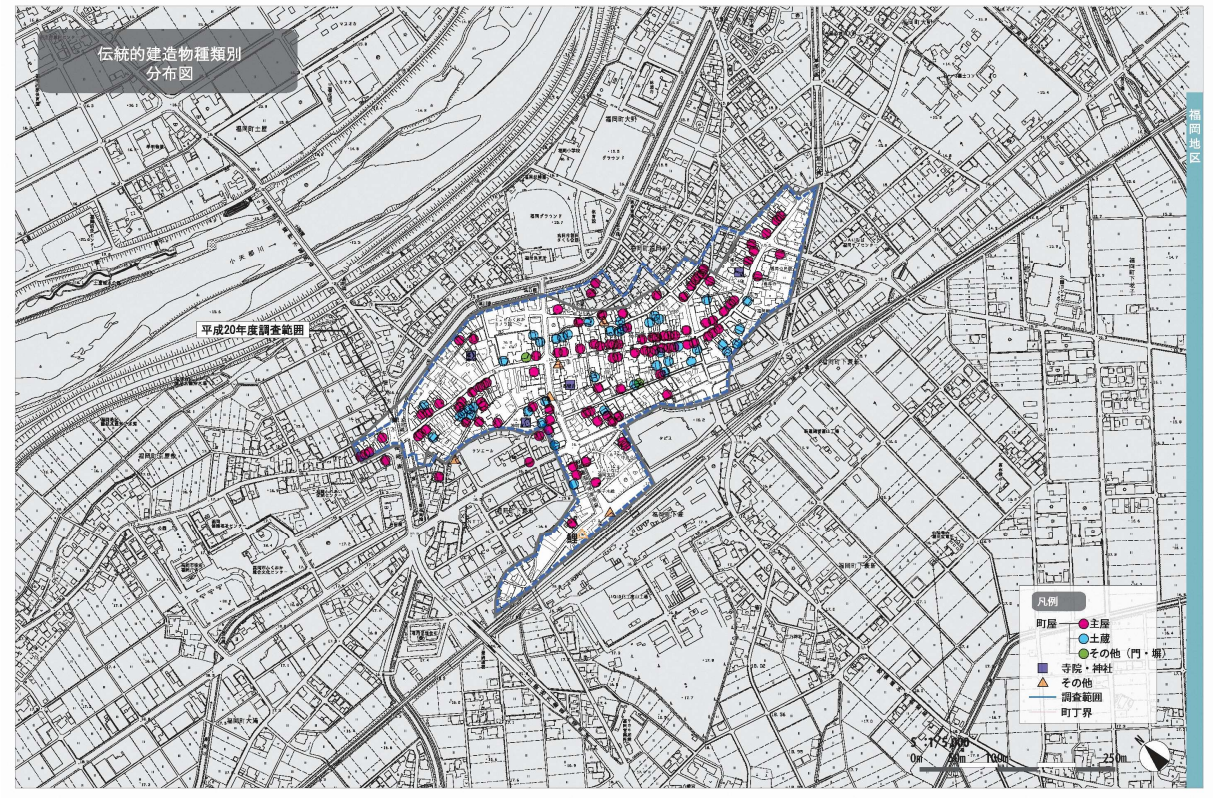

伝統的建造物種類別分布（福岡地区）

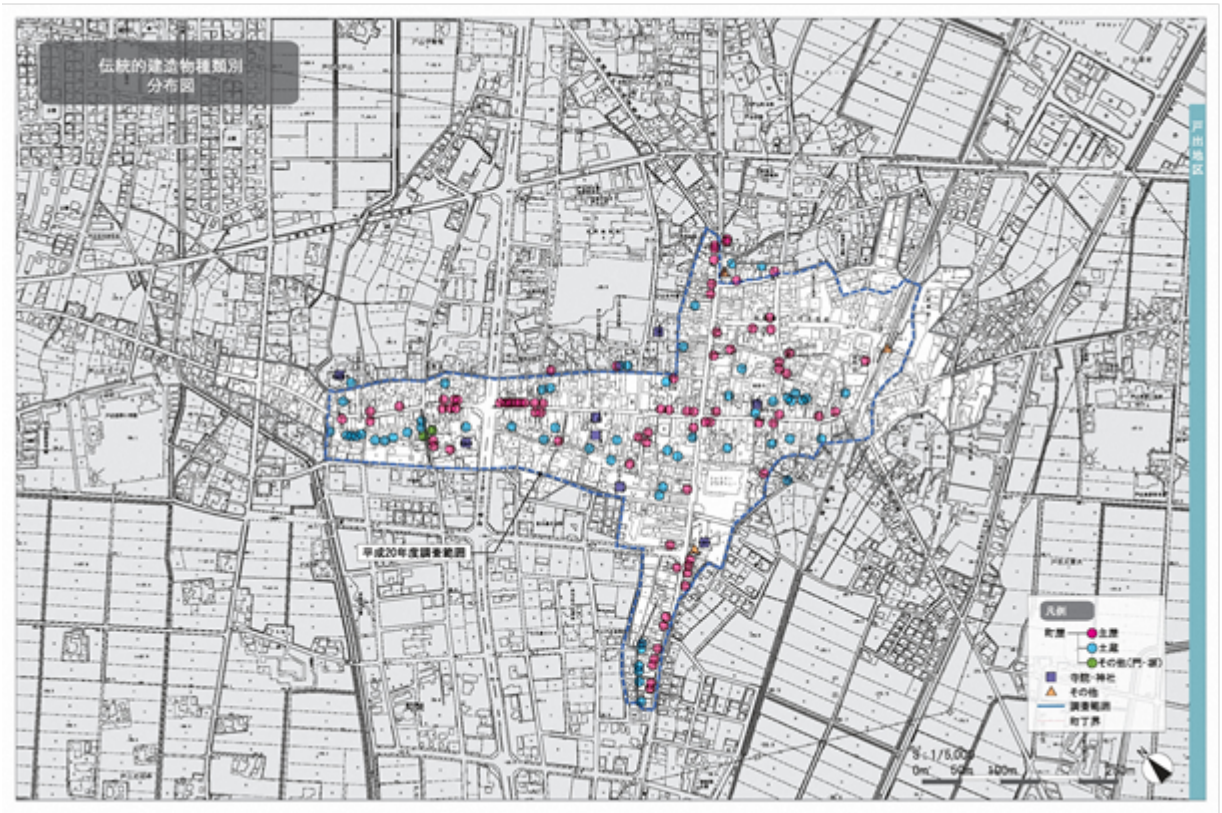

伝統的建造物種類別分布（戸出地区）



伝統的建造物種類別分布（中田地区）

市内文化財悉皆的調査の結果、伝統的建造物については「町家」、「農家」それぞれに次のような特徴があることが分かった。また、社寺建築については、昭和 55 年度（1980）に富山県によって近世社寺建築の調査が実施されており、市内でも比較的価値の高い社寺建築の把握が完了している。

ⅰ）町家

市内の町家の多くは大正から戦前に建てられたものが多い。明治のものもある　程度みられるが、近世まで遡るものは少ない。



登梁形式

町家は木造真壁造りのものと土蔵造のもの、看板建築とに大別できる。このうち木造真壁造りのものは、中二階下屋庇付き建物においては下屋庇が板葺であり傷みやすいことから大屋根を深く出すために出桁造のものがほとんどである。なお、出桁を支える構造として登梁と腕木があるが、登梁形式は大正以前、腕木形式は大正以降のものが多い。

一方、市中心部では、明治 33 年（1900）の大火により旧市域の６割が焼失し、当時の県令で新築の際は防火構造とすることが義務付けられていたために、山町筋を中心に土蔵造の町家が多い。

看板建築は明治初期に出現し始めたものと思われ、商家のファサード（正面）を石や金属板、セメントモルタルなどで覆っている。

ⅱ）農家

砺波平野や射水平野でみられる伝統的な農家建築の形式としては「アズマダチ」を挙げることができる。このアズマダチは、明治以前に茅葺屋根であったものが屋根を下ろして瓦葺になったもので、散村集落の典型的形式とみなされがちだが、低平地の集村や丘陵地の山村などでもみることができる。砺波市立砺波散村地域研究所によると、この「アズマダチ」は主に明治後期から昭和 45 年（1970）頃までに建てられたものが多いが、比較的近年に建てられたものもある。



アズマダチ形式

ⅲ）社寺建築

昭和 55 年度（1980 年度）の調査では、第一次調査として 24 件の社寺建築の調査が実施され、この中から文化財的価値の特に高い移田八幡宮拝殿他、五福町神明社本殿、勝興寺本堂他、国泰寺大方丈他、瑞龍寺山門、総持寺観音堂、西念寺本堂の７件について、さらに第二次調査が行われた。

このうち瑞龍寺山門と勝興寺については、その文化財的価値が高く評価され、前述のとおりそれぞれ国宝・重要文化財の指定を受けている。

五福町神明社拝殿、総持寺は第２章の 61 ページ、63 ページ、西念寺は 118 ページ、国泰寺についても 134 ページを参照されたい。

移田八幡宮は中田にあるもので、拝殿は寛政 11 年（1799）松井角平の作と伝えられ、規模は小さいが中門・透垣を備え神域を形成しており貴重である。

このほかにも市内には数多くの歴史的な社寺が残されている。中でも、利長を祭神とする関野神社は、熊野社及び加久彌社、稲荷社が合祀された由緒を持ち、拝殿奥に鎮座する３社の建造物は、それぞれが享保年間や文化年間に修理された記録が残る近世の建物で、このうち加久彌社の社殿は、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされている。

②伝統的建造物群

市内文化財悉皆的調査の結果が示すように、本市には多くの伝統的建造物群（歴史的町並み）がある。これらの地区は、かつての主要街道や河川の付近に位置しており、その立地的条件を活かして、多くの物や人が行き交う宿場町や在郷町などとして発達してきたところである。中でも、特に伝統的建造物の残存率が高く、特徴的な性格を持った町並みとして、伏木みなと町、勝興寺寺内町、吉久、戸出・中田、福岡町を挙げることができる。なお、各地区における歴史的建造物の詳細については、高岡市歴史文化基本構想 高岡市の文化財編の巻末資料（市内文化財リスト）を参照されたい。

ⅰ）伏木みなと町

伏木みなと町は、市内を南北に流れる小矢部川と日本海の合流地点に位置する町である。この地では、古代より船を利用した交易が行われており、近世以降は北前船による海運を生業に、多くの廻船問屋が誕生するなど、日本海側の主要な港として発展してきた。近代以降には、次々と港の近代化が図られ工業化が進むなど、国内だけでなく環日本海貿易の拠点として大きな発展を遂げた。町並みの特徴としては、みなと町らしくバラエティに富んだ建物があることが挙げられる。木造・２階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家から、土蔵造商家や銅板やセメントモルタルがあしらわれた看板建築など、それぞれの時代を象徴する建物が建ち並び、町の歴史を感じさせる。

ⅱ）勝興寺寺内町

勝興寺寺内町は、浄土真宗本願寺派の勝興寺を中心に形成された町並みである。勝興寺は蓮如上人縁の由緒ある寺院で、境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれており、現在でも境内の周囲には城郭らしい

堀と土塁が張り巡らされている。伽藍は本堂や唐門、大広間及び式台など 12 棟の建造物で構成されており、その全てが重要文化財に指定されている。寺内町には、門前に同寺の子院や役寺、そこから港へと延びる参道沿いには、北村家や高岡市伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）が残されている。

ⅲ）吉久

吉久は、小矢部川を挟んで伏木の対岸に位置する地で、早くから伏木港の玄関口として発達したところである。江戸時代には藩の米蔵が置かれ、礪波・射水両平野の米の集散地として大きな役割を果たした。町並みはかつての放生津街道沿いを中心に形成され、道路の両側には木造・２階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家が建ち並び、かつての町の繁栄を偲ばせる。

ⅳ）戸出・中田

戸出・中田の町並みは、中世からの重要な街道であった戸出・中田往来を中心に形成された町並みである。戸出・中田往来は、江戸時代になり高岡に城が築かれるまでは旧北陸道の本街道であり、築城後も藩主の鷹狩りの際や幕府が将軍の代替わりの際に全国へ派遣した巡見使の視察ルートともなった。現在は、街道沿いに明治期以降に建設された伝統的な町家が散見される。また、この地域は加賀藩の主要な穀倉地帯である砺波平野の一部でもあり、街道を離れると砺波平野に象徴的なアズマダチ民家や田園、用水、屋敷林などからなる農村風景が広がっている。

ⅴ）福岡町

福岡町の旧北陸道沿いには菅笠問屋の町並みがある。江戸時代以降、福岡町を中心とした小矢部川周辺地域では、菅笠が盛んに作られており、福岡町の旧北陸道沿いは、菅笠の集散地として発展した。町並みは、主に木造・２階建・真壁造りの町家で構成されるが、この地域の町家の特徴として、オイの上に菅笠を保管するための中二階を設けた例が多いことが挙げられる。また、他地域に比べ、大戸や潜り戸など戸口構えをしっかり残した家が多い。

③伝統文化

高岡には、加賀藩ゆかりの茶道や能、ものづくりのまち高岡を象徴する高岡銅器や高岡漆器、菅笠づくりなどの伝統産業、北陸の風土を土壌に人々の生活の中で生み出された雪つりといった生活習慣など、固有の伝統文化が根付いている。

前述の市内文化財悉皆的調査では、市の風景や生活文化に寄与しているものを幅広く文化財と捉え、「自然環境」、「生活空間」、「伝統文化」として新たに分類を行った。そこで、伝統文化については高岡市歴史文化基本構想 高岡市の文化財編の 90～104 ページ及び市内文化財リストを参照されたい。

④関連文化財群

高岡市歴史文化基本構想では、高岡の歴史や風土を象徴するいくつかのストーリーに関連する文化財を一定のまとまりとして認識し、総体的に価値の顕在化を図るために、次の８つの関連文化財群を設定した。

これらの関連文化財群は、教育現場や生涯学習の場で文化財を学ぶ際に、より深い理解の手助けとなるほか、今後文化財に関連する計画の立案や整備事業などが図られる際に、関連文化財群の特徴や保存・活用の方針に基づいた取扱を検討することで、文化財本来の価値の損失が軽減するといった役割を果たすことが期待される。

以下に関連文化財群の概要を示すが、詳細については高岡市歴史文化基本構想保存・活用編の 19～61 ページを参照されたい。

ⅰ）商工業の町・高岡の成立と繁栄に関わる文化財群

高岡の商工業都市への成長に大きな役割を果たした工芸技術や流通に関する文化財と、商工業都市への成長の過程で生み出された文化財群

ⅱ）高岡御車山祭と祭りを支える職人文化に関わる文化財群

高岡御車山に関する山車や巡行路、行事内容、町のしつらえなどの文化財と、山車の華麗な装飾を生み出した工芸技術に関わる文化財群

ⅲ）高岡鋳物に関わる文化財群

金屋町から始まった鋳物の歴史に関わる文化財群と、その結果生み出された作品などの文化財群

ⅳ）みなと町伏木の交流と物流に関わる文化財群

古来より小矢部川の水運機能と深く結びつき発達したみなと町伏木に関わる文化財群

ⅴ）勝興寺と寺内町に関わる文化財群

一向一揆の拠点や越中の触頭として強大な勢力を誇った勝興寺と、その門前に形成された寺内町に関わる文化財群

ⅵ）越中国府に関わる文化財群

奈良時代、伏木の地に置かれた越中国府や、国守として赴任した大伴家持などに関わる文化財群

ⅶ）菅の生産と菅笠づくりに関わる文化財群

菅田や菅干しなどの景観、菅問屋の建ち並ぶ町並みや菅笠製作技術など、菅笠の

生産に関連する文化財群

viii）農の風景に関わる文化財群

庄川と小矢部川が形成した砺波平野・射水平野で早くから行われた農に関わる風景や祭礼行事などの文化財群

この関連文化財群をもとに、第１期計画では以下の風致を設定した。

１　商人のまちと祭礼行事に見る歴史的風致
２　利長・利常への報恩感謝と前田家の遺産に見る歴史的風致
３　鋳物のまち金屋に見る歴史的風致
４　北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致
５　勝興寺と寺内町に見る歴史的風致
６　旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致

第１期計画を進める中で、日本遺産認定を契機とする歴史認識の捉え方の変化などがあり、今回の第２期計画においては風致の考え方を再整理することとした。詳細については第２章にて説明する。

（６）日本遺産

文化庁が創設した地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化･伝統を語るストーリー、いわゆる「日本遺産」について、本市は平成 27 年（2015）４月に日本遺産第１弾として「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 - 人、技、心 - 」が認定され、平成 30 年（2018）５月に「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間（北前船寄港地・船主集落)」が追加認定された。

１件目の「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 - 人、技、心 - 」は、開町まもなく最悪のピンチを最高のチャンスに変えたお殿様と町民たちの物語である。前田利長が築いた高岡城が廃城となった後、３代利常は浮足立つ町民に活を入れ、商工を中心とした町への転換政策を実施した。鋳物や漆工などの独自生産力を高める一方、穀倉地帯を控え、良港を持つ利点を活かし、米や綿などの取引拠点として「加賀藩の台所」と呼ばれる程の隆盛を極めた。一方、町民は地域にその富を還元し、町民自身が担い手となり、祭礼などの文化を形成した。現在も、町並みや生業、伝統行事などに高岡町民の歩みが色濃く残され、語り継がれている。

２件目の「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間（北前船寄港地・船主集落)」は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船を主題とした物語である。全国に残る寄港地・船主集落が、時を重ねて彩られた異空間として語られている。

（７）特産品、工芸品、菓子・料理等

本計画の歴史的風致に特に関係が深いものについて以下に挙げる。

①高岡銅器

高岡の銅器産業は、約 400 年もの間受け継がれてきた伝統産業である。高岡市内では高岡大仏をはじめとした高岡銅器の作品を見ることができる。16 ページや 27 ページを参照されたい。

②高岡漆器

漆器産業も、銅器産業と同様に約 400 年の歴史がある。現在の高岡漆器の特徴である３つの技法は明治初期までに確立され、歴代の名工によって伝えられてきた。16 ページや 29 ページを参照されたい。

③越中福岡の菅笠（すげがさ）

江戸時代に加賀藩より奨励を受けて積極的に生産されるようになり、次第に全国へ販路を拡大していった。越中福岡の菅笠（すげがさ）のシェアは全国の大部分を占めている。16 ページや 29 ページを参照されたい。

④仏壇

高岡の仏壇は、材料にクサマキ・イチョウ材を使用しているため耐久力が優れており、彫刻や金箔により荘厳で華やかな仏壇となっている。17 ページを参照されたい。

⑤たけのこ料理

高岡市西田（さいだ）のたけのこは、粘土質の土壌で育つため、柔らかくて歯ごたえがよく、アクが少ないのが特徴である。国泰寺（こくたいじ）の周辺に建ち並ぶ複数のたけのこ料理屋では、春になると、朝掘りのみずみずしいたけのこを素材に、たけのこ飯、味噌汁、てんぷら、酢の物などのメニューを提供している。

第２章　高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第１条）と定義されており、建造物等と人々の活動を合わせた概念である。

本市には、瑞龍寺や勝興寺など多くの歴史的資産が現存しているだけでなく、歴史と伝統を反映した活動も広く行われている。以下のとおり、歴史的風致を設定する。

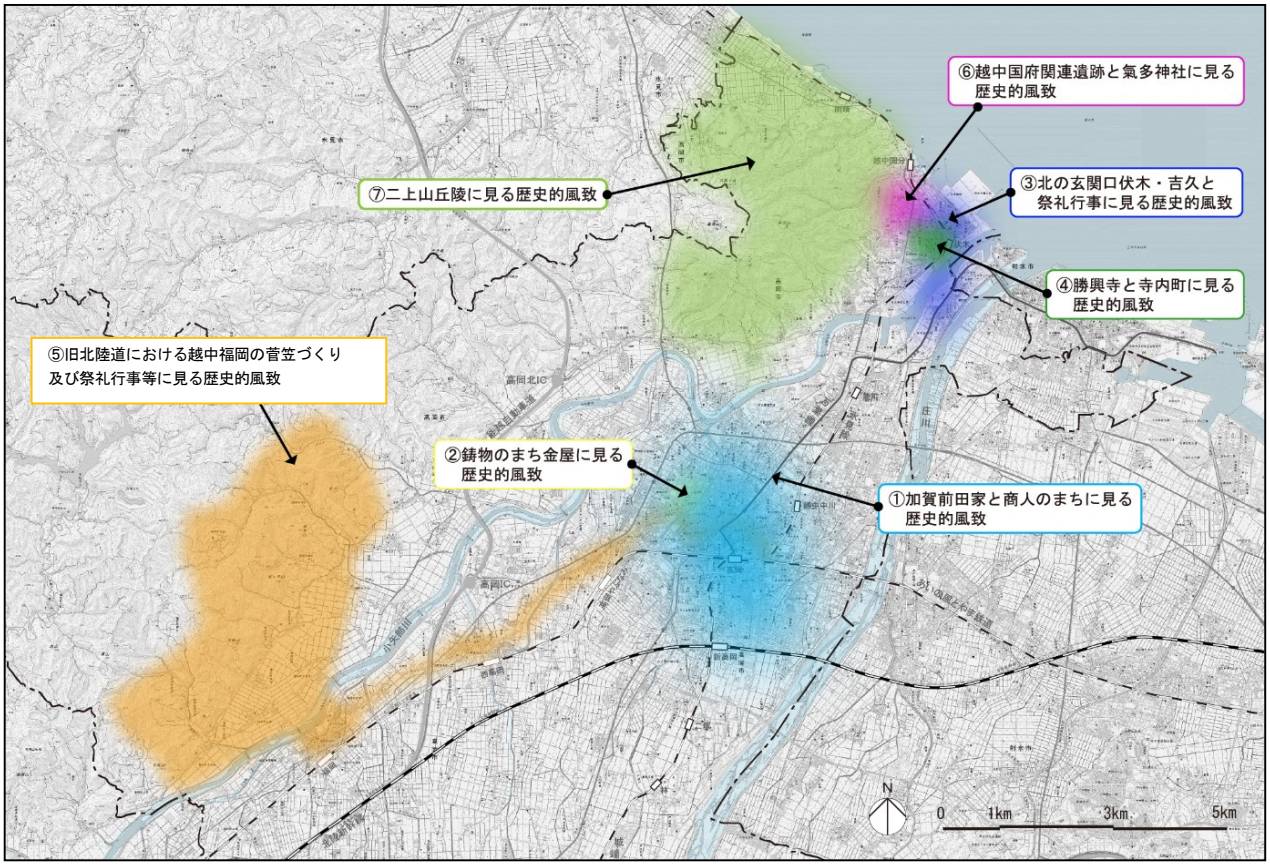

図：歴史的風致の分布図（全体図）

１　加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致

（１）はじめに

高岡の開町来の発展は加賀前田家２代当主・前田利長や３代当主・前田利常のお陰であると、高岡町民は彼らへの感謝の念を片時も忘れたことがない。

利長在城時の高岡町は、北は日本海に面し、東に庄川、西側に小矢部川が流れる高岡にとって、町の南側は唯一陸続きの地であり、防御上の不安があった。利長はこの状況に対応するため、禅宗や真言宗などの浄土真宗以外の寺院を防御上の砦としてこの地に配した。また、武士たちは、南西へのびる大地や中川、古定塚、平米町、木町などに住み、町人たちは、「本町」（役町ともいわれる）といわれる 35 町に住居を構えた。明和８年（1771）高岡町奉行小川八左衛門『高岡町図之弁』や『関野の古図』、昭和 38 年（1963）『高岡市史（上巻）』などによった利長在城時の高岡町（推定）を見ると当時の町の配置がよく分かる。



前田利長在城時（1609～14）の高岡町（推定）

［資料：高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成 20 年（2008））］

慶長 19 年（1614）に利長が亡くなってからは、幕府の一国一城令により、高岡城は廃城となり、町は急速にさびれていった。そのことに憂いた利常は、高岡を“城下町から商工業の町へ”と転換を図り、問屋や蔵を設置し、物資が集散するようにした。また、北陸道ルートを町中に通るように変更し、町はずれの寺院群を町中に移動させ、武家屋敷跡には新たな町人の移住を進めた。さらに、兄・利長の遺徳を弔うために、この地に瑞龍寺と前田利長墓所を建立した。その際、瑞龍寺も墓所も周囲を濠で囲むなど、防御上のことを意識していたようである。瑞龍寺の周囲には、同寺の建立と同時に東漸院や林洞庵などの塔頭が配され寺町が形成された。これは、安政６年（1859）中条屋六郎右衛門（川上三六）『高府安政録』、明治 42 年（1909）『高岡史料』下巻付属図などによった江戸時代末期の高岡町の地図からも見ることができる。

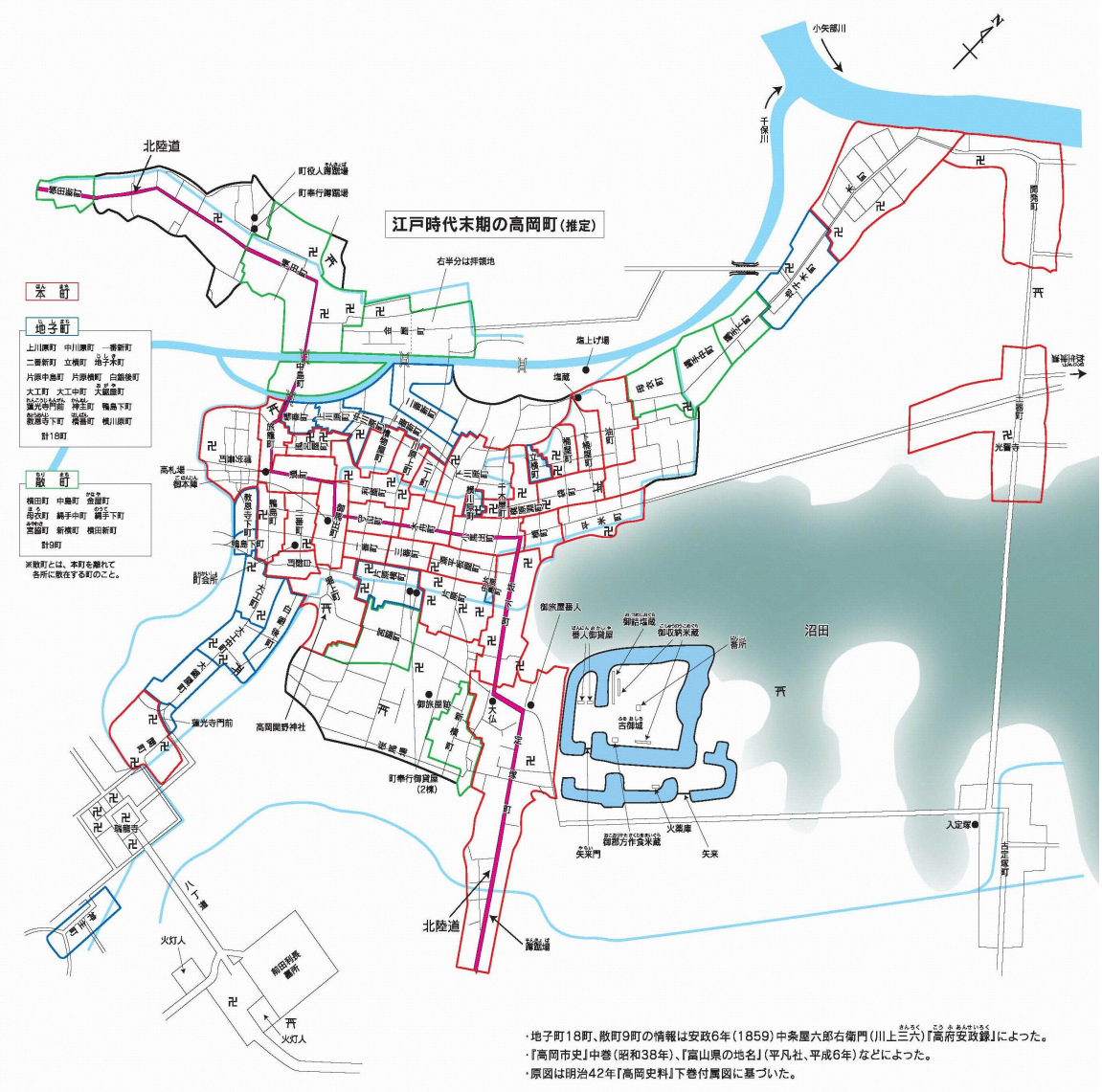

江戸時代末期の高岡町（推定）

［資料：高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成 20 年（2008））］

瑞龍寺と前田利長墓所は、参道である八丁道と結ばれている。この八丁道は、東西に長さが八丁（873m）あることからそう呼ばれている。昔は、石灯篭が並んでおり、旧加賀前田家 16 代当主である前田利為侯爵も夫婦揃って通った写真が残されている。現在も歴史性や文化性に配慮した道路空間として整備されている。



八丁道を行く前田利為侯爵夫妻
（大正 4 年（1915））高岡市立博物館提供



現在の八丁道

瑞龍寺の門前は、高岡の町の中心部から井波方面へと通じる井波道が通っていた地で、人と物が行き来する往来であり、現在でもクランク状に曲がったいわゆる枡形道が残り、脇には開町時に通された庄方用水が流れ、庄方用水沿いには農家の建築様式を残す伝統的な主屋や蔵が並び、瑞龍寺や周辺寺院と一体となって歴史的な空間を形成している。

第１期計画では、加賀藩としての政策と町民による活動という観点からそれぞれ歴史的風致を設定していたが、近世における藩と町民が共に高岡の発展に努めてきたこと、及びそのことが現在にもつながっているという高岡の歴史が全国的にも稀有であると日本遺産の認定に結びつき、市民にその歴史ストーリーが浸透していること踏まえ、今回の第２期計画においては、従来の歴史的風致を統合・再整理し、改めて設定するものとした。

（２）建造物

（高岡御車山祭に関連するもの）

①山町筋重要伝統的建造物群保存地区

慶長 14 年(1609)の高岡開町の際、守山・木舟等の旧城下から商人により町立てされたのが山町である。このうち、高岡御車山を所有し、旧北陸道に面した町筋を山町筋と呼称している。



山町筋の町並み

山町筋重要伝統的建造物群保存地区は、明治 33 年(1900)の高岡大火からの復興にあたって建てられた、防火構造の土蔵造りの建造物が立ち並んでいる。全体的に規模が大きく、黒漆喰の壁や観音開きの土扉など重厚な外観を持つ反面、内部には戦災な数寄屋風の作りとしている。また、レンガの防火壁やトラス構造の小屋組みといった洋風建築の要素も取り入れており、高岡開町時からの歴史を今に伝えるとともに、明治の市街地整備や防災対策に主眼を置いた近代化の歴史をうかがい知ることのできるものである。

①－１　菅野家住宅

菅野家は、明治 33 年（1900）に高岡で大火後に建てられたものであり、北前船による交易や金融、紡績などで財を成した高岡でも有数の名家で、平成６年（1994）に重要文化財に指定されている。主屋は、切妻造・平入・二階建・黒漆喰仕上げの豪壮な建物で、意匠的にも優れ、両袖のレンガの防火壁や有事の際に引かれる鉄板張りの防火戸など防火を意識した工夫がみられる一方、下屋の軒裏に施された鏝絵や、アカンサスを模した鋳物柱など、凝った意匠を随所に見ることができる。さらに、重厚な外観とは対照的に内部は数奇屋風の造りとなっており、柱や天井板の銘木、鮮やかなベンガラ壁など、繊細かつ優れた意匠が施されている。



菅野家住宅

①－２　筏井家住宅

筏井家は代々、綿糸などの卸商を営んでいた商家である。明治 36 年(1903)の建築であることが当家に伝わる『普請文書』から確認されており、平成 10 年（1998）に県の指定文化財に登録された。２階の窓につく観音開きの土扉は、すべて開けられたときに隣同士の扉が一体化して納まるように設計されているのが面白いところである。屋根には採光のための天窓がついている。



筏井家住宅

①－３　旧室崎家住宅（土蔵造りのまち資料館）

旧室崎家住宅は綿糸や綿布の卸商を営んでいた商家で明治 36 年の建築と伝えられていると『高岡市山町筋伝統的建造物群調査報告書』に記載があり、平成 10 年（1998）に市指定文化財に指定されている。当時所有者の転居に伴い高岡市が資料館として整備した。２階窓に観音開きの土扉が付いていないことを除けば、高岡の土蔵造りの特徴をすべて備える大規模かつ上質な町家である。また、山町筋の町家ではめずらしく前庭がある。



旧室崎家住宅

①－４　井波屋仏壇店

井波屋仏壇店は明治 38 年（1905）に元々お茶の卸商の店舗として建てられた建物を井波氏が購入して仏壇店として営んでおり、平成 10 年（1998）に国の登録有形文化財に登録された。店の土間部分は２回が吹き抜けで、四周に回廊がついている。正面の意匠は鋳物製の唐草模様で飾る大きなアーチ窓を置き、洋風に仕上げるなど、山町筋では独特の建造物である。



井波屋仏壇店

①－５　旧高岡共立銀行

旧高岡共立銀行は大正３年（1914）に高岡共立銀行本店として建築されたと『高岡市山町筋伝統的建造物群調査報告書』に記載があり、県内唯一の本格的なレンガ造り建築物である。擬ルネサンス様式・銅板葺建物で、正面玄関の白御影石や二階窓のステンドグラスなどがアクセントとなっており「赤レンガの銀行」と呼ばれて市民に親しまれている。



旧高岡協立銀行

②高岡城跡

慶長 14 年（1609）３月の火災により富山城を焼失した前田利長は魚津城に難を逃れ、翌月には関野と呼ばれた地に新たな城を築く許可を得て築城工事に着手した。突貫工事を敢行した結果、半年後の９月 13 日には高岡城と名付けた城に入城した。しかしながら、利長の死と一国一城の令によりわずか６年で廃城となった。城は本丸、二の丸、三の丸、明き丸、鍛冶丸という南北に長い５つの曲輪で築かれ、内堀と外堀でつながれている大規模なものである。廃城後は、加賀藩高岡町奉行の管理下に入り、本丸跡に２棟の米蔵と１棟の塩蔵を置き、明き丸跡には火薬庫を設けている。高岡城は、築城技術が高度に発達した慶長期（近世初頭）の縄張りをほぼ完全な姿で留めており、近世城郭のあり方を考える上で重要である。また、現在は、石垣や土塁、堀などの一部は昔のままおもむきを残している。

右下の写真は、明治 42 年（1909）の皇太子殿下（後の大正天皇）富山県行敬の際に、高岡古城公園で高岡御車山を御覧になった時のものである。当時の高岡にとっての最高のおもてなしと語られている。



高岡城跡



高岡城跡（高岡古城公園）で撮影された「東宮殿下御台覧之光景」（明治 42 年（1909））

③大手町神明社拝殿

慶安５年（1652）に加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）の御廟守として建てられた寺院の鎮守堂拝殿である。昭和 59 年（1984）に市指定有形文化財となった。全体を唐様で統一し、装飾性豊かな江戸時代初期の優れた建築で、間口三間、奥行一間の入母屋造り平入桟瓦葺（元こけら葺）向唐破風は日光東照宮式といわれている。（昭和 59 年（1984）３月１日指定要旨より）



大手神明社拝殿

明治初年頃(明治７年とも)に五福町神明社本殿とそれぞれ移築されているが、建立にあたっての大工は高岡の住人、作事奉行は加賀藩によることが棟札より判明している。高岡の歴史を今に伝える貴重な文化財として大切に維持管理されている。

④五福町神明社本殿

慶安５年（1652）に建てられたもので、昭和 59 年（1984）に市指定有形文化財となった。もともと五福町神明社本殿は、元は大手町神明社拝殿とともに利長の御廟守として建てられた繁久寺の鎮守堂であり、明治初年頃にこの場所に移築されたと言われている。全体を唐様で統一した近世初期の禅宗様建築の影響を受けた優れた建築であり、建物様式は入母屋造平入の桟瓦葺の木造である。(昭和 59 年（1984）３月１日指定要旨より)



五福町神明社本殿

大手町神明社拝殿とともに高岡の歴史を今に伝える貴重な文化財として大切に維持管理されている。

⑤佐野家住宅

明治 33 年（1900）の高岡の大火直後に、菅野伝右衛門と並ぶ財界の巨頭として活躍した菅池貞次郎が建設したもので、左官は大野宗平と伝えられている。平成９年（1997）に登録有形文化財となった。外観及び内部意匠ともに洋風建築の意匠が多く取り入れられており、山町筋の土蔵造り建造物のうち、最も洋風の要素が取り入れられた建造物である。



佐野家住宅

⑥若井家住宅

明治 35 年（1902）に山町筋に中越銀行の支店として建設された木造２階建。漆喰で塗り込め、２階正面には両開戸を吊るなど土蔵造りの町家風外観を基調としながらも、柱や天井などに洋風意匠を散りばめる。（平成 22 年（2010）９月 10 日登録要旨より）

現在は住宅として使用されており、山町筋の土蔵造りにみられる重厚な外観と内部の洋風の折衷という高岡の近代化の過程を伝える建造物である。



若井家住宅

⑦清都酒造場主屋

明治 20 年（1887）頃に建てられた商家で、平成 12 年（2000）に登録有形文化財となった。構造は、２階建、切妻造、桟瓦葺、平入で、登り梁や袖壁及び厚板目板打の庇など伝統的な形式である。銘柄「勝駒」は高岡市民に親しまれている。



清都酒造場主屋

⑧関野神社

関野神社は熊野社及び加久彌社、稲荷社が合祀された由緒ある神社で、拝殿奥に鎮座する各社の建造物は、享保年間（1716～1736）や文化年間（1804～1818）に修理されたが残り、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされる。関野神社本殿三社改修に伴う調査結果によると本殿にある棟札には、享保８年（1723）のものがある。

高岡御車山は、高岡関野神社春季大祭の際に巡行される。出発時に修祓を行った後、町内曳き回しを経て、坂下町での曳揃から関野神社の曳納まで旧慣に従って巡行する。

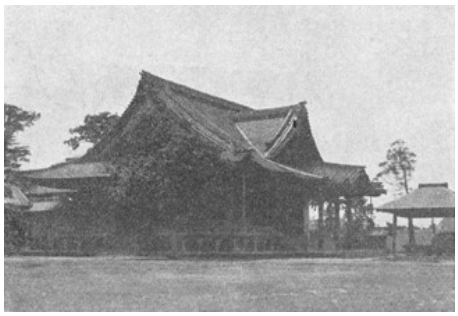

関野神社（『高岡市史上巻（昭和 34 年（1959））より）



近代の関野神社

⑨総持寺

総持寺は瑞龍寺の北にある真言宗寺院である。22世の快雄は、利長が関野に入城した際に「高岡」という地名を授けた人と言われるなど、前田家とも強い繋がりを持っていた。観音堂は入母屋造・桟瓦葺の建物で、正面に一間の向拝を設けている。『由緒書（寺蔵）』には天和３年（1683）再興と記されるが、桃山調の彫刻や壁画の寄進者名からは、慶長の開城前後に建てられたものが、天和に再興されたのではないかと思われる。



総持寺観音堂

⑩極楽寺

『富山県近代和風建築総合調査表』によると、明治以降の過去帳の記録から明治 23 年（1890）に本堂再建とある。

現在博労町にある寺は、興国４年（1343）宗良親王の開基である。初めは時宗で、７代目から浄土宗に変わった。寺歴のあるものとしては、高岡で最も古い浄土真宗寺院であると言われている。



極楽寺

（御書祭に関連するもの）

⑪木町神社

勧請の年月は不明であるが、明治２年（1869）２月の『社号祭神境内外書上申帳』には、社殿は幅四間半深四間半、本殿は幅三尺斗深二尺斗、拝殿については、幅二間深二間半斗と記録が残っている。



木町神社

（前田利長公顕彰祭に関連するもの）

⑫瑞龍寺（ずいりゅうじ）

瑞龍寺（ずいりゅうじ）は、利常（としつね）が利長（としなが）の遺徳を偲び、正保２年（1645）頃から造営を開始し、利長（としなが）の五十回忌にあたる寛文３年（1663）に完成した曹洞宗寺院である。平成９年（1997）には、仏殿・法堂・山門が「それぞれがきわめて優れ完成度が高く、三者が並ぶ配置構成がきわめて均整のとれた美しい比例を示しており、我が国の社会・文化に影響を及ぼした曹洞宗の建築を知る上で特に深い意義を有している（指定理由要旨）」として国宝に指定された。

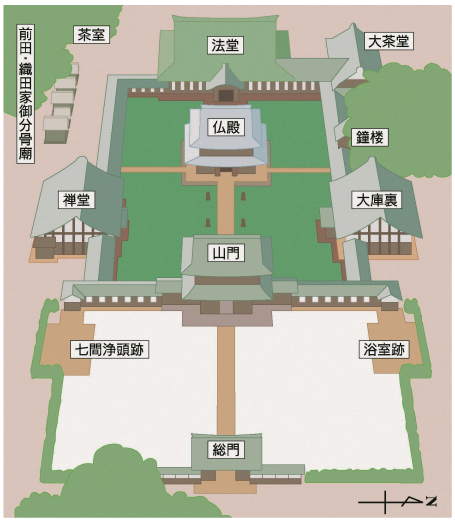

瑞龍寺伽藍配置図



瑞龍寺伽藍を北東から望む

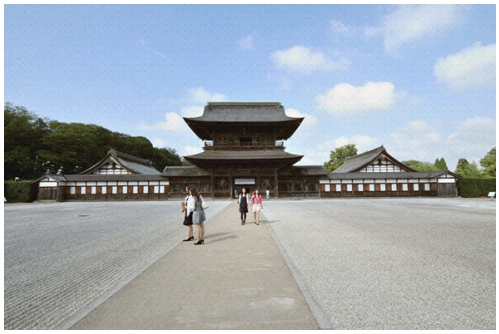

瑞龍寺山門及び回廊

ⅰ）総門（そうもん）・山門（さんもん）

総門は、万治年中（1658～1660）に建てられ、三間薬医門形式・切妻造り・柿葺の建築である。総門をくぐると、眼前には中央に山門、そこから左右に延びる回廊の左側上方に禅堂の屋根が、右側上方に大庫裏の屋根が目に飛び込んでくる。山門は、文政３年（1820）に建てられた三間一戸二重門・入母屋造･柿葺建物で、通常の禅宗二重門に比して、下層屋根に対する上層屋根の低減率が低く、雪などによって下層屋根を傷めないための雪国独自の工夫が見られる。



瑞龍寺山門

ⅱ）禅堂

山門をくぐり回廊を左へ進むと禅堂がある。

禅堂は僧侶が座禅修行をするための建物で、寛延元年（1748）再建の切妻造り･柿葺建物である。禅宗寺院にとって禅堂(僧堂)は非常に重要なものであるが、遺構は非常に少なく、京都の東福寺（とうふくじ）、宇治の万福寺（まんぷくじ）と並び重要文化財に指定されている。回廊を右に進むと大庫裏がある。大庫裏は、相対する禅堂とほぼ同じ規模・意匠の建物である。明治９年（1876）頃一端除却され、同年に向拝のみが芹谷村千光寺（せりたにむらせんこうじ）（現砺波市）に売却されていたが、昭和・平成の大修理の際に売却の事実が発見されたことから復原されたものである。



瑞龍寺禅堂と回廊

ⅲ）仏殿

山門から一直線上には仏殿・法堂がある。仏殿は伽藍（がらん）内で最も見栄えのする建物で、同寺の創建当初から残されているものである。戸室石の基壇上に築かれた方三間裳階付・入母屋造で、最大の特徴として屋根が鉛瓦で葺かれていることが挙げられる。鉛瓦葺の建物は重要文化財では他に金沢城石川門しかなく非常に稀有なものである。また、上層の組物を三手先の詰組とし、扇垂木が整然と配列され注目に値する。さらには、内部は吹き



瑞龍寺仏殿

抜けとされ、組物や海老虹梁・太瓶束などの架構材は複雑ながらも計算され尽しており、その美しさには一見の価値がある。

ⅳ）法堂

仏殿からさらにまっすぐ進むと法堂にたどり着く。法堂は寛文３年（1663）建立の入母屋造・銅板葺建物で、桁行 11 間、梁間 10 間の大規模な書院造大方丈である。法堂の中央奥室の内陣には利長の位牌が安置されている。



瑞龍寺法堂

⑬前田利長墓所

前田利長墓所は、利常が利長の冥福を祈り正保３年（1646）に造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっており、平成 21 年（2009）に史跡に指定された。『墓地取拡願付図』からも「御廟」と記載がある。墓標は笠塔婆型で、戸室石でできた二重基壇上に載せられており、基壇底部から墓標頭部までは 11.75m を計る。また、現在墓域は約 10,000 ㎡であるが、当初は約 33,000 ㎡の墓域を二重の濠が取り囲んでおり、大名個人墓としては全国最大級の規模である。



前田利長墓所（墓標と墓壇）



利長墓所の参道（大正期）

高岡市立博物館提供

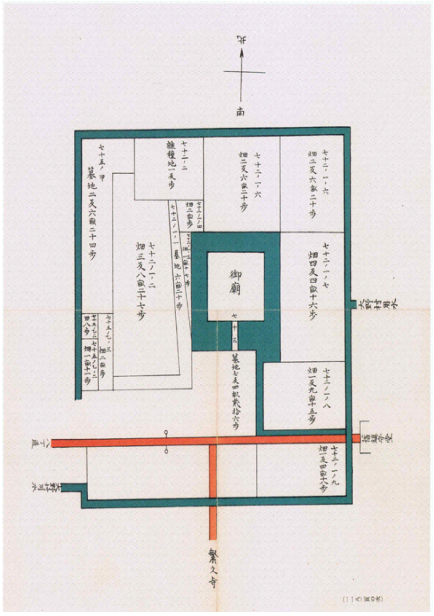

「墓地取拡願付図」（明治 42 年（1909）『高岡史料』下巻付図）高岡市立博物館蔵

⑭繁久寺（はんきゅうじ）

前田利長公墓所（まえだとしながこうぼしょ）の廟守（びょうもり）の寺として造営された曹洞宗の寺院で正保３年（1646）の利長の 33 回忌を期して建立された。現在の建物は安政６年（1859）の全焼後に文久２年（1862）に再建されたと『近世社寺建築調査表』に記載がある。再建時は、規模や構造は元の堂宇（どうう）をそのまま模したと伝えられている。また、『墓地取拡願付図（ぼちとりひろげねがいふず）』からも「繁久寺（はんきゅうじ）」と記載がある。他の寺院とは構造が異なり、清閑で床しい趣があり、回廊には豊かな表情をした五百羅漢（らかん）がある。



繁久寺

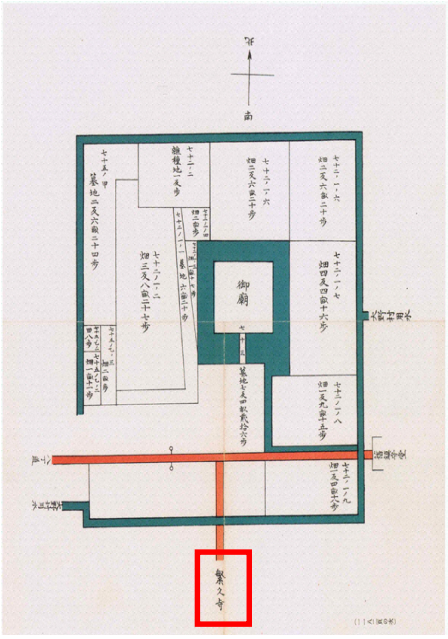

「墓地取拡願付図」（明治 42 年（1909）『高岡史料』下巻付図）高岡市立博物館蔵

（３）活動

①高岡御車山祭

高岡御車山祭は、毎年５月１日に利長を祀った高岡関野神社の春季例大祭行事として行われ、御車山と呼ばれる７基の山車が優雅な囃子とともに高岡の旧市街を巡行する。これは、『越中国高岡関野神社祭礼繁昌略図付録』からも見ることができる。

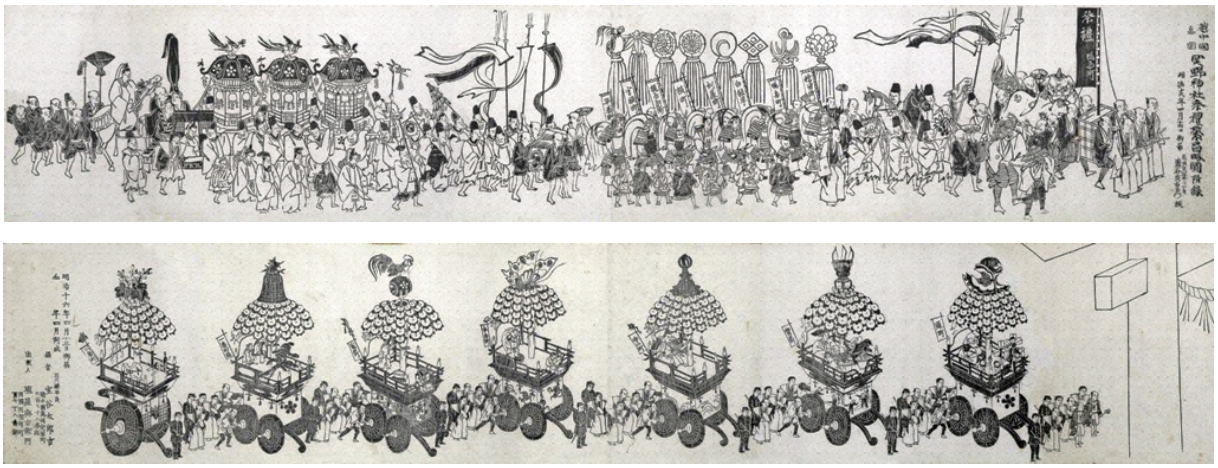

越中国高岡 関野神社祭礼繁昌略図付録（明治 16 年（1883））高岡市立博物館蔵

高岡御車山は、慶長 14 年（1609）に高岡城下を町立てした利長が、城下の町内の大町に与えたもので、祭礼の山車として奉曳きしたのが始まりといわれている。伝承によれば、利長の父・利家が豊臣秀吉から拝領し、自らが受け継いだ鳳輦の車と御所車の車輪を城下の町民に与えたという。高岡御車山は昭和 35 年（1960）に重要有形民俗文化財に指定、高岡御車山祭の御車山行事は昭和 54 年（1979）に重要無形民俗文化財に指定されている。また、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された我が国を代表する山車行事である。その由緒について、はっきりと記すものはほとんど残っていないが、利長が高岡城在城時（慶長 14 年～19 年（1609～1614））に側近の士に対して宛てた『御車山文書』（市指定文化財）には、製作の許可と完成した山車の出来に対する賞詞が述べられており、その由緒の一端を知ることができる。以来 400 年間、御車山は町民らにより大切に守り継がれている

ｉ）準備

未だ寒さの厳しい１月 25 日の高岡御車山保存会総会から始まる。総会は関野神社で行われ、町の代表者たちが集まり、厳粛な雰囲気の中、その年の代表となる年番町と年番代表が決められる。

祭礼執行の体制が決まり、２月頃からは花傘づくりが始まる。花傘は御車山には欠かせないものである。赤・白・黄の三色の菊花が付けられた大枝が傘状に組まれた姿は、重厚な御車山を一層華やかなものに見せている。花傘づくりは町ごとに決められた場所に集まり、コツコツと花を作る。



保存会総会



花傘づくり

４月３日には与四兵衛祭が行われる。津幡屋与四兵衛は、放生津で御車山と類似の山車が作られたことに対し命をかけて異義を唱え、牢中で獄死した傑人で、御車山の歴史を語る上で欠かせない人物である。この日ばかりは、役員全員が紋服を着用し、関野神社境内にある小さな祠前で与四兵衛を祀り、５月１日に祭礼を行うことを奉告し手打ちを行う。



与四兵衛祭

北陸の長い冬も終わり陽光が燦と輝く４月の終わり、祭礼前日の 30 日に宵祭を迎える。宵祭の舞台となる山宿は、神を迎える御旅所と言われており、安永５年（1776）には町奉行から「山宿は賑やかにして不敬にならないように」というお触れが出るほど選ばれたものにとっては大仕事であり、一世一代の光栄なことであった。昔から山

宿を勤める家は、町内で転入や慶事があった家などが選ばれており、その家では畳や戸・障子の取替えを行い、一家心して準備を行っていた。現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている山町筋では、毎年、伝統的建造物の修理事業を実施しているが、近年では、この山宿を迎えるために家の修理を行う者もいるほどである。

山宿では、まず本座・相座の人形が幔幕と金屏風を背景に飾り付けられる。その後、町内の者が参列し、神官によるお祓いと人形への御霊移しがなされる。御霊移しが終わるとお酒や餅が振舞われることになっている。



宵祭の様子



御車山祭山宿の飾り

ⅱ）当日

宵祭から一夜明けると祭礼当日である。当日は、ピンと張り詰めた空気の中、朝早くから山宿前で山車が組み立てられ、飾り付けられる。その後修祓が行われ、町内を曳き回し、午前 11 時に坂下町で曳き揃えすることとなっている。一同揃った後、手打ち式が行われ、山車は坂下町の坂を上っていくのだが、これは、利長在世中、城内三の丸まで曳き登った古例に因むものだとも言われている。

その後、片原町十字路で市長の出迎え、勢揃い式が行われる。これは、かつてこの地が御貸家（町奉行の居宅）であり、代々の町奉行が御車山を観覧した名残で行われるものである。なお、御車山は高岡市民のみならず、周辺地域の人々にとっても古くから大きな興味の対象となっており、勢揃い式には、市内外から道路を埋め尽くさんばかりの大勢の観客が集まり、御車山の形姿に見入っている。この様子は、『富山県写真帖』からも見ることができる。



勢揃い式

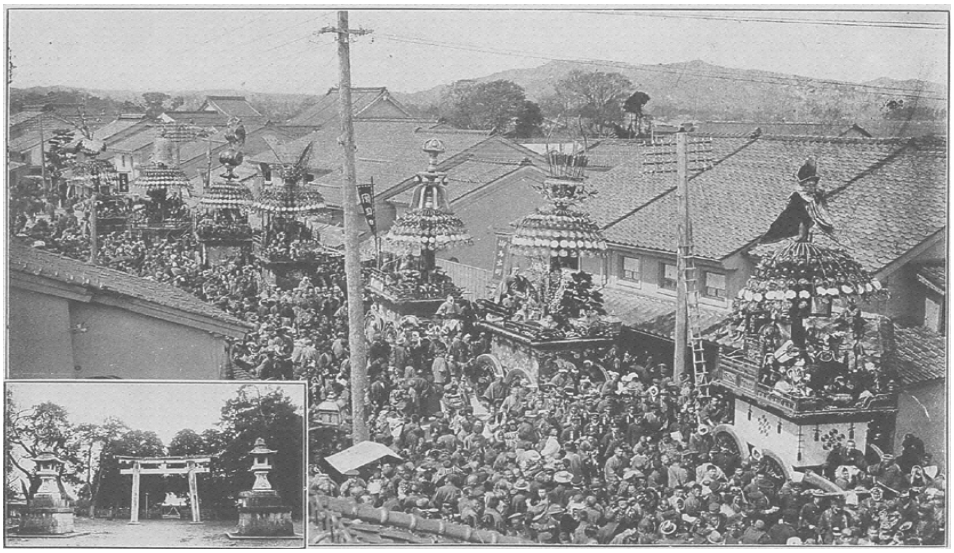

高岡市山車　『富山県写真帖』富山県編（明治 42 年（1909））

御車山（みくるまやま）の山車（やま）は、金工技術や漆工技術など高岡の誇る伝統工芸技術の粋を集めたものといわれ、多くの名工の技術が施された逸品に彩られている。車輪は、木地に鮮やかな漆が塗られ、その上に桐や菊、加賀藩の家紋である剣梅鉢（けんうめばち）、竜などの文様の彫金金具が施されている。



木舟町車輪

地山を飾る幔幕（まんまく）は、精巧な織物生地に優れた染色が施されたもので、濃青色や朱色などの生地上に、仙境図（せんきょうず）や春秋舞楽の図など様々な図柄が施されており、目にも鮮やかなものである。飾山を飾る高欄や後屏には優れた漆工が施されている。高岡漆器は、開町後まもなく膳やお盆、箪笥（たんす）、鏡台などの製作がはじまり、幕末から明治期にかけて勇助塗や錆絵、青貝塗（あおがいぬり）などの独創的な技法が確立され、漆器産地としての基盤が築かれた。



御馬出町幔幕

特に、通町（とおりまち）の後屏は、高岡漆器の祖・辻丹楓（つじたんぷう）の作と伝わるもので、孔雀や牡丹、青海波（せいがいは）などの優れた彫刻の上に、鮮やかな朱塗り漆と灰墨による古味が施された白眉である。その他のものも、それぞれが名工の作と伝えられるもので、漆の色味や金箔が鮮やかである。この他にも、微細な彫り物が成された長押や幕押さえなどの金具、人形衣装など、山車（やま）を着飾る意匠は見尽きることがない。勢揃い式に訪れた観客達は、７基の山車（やま）を見比べながら勢揃いを楽しんでいる。



通町後屏

勢揃い式が終わると、山車（やま）は一台一台向きを変え順に動き出す。観客たちは、曳き手たちの息のあった動きと、その技に感心し大きな歓声をあげる。

その後、午後６時の関野（せきの）神社での曳き別れまで、裃（かみしも）と一文字傘に威儀を正した山役員が先頭を歩き、半纏（はんてん）に白足袋姿の曳き手が曳く山車（やま）の後ろを興味深そうについて回る大勢の観客たちとともに、山車（やま）は、佐野（さの）家住宅、旧高岡共立銀行、井波屋（いなみや）仏壇店、筏井（いかだい）家住宅、菅野（すがの）家住宅、旧室崎（むろさき）家住宅などを通る所定のルートを巡行する。この巡行路は、開町以来ほとんど変更がなく、各所に様々なエピソードが残されてい

る。途中に博労町通りへわざわざ引き入れられ極楽寺へ拝礼されるのは、同寺が浄土宗でありながら熊野神も祀っているためともいわれる。また、利屋町では御車山の折り返しがなされるが、これはこの地に津幡屋与四兵衛の居住地に顕彰碑があり、そこで神楽を奏するためである。その他にも、特別に功績があった家の前や山役員宅前では、所望と称して神楽が奏せられる。



山町筋を巡行する御車山



小馬出町（昭和元年（1926））飯野馨子氏

そして、何といっても御車山の巡行が最も映えるのは、平成 12 年（2000）に「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として重要伝統的建造物群保存地区に選定された山町筋での巡行の様子である。元和元年（1615）の一国一城令による高岡城の廃城後、利常の施策や町民の努力により商工業の道を歩んだ高岡において、ここ山町筋は、当時の主要官道である旧北陸道が通る地で、締綿市場や米商会所が置かれ、明治以降になると旧高岡共立銀行など銀行が次々と建てられた高岡で最も栄えた地で、主に土蔵造の民家からなる商家町である。この土蔵造民家は、明治 33 年（1900）に高岡で大火があり、その際に当時の県令で新築の際には防火を主眼とした建物を建てることが義務付けられたことに起因するもので、防火を主眼に建てられてはいるが、山町商人の財力と先進的な文化性の結果、意匠的にも優れたものが多い。

また、山町筋の裏手の通りなどにも土蔵造りをはじめとする伝統的な建造物が数多く残されており、祭礼日にはこれらの建物に幕を張り、提灯を吊るして山車の巡行を迎えることとなっている。なお、巡行に際してはが大規模な交通規制とともに円滑に執り行うことができるよう大手町神明社拝殿、高岡城跡、清都酒造場主屋、若井家を含む地区全体が協力して実施にあたっている。

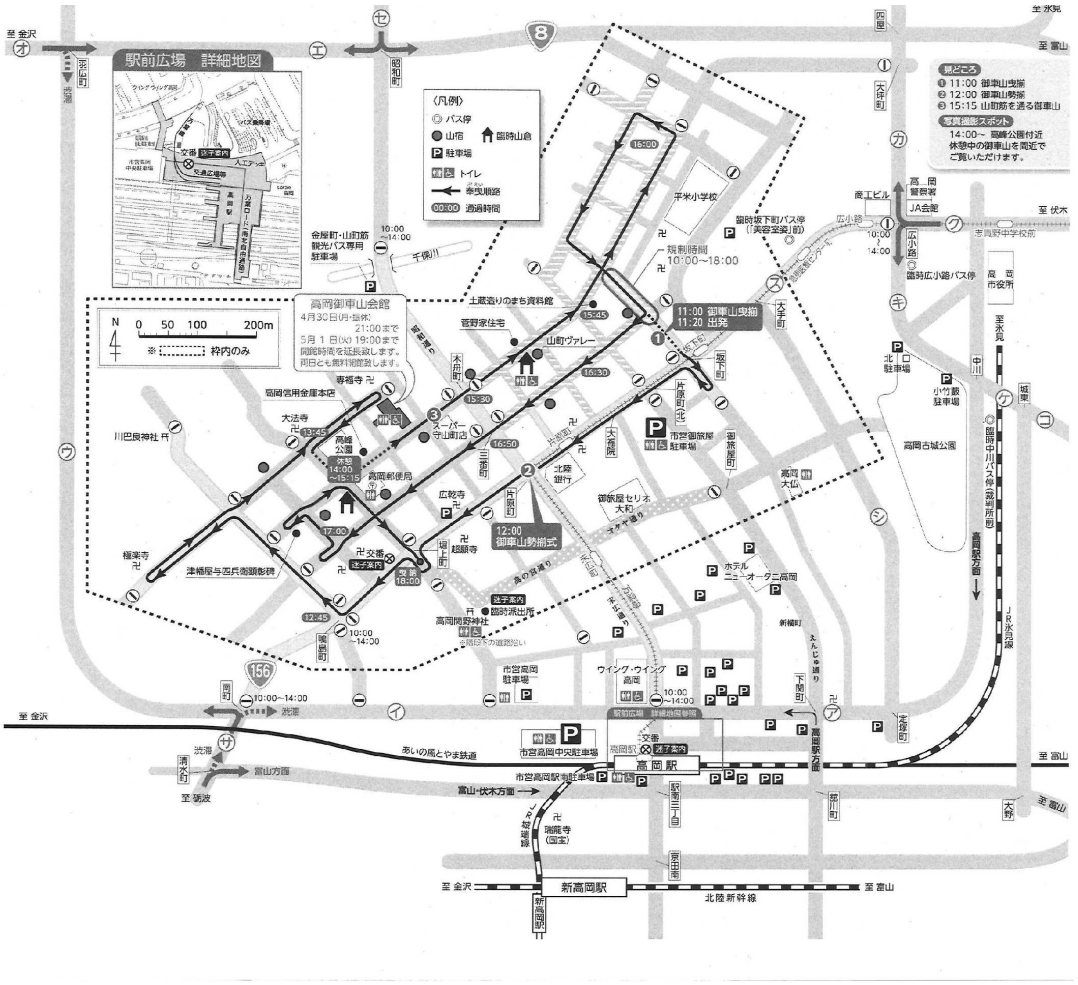

平成 30 年（2018）高岡御車山祭に伴う交通規制（一部加工）

②御書祭



御書祭の様子

木町は、開町にあたり利長が最初に創設した町である。木町は、千保川と小矢部川の合流点に位置し、物資集散の拠点として発展をみせた。この木町では、利長へ報恩感謝を奉げる御書祭が行われている。御書祭は、『木町文書』によると、宝暦２年（1752）に始まったとされている。この年、この地域一体が凶作に見舞われた際に加賀藩が８百石の御貸米を仕給してくれたのは、利長のおかげであると感謝し、報恩の祭を行ったのが始まりである。祭礼日は、利長の命日にあたる６月 20 日に行われることになっており、当日は木町神社拝殿に町民らが参集し、利長から拝領した御親書などを見台に飾り神事が執り行われる。

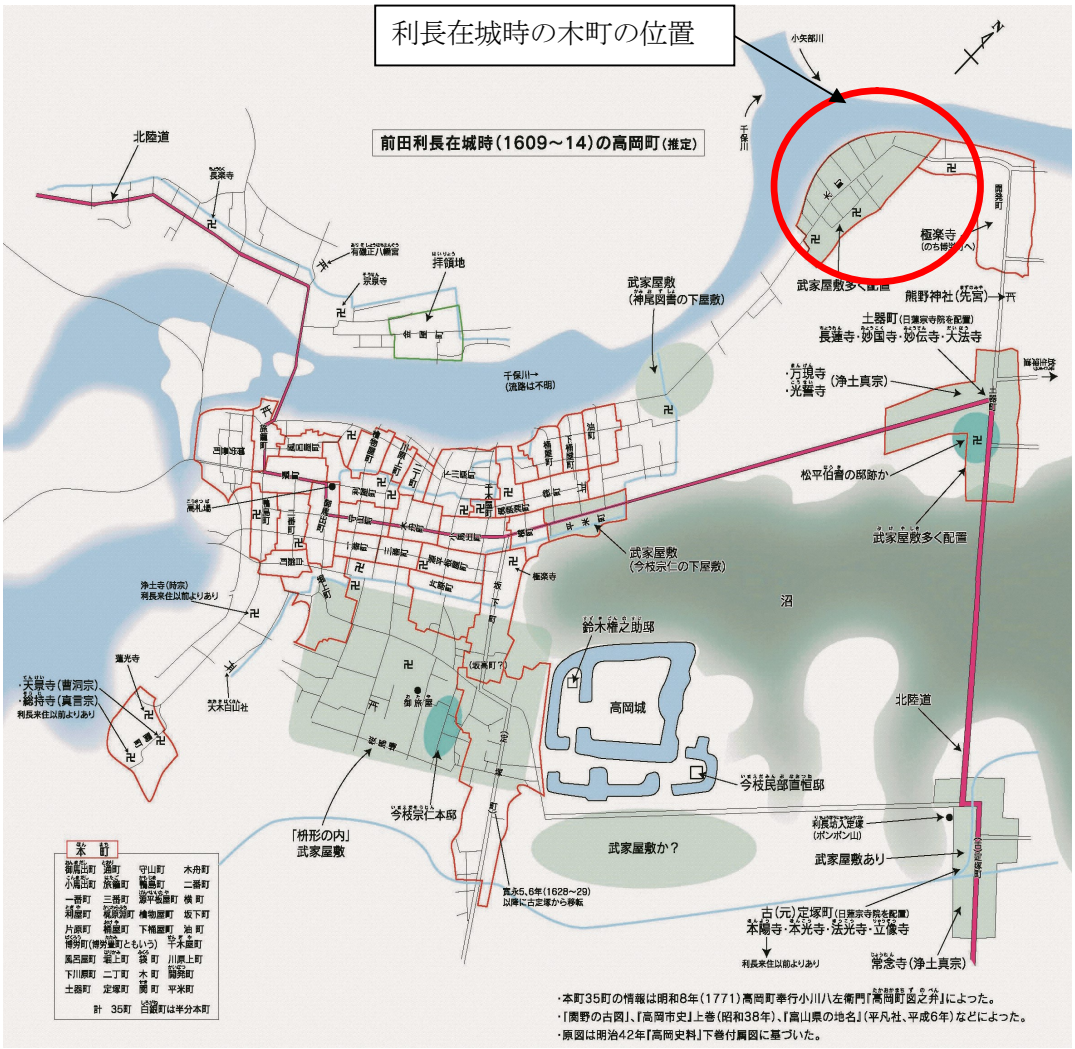

前田利長在城時（1609～14）の高岡町（推定）

［資料：高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成 20 年（2008））］（再掲）

③前田利長公顕彰祭

前田利長墓所には日々多くの参拝者が訪れているが、利長の高岡城入城の日にあたる９月 13 日には前田利長公顕彰祭が挙行される。利長の死後、墓所では毎年利長の命日に前田家や関係者などにより墓前参りが行われていたが、これが高岡市民に受け継がれる形で、昭和 30 年（1955）年代に墓前祭を挙行し、昭和 39 年（1964）に「前田利長公遺徳顕彰会」が発足し、墓前祭を存続させるかたちで執り行われている。なお、墓前祭の様子は、昭和 34 年（1959）９月 13 日の新聞から見ることが出来る。

ⅰ）準備

顕彰祭は厳格な一種の儀礼であるが、高岡市民にとっても最も大切な祭事の一つであり、大勢の市民の協力のもとで行われている。特に、墓所の清掃活動が挙げられ、普段は地元自治会やボランティアなどによって定期的な清掃が行われているが、顕彰祭の一週間前には、地元自治会のみならず、総持寺、瑞龍寺、繁久寺を含む地元小中学校下内の近隣自治会やボランティア、学生・生徒らが一丸となって清掃活動にあたる。こうして墓所はきれいになり、当日を迎えることができる。

ⅱ）当日

当日は、午前９時 50 分頃になると墓前に前田家当主や関係者、市民らが一堂に会する。導師入場から祭典が執り行われるが、導師は瑞龍寺より八丁道及び繁久寺を経由し入場する。導師による香語や読経、顕彰祭会長による祭文朗読などが厳粛に執り行われる。また、式の途中には瑞龍寺の賛歌「ながれ雲」が披露される。導師が退場し顕彰祭は終わるが、その後も墓所の内区は開放されることとなっている。普段内区は鍵が掛かっており入ることはできないが、この日だけは決められた時間に開放されることになっており、多くの参拝者が訪れ墓前でお参りをする。また、墓所の前にある繁久寺では、大勢の市民の参加のもと茶会が催されるなど、一体的な賑わいを形成している。



利長公顕彰祭の様子

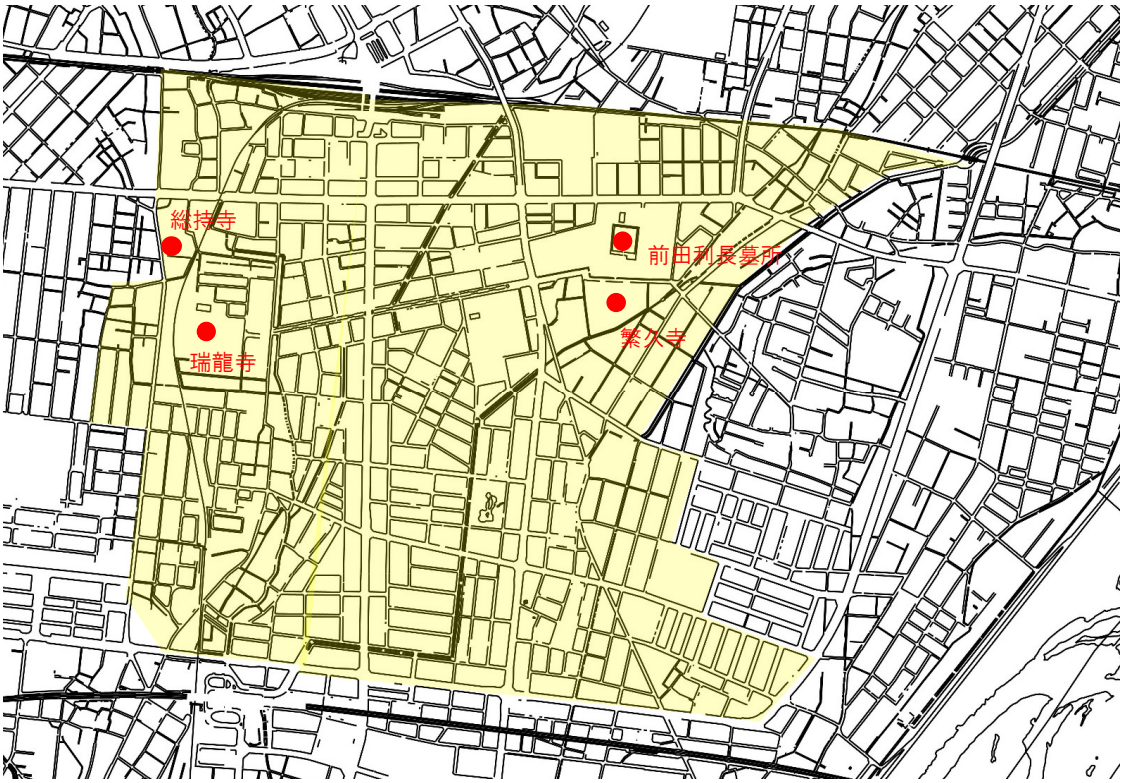

顕彰祭に関係する地元自治会等の範囲

（4）まとめ

本市は、前田利長によって高岡城の城下町として開かれ、利常により商工業の町へと転換し町民の活躍もあいまって商工業都市として発展してきた。この時代の町立ては、北に木町、東に定塚町、西に横田新町、南に神主町と配置されており、それぞれ、木町神社、五福町神明社拝殿、高岡城跡、瑞龍寺などの利長利常とつながりの深い建造物が多く残されている。

高岡御車山祭は高岡開町以来 400 年間、山町町民らにより大切に守り継がれてきた伝統行事である。木地に鮮やかな漆が塗られ、その上に桐や菊、加賀藩の家紋である剣梅鉢などの文様の彫金金具が施された車輪や、濃青色や朱色などの生地上に、仙境図や春秋舞楽の図など様々な図柄が施され目にも鮮やかな地山を飾る幔幕、優れた漆工が施された飾山を飾る高欄や後屏など、金工技術や漆工技術など高岡の誇る伝統工芸技術の粋を集めた御車山と呼ばれる 7 基の山車が特徴である。この御車山を 裃 と一文字傘に威儀を正した山役員や半纏に白足袋姿の曳き手とともに、高岡で最も栄えた商家町の名残を色濃く残す土蔵造りの町並みの山町筋や、井波屋仏壇店、筏井家住宅、菅野家住宅、旧室崎家住宅などの歴史的建造物を巡行する様は、商都高岡の積み重ねてきた歴史と伝統、町立て以来受け継がれてきた町民たちの熱い思いを物語っている。

また、前田利長墓所で行われる前田利長公顕彰祭では、利常が利長の遺徳を偲んで造った瑞龍寺、利長の 33 回忌を期して建立された繁久寺などを含む地区の地元住民らの協力により周辺の清掃活動などが行われており、当日だけでなく、こうした清掃活動などの準備期間を含めて、利常の兄への思いの深さを知り、利長の位牌に拝み感謝の念を捧げ、感謝と異形の念をあらわる草原な雰囲気を醸成する。さらに、木町神社で行われる御書祭でも、町民たちの熱い思いを物語っており、当時の難渋に加賀藩から御貸米を受けたのは利長のおかげであると感謝の念を表するように、一体となった歴史的風致を形成している。

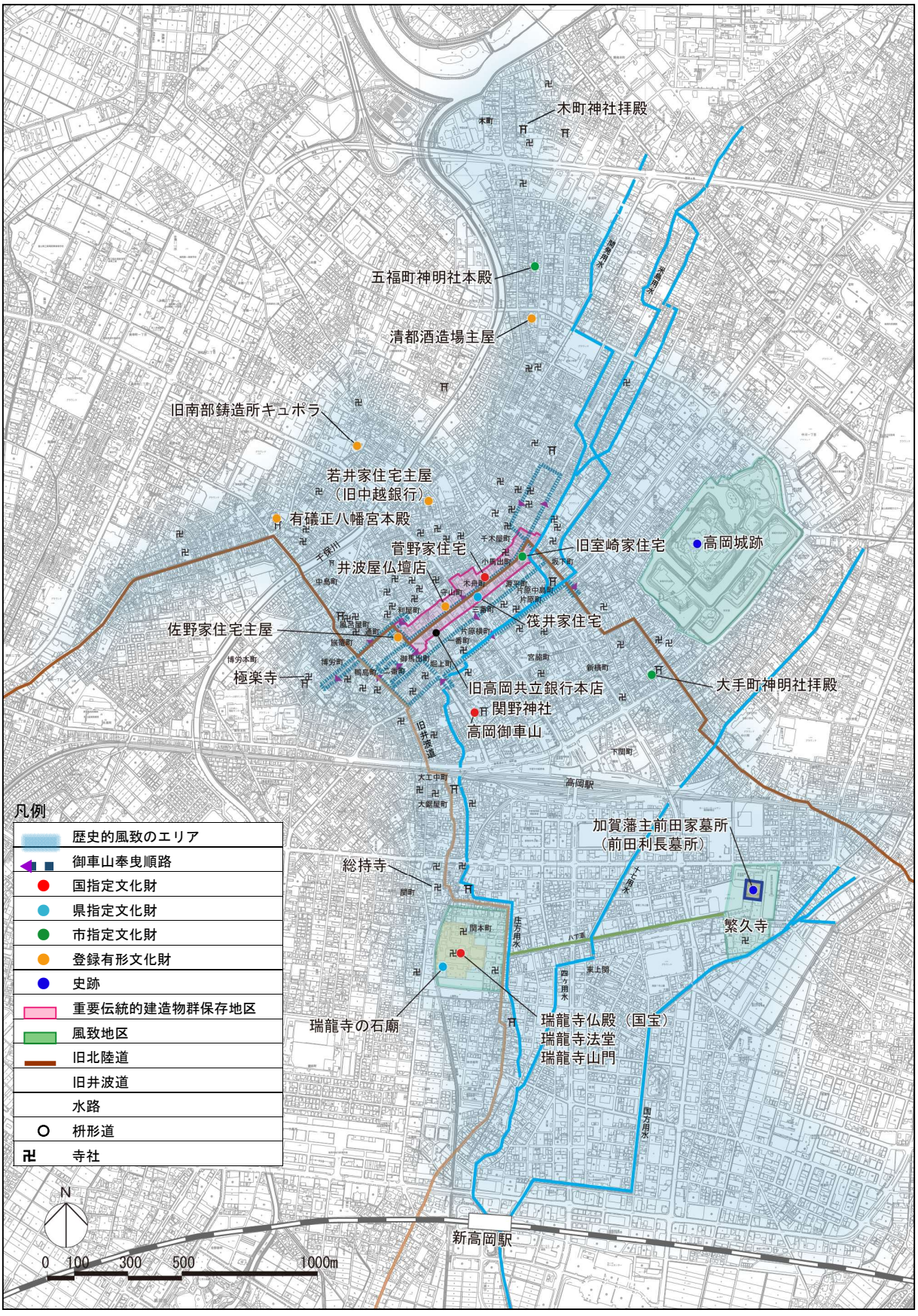

図：加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致

（コラム）～瑞龍寺にまつわる行事～

①燭光能

瑞龍寺で行われる行事に、燭光能がある。これは、利長の命日にあたる５月 20 日に毎年行われる。燭光能は、瑞龍寺の古文書『瑞龍閣記』によると、利長の 33 回忌に利常の命により能が奉納されたことを起源とするものである。以降瑞龍寺は折々に能の舞台となり、昭和 59 年（1984）に高岡能楽会が法堂を利用し能を開催して以降は、毎年定期的に燭光能が催されることとなった。燭光能は法堂の御所の間で行われる。御所の間に能楽師や観客らが集まり、蝋燭の灯りだけがゆらめく中で能が舞われる。その雰囲気は非常に幽玄なものであり、観客らはその雰囲気に魅せられる。



燭光能

②ひとつやいと

毎年６月１日と７月１日には、瑞龍寺法堂の広縁と高廊下でひとつやいとが行われる。元来、ひとつやいとは、瑞龍寺の僧が修行の疲れを癒すために約 250 年前から行ってきたものだが、明治以降になって、春の農作業が一段落した農民の間にも広がり、疲労が出て神経痛などの起こりやすいこの時期に、農民たちが瑞龍寺を訪れ、膝などにお灸を据えるようになった。ひとつやいとの際は、人々が一列に並び、僧侶たちから順にお灸を受ける。高岡市民は毎年この行事を楽しみにしており、瑞龍寺が高岡町民の心の拠り所となっていることが感じられる。



ひとつやいと

２　鋳物のまち金屋に見る歴史的風致

（１）はじめに

高岡の鋳物は、利長が城下の建設にあたって、礪波郡の西部金屋（現在の高岡市戸出西部金屋）の鋳物師に高岡へ移住して仕事をするように指示を出し、金屋の地を与え、税や諸役の免除など手厚い保護をしたことに始まるとされる。金屋の地については、以下の『金屋町拝領地絵図』から見ることができる。

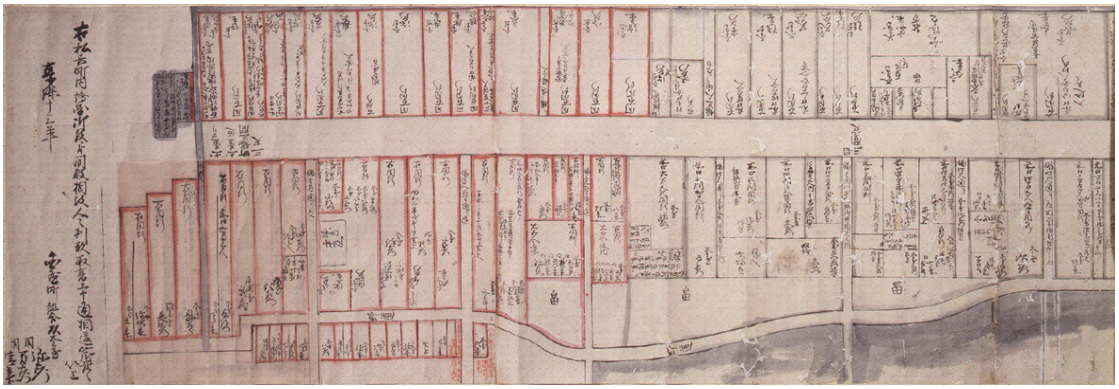

金屋町拝領地絵図（享保 13 年（1728）高森家文書）高岡市立博物館寄託
※右側半分の薄墨色部分が拝領地

そうして銅器の一大生産地として発展した高岡は、金屋町を中心に固有の歴史的風致を形成している。高岡銅器の象徴が高岡大仏（銅造阿弥陀如来坐像）であり、鋳造から着色までの全工程を高岡で行ったものとして、全国的にも稀有な歴史性を有する。



高岡大仏

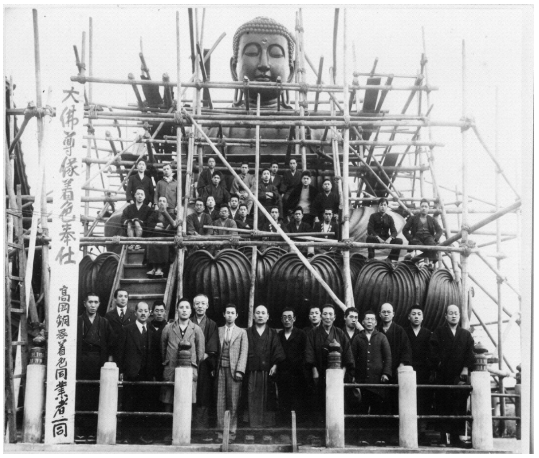

高岡大仏開眼供養会（昭和 8 年（1933））

高岡鋳物発祥の地である金屋町は、狭い間口と深い奥行の敷地に軒を連ねる形式で、その敷地配置は基本的な構成である主屋、中庭、土蔵、作業場が残る町家によって歴史的な景観が形成されている。また、サマノコ（千本格子、狭間処、狭間虫籠）と呼ばれる格子を建て込んだ町家も多く残る。金屋町の伝統的な町家は、多くが明治期から大正期にかけて建てられたもので、一般的に切妻造り・平入・二階建・真壁造り建物で、大きな特徴として両袖の袖壁や軒の深さなどが挙げられる。特に、明治期に建てられた古いものは、冬期間の積雪に耐えられるよう登梁形式となっており、階高の低い２階は物置として使用されていた。

鋳物を生業とすることから常に防火に気を配っていたことは、金屋町が高岡のまちの中心部からやや離れた千保川の対岸に配置されたことに象徴されるが、防火の意識は町家の平面形式にも見ることができる。各町家は、主屋、中庭、土蔵、作業場と順に配しており、火災の可能性の高い作業場を奥に置き、さらに万一の際には土蔵の開口部を味噌で目張りし主屋への延焼を防げるようになっている。また、金屋町には道路脇や各家の蔵前などに数多くの祠がある。道路脇のものは、早くに亡くなった子どもなど家族の供養をするためのもので、蔵の前などに置かれたものは、鋳物作業で火を扱うことから、火除けの意味で置かれたものである。



金屋町の町並み



祠

（２）建造物等

（鋳物づくりに関連）

①金屋町重要伝統的建造物群保存地区

前田利長は高岡城の外側にあたる千保川西岸に、鋳物師に高岡へ移住して仕　事をするように指示を出し、東西 50 間、南北 100 間の土地を与えた拝領地を中心として金屋町が成立する。保存地区中央を南北に金屋町通りが縦断し、江戸期から昭和初期までに建てられた町家が密度高く残る。



金屋町の町並み

敷地は短冊系で、道路に面して主屋を建て、主屋背面の中庭を挟んで土蔵が　建ち、さらにその背後に作業場が置かれる。主屋は真壁造として、切妻造平入で桟瓦葺を基本とし、蔵は土蔵造、二階建を基本とする。作業場で火災が発生した際に主屋への延焼を防ぐための工夫とされ、火を扱う鋳物業の職人町＝鋳物師町として意匠的に優れた外観や質の高い造作を持つ町家と鋳物製造に関わる作業場や土蔵などがともに良く残り、特色ある歴史的風致を良く伝えている。

①－１　鋳物工房利三郎

『金屋町・内免伝統的建造物群保存対策調査報告書』によると、主屋は昭和 10 年（1935）以前、作業場は明治 10 年（1877）、店舗は昭和 46 年（1971）に建てられた建造物である。構造は、木造家屋、土蔵造りの平屋である。現在も伝統的な技法で鋳物づくりを行っており、作業場では、型づくりや鋳造、仕上げなどの工程が行われている。



鋳物工房利三郎

②有礒正八幡宮

有礒正八幡宮は、拝殿・幣殿・釣殿・本殿からなる明治 16 年（1883）建造の建物で、拝殿・幣殿の八棟造りの屋根の形式や、本殿の入母屋造の屋根形式、組物の装飾などに特徴がみられ、平成 18 年（2006）に国登録有形文化財となっている。



有礒正八幡宮

③旧南部鋳造所キュポラ・煙突

旧南部鋳造所キュポラ・煙突は、平成 13 年（2001）に登録有形文化財に登録された。旧南部鋳造所キュポラは、鉄製キュポラ及び煉瓦・石造煙道よりなる、鉄製吸気管付であり、煙突は、煉瓦造で高さは 15m ある。鋳物造りの工程の一つである鋳造の際に地金を溶解するために建てられたものである。



旧南部鋳造所キュポラ・煙突

④金作家住宅

金屋町重要伝統的建造物群保存地区中央を南北に縦断する金屋町通りの西側、内免一丁目の中程に位置し、主屋及び東土蔵と西土蔵を有する。主屋は明治 26 年(1893)、東土蔵は明治 28 年(1895)、西土蔵は明治末期又は大正時代との推察であることが登録有形文化財の調書に残っている。このことを踏まえて平成 28 年（2016）に登録有形文化財に登録された。



金作家住宅

笄が乗った厚板葺の下屋庇を有する主屋や中庭を有して土蔵を配する位置関係など、当地域の町家の典型的な姿である。

⑤立川家

『金屋町・内免伝統的建造物群保存対策調査報告書』によると、主屋は 19 世紀前期、作業場は明治初期に建てられたとされ、その後昭和 38 年（1963）に増築された建造物である。金屋町も含めて周囲で唯一の石置き屋根を残す町家で、古くから鋳物造りの最後の工程である着色を営んできた家である。



立川家

（３）活動

①鋳物造り

高岡鋳物の製作技法は、伝統的な技法である双型鋳造法や焼型鋳造法、一品製作に用いられる蝋型鋳造法、明治期以降の近代に開発された生型鋳造法など様々な手法があるが、その製作に係る流れは、大別すると製図、型作り、鋳造、仕上げ、着色に分類できる。

ⅰ）製図

製図は、鋳物を作り始める前に行われる　製作物のデザイン作業である。日　用品であれば使いやすさ、装飾品などであれば美しさなどが重視され、発注者がいる場合にはその意向が確実に反映されるよう、墨や筆を用いて詳細な図案が描かれる。

ⅱ）型作り

デザイン終了後行われるのが型作りである。木や鉄などを用いた原型を作り、原型を土や砂にうつしとって鋳型が作られる。鋳型が作られた後、鋳造が行われる。

ⅲ）鋳造

鋳造は、金属を溶かす溶解と、溶かした金属を鋳型に流し込む注湯からなる。溶解は、主に明治 20 年（1887）以前は、送風板を踏んで風を送る“たたら”や、仏具や手あぶりなどの小型銅器の鋳造に用いられた鞴(ふいご)が用いられ、明治 20 年以降は、技術や設備の近代化の中で生まれた蒸気機関を動力とする炉などが用いられた。

ⅳ）仕上げ

仕上げは、鋳造により作られた鋳物生地を仕上げる作業で、研磨と彫金に分かれる。研磨は鋳物表面を磨き上げるもので、ヤスリや剪(せん)を用いてきれいに磨かれる。彫金は、鋳物の表面を鏨(たがね)で彫ったり叩いたりして模様を作り出す技法である。一般的に彫金は、金属の素地に施されることが主であり、高岡でも江戸時代の末までは板金に施されていたが、鋳物技術の発達と併せて、次第に鋳物へも彫金が施されるようになった。この高岡の彫金技法は加賀象嵌の影響を大きく受けているが、日用品など大量生産品の加工を行っていた高岡では独自の技術も多く生み出され、線象嵌や平象嵌、布目象嵌、高肉象嵌(たかにくぞうがん)、片切り彫り、鋤出し彫りなど様々な技術が生み出された。



たたら



鞴（ふいご）

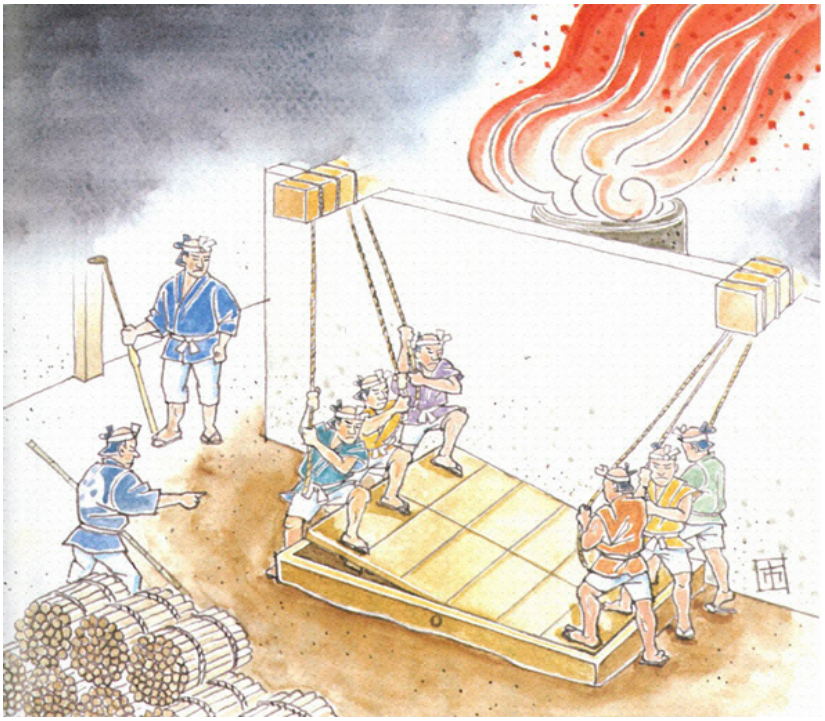

たたら吹作業の図（たかおかー歴史との出会いーより転載）

ｖ）着色

最後の工程が着色である。着色は錆を防ぎ、美しく見せるため、鋳物の表面に色や模様を施す作業である。高岡においては、明治 30 年（1897）頃から鋳物生産工程から独立して行われるようになった。着色技法は、大別すると塗漆などの物理的方法と、加熱や薬品漬けなどの化学的な方法、これらを混合する方法の三種がある。

今日、鋳物の生産は、大量生産に併せて郊外の大規模工場で一括して行われ　ることが多くなったが、戦後しばらくは問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が採られていた。この流れを受け、現在でも金屋町（かなやまち）では、昔ながらの職人が民家裏の作業場などで鋳造や着色などの作業を行っている。

町のメインストリートにあたる石畳通りの裏手の小路沿いにある鋳物工房利三郎は、現在も伝統的な技法で鋳物づくりを行っている店である。作業場では、型づくりや鋳造、仕上げなどの工程が行われており、作業場の煙突からは煙があがり、あたりには独特の匂いがする。また、金属の溶解の様子や鋳型に金属を流し込む作業などを実際に見て、高岡鋳物の歴史に触れることができる。また、立川家は、古くから着色を営んできた家である。同家の主屋は、金屋町（かなやまち）も含めて周囲で唯一の石置き屋根を残す町家で、間取りや内部の意匠から、明治初期には建てられたとされる。敷地裏手の小路を挟んだ向かい側には作業場があり、現当主が日々着色の作業を行っている。旧南部鋳造所キュポラ・煙突は、金屋町（かなやまち）北端の内免（ないめん）にほど近い場所にあり、地金を溶解するために建てられ、鋳物生産の近代化の過程で残されたレンガ積みの建造物である。また、鋳物生産の拡大に併せて敷地が拡大されていった千保川（せんぼがわ）沿いの後背地には、

現在は使用されなくなった鋳物工場跡地などがあり、かつての町の繁栄を感じさせる。また、『富山県写真帖』の説明文に「高岡市金屋町（かなやまち）に喜多万右衛門の工場にして鉄瓶、鍋、火鉢等年額五万円を製造す」とあることから、古くからこの地で鋳物造りは盛んに行われてきた。



喜多鋳物工場　『富山県写真帖』富山県編（明治 42 年（1909））



焼型鋳造法工程

（高岡市教育委員会　ものづくり・デザイン科学習資料「鋳造法と製作工程」を一部加工）

②御印祭

御印祭は、利長の命日にあたる６月20日に毎年行われている。これは、利長に対する報恩感謝の念を表して催されるもので、利長没後まもなく始められた。『高岡鋳物史話』には、嘉永７年(1854)に鋳物師伝来の“御印”類を高岡町奉行の検分に供した際の目録の覚えが採録されている。伝来では、当初は利長の親書、絵像を礼拝していたともいうが、現在は有礒正八幡宮から金屋町公民館内に設けられた祭壇に祭神を招き、式典が執行されている。



御印祭

祭礼前日には、まず前夜祭として有礒正八幡宮からご神体が金屋町公民館に移される。祭礼当日は、千保川沿いに立つ高岡銅器発祥の地の碑の前に集合した後、行列がスタートし、鋳物工房利三郎や旧南部鋳造所キュポラ・煙突など町中を練り歩く。この練り歩きの際に歌われるのが弥栄節である。弥栄節は、鉄を溶かすために溶解炉へたたら板を踏んで風を送る作業が重労働であったことから、気を紛らわせるために歌われ始めたと言われる作業歌である。弥栄節は明治末期になりたたらが使われなくなると一時歌われなくなったが、大正末期から昭和初期にかけて民謡として復興した。また、戦時中にも一端途切れたことがあったが、昭和25年（1950）に高岡弥栄節普及会が組織され復興された。その後、昭和32年（1957）には民謡の研究家らにより音節を整え新しく振り付けが行われ現在の弥栄節が誕生した。

その一句には次のようにある。

エンヤシャ　ヤッシャイ　　河内丹南　鋳物の起こり　ヤガエフ
今じゃ高岡　金屋町　エー　　ヤガエフ　エンヤシャ　ヤッシャイ
今じゃ高岡金屋町　エー　　エンヤシャ　ヤッシャイ

たたらを踏む際の掛け声が韻よく刻まれる中に、金屋町の鋳物の起源や、重労働の中でも自分たちの行う作業に誇りを持つ心が感じられる。

なお、御印祭で弥栄節が踊られるようになったのは、昭和27年（1952）の同祭からで、地元の青年らが弥栄節を歌いながら踊ったのが始まりである。以来地元ではこれを後世へ継承すべく、昭和50年（1975）には高岡弥栄節保存会が結成され、伝承のための様々な取組みがなされている。

（４）まとめ

金屋町では、現在でも鋳物工房利三郎や立川家をはじめとし、伝統的な技法で鋳物造りを行われている。作業場では、型作り鋳造、仕上がりなどの工程が行われ、作業場の煙突からは煙が上がり、周辺では独特のにおいが感じられる。また、鋳物造りの工程の一つである鋳造で使用された旧南部鋳造所キュポラ･煙突が今も残されている。

御印祭では、前夜祭で有礒正八幡宮からご神体が金屋町公民館へ移され、当日に鋳物工房利三郎や旧南部鋳造所キュポラ・煙突など町中を練り歩く際は、かつて重労働であったとされるたたら吹作業の作業歌である弥栄節が歌われる。

鋳物造りや御印祭などを通して、風景や音、匂いなど五感全てで鋳物のまちの風情が感じられるとともに、固有の歴史的風致が形成されている。

なお、昭和８年（1933）には与謝野寛と晶子が金屋を訪れているが、その際に次のような歌を詠んでいる。彼らもまた鋳物のまちの生み出す独特の風情に大きく心を揺り動かされたのだろう。

高岡の町の金工たのしめり　詩の如くにも鑿の音をたつ（寛）
鋳物師よ楽しかるべきみずからを　釜一つにも試さんとする（寛）
われ入りて鍋作りする炉にあるを　夕日と思う広き金屋に（晶子）
工匠が黒部の川を思わせて　銀の筋置くかねの鉢かな（晶子）

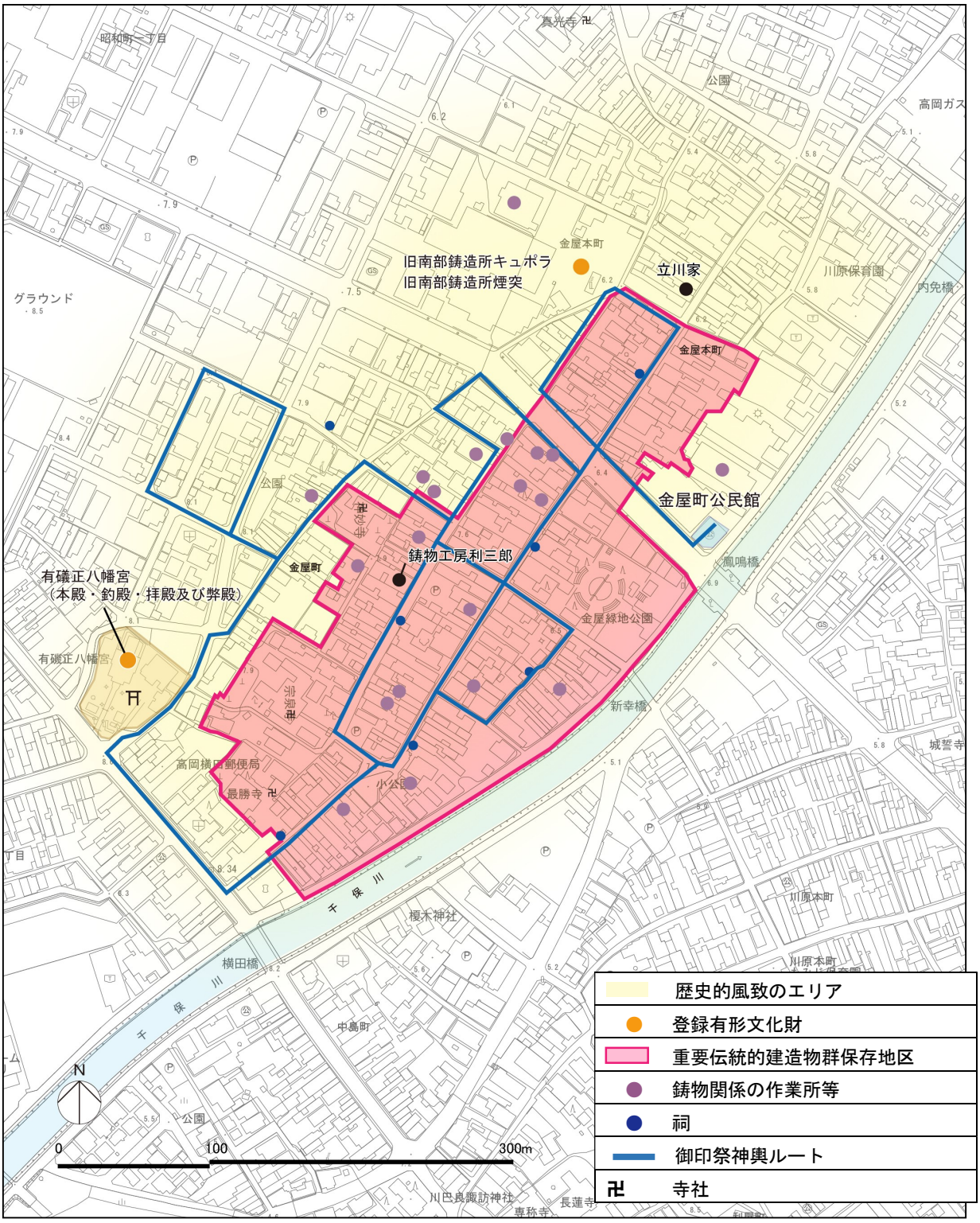

図：鋳物のまち金屋に見る歴史的風致

３　北の玄関口伏木・吉久の祭礼行事に見る歴史的風致

（１）はじめに

伏木は、日本海に面し、小矢部川や庄川の河口に位置している。一方、吉久は、伏木の対岸に位置している。

伏木は、古代には越中の国府が置かれ、越中の政治・経済の中心として栄えたことに加え、恵まれた立地を活かし日本海側でも有数の港として発展した。江戸時代には、加賀藩から渡航の許可や税の徴収といった公的な役割を認められ、大阪から瀬戸内海、下関を廻って日本海に入り、北は北海道まで、各港で買積した物資を売りさばく北前船（バイ船）で栄えた。特に、港に程近い旧伏木村（現在の本町、中央町、湊町、錦町のあたり）には、北前船で財を成した多くの廻船問屋が現れた。この廻船問屋は、明治期に入ると、大型船舶の入港など徐々に近代化を迫られた際に大きな活躍を見せた。特に、能登屋の藤井能三は、強く開港を訴え、私財を投げ打って伏木燈明台や伏木測候所（現 伏木気象資料館）を建設するなど伏木港の近代化に大きな役割を果たした。後に、伏木は港町として大きく発展するが、それは町並みからも見ることができる。

本町通りは、最も早くから町並みが形成された場所で、かつては廻船問屋の邸宅が多くあったところである。現在は、明治期から大正期に建てられたとされる切妻造り・平入・２階建・登梁形式の真壁造りの町家を見ることができる。中道通りや湊町本通りは、明治以降の港の近代化と発展の中で、町が拡大していったと考えられ、国外などからの文化流入の結果生み出されたと思われるハイカラな洋風建築や和洋折衷建築、この道が耐火路線に指定されたことに起因する土蔵造家屋など多様な建造物を見ることができる。伏木の代表的な廻船問屋である藤井家の残した『藤井家文書』のなかに『嘉永三年伏木村草高数免等高持百姓中留帳』なるものがあり、その中に当時の住民の屋号をみることができる。これによれば、網屋や鍛冶屋、浜屋、魚屋、茶屋、油屋、酒屋など様々な職業を類推させる屋号がある。現在では、港の近代化に伴って人々の職業形態もかなり変容を見せているが、今でも魚屋やお茶屋、酒屋、石油卸商などかつてと変わらない仕事を営む店舗が数多くあり、輸出入した商品などを取り扱う商社が数多くみられる。なお、伏木港は現在、国際拠点港湾伏木富山港として環日本海交易の拠点となっている。

一方、吉久は、江戸時代、加賀藩直営の御蔵が設置され、その規模は間口 30 間、奥行き４間の大きな建物が６棟も配されていた。これは、他所の御蔵が１～２棟であったことと比べても破格の規模であった。さらに、単に年貢米を収納するだけでなく、礪波・射水両郡の御蔵の中で唯一、両郡の収納米の詰込所でもあり、小矢部川や庄川を下って運ばれてくる年貢米の集散地であった。この時代、各藩の領域経済が次第に全国市場の中に取り込まれ始めると、米価も大阪の米市場において設定された価格に左右されるようになり、年貢の取立てや支配等をめぐり農民とのトラブルが絶えな

かった。その対応策として、加賀藩が御蔵の設置や十村制度の整備、灌漑用水の整備といった改作法を実施し、年貢の確実な徴収と百姓など民衆の生活の安定を図ったと言われている。こうして、吉久（よしひさ）は、伏木港（ふしきこう）から廻米として積み出される玄関口という重要な役割を担っていた。その機能は明治期に入っても失われることはなく、かつての御蔵はそのまま米や魚肥の倉庫として使用されるなど、吉久（よしひさ）は変わらず伏木港（ふしきこう）への最前線基地としての役割を果たしていた。

このように、伏木（ふしき）と吉久（よしひさ）ともに小矢部川（おやべがわ）を利用した水運によって発展してきており、密接な関係であったのが伺える。



伏木港　『富山県写真帖』富山県編（明治 42 年（1909））より

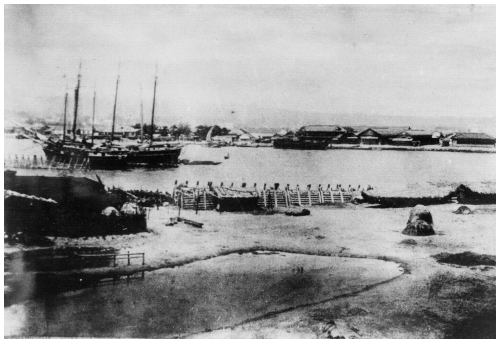

伏木開港場（明治 32 年（1899））

（２）建造物等

（伏木神社春季例大祭の祭礼行事に関連）

①伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）

秋元家は、江戸時代後期から明治初期にかけて盛んであった「北前船」をもつ、廻船問屋（小宿）であった。現在の住宅は、明治 20 年（1887）の大火の際に焼失し、火災後において元通りに復元されたとの伝承があることから、明治 20 年（1887）直後に建設されたものと推定される（高岡市指定理由より）。秋元家は、かつて伏木地区に数多くあった船を見張るための「望楼」を持つ廻船問屋としては、現在も残されている唯一の例であり、伏木地区の歴史を理解する上では大変貴重なものである。



旧秋元家住宅

②高岡商工会議所伏木支所

明治 43 年（1910）に伏木銀行として建てられた建物で、平成８年(1996)に国の登録有形文化財に登録された。建築形式は、土蔵造・二階建・寄棟・瓦葺で、スクラッチタイルの外壁がお洒落なものである。カラフルな花傘や、前人形のかわいらしい踊りに彩られた山車が、この建物をはじめとするハイカラな建物の前を巡行する様は、歴史的だが、どことなくお洒落さを感じさせるものである。



高岡商工会議所伏木支所

③棚田家住宅

棚田家住宅は、主屋、寄付待合、水屋、茶室及び三棟の土蔵で構成される建物群で、主屋は間口六間、奥行八間を有し、廻船問屋としての間取りや良質の建築材を使用している。明治 23 年（1890）頃に建築されたと推定され（平成９年登録要旨より）、北前船交易による伏木港町の繁栄を物語る建物群として貴重である。



棚田家住宅

④谷村家住宅

明治初期に建てられたもので、平成９年（1997）に国の登録有形文化財に登録された。間口五間の大規模な切妻造り、平入、桟瓦葺の建物である。屋根は、現在は桟瓦葺となっているが、周囲の建物と比べると屋根勾配が緩やかなことから、もとは板葺きであったことがわかる。明治初年建設と推定される（平成９年登録要旨より）。



谷村家住宅主屋

⑤伏木気象資料館（旧伏木測候所）

旧伏木測候所の建物は、明治 42 年(1909)に建設されたもので、当時としては、洋風の木造建築物としてハイカラなものであった。木造二階建、桟瓦葺、寄棟造りで、建築当初は塔屋が建てられていたが、昭和 13 年（1938）に取り壊し、測風塔が建てられた。平成 18 年（2006）に国の登録有形文化財に登録され、現在は伏木気象資料館として公開活用されている。平成 28 年（2016）には失われていた塔屋が復原され、伏木港の近代化を象徴する建造物としての魅力が高まった。



伏木気象資料館

⑥伏木神社

伏木神社は、伊勢神宮から布師浦の蔵ヶ浜に勧請され、海岸鎮護・住民の守護神として創祀されたと伝えられ、『富山神社誌』によると文化 10 年（1813）に波の浸食を受けたことから現在地に遷座した由緒ある神社である。江戸時代初期の寛文６年（1666）に発布された浦高札があり、境内には歴史を感じる大木や鎌倉時代に創作されたとも伝わる狛犬があり、悠久の歴史が感じられる。



伏木神社

（吉久神明社の秋季例大祭に関連）

⑦吉久伝統的建造物群保存地区

吉久は、小矢部川と庄川に挟まれた河口に位置しており、藩政時代から藩の収入となる御詰米の御蔵のあった町である。米などの物資の集散地であると同時に御蔵の役目を務める人やさまざまな商売に携わる人々が集まる都市的性格を持つ在郷町であった。幕末から昭和 30 年代にかけて建てられた町並みが残っており、通りに面して間口が狭く、奥行が長い短冊状の敷地に、切妻造平入の町家型の様式でありながら、その生活様式が農家的であるという特徴を有する。





吉久の町並み

⑦－１　能松家住宅主屋

明治末期から大正初期のものと推定され（平成９年（1997）登録要旨より）、平成９年（1997）に国の登録有形文化財となった建物である。間口は四畳半で三間分は出格子が取り付いている。室内構成も整っており、建設当時の外観をよく残す貴重な建造物である。



能松家住宅主屋

⑦－２　有藤家住宅

大正５年（1916）～同６年（1917）頃に建てられ、平成 10 年（1998）に国の登録有形文化財となった建物である。平面は間口の広い２列３室型で、背面に半間の下屋が付く。右側列は玄関、オイ、奥に１室、左側がミセ、仏間、座敷で構成されている。



有藤家住宅

⑦－３　丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋

明治中期（1883～1897）に建てられ、大正期（1912～1926）に増築された建物で、平成 25 年（2013）に登録有形文化財となっている。構造は、木造平屋一部二階建、切妻造桟瓦葺であり、正面外観は繊細な格子と籬子下見板張で構成されている。



丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋

⑦－４　吉久神明社

天保４年（1833）に建てられたとされる入母屋造・桟瓦葺・正面屋根破風・一間の向拝を流した拝殿で設置されている狛犬には「天文 廿 四年」（1555）の刻印がある。



吉久神明社

（３）活動

①伏木神社春季例大祭の祭礼行事

海岸鎮護･海上安全の神である伏木神社春季例大祭で行われる伏木神社春季例大祭の祭礼行事（通称「けんか山」）は市指定無形民俗文化財に指定されており、毎年５月 15 日に行われる。曳山の蔵出しに始まり、山宿での山飾り、15 日の神輿渡御、花傘山車、夜間は提灯山車（かっちゃ）の次第で行われている。その歴史は古く、行事に用いられる山車の箱書きには、文政３年（1820）や天保２年（1831）といった記録が見え、少なくとも 200 年間は続けられていると考えられる。

ｉ）準備

祭りに用いられる山車は、早いところでは一週間も前から山蔵より蔵出しされる。これは、人集めや曳き方の練習、山車に不具合がないかを確認するためと言われているが、山車が順次曳き出されるうちに町全体に祭の気分が色濃く流れ始める様子からは、祭を待ちきれない人々の気持ちを更に高めるための演出なのではないかとすら感じられる。

祭前日には宵祭が催される。宵祭では、山車



曳山祭山宿の飾り

の飾り付けとともに、山宿にご神体が飾られ、御膳やお酒が並べられ披露される。山宿は、その年に出産や結婚などおめでたいことがあった家が選ばれるが、この地域の人々にとっては、至極光栄なこととなっている。

ⅱ）当日

当日は、まずは朝６時頃から各山車の代表者が伏木神社へ集まり、その日の祭の無事を祈ってお祓いを受けるところから始まる。その後、同神社の拝殿で例大祭と神輿渡御祭が厳かに挙行される。境内での神事の後、御神輿の巡行が開始される。神輿渡御は、母衣武者行列と花傘がともに巡行する古い形式をよく残すもので、午後３時30分頃に伏木神社へ還御されるまで、氏子町内を順次巡行される。

祭のメインである伏木曳山祭も同時に始まっている。まずは、朝早くから山の飾り付けが行われ、美しい花傘山車が作られる。山車には、雲獣（龍や唐獅子）、自然（波や雨）、動植物が丸彫、浮彫、透彫の手法で彫刻されてあり、塗装は、漆と金箔を基調とし、彩色豊かである。花傘は、戦前までは赤一色であったと言われているが、現在は、赤に加えて黄や白が見られ、カラフルになっている。



花傘山車

山宿にご神体が移され、お神楽の奏上が行われた後、本囃子も勇ましく町内曳きが行われる。11 時頃からは、６基の山車が順に伏木神社へ参拝し、御祓いを受け安全を祈願する。

午後１時、いよいよ花傘山車が、囃子の音色と曳き子達の「イヤサー、イヤサー」の掛け声に併せて曳かれ始める。山車はみなと町の谷村家住宅主屋や高岡商工会議所伏木支所を通り、ハイカラな町並みを舞台に曳き回され、一層その華やかさが際立つ。また、街路網は碁盤目状に敷かれているうえに、その路は細く、直角の曲がり角が多く、曳き子たちは町角での山車の方向転換に苦心を強いられる。しかし、実はそこにも祭の見所がある。曳き子達が曳き子頭の合図のもと、テコの原理で長手をうまく利用し、チームワークよく曲がる光景は見事で、観客は拍手を送って喜ぶ。

花傘山車の奉曳が午後５時まで続けられた後、一旦山宿へ移し解体され、今度は提灯山車へ組み替えられる。提灯山車は飾り付けられた山車同士が激しくぶつかる（通称「かっちゃ」と言われる。）もので、日中の花傘山車とは趣が全く異なり、はじめて見るものならば、必ず「おおー」と歓声をあげるほど非常に勇ましいものである。提灯台は、初期の頃は、竹で作られ、６段ほどであったが、現在のように頑丈な提灯台が使われるようになったのは大正 10 年（1921）からで段数も８～９段となった。

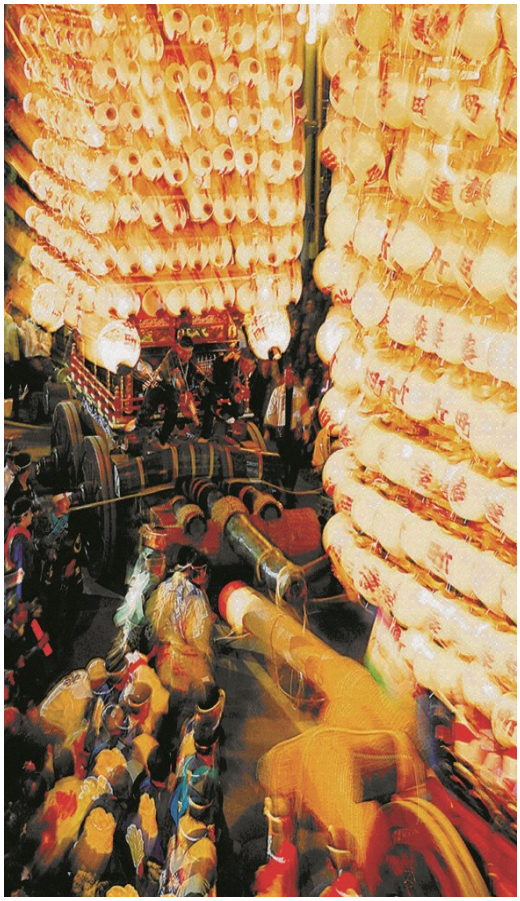
かっちゃの様子

提灯山車の曳き出しは夜の７時 30 分頃から始まるが、この時刻になると、「かっちゃ」が行われる場所には、大勢の人々が押し寄せる。この時ばかりは、家々の窓は全て開けられ、家族や親族などが身を乗り出して観戦する。観客の見守る中、双方の山車の総代の合図により拍子木が打たれると、いよいよ開始である。

山鹿流出陣太鼓のお囃子と曳き子衆の勇ましい掛け声とともに、今にも壊れそうな勢いで山車が「ずしーん」とぶつけられる。山車に飾り付けられた提灯は激しく揺れ落ちるものもある。間髪容れずに拍子木が打ち鳴らされると２台の山車は再び激しくぶつけられる。観客は大きな歓声をあげ、カメラのフラッシュが無数にたかれ、会場は興奮の坩堝と化す。こうして人々が待ちに待った祭は熱狂のうちに終わっていく。

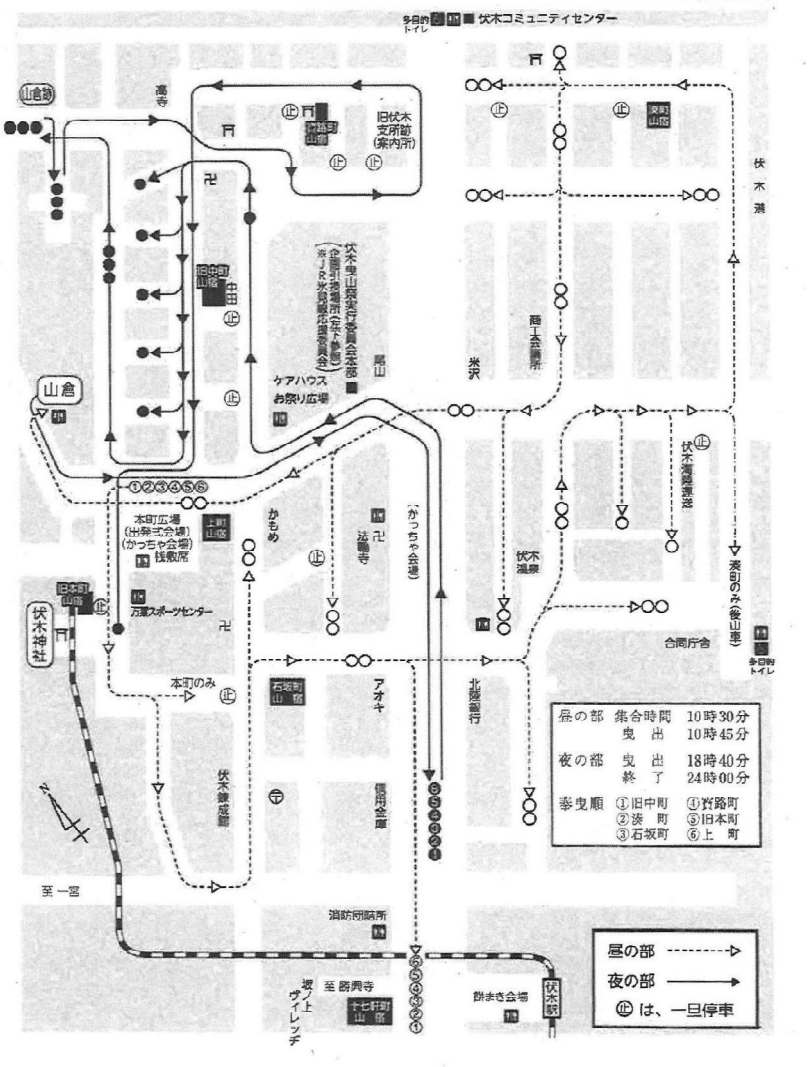

図：令和元年度（2019）伏木神社春季例大祭曳山順路図（一部加工）

②吉久神明社の秋季例大祭

吉久の獅子舞は、吉久神明社の秋季例大祭で舞われるものである。

ⅰ）成り立ち

かつて吉久では、あんころの獅子とおもての獅子の二つの獅子舞があった。あんころとは、吉久の町の中心を通る旧街道から東側あたりに位置する地域を指す言葉で、吉久でも最も古くから、村が開かれたところでもある。あんころの獅子は通称あんころの宮といわれる日の出町神明宮の祭礼行事として舞われたもので、加賀獅子（砺波獅子の一つとされる）の流れを汲み、なぎなたや棒を激しく振り回す荒っぽいものであったようである。おもてとは、旧街道の西側、御蔵の置かれた方角で、町の発展と併せて拡大していった地域を指している。おもての獅子も、あんころの獅子と同じく、棒術やなぎなたの武術を中心としたもので、時に見物人が怪我をしたり、天狗の鼻が飛んだりするほど荒っぽいものだったようである。このあんころの獅子、おもての獅子は、ともに起源をはっきりと記すものはないが、口承では近世末から明治初期には既に始まっていたようであり、昭和戦前の写真には獅子舞の様子が収められている。



よっさ獅子舞（昭和初期）

この両獅子舞とも若者の減少等により伝承の危機を迎えたが、昭和 35 年（1960）頃に青年団が中心となって両獅子の合併がなされ、現在の吉久の獅子舞が生み出された。従って、現在の吉久の獅子舞いは、両獅子の荒っぽい性格をよく受け継いでおり、天狗が棒や長刀、松明を縦横に振り回して獅子を打つという豪快な演目で構成されている。

ⅱ）当日

祭りは６時頃から始まる。はじめに、吉久神明社で獅子の宮参りが行われる。神明社で獅子頭に御幣を付けてもらい二舞、三舞した後、日の出の宮、浅野の宮と獅子舞が奉納される。それから町内を回るが、近年では全町が公平になるよう回る順番を毎年変えている。

吉久の本通りは、かつて能登から富山市岩瀬へと至る浜往来から放生津で分かれ高岡へと向かう放生津街道が通っていた場所で、今も藩政期のままの湾曲した道路が残り、道路の両側には、幕末から昭和戦前に建てられた伝統的な町家が建ち並んでいる。能松家住宅主屋や有藤家住宅主屋、丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋など町家は、北陸に特徴的な雪を意識した軒の深い和風町家の外観を呈するが、他の地域と違う吉久独自の特徴として、裏手まで抜ける通り土間がないことなどが挙げられる。これは、吉久の町が米商と農家という二つの性格を兼ね備えていたことから生み出さ

れたものと考えられる。

町内を回る際は、めでたいことがあった家が選ばれて獅子舞が舞われる。各家では花（祝儀）が打たれると、獅子取りと獅子はしゃがみこみ、その間に紋付袴の世話方が中腰になりショモウ（目録）をあけ威勢よく口上を述べる。

ショモウ　ショモウ　目録一つ！　　御酒万樽　御肴沢山！
金子有り有り右は人気栄富栄富！　　御贔屓～
とあって○○様より吉久獅子舞若連中に下さる～

口上が詠み終えられると、獅子が勢いよく目録をくわえ、玄関先まで入り込み、舞を見せる。吉久（よしひさ）の獅子は、獅子の胴に何人もの男が入る百足獅子（むかでじし）と呼ばれるもので、獅子はバクバクと激しく口を開け閉めしながら大きな動きを見せる。これをあやす主役は青年の扮する天狗である。太鼓と笛の音が鳴り響く中、ずっかうそと呼ばれる被り物をし、袂の着物に野袴（たつつけ）をはき、小手をした天狗と、その出で立ちに天狗の面をかぶった大天狗が出て、六尺棒や刀、薙刀などを持ち、勇ましい武術で獅子に立ち向かい、打つ。



伝統的な町家とよっさ獅子舞



ハイッタ・ハイッタ

また、吉久（よしひさ）の獅子舞の大きな見所の一つにハイッタ・ハイッタがある。ハイッタ・ハイッタは、家の座敷まで獅子が上がりこみ、家の中で獅子が踊るもので、ハイッタ・ハイッタの会場と決まった家では、家の中を仕切る建具が全て外され舞の舞台が準備され、早くから家族や親族が集まって宴を催しながら、獅子が来るのを待つ。いよいよ獅子が来ると、全員一斉に立ち上がり、身を乗り出しながら口上を見つめる。口上が終わると獅子はものすごい勢いで座敷へと突入し、舞が行われる。獅子方も力が入るのか、外で見るよりも遥かに激しく見える。時にものを壊すこともあるが、そんなことは一切おかまいなしで、人々は熱狂し大きな歓声をあげる。外にも大勢の人が集まりその様子をじっとみつめている。実はこの瞬間が最も吉久（よしひさ）の人々と、伝統的な家が輝く瞬間なのかもしれない。

（４）まとめ

古くから開運で栄えた伏木には、伏木神社の春季例大祭（通称「けんか山」）で「かっちゃ」と呼ばれる山車同士をぶつけ合う勇壮な行事が伝えられている。行事は、曳山の蔵出しに始まり、山宿での山飾り、神輿渡御、花傘山車、夜間は提灯山車（かっちゃ）の次第で行われる。雲獣（龍や唐獅子）、自然（波や雨）、動植物が彫刻されて、漆と金箔を基調とし、彩色豊かな塗装が施された山車に、赤黄白のカラフルな花笠が取り付けられた美しい花傘山車が囃子の音色と曳き子達の「イヤサー、イヤサー」の掛け声にあわせ、みなと町の谷村家住宅主屋や高岡商工会議所伏木支所を通り、ハイカラな町並みを舞台に曳き回される。その後、提灯山車へ組み替えられ、花笠山車とは趣が全く異なる提灯山車で「かっちゃ」と呼ばれる山車同士をぶつけ合う。山鹿流出陣太鼓のお囃子と曳き子衆の勇ましい掛け声とともに、今にも壊れそうな勢いで山車が「ずしーん」とぶつけられ、山車に飾り付けられた提灯は激しく揺れ落ちるものもあるなど非常に勇ましい様は、港町特有の豪快な気質と郷土意識を再認識する場として受け継がれ、町家等の和洋折衷建築と相まって、独特な歴史的風致が形成されている。

また、吉久では、能松家住宅主屋や有藤家住宅主屋、丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋など和風町家の外観を呈する町家などを巡行し、百足獅子と呼ばれる獅子がバクバクと激しく口を開け閉めしながら大きな動きを見せ、太鼓と笛の音が鳴り響く中、ずっかうそと呼ばれる被り物に野衿をはき小手をした天狗と、天狗の面をかぶった大天狗が六尺棒や刀などを持ち、勇ましい武術で獅子に立ち向かい打つ、荒々しく大きな動きの獅子が繰り広げられる様は、普段静かな町並みもこの日は獅子舞と集まった人々で賑わう風景が見られ、良好な歴史的風致を形成している。

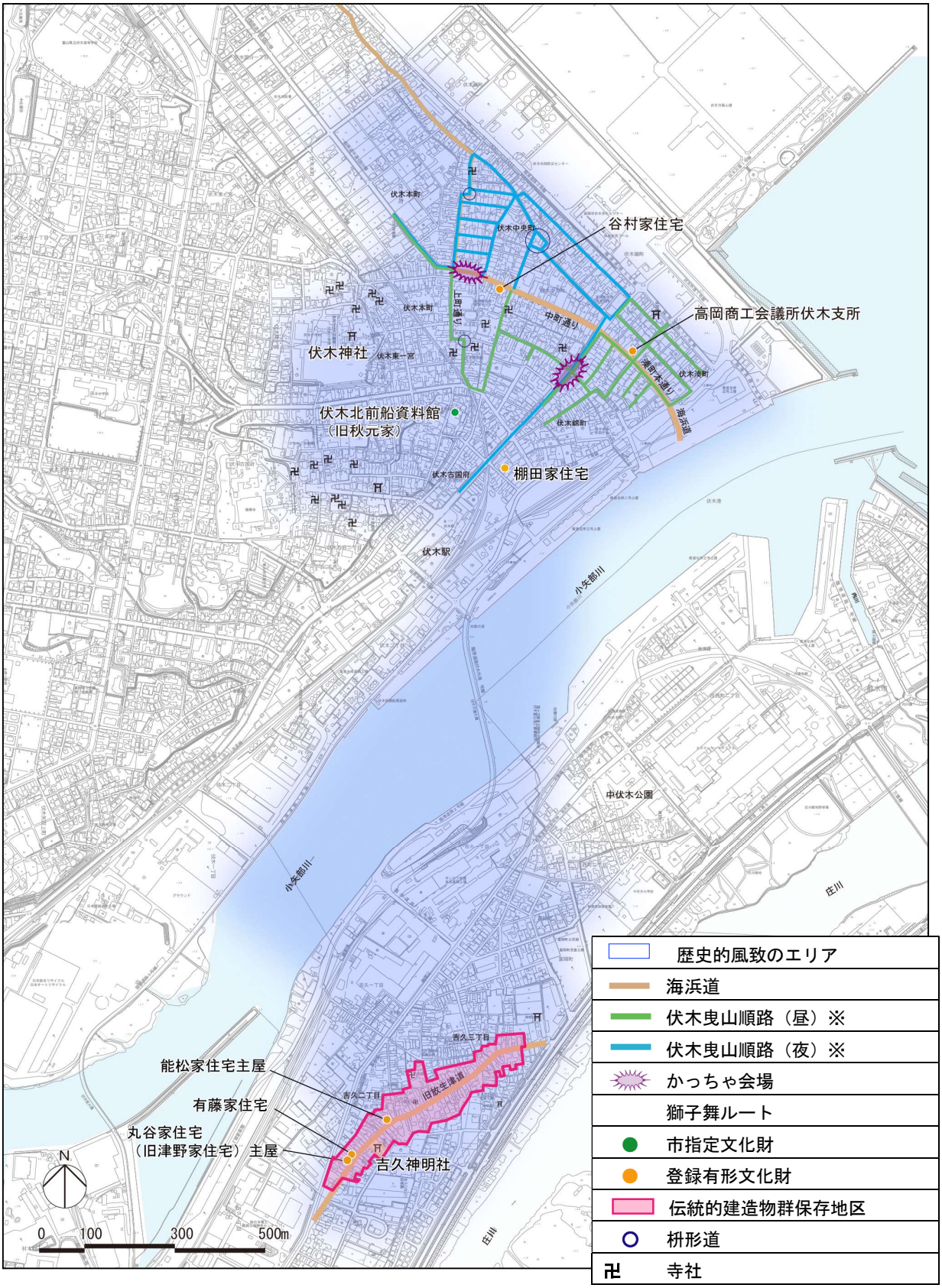

図：北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致

（コラム）～伏木帆柱起し祝唄～

伏木帆柱起し祝唄は、毎年春先の出港準備の際に船主を中心とした地元の人達が浜へ集まり、航海の安全を祈り、鉦や太鼓を打ち鳴らし、「木遣り歌」を歌い踊りながら帆柱を立てたことに由来するもので、ソリャエーという力強い掛け声が印象的である。

ソリャエー帆柱起しで　ヤーレン　ソリャ　ヤートコセーヨーイヤナー
めでためでたの伏木の浜辺ヨーイトナー　ソーラン　アリャエーノ
ヨーイトコ　　ヨーイトコナー

古老などにより長く歌い継がれてきた祝い唄だったが、昭和和 40 年代には保存会が結成され、「手踊り」や「扇子踊り」、「櫂踊り」などの流し踊りが創作された。近年は船の出港に併せて行事を行うことはなくなってしまったが、地区の小学校の運動会や、年に一度開催される伏木港まつり、勝興寺でのイベントなどの大きな行事の際には、決まって行事が催されている。

こうして祭を通して、船の航海の安全と無事が祈願され、民衆の結束がさらに強められ、町ではいつもと変わらぬ港町の日常が繰り広げられていく。

４　勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

（１）はじめに

伏木みなと町から伏木台地を登ると勝興寺と同寺を中心に形成された寺内町がある。寺内町は、伏木の地に勝興寺が寺地を構えた時以来、寺の境内地である古国府の中に生まれた町である。天正 16 年（1588）には、利長が勝興寺の勢力を抑えるために古国府から古府村を分立させており、寺内町は古国府のうち門前の 75 石のみを指すようになった。寺の総門前には、子寺や役寺が置かれ、門前から東へ走る道に沿って上町と中町が連続し、その東端で道は北と東の台地下への二本に分岐し、台地の東縁辺に沿って南北に浦町、台地の東麓に沿い北行しさらに東へ折れて下町が形成されている。

門前の各寺院は全て歴史的なもので、それぞれの建物が伝統的な様式を有している。浄徳寺本堂は、江戸時代中期から後期に建てられた切妻造り・平入のお堂で、半分を本堂、もう半分を住坊とした特徴を持ち、木組みなどが時代をよく表している。入報寺本堂は、小型であるにも関わらず矢来をもうけ、外陣の頭貫虹梁や出組斗栱等に特色を持っている。この他の寺院もそれぞれ意匠などに歴史的な特徴が表れている。



寺内町の町並み

また、勝興寺寺内町の大きな特徴の一つとして、住民の職業構成が挙げられる。寺内町には、勝興寺家中でも身分の低いものや、元々この地に住み続けていたもの、同寺周辺の村々から移住してきたもの、在所は別に持ち商売のための別家を構えるものなどが居住していたが、この地が伏木の港に程近く、古府村の分立前から古国府では舟運を営む人がいたこと、古国府近接地域からも多くの人々が移住してきたことなどから、舟運に従事する町民の割合が非常に高く、舟運による収益が同寺と寺内町の大きな経済的基盤となっていた。寺内町では、町人の中から*町肝煎と町頭３人、舟肝煎１人が選ばれ、町自治の執行にあたっていたが、勝興寺草創期から同寺の御用商人として活躍し代々町役人を勤めた塩屋のように、舟運などを通して得た財を活かし、同寺の運営に大きな功績を果たした町民の中から町役人が選ばれていたようである。舟運による経済活動を通じて、勝興寺が一種領主的な存在を果たしていたこの地域では、勝興寺の呼び名を親しみを込めて「ふるこはん」と呼んでいる。

※町肝煎…町年寄、町算用の下役であるが、町民に直接して上意下達・下情上通を計り、町政の運営の円滑に大切な役目。町年寄・町算用聞・町肝煎を三役人として称されていた。

（２）建造物

（御満座法要及び勝興寺の諸行事に関連）

①勝興寺

勝興寺は、蓮如上人縁の越中国礪波郡蟹谷庄土山の「土山御坊」にはじまる浄土真宗本願寺派の古刹である。天正 12 年（1584）、当時の領主神保氏張から寄進を受けて現在の地へ移り、戦国期には越中における一向一揆の拠点寺として、江戸時代以降は越中の浄土真宗本願寺派の触頭であり、また前田家や公家等と強く結びつき寺勢を保持した。『二十四輩巡拝図会』にも勝興寺の様子が描かれている。境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれたところで、現在も境内の周囲には城郭らしい堀と土塁が遺存している。

この境内に本堂をはじめ大広間及び式台、御内仏、経堂、鼓堂、唐門や総門など 12 棟の建造物が配され、浄土真宗の典型的伽藍配置を示している。また、各建造物は全て近世に建てられたもので、規模・意匠などが優れており、全て重要文化財に指定されている。

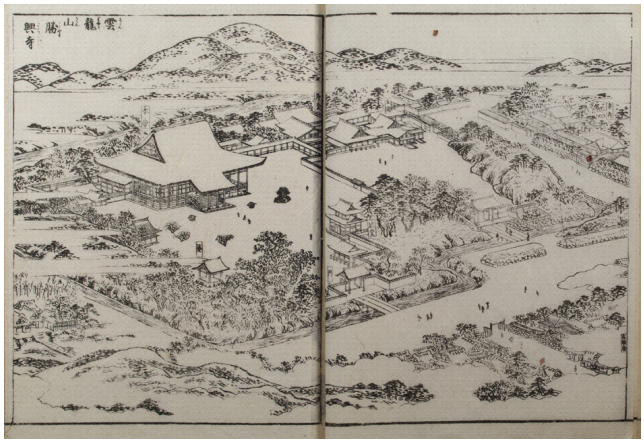

「雲龍山勝興寺」（享和 3 年（1803 年）
『二十四輩巡拝図会』巻之三）高岡市立博物館蔵



勝興寺伽藍配置図



勝興寺本堂



勝興寺本堂と越中国庁跡の石碑



勝興寺唐門



勝興寺鼓堂



勝興寺台所

②伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）（再掲）

94 ページを参照されたい。

③棚田家住宅（再掲）

94 ページを参照されたい。

④伏木気象資料館（旧伏木測候所）（再掲）

95 ページを参照されたい。

（３）活動

①御満座法要

勝興寺では、年間を通して様々な宗教行事が行われているが、代表的なものに毎年１月に行われる御満座法要が挙げられる。御満座法要は、開祖親鸞聖人の遺徳を偲ぶ法要で、１月 14 日から 16 日にかけて、本堂内に高さ 1.8ｍ・重さ約 150 キロもあるデカローソクを立て、住職や参拝者による読経などが行われる。この法要が行われる勝興寺の本堂は、加賀藩の支援を受けて寛政７年（1795)に西本願寺阿弥陀堂を模して建てられたもので、桁行・梁間ともに 40m近く、地方の寺院建築としては破格の規模であり、近世浄土真宗本堂の典型的構成を示す平面配置、木鼻や蟇股・欄間などの彫り物装飾、内陣などに施された華麗な彩色などが見事なものである。なお、この本堂の改修工事の際に、床下から約 100 年前の燭台が見つかっている。令和２年度（2021）には約 23 年間にも及ぶ大修理事業が完了し、現在はかつての威容を取り戻している。法要の際は、この本堂内に溢れんばかりに人々が集まり、御示談を受け一斉に経を唱える。その様子は、昭和 28 年（1953）１月 16 日の新聞からも見ることができ、民衆の熱狂的な信仰精神が受け継がれていることを感じられる。



御満座法要

御満座法要は、勝興寺を中心に行われるものであるが、寺内町の住民らにより引き継がれているという側面も強い。寺内町の形成以来、寺内町では諸役の免除や別家を建てることが許され、町肝煎と町頭、舟肝煎が町の自治にあたり、縁組や家の売買等の届があれば奥書して藩の寺社奉行へ届け出る仕組みになっているなど、一種領主的な勝興寺を中心に一定の地域コミュニティを形成していたが、現在でも勝興寺を中心としたいわゆる檀家制度は色濃く残っており、行事の際には近隣の民

衆が単なる参詣者としてだけでなく、協力者として行事の運営にあたっている。準備には、関係者らが集まり、お供え物やデカローソクの移動など行っている。

② 勝興寺での諸行事

春には花まつり、夏には法要、秋には寺内町寺院の報恩講、そして大晦日に除夜の鐘を鳴らす除夜会などの諸行事が営まれている。いずれも行事の際は、浄土真宗の門信徒の姿である自主的な申出活動によるものであることが大きな特徴である。

特に、お釈迦様の誕生を祝う花まつりは、昭和 61 年（1986）に 60 年ぶりに復活したと当時の新聞記事に記載がある。このとき使われる約２メートルの白象は、地元の自治会などで協力し、製作したものである。お釈迦様に花と甘茶を捧げ、白象を地元の子供たちが引き連れ、伏木気象資料館（伏木測候所）がある勝興寺の現在の参道を練り歩く。

（4）まとめ

勝興寺と同寺を中心に形成された寺内町には、門前の各寺院や廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構である伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）、棚田家住宅などの伝統的な建築様式の建造物が残されている。今でも勝興寺との密接な関係を示す御満座法要や花まつりなどの行事が行われている。花まつりでは、白象を引き連れて伏木気象資料館（伏木測候所）がある現在の参道を練り歩く。行事の準備や後片付けを行う様子からは、舟運による経済活動を通じて、一種領主的な勝興寺を中心に形成されてきたコミュニティが色濃く残されており、固有の歴史的風致を醸成している。

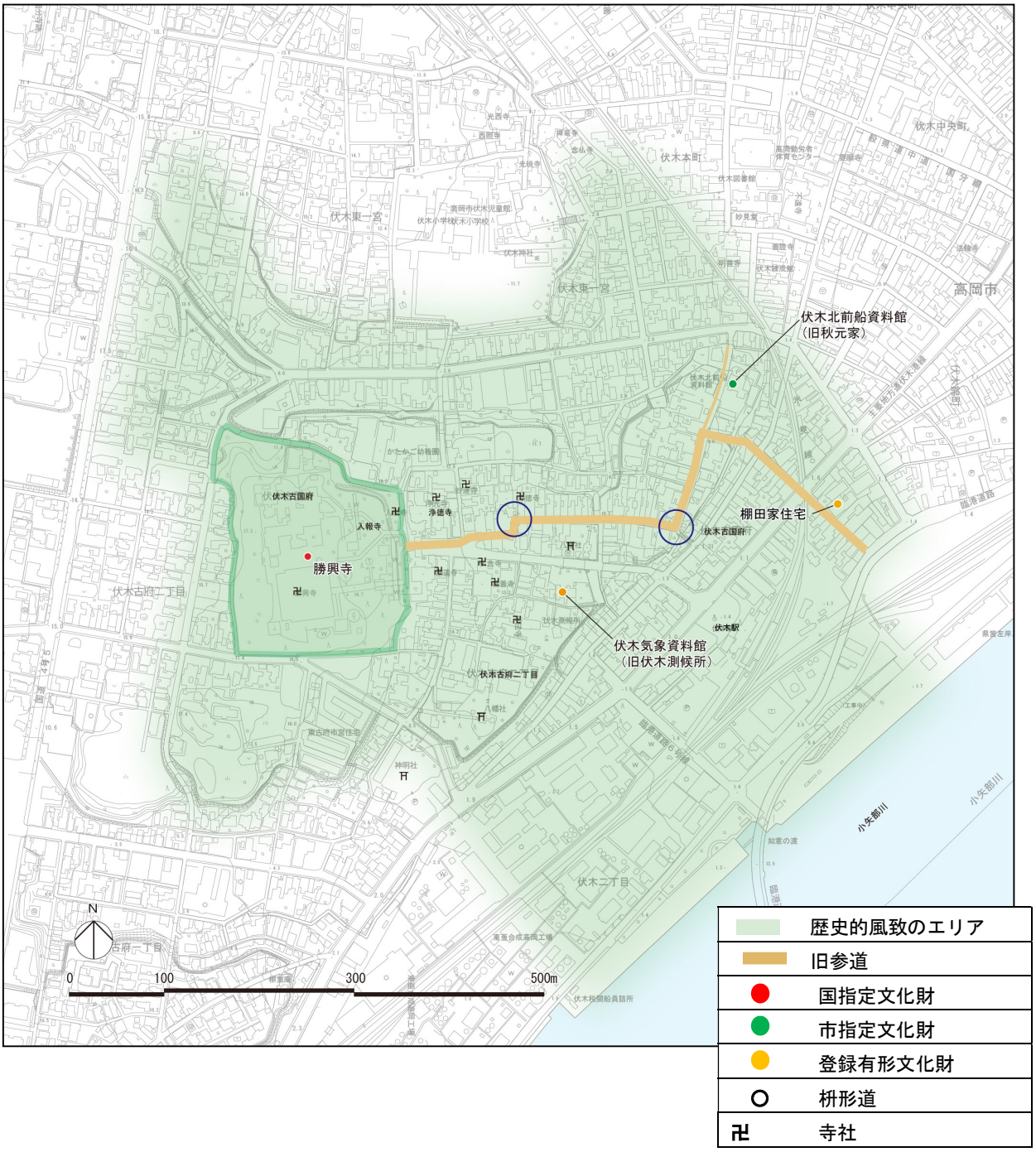

図：勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

５　旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致

（１）はじめに

高岡と福岡町は北陸道が主要な流通経路として結ばれ、古来より利用されている。近世後期には、山町筋を通過した北陸道は博労地区を通り、横田町を抜け、和田、立野を経た後、福岡町、今石動、金沢へと通じていたことがわかる。（『富山県歴史の道調査報告書―北陸街道―』より）山町筋から福岡町までは、『石黒信由作図　砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政 11 年(1828)）』からも見ることができる。

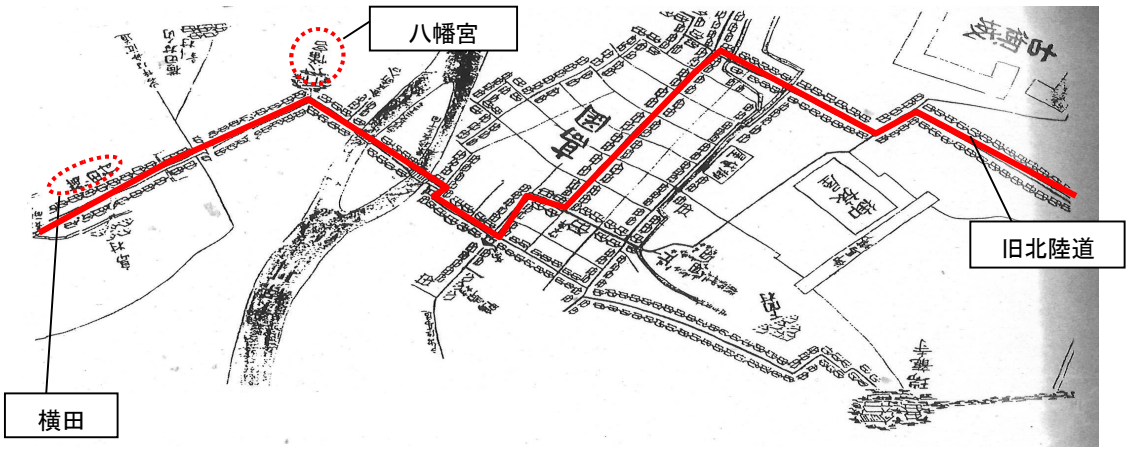

高岡～横田

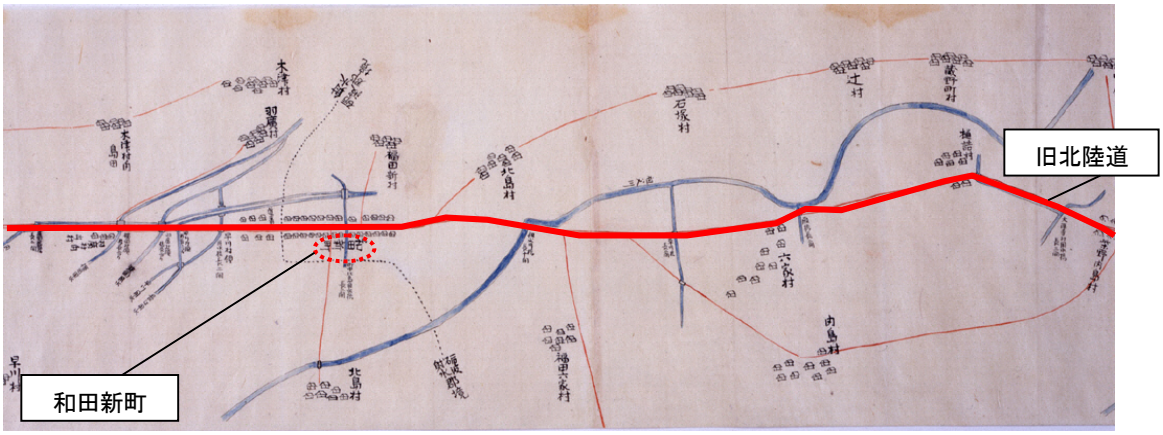

和田～立野

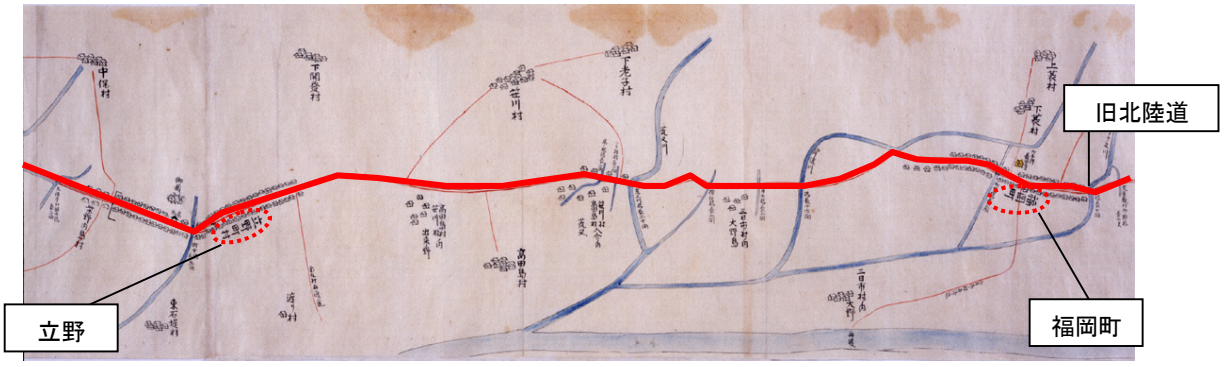

立野～福岡町

石黒信由作図　砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政 11 年(1828)）高樹文庫蔵　一部加工

ｉ）高岡～立野まで

博労地区にある通町は、北陸道と戸出往来との合流点近くであり、町会所（町奉行や町役人が出仕して執務をとる行政機関）のある二番町の隣であったことから、繁華街として栄えていた。また、この近くには、「御高札場」があった。千保川に向かって進むと中島町がある。中島町は、千保川と中島川に挟まれた中州上の町であった。はじめは農地として開かれたが、のちに舟着場となり、物資の集散で賑わいを見せた。千保川を渡ると横田町が見える。横田町は、高岡町の発展に伴う町の拡大によってできたもので、高岡の町続きであったため、商家が増えたところでもある。西へ進むと、千石町があるが、このあたりには、西の蹲踞場が設けられていた。蹲踞場とは、服装を整えた町奉行や町役人が平伏して藩主を送迎したところである。

さらに西へ進むと和田、立野、福岡町があり、人馬が往来する宿場町や在郷町などとして賑わいを見せた。立野は、慶長 11 年（1606）の市立ての制札（せいさつ/こうさつ）を持つ宿場町で、駅馬が置かれ、藩の中出御蔵や高札場があった。１キロメートルに満たない町並みに多くの町名があり、天目町・寺町・御宝町・橋番町・高札町・御蔵町・鍛冶屋町・八軒町と並ぶ。『石黒信由作図　砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図』に「札髙」の記載がある高札場は、幕府や藩の法令や禁令などを知らせるために掲示された場所のことで、立野中央橋に隣接する高札町辺りと伝えられる。

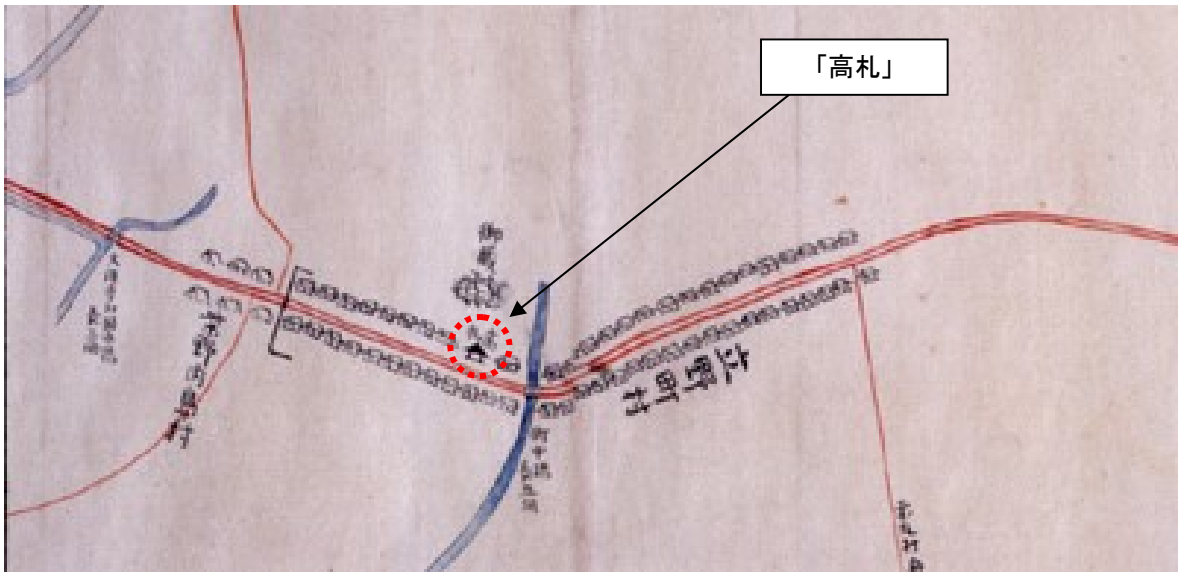

立野　石黒信由作図　砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政 11 年(1828)）高樹文庫蔵　一部加工

現在でも、中島町の水天宮祭、和田上町・和田中町で行われる佐助祭、福田神社の秋季祭礼などが催されていることや道沿いには地蔵を見ることができ、街道沿いの重要な拠点として発展した姿や主要な陸上交通として歩んできた街道の姿を今に残している。

ⅱ）立野～福岡町

福岡町は、菅笠が集散地であり特産品として生産されている。この地域の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは庄川や小矢部川の氾濫や、大地震等により発生した低湿地に自生した菅を利用して行った蓑作りから派生したものだとも伝えられている。以降、山間を中心に水稲の不適作地を利用し菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には、加賀藩の奨励も受け、現小矢部地域や福岡地域、立野や東五位など広い範囲で積極的に生産されるようになった。17世紀の後半には、「加賀笠」の名で江戸や京都、大阪、西国筋、上州など全国各地へ出荷されていた加賀の菅笠だが、ここでも福岡町や小矢部を中心とした地域は大きな役割を果たした。全国へと販路を拡大するにつれ、菅笠の原料となる菅が不足したことから、19 世紀以降、大量の菅を砺波郡から仕入れていたようである。また、金沢の堀川町で菅問屋街が形成されてくると、砺波郡で生産された菅笠の一部も堀川町の問屋へ出されるようになり、地元から直接出荷するものとの相乗効果でますます「加賀笠」の名が広まっていったようである。元禄元年(1688)には、立野村より菅笠を越内及び上方へ毎年二、三、六、七月頃に売りに出かけ、富山領へは毎歳毎月販売に出かけると記載がある。(富山県立図書館『五十嵐留帳』より)また、昭和 31 年(1956)には、菅笠集荷協同組合が設立されており、そのなかには立野及び和田の代表者も加わり組織立てをされていた。(『立野郷土史』より）このことから、中島町、和田、立野が宿場町や在郷町として賑わいが見られていたのは、菅笠づくりも関係して発展していったようである。

菅笠は、今でもかつてと変わらず手作業で作られており、平成 21 年(2009)には、その技術や菅の生産から菅笠の政策、販売までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、「越中福岡の菅笠製作技術」として重要無形民俗文化財の指定を受けた。また、平成 29 年(2017)には「越中福岡の菅笠」が国の伝統的工芸品に指定された。現在では、高岡御車山祭で山車を警護する山役人が菅笠でつくられた一文字笠をかぶっている。



菅笠

一文字笠の写真

（２）建造物

（菅笠づくりに関連）

①岸野家住宅

岸野家住宅は、町の南西端に現在も現役で営む菅笠問屋である。当家は、昭和２年（1927）建築の比較的新しいものだが、「歴史的建造物調査事業」の報告書によると、切妻造り・平入・二階建・登り梁という古い形式を残すものである。



岸野家住宅

②長安寺

長安寺は、寺伝によると大永５年（1525）赤丸村に創建したと伝えられているが、それを立証するものはない。しかし、寺に所蔵されている蓮加上人真影裏書に「寛永」と玄浄の名がみえることから、およそ寛永から寛永始めに寺院が成立したとみられている。また、本堂は江戸中期の建造とみられ、黒漆塗りの内陣を取り込み、両脇床上の蟇股には雄大な桐紋が彫られており、本堂内陣宮殿には前田家の剣梅紋をみることができる。加賀藩歴代藩主が参勤交代に際して休憩所として利用されていたことでも知られており、これは『殿様御成記録』として保存されている。

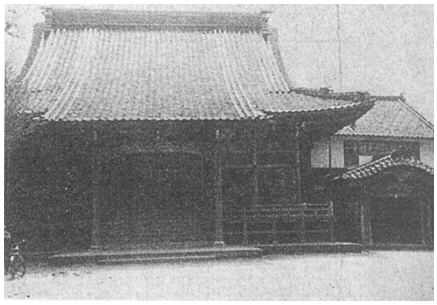

長安寺（昭和 44 年（1969）頃）



長安寺

（旧北陸道に継承されてきた祭礼行事等に関連）

③福田神社（ふくだじんじゃ）

創建年月は不詳とされているが、明治 19 年（1886）4 月 10 日に八幡宮の社号許可。明治 43 年（1910）3 月に福田神社の社号許可とある。社殿は元治元年(1864)9 月 28 日建立と判明されたが老朽化により昭和 54 年(1979)に落成され現在に至る。

なお、福田神社と刻まれている石柱には大正 10 年（1921）建立、鳥居には昭和 10 年（1935）建立との文字がある。



大正 10 年建立との
刻印が見られる



福田神社



昭和 10 年 9 月建立
との刻印が見られる



福田神社鳥居

④西念寺（さいねんじ）

創建は大永２年(1522)で、現在の本堂は火難によって文化７年(1810)に新築再建された。（『立野郷土史』（平成６年（1994）より）



西念寺

⑤永念寺（えいねんじ）

創建は文明９年(1477)で、寛政５年(1793)年12 月火難に遭い、本堂、庫裡残らず焼失した。享和元年(1801)に庫裡を、文政９年(1826)に本堂を再建し、現在に至っている。(『立野郷土史』平成６年（1994）より)



永念寺

⑥和田神明宮（わだしんめいぐう）

勧請の年月は慶安２年（1649）和田佐助（わださすけ）等他６人が町立よしてより翌年３月９日に神明様を勧請したと伝えられている。

明治２年（1869）２月の『社号祭神境内外書上申帳』には勧請慶安３年（1598）９月の記録がある。



和田神明宮

⑦有磯正八幡宮（ありそしょうはちまんぐう）（再掲）

83 ページを参照されたい。

⑧地蔵

旧北陸道は、主要な陸上交通の流通経路として古来より利用されており、その道沿いには、地域の守り神や道行く人々の交通安全を祈願する地蔵が今も多く残されている。集落の境界が示される道しるべとしての機能は、いくつかの松（旧往還（おうかん）の松）にもその名残が残る。（コラム参照）





昭和 38 年 8 月建立との刻印が見られる

昭和 38 年（1963）建立



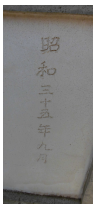

昭和 35 年 9 月の刻印が見られる

昭和 35 年（1960）建立



大正３年建立との刻印が見られる



大正３年（1914）建立





昭和 39 年 5 月 31 日竣工との刻印が見られる

昭和 39 年（1964）建立

（３）活動

①菅笠づくり

ⅰ）菅栽培～刈り取り

菅笠づくりは７月頃の育苗床づくりから始まる。刈り取りの終わった菅田を起耕し、水を入れ肥料を施す。その後、代かきを行い、田面を平らにして苗床がつくられる。９月下旬に夏芽が萌芽した菅のうちよいものを抜き取って苗とし、９月中旬から 10 月中旬にかけて植える。植えつけられた苗は 12 月頃に枯れ、新芽が出始めてから雪に覆われることになる。融雪後３月下旬から５月中旬にかけて不良芽が間引かれた後、７月中旬にようやく刈り取りの適期を迎えることとなる。



菅田（西明寺地内）

この頃には、山間などで青々と茂った菅田で、人々が手作業で刈り取りを行う風景をみることができる。刈り取られた菅は平場に集められ長菅と短菅に分けられた後、７月下旬の晴天の日に天日干しされる。かつては山間地の斜面や川原や中洲を利用していた干し作業は、現在は家の庭などで作業が行われているが、あたり一面に菅草が敷き詰められた光景は現在も季節の風物詩となっている。



菅草刈



菅干

ⅱ）製作

菅笠の製作は、竹を割って笠骨をつくる仕事と、笠骨に菅を縫い付ける仕事に分けられる。昔から笠骨づくりは男の仕事、笠縫は女の仕事とされてきた。笠縫の作業は、福岡全域で行われているが、特に西山丘陵の山麓に位置する西五位地区に従事者が多い。この地域には、アズマダチ（建築様式）がよく見られる。アズマダチは束や貫、梁の格子組をみせ、その間を白壁で塗った妻意匠、家を取り囲む屋敷林が特

徴的なものである。笠縫作業もこのアズマダチ民家の広い座敷などを利用して行われている。





菅笠づくりの様子（笠骨）





菅笠づくりの様子（菅縫い作業）

ⅲ）販売

つくられた菅笠は福岡町の旧北陸道沿いの問屋街で保管され、全国の笠販売所へ卸ろされていた。元治元年（1864）には 210 万蓋の菅笠が出荷された記録もあり、今も街道沿いには、長安寺や明治期から昭和初期に建てられた町家としては比較的規模の大きい旧菅笠問屋の民家が数多く残されている。これらの民家は、菅笠問屋の遺構らしく、オイの間の上に菅笠を保管する場所として中二階をもうける例が多い。町の南西端には、現在も現役で菅笠問屋を営む岸野家があり、町でつくられた菅笠を仕入れ、必要な場所へと卸している。



旧菅笠問屋



旧北陸道の町並み（昭和 10 年代）
滝写真館提供



近年の旧北陸道の町並み

②旧北陸道に継承される祭礼行事

ⅰ）福田神社の秋季祭礼

立野（たての）では、前述したような豊かさを背景に福田神社の秋季祭礼に獅子舞が行われてきた。大正８年（1919）に立野村（たてのむら）青年団が創立されたと『立野郷土史』に記載されている。

写真追加予定

立野の獅子舞は、大獅子（おおじし）と小獅子（こじし）が伝承されており、小獅子は立野上町（たてのかみまち）と立野東町（たてのひがしまち）で分かれてそれぞれに舞がある。大獅子（おおじし）は女獅子で、天狗と争うこともなければ、花（御祝儀）をうつこともない。また、獅子の胴幕の長さがおよそ 12 メートルもあり、20 人の人足が入ることになっている。各家と西念寺（さいねんじ）や永念寺（えいねんじ）を回り、笛と太鼓の囃子が鳴る中、玄関口で口をパクパクとさせて、家の邪気を追い払う。いずれも福田神社の秋祭（あきまつり）で奉納される。リズミカルな舞で天狗による獅子あやしを特徴とする氷見（ひみ）型百足獅子と、胴幕に竹が入る大型の獅子である砺波（となみ）型百足獅子を融合した形態である。

ⅱ）佐助祭（さすけまつり）

佐助祭（さすけまつり）は、和田上町（わだかみまち）・和田中町（わだなかまち）で行われる祭礼行事である。和田（わだ）は、慶安２年（1649）に礪波郡（となみぐん）佐野村（さのむら）の佐助（さすけ）らの藩への嘆願によりようやく開かれた町である。しかし、町立て直後は年貢の負担等により町民の生活は非常に苦しいものであった。そこで、この状態を見かねた佐助（さすけ）が隠し田をつくり、町民らを困窮から救おうとしたが、藩の知るところとなり処刑されてしまったのである。佐助祭（さすけまつり）は、この佐助（さすけ）の恩に対し町民らが彼の遺徳を偲び行うもので、佐助（さすけ）の悲運な死後すぐに始められた。以前は和田新町（わだしんまち）の町立てが藩に許可された９月 15 日に行われていたが、現在は 10 月 15 日に変わった。いつごろ変更されたかは不明であるが、明治年間（1868～1911）のこと

だといわれている。（『富山県祭り・行事調査報告書』より）

当日は、まず和田神明宮の神事から始まる。その後、同神社の境内地にある佐助大明神を祀った小さな祠の前で祭文や玉串の奉納がなされる。なお、祭の際には、各家の軒先には佐助の像が描かれた行灯が掛けられることとなっており、その地区の伝統的な町家の軒先にも行灯がかけられる。この行灯の絵は、青年団が作って各家に配布しているという。また、佐助の好物であった「いもがいもち」（新米といものこを混ぜたもの）を作って食べたが、近年は「いもがいもち」の代わりにもち米と里いもを混ぜて作り、小豆をまぶして食べることもある。



行灯

ⅲ）水天宮祭

水天宮祭は中島町で行われている祭礼行事である。中島町は、旧北陸道と千保川の交差点に当たる地で、かつては千保川の本流と、中島川と呼ばれる支流に挟まれた中州で、水陸交通の結節点として重要な役割を果たしていたが、立地上水害の多い地でもあったことから、古くから水天宮を祀っており、これが現在の水天宮祭へ繋がったと考えられる。現在の形で祭礼が行われるようになったのは、大正３年（1914）のことである。（『中島町水天宮由緒』中島町自治会）

写真追加予定

祭礼当日は、有磯正八幡宮から御神体を中島町の移住者宅等に招くことから始まる。有磯正八幡宮は中島町とはやや離れた横田町の外れにある宮であるが、これは、水害によりご神体が何度か場所を変えた結果、その無事を確実なものとするために有磯正八幡宮に置かれはじめたことによる。祭神の移動後、祭典を行い、その後数多くの灯籠が千保川へ流される。

ⅳ）地蔵

旧北陸道沿いには、地域の守り神や交通安全の神様として地蔵が多く残されている。（『市内各地区の行催事・文化財等調査結果』より）地蔵には、赤い帽子や前掛けがかけられているものも見受けられる。各集落の地元住民によって花が供えられ、安全祈願が日々行われている。お供えする花は、各集落によって異なるが、赤白黄紫など色とりどりの花を供えているところが多い。

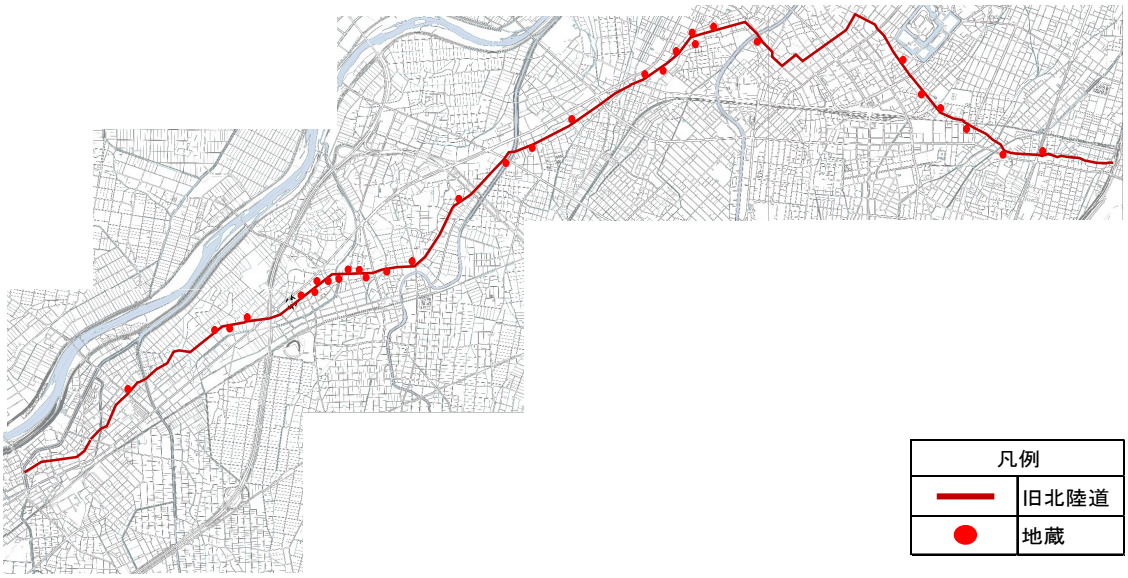

旧北陸道沿いの地蔵設置箇所



道沿いの地蔵（一部）

（４）まとめ

旧北陸道は、和田（わだ）から立野（たての）にかけて米を収納する蔵がおかれるなど、街道沿いの重要な拠点として発展してきた。「道」が各時代において重要な役割を果たしており、人々の往来があることで、「物流」としての役割を持ち、人々の交流を活発化させ、社会・経済・生活・文化活動を支えてきた。街道沿いにみる祭礼行事や地蔵菩薩もその一つであり、こうした豊かさを背景に行われているものや水陸交通の結節点であることから水害から守るために行われるようになったものなどがある。

旧北陸道沿いに点在している地蔵は、現在でも、地元住民が日々お花を供えている。幼くしてこの世を去った子（水子）の供養や集落の発展祈願などの由緒が語られているほか、旧北陸道を往来する旅の安全祈願や集落の境界を示す道しるべとしての機能も有していたと伝わる。旧往還（おうかん）の松は、近世、街道に並木として二間間隔で松を植え、一町ごとに町（丁）松と呼ばれる特に大きい松が置かれた道しるべとしての名残である。いずれも往古より人々が行き交ってきた足跡をたどることができ、大切に護られ、

現在に継承されている。

福田神社の秋季祭礼では、女獅子である大獅子やその子獅子が各家と西念寺や永念寺を回り、笛と太鼓の囃子が鳴る中、玄関口で口をパクパクとさせて、家の邪気を追い払う様は、歴史的な町並みを相まって良好な歴史的風致を形成している。

和田神明宮の神事から始まる佐助祭は、各家の軒先に佐助の像が描かれた行灯が掛けられ、同神社の境内地にある佐助大明神を祀った小さな祠の前で祭文や玉串の奉納がなされ、佐助の好物であった「いもがいもち」を食すことにより、町全体が佐助への感謝の念一色で染まる。

中島町で行われる水天宮祭は、有磯正八幡宮から御神体を中島町の移住者宅等に招くことから始まり、祭が終わると、数多くの灯籠が千保川へ流される。漆黒の川面に灯籠の明かりがゆらめく幻想的な雰囲気を醸し出している。

そして、菅笠づくりでは、長安寺をはじめとした歴史的な建造物や岸野家住宅などの菅笠問屋が道沿いに残されており、山間で栽培した菅を麓の集落で菅笠として製作し、菅笠問屋が保管し、全国へと卸されている。山間に広がる菅田や菅干しの光景は現在も続く季節の風物詩となっている。

これらのことから、北陸道沿いで賑わいを見せていたそれぞれの地域では、菅笠づくりとその流通が地域の発展に経済上の重要な役割を果たしていたとともに、現在も受け継がれる祭礼行事等の継承に固有の歴史的風致を形成している。

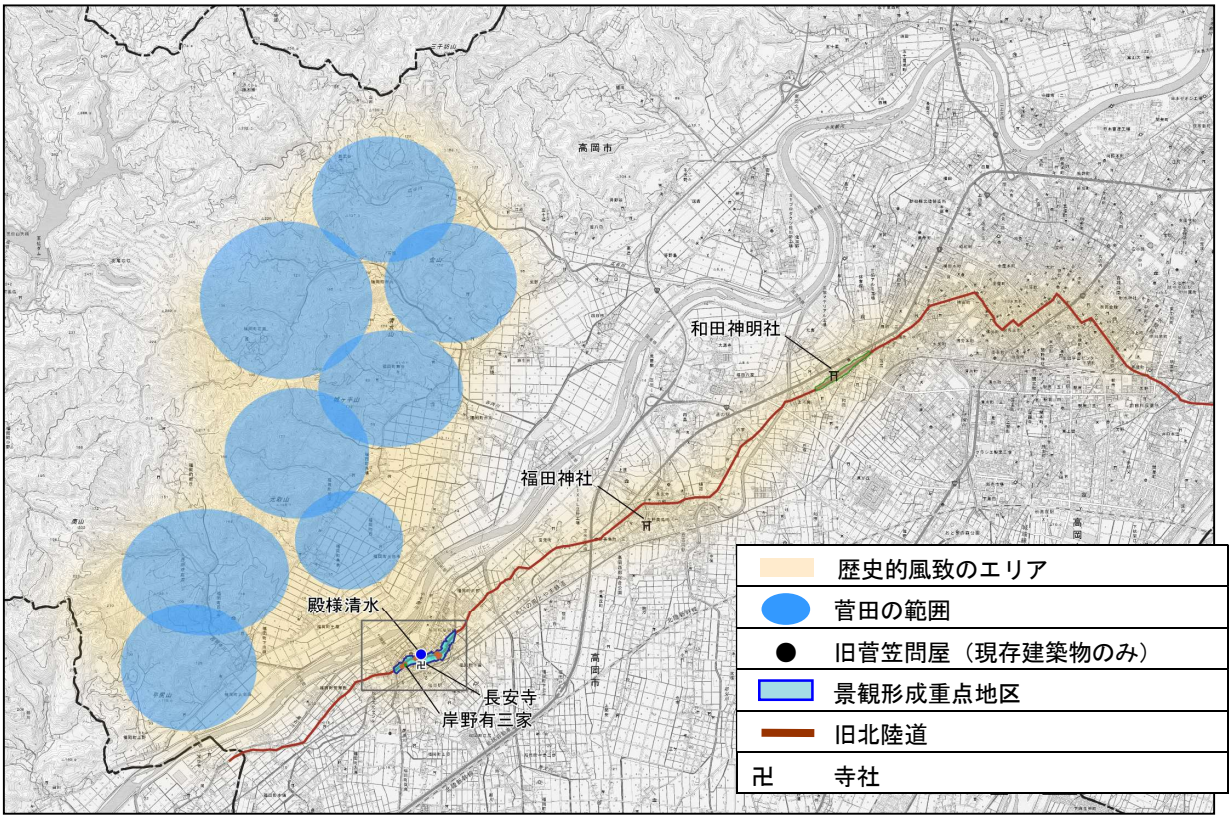

図：旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致（全体図）

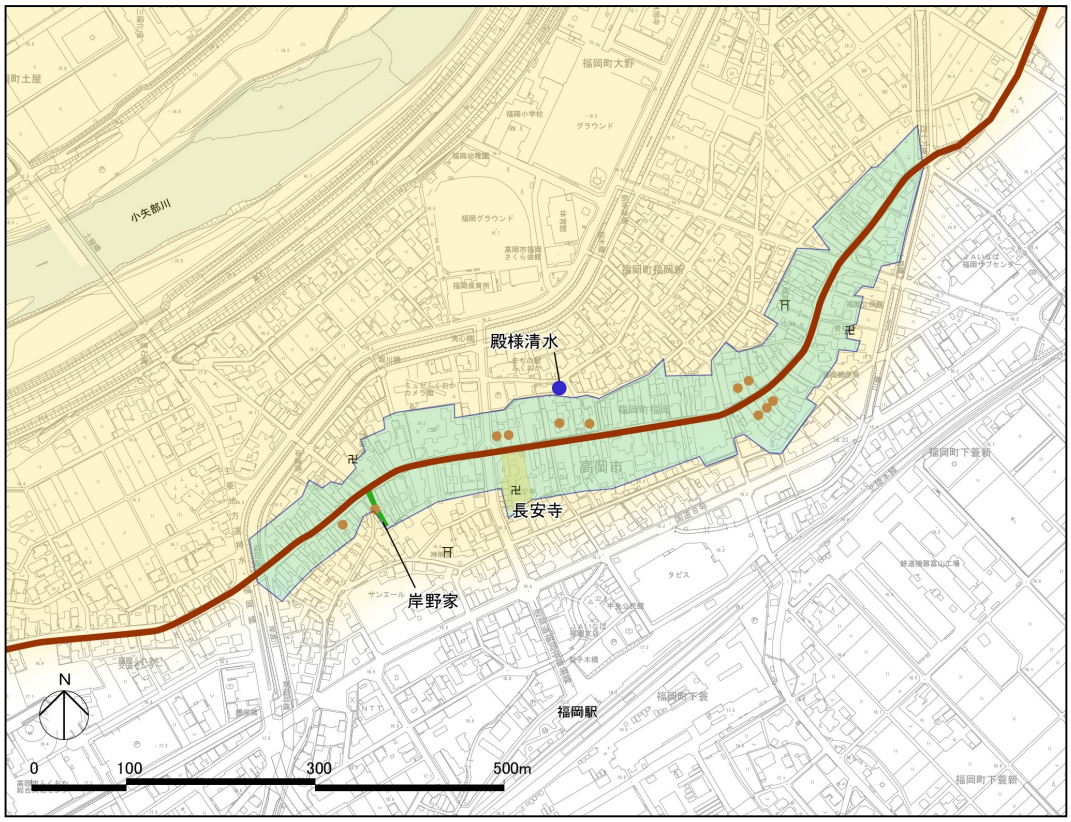

図：旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致（拡大図）

（コラム）～往還（おうかん）の松～

旧北陸道沿いにはいくつかの往還の松がある。『加賀藩民事志』によると、加賀藩は、慶長６年（1601）徳川幕府の全国的な施策に呼応して北陸道沿いに松並木を植樹した。このような松を「往還（おうかん）の松」と呼び、道行く人々に木陰を与え、冬の深雪時には吹雪で道を踏み誤らせることのないよう道中の助けとされた。その植樹方法は、二間（約 3.6m）に一株の割合で一里（約４km）の間に片側 830 株の割合によって植えられたと植樹記録が残されている。また、道路の清掃や修理などの道の管理のために道番人が置かれた。

しかしながら、今日に至るまで台風や落雷などにより次々に姿を消してしまった。福岡町大野（おおの）地内に１本だけ残されていたが、それも枯れてしまい、平成 15 年（2003）にやむなく伐採された。現在、残されているものはないが、上北島（かみきたじま）、立野（たての）、福岡町大野（おおの）地内には再現されたものがあり、人々とともに生き続けてきた存在を後世に伝えようとしている。



上北島地内



立野地内



福岡町大野地内

６　越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致

（１）はじめに

本市の北部地区は、古代には越中の国府が置かれるなど、古くから越中の政治・経済の中心として栄えた地であり、当時国守として赴任した万葉集の代表的歌人・大伴家持が、その風光明媚な自然に感動し多くの秀歌を残した景勝地でもある。

（２）建造物等

（氣多神社の春季例大祭に関連）

①氣多神社本殿

延長５年（927）に完成した延喜式神名帳に記載された神社は「式内社」と称されているが、この氣多神社は越中国内の式内社三十四座の一つに数えられ、昭和６年（1931）に重要文化財となった。

現在の本殿は、永禄年間（1558～1569）に再建されたと伝えられており、三間社流れ造り、柿板葺きで、正面に一間の向拝を付けている。



氣多神社

②越中国分寺跡

昭和 11 年（1936）に奈良時代後期に属する国分堂式の単弁蓮花文系軒丸瓦、平瓦、丸瓦、土師器、鉄製扉鋲などが発掘されたことから、現在の国分寺付近と推定された。創建年代について明確にする資料は存在しないが、万葉集に、天平 20 年（748）越中守家持が「先の国師従僧清見」のために送別の宴を催し、天平勝宝２年（750）、家持が布施水海に赴いた時の一行の中に「講師僧恵行」の名が見える。しかしながら、国師名は国分寺以前からあったので速断はできないが、天平 20 年（748）には、越中国分寺が成立していたと考えられる。昭和 40 年（1965）に県指定の史跡となった。



越中国分寺跡

（３）活動　氣多神社の春季例大祭

氣多神社の春季例大祭は、地元では「ダゴ祭り」と呼ばれ、氏子の家々を小豆餅入りの「とぼ草餅」を作って、神様をおもてなし、祭りを賑々しく盛り上げている。以前は、このあと神社の裏山に登り、桜や椿の花を愛で、酒肴を飲食し、円座になって一日を楽しむ「山ゆき」と称される行事が行われており、山の神を里の田畑や各家々の生業の神として迎えた名残りと言われている。

氣多神社の春季例大祭で行われる「にらみ獅子」は毎年４月 18 日に行われる。氣多神社奉賛会が作成した小冊子に昭和 40 年代頃の古写真が掲載されており、平成８年(2006)に「氣多神社のにらみ獅子」として市指定の無形民俗文化財となった。

当日は、社務所より奉幣使出立の儀より始まる。氣多神の使いという雉子を描いた雉子旗を先頭に、紫・白・赤・黄・緑· の五色の流れ旗が続き、その後に行道獅子（にらみ獅子）が、拝殿広場に向かって進む。囃子方は笛と太鼓だけ、伝承の七節を奏でながら獅子に従い、衣冠束帯の奉幣使・唐櫃・神主、氏子総代・役員が後続の行列を形作り、社務所より参道を登りつめ、拝殿前に進む。



にらみ獅子の様子

次に、神輿渡御の儀がはじまる。拝殿に着いて奉幣と、厳粛な神事が本殿で執り行われた後、依代（御神体）が拝殿前に控えている神輿に乗り、渡御が始まる。列の順序は雉子旗、五色の旗、行道獅子囃子方、神朦・楽人、神輿、祭主、紋付姿の氏子総代、役員が続く。行列は拝殿前から拝授所前を経由して坂道を下り、神殿に向かつて右にある巨木の登える杉林に進む。この杉林は社伝によると、越中総社が建立されていた神域だといわれており、土壇が今も現存する。この聖地は、かつて氣多神を除く越中のすべての祭神を奉斎するお宮があったと伝承され、ここを参拝することで、越中国内を一巡したことになるのだと伝えられている。

行列は、この聖地を３回半（もとは７回半）巡り、越中全土の安泰を祈る。このような聖地巡行の形は、県内何処にも見られないものである。祭主と氏子総代・役員が拝礼したあと、列は 石段を上って拝殿前に戻り、依代（御神体）が神輿から本殿に移され、そのあと「にらみ獅子舞」が奉納される。


にらみ獅子の様子

にらみ獅子舞は、社殿前でのみ奉納される獅子舞で、昔から伝承されている素朴な舞獅子である。にらみ獅子舞の大きな特徴は、獅子の相手をする天狗がいないことである。獅子頭のほかに、胴幕の中へ５人が入った百足獅子で、獅子方は藍染無地の着物の着流しである。頭持ちだけは、野袴を着用し、ゆるやかなテンポで右から左、左から右、右から左と進み出て、神殿に向かって首をのばし、外に向かって後方 90 度位首を回して神殿の外を睨む。観衆は、その様に怖くなり身がすくむほどである。その後、向きを神殿に変え、更に睨む。にらみ獅子に睨まれるとその年の役が祓われるといわれており、小刻みに頭を震わせ、地を這うように神前に進む様は、原初的なものを思わせる荘厳さと清純さを持ち合わせている。魔を祓い、神域の内外にわたってお祓いをする。このにらみ獅子の舞は、ゆったりとしたお祓いをする舞い方であり、現在のテンポの早い獅子舞になる以前の形であるため、「にらみ獅子」という名称がよくその趣旨を表現している。

獅子方衣装としては、獅子頭は老朽しているため、現在は祭礼獅子の獅子頭を使用している。古い獅子頭は、あたまの頂と鼻のあたまの高さがあまり変わりなく、人間のあたまを覆うような形の箱獅子であったと伝えられている。獅子方全員、白足袋を履き、藍染無地の着物の着流しであるが、頭をもつ者だけ野袴をつける。古老の話によれば、昔は素足に草履だったと言われている。また、囃子方は、藍染無地の着流しであり、楽器はしめ太鼓と横笛である。「にらみ獅子」はお祓い獅子であり、かつ行道獅子の古態を残していることから、古い獅子舞形式を知る上で貴重な事例である。


奉納獅子の様子

「にらみ獅子舞」が奉納された後は、賑やかな現在の祭礼獅子舞が次々に奉納されると境内を離れ、氏子の家々を巡る。年々により巡る家は変わるが、結婚や新築などめでたいことがあった家が選ばれることが多いようである。その際は、幔幕を飾り、花紙と花を用意し、獅子方を待つ。花紙は和紙で作られることが多く、「目録　〇〇より〇〇獅子方様」といったように書き上げられ、鯛を持ったえびすの絵も描かれる。花が打たれると、獅子方が花紙に書かれた目録をあけ、威勢よく述べる。獅子は、囃子方のしめ太鼓と横笛の音色に合わせ、玄関先で舞い、その家の厄を払う。その賑やかな雰囲気に誘われて、非日常的な光景見

たさに集まってくる人々の歓声と「イヤサー、イヤサー」の掛け声が、特徴のある風情としてこの地域に浸透している。

（４）まとめ

氣多神社で行われる春季例大祭では、藍染無地の着物の着流しで白足袋を履いた獅子方と藍染無地の着流しの囃子方が、ゆったりとしたお祓いをするかのような舞い方で舞うにらみ獅子を奉納した後、越中国分寺跡を含む周辺の地区に囃子方のしめ太鼓と横笛の音色に合わせて舞う獅子が巡り、その賑やかな雰囲気に誘われて集まってくる人々の歓声と「イヤサー、イヤサー」の掛け声により、周辺の市街地と一体となった歴史的風致を形成している。

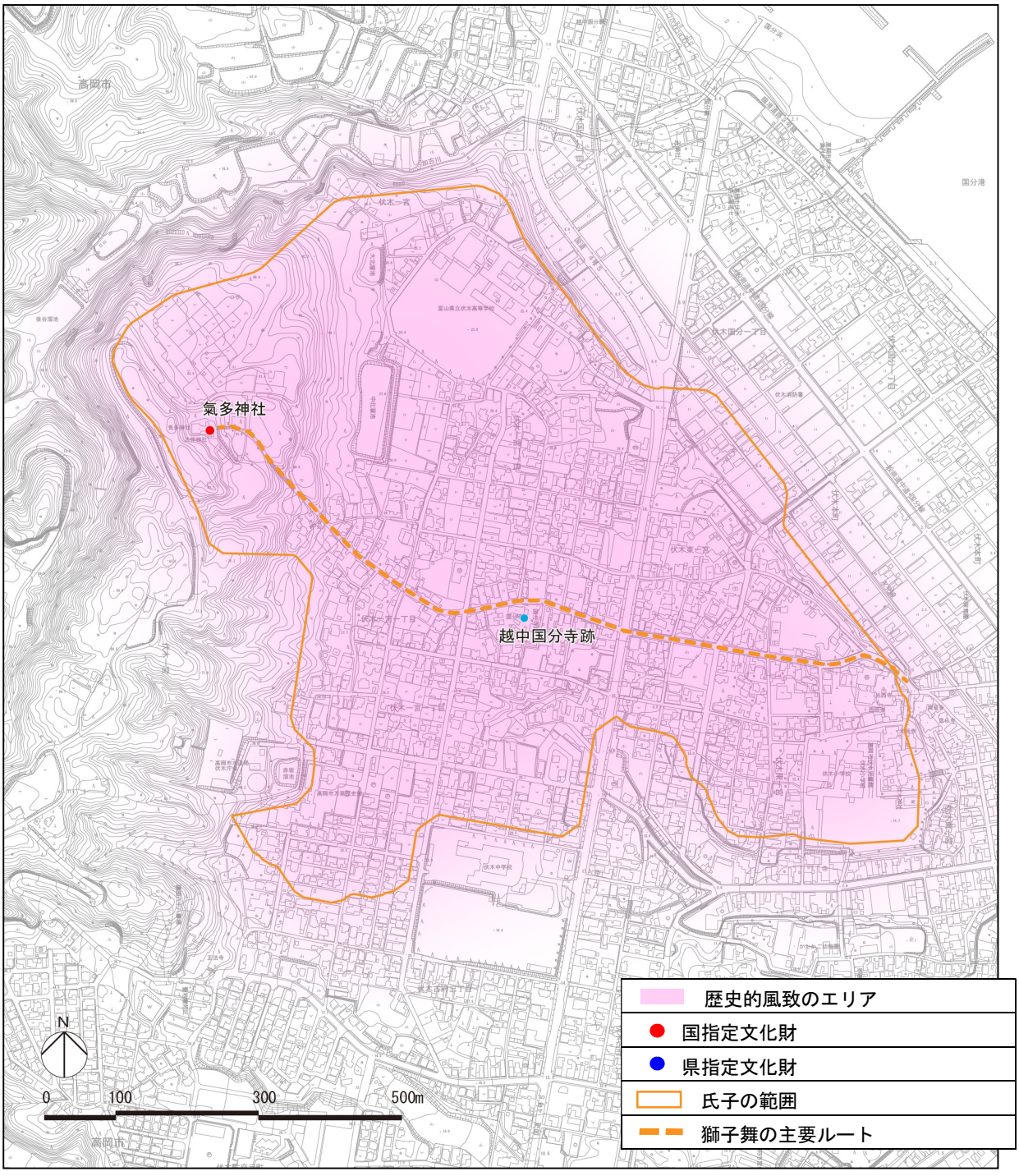

図：越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致

7　二上山丘陵（ふたがみやま）に見る歴史的風致

（１）はじめに



二上山

二上山は、その名のとおり、東峰と西峰の二峰を有する山であった。東峰は標高 273m あるが、西峰は守山城が築城されるときに削られたため、平らになっている。高い山ではないが、射水平野を見下ろして端然と構える秀麗な姿は、何人の眼をも惹きつけずにおかない。天平 18 年（746）、越中国府に国守として赴任し、「万葉集」の編纂（へんさん）に重要な役割を果たした歌人である大伴家持（おおとものやかもち）は、越中在任中の５年間に詠んだ自身の歌 223 首ある。この 223 首含め、越中に関わりのある歌 337 首が「万葉集」に収められており、万葉の故地となっている。これら 337 首の歌は後世になって「越中万葉歌」と呼ばれるようになった。歌には高岡の自然の美しさや農作業の風景などが情感豊かに著されており、現在の高岡の風景や営みにも当時の情景を見出すことができる。また、二上山は神宿る山として信仰を集め、大伴家持が詠んだ歌（「二上山の賦（三九八五）」）からも二上山を神の山と仰いでいたことが伺える。

射水川　い行き廻れる　玉くしげ　二上山は　春先の　咲ける盛りに　秋の葉の
にほへる時に　出で立ちて　振り放け見れば　神からや　そこば貴き　山からや
見が欲しからむ　すめ神の　裾廻の山の　渋谿の　崎の荒磯に　朝なぎに
寄する白波　夕なぎに　満ち来る潮の　いや増しに　絶ゆること無く　古ゆ
今の現に　かくしこそ　見る人ごとに　かけてしのはめ

（巻十七、三九八五）

反歌二首省略

（２）建造物等

（開山忌とたけのこ料理に関連）

①武田家住宅



武田家住宅

武田家住宅は、間口、奥行ともに約 21m、延べ床面積約 457 ㎡に及ぶ大規模なもので、「ひろま」、「ちゃのま」の天井に見られる「枠の内」と称される豪壮な梁組みや小壁の三段化粧貫（さんだんけしょうぬき）、竹簀子天井（たけすのこてんじょう）など、農家建築様式の典型を見ることができる。

約 230 年前に建てられた豪農住宅で、武田家は代々太田（おおた）村の肝煎（きもいり）やそれを補佐する組合頭を務めてきた。太田（おおた）村に形成された農耕文化の核を担ってきており、山地主だけでなく太田村の海岸砂丘の新田開発にもつくしてきた。武田家住宅は、当初の形式を良く残し、この地方特有の屋根形式を持つ貴重な民家である点を評価され、昭和 46 年（1971）に重要文化財に指定されている。

②国泰寺（こくたいじ）



国泰寺　石碑

国泰寺は、創設以来、名僧や高僧が輩出され、県内はもとより、全国から仏の道を求め、参禅、修行の雲水、有志者が集まってくる。「後醍醐天皇勅願所　大本山国泰寺」とほられた石碑を右手にながめ、巨木におおわれたゆるやかな坂道を上り詰めると総門があり、「国泰禅寺」と書かれた額があがっている。



国泰寺

左手横に勅使門がある。朝廷の使者を迎えるためのもので、後醍醐天皇をはじ　めとして、朝廷とのつながりの深さを物語っている。境内は約一万平方メートルの広さを持ち、全域が静かな道場になっている。境内には経蔵・鐘楼・観音堂・三門・法堂・方丈・禅堂・庫里・天皇殿・開山堂等の諸伽藍が立ち並んでいる。実測調査(平成 20 年（2008）)においては、方丈（本堂）は国泰寺の伽藍の中では最古、最大の建物で、貞享３年（1686）に建てられ、後世の改修・増築により変

化したところは認められるが、部材の風化具合などから、この建築年代を示す要素の一つであると解されている。

③二上射水神社（ふたがみいみずじんじゃ）



二上射水神社

背面に展開する二上山丘陵に包囲されるように立地する二上射水神社は、悠久の古代より鎮座し、二上山を神宿る山とし、現在の拝殿は寛政５年（1793）に再建されたとの伝えが残っており、拝殿天井に木彫りの竜が取り付けられていることがその証とされる。

明治８年（1875）、高岡古城本丸跡に遷座した。その後、氏子一同の請願により元の社殿に御分霊を請願し、明治 10 年（1877）に旧社殿を分社とする許可がされ、今日に至る。

また、当神社の御神像である木造男神坐像は、ケヤキの一木から１ｍを越す像である。面相部は丸ノミを横につかって荒彫り風のノミ痕を示し、躰部は衣褶（いしゅう）を刻まず、全面に平ノミのハツリ痕を残している刀法にある。制作は平安中期（11 世紀）と思われ、当地方での注目すべき古像であると共に、現存神像中でもまれにみる大作である。昭和 43 年（1968）に重要文化財に指定されている。



木造男神坐像

（３）活動

①開山忌（かいざんき）とたけのこ料理

ⅰ）開山忌

毎年６月２～３日、禅師をしのぶ開山忌が行われる。起源は興国６年（1345）にまでさかのぼるものである。太田地内の大安寺、辰口寺、至道寺、江雲庵のほか、氷見市の仏心寺、実相寺、弘源寺など、国泰寺の末寺の僧尼のほか、壇信徒衆を挙げて行われ、各地より参詣者、見物人も多数集まり、盛大に執り行われる。



開山忌

開山忌は国泰寺における最大の行事であり、壇信徒衆により当日の運営が行われる。当日は、虚無僧による尺八の合奏が般若経に和して奏でられる。この曲は中国宋の時代に起源をもっていると言われ、今日まで伝えられている。毎年、開山忌の実施にあたって、年間を通じて清掃管理や寄付集めが行われている。継続的に地域と一体となって行事が執り行われているとともに、虚無僧らによる寄付集めなどの活動は西田・太田にとどまらず、二上山丘陵のふもとから西山丘陵に至るまで広範囲にわたっている。

ⅱ）たけのこ料理

国泰寺周辺地斜面には竹林が多く、古くから禅料理として春の食材にたけのこを用いていたが、昭和 20 年代に入ると春に催される法事などで参詣者にたけのこ料理を振舞っていた。禅料理の流れをくむたけのこ料理は、たけのこ飯と味噌煮の２品が主で、それに和え物、天ぷらなどが加わったたけのこづくしの懐石膳として整えられた。料理は、僧侶である典座（てんざ）（台所係）が用意するが、食数が多いときは近在の人も手伝ってもらい、その味の良さから、次第に名が広がって、国泰寺に特別に頼んでたけのこ料理を食べにくる人が増えるようになり、国泰寺付近の農家の中から、たけのこ料理を商業化する家が現れ出した。『太田―歴史と風土―』には、昭和 27 年（1952）のことであると記載されている。

たけのこ料理の味は、新鮮さとみそのよしあしで決まる。味噌造りには、冬期の雲水が仕込み、３年ほど寝かせて味をよくしたものが用いられる。また、竹林は次のように手入れされる。



竹林の様子

・竹林に日光を入れ、風通しをよくするため、親竹の間隔を二メートルほどに保つ。
・冬、積もった雪で親竹が折れるのを防ぐために、剪定をする。
・肥料をくふうする。
・６月から８月のころと、春先に竹林の除草を行なう。竹の子は地表に出る前兆として、表土に十文字のひびわれをつくる。それをめあてにして、まだ竹の子が外に出ぬうちに掘るのがこつである。したがって竹林の中は、ひび割れが発見しやすいように、注意深く除草しておかねばならない。
・料理の味つけのみそは、各店の自家特製のものを用いる。みそのしこみは主婦の責任である。

現在もその習わしは続いており、国泰寺の周辺ではたけのこ料理の店が構えている。太田におけるたけのこ料理はふるさとの味、家庭の味を生命とする。だからこそ、たけのこ料理を提供する店舗として軒を連ねる一角には農村離れや商業化といった印象を与えつつも、依然として田畑に依存した農村的な性格は強く残っている。

②二上射水神社の春季例大祭及び築山行事（つきやまぎょうじ）

二上射水神社の春季例大祭は毎年４月 23 日に行われており、二神射水神社の築山行事が昭和 57 年（1982）に県の無形民俗文化財に指定されている。二神射水神社の築山行事は、臨時の祭壇に神を迎える祭祀形式で、曳山の原初形態ともいわれる。拝殿の竜は水の神で、農耕文化の形成に伴う農業の守護神として変遷していく起源を示しており、築山行事にみられる祭祀形式とあわせて山岳崇拝的な考え方とは隔し、農業の守護神として変遷していくという説があるなど、深い歴史を有している。

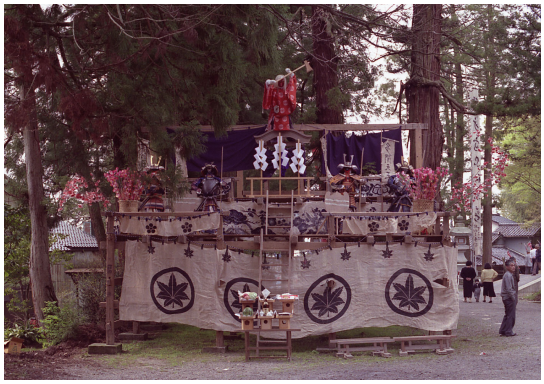

築山行事の飾りの様子

古代の信仰では、神は雲上高き天津御空、波上はるかな綿津見にいるもので、祭りのたびに送迎する。したがってお祭りは山上で行われ、祭事が終わると直ちに大空にお帰りになるのであった。し

かし、農耕を守って頂くためには、山上では不便なので、山麓に人工の一時的な築山を造ってお迎えするようになった。


築山行事神事の様子

当日、早朝のうちに築山の建造が氏子中の当番より行われる。境内に三本杉と呼ばれる大杉の前に、二上山に向かって上下２段の祭壇（築山）が組まれる。上段中央には、唐破風の簡素な祠が置かれ、祠の前には、日吉、二上大神、院内社３神の御霊代である御幣が立てられ、屋根の上には斧をかかげた天狗が立つ。下段には、面を付け甲冑に身を固めた時国、増長、広目、多聞の四天王の藁人形が置かれ、祭壇のまわりには桜の造花と竹籠に入れた木蓮の造花が飾られる。造花は桜と木蓮で、３尺程の竹につけた造花は氏子の家数だけ作られ、式終了後に各家へ配布されたという。

午前 10 時ころから下二上（しもふたがみ）の青年団らによる獅子舞が行われる。獅子舞の演者は百足獅子に入って踊る６名と天狗役、笛・鉦（かね）・太鼓を持つ囃子方とがそれぞれ数人ずつであった。拝殿の入り口に上がり、神職のはらいをうけるとともに、氏子の一人が拝殿の奥からとってきた注連飾りを獅子舞につける。これ以後、獅子は神様として扱われるという。一行は、拝殿前に出ると、境内の各所で舞の手を行い、それが終わると、下二上の家々を巡り、玄関先で舞を行う。囃子方の太鼓や笛、かねの音色が響く中、獅子は玄関先で舞い、その後、花（ご祝儀）を打ち、口上を述べる。

神道式の例祭は午後２時頃からはじまる。笛と太鼓の音とともに、源太夫獅子（げんだいじし）と上二上（かみふたがみ）青年団らの獅子舞が入場し、上二上青年団らの獅子舞は、午前中と同様、修祓（しゅばつ）と注連飾り付けの後、拝殿前で舞い始める。同じ頃源太夫獅子は、拝殿内に入り、拝殿右奥に獅子頭を置く。このあたりから、獅子舞と拝殿内の祭儀が並行して行われる。例祭自体は、神道式に獅子の入場前から拝殿内に位置していた神職らによる柏手・拝詞・神輿と参列者の修祓・開扉・宮司の祝詞・玉串奉てんと続く。その後、大御幣をもつゴヘイドン（山森氏）に続き、二上大社の御霊（＝御幣）を袖に隠した宮司が出場し、拝殿前の三基の御船代の中央に御霊をうつし、楽の音とともに宮司が祝詞を奏上する。それが終わると、白丁役によって御船代がかつぎあげられ、神幸が行われる。神幸行列の順序は、囃子方・源太夫獅子・神職・ゴヘイドン・囃子方と氏子代表・二上三社各々の御幣・御船代の順である。三社の順序は、大社・院内社・日吉社の順で、それらの後に、宮司・氏子代表、旗３本に各２人ずつでと続く。一同が三基の御船代を築山前に並べると、源太夫獅子による露払い・神職の拝礼・修祓などを行い、宮司の祝詞を奏上する。その後、築山をあとにし、順に拝礼して通り抜ける。ここを過ぎると、すぐに拝殿前に向かい、前の通りに三基の御

船代を整列され神幸は終了する。築山は、片付けが遅れると神様が暴れると伝えられているため、神事が終わるとすぐに解体する。

（4）まとめ

二上山は古くから神宿る山として信仰の対象であった。この二上山を中心として、国泰寺や二上射水神社などにおいて人々の活動が古くからあり、現在もなお続いている。

古くから地域に根差して虚無僧活動を行ってきた国泰寺は、修行における禅寺でありながら、地域とともに歩みをはじめている。たけのこ料理は、国泰寺で参詣者に出されていたが、その味の良さから次第に名が広がり、国泰寺付近の農家の中から、たけのこ料理を商業化する家が現れた。今でもたけのこ料理を出す店があり、家庭にも広く浸透している。国泰寺付近周辺の竹林では、手入れのために作業する人々が見受けられ、春になるとたけのこと味噌の香りが武田家住宅を含む周辺の地区に漂い、季節の訪れを感じさせてくれる。太田におけるたけのこ料理をはじめとした特産品は、古くからこの地の農耕文化が発達したことにより発祥したものである。武田家住宅として今も残る豪農屋敷の民家建築からは、武田家を核に形成された農耕文化の歴史と地域の営みをうかがい知ることができる。

二上射水神社の春季例大祭である築山行事は、天上から臨時の祭壇に神を迎える古代信仰の本義を良く残しており、その祭壇のまわりに飾られる造花は、氏子の各家へ配布されていたようである。地元の青年団らによる獅子舞が行われた後、舟形の神輿などを呼び込んで神事を行う。獅子舞は、二上射水神社に奉納された後、囃子方の太鼓や笛、鉦の音色が響かせながら、周辺の地区を巡る。

いずれにも共有されることは、二上山丘陵を舞台に人々の活動が継承されていることであり、それぞれで培われてきた文化が発展して固有の歴史的風致を形成している。

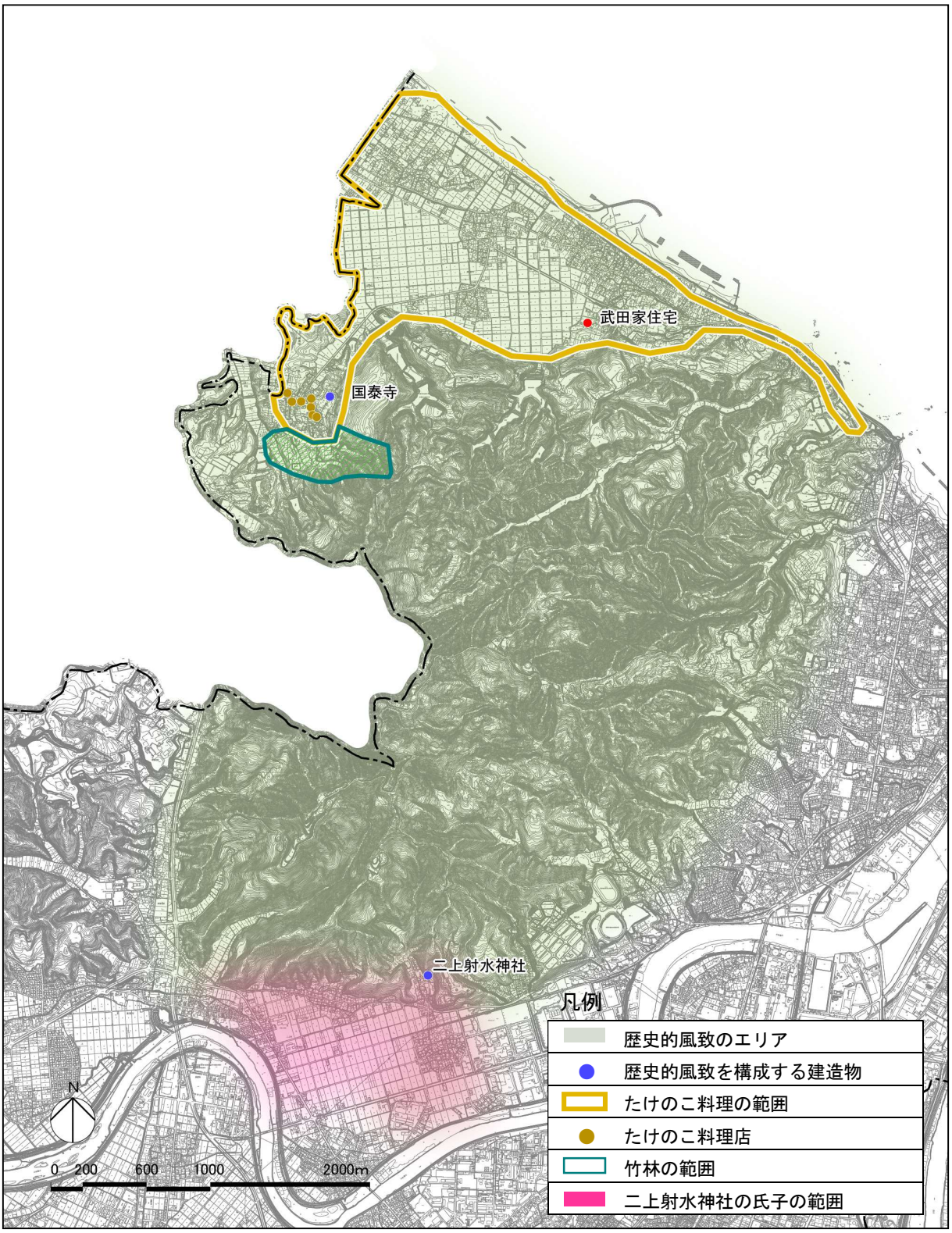

図：二上山丘陵に見る歴史的風致

（コラム）～「越中万葉集」～

「万葉集」のなかから、大伴家持が越中在任中の５年間に詠んだ自身の歌 223 首を含めた越中に関わりのある歌 337 首のことをいう。代表的なものを以下に挙げる。

「玉くしげ　二上山に　鳴く鳥の　声の恋しき　時は来にけり」(巻 17－3987・大伴家持)

(現代語訳) 二上山に鳴くホトトギスの、声の恋しい季節がやってきた。

「渋谿の　二上山に　鷲そ 子産といふ　指羽にも　君がみために　鷲そ子産　といふ」(巻 16－3882・越中国歌)

(現代語訳) 渋谿の二上山で、鷲が子を生むという。“さしは”に使ってもらって、 あなたのお役に立とうと、鷲が子を生むという。

「馬並めて　いざ打ち行かな　渋谿の 清き磯廻に　寄する波見に」(巻 17－3954・大伴家持)

(現代語訳) 馬を並べてさあ出かけようじゃないか。渋谿（現雨晴海岸）の清らかな磯に打ち寄せているその波を見るために。

「立山に　降り置ける雪を　常夏に　見れども飽かず　神からならし」(巻 17－4001・大伴家持)

(現代語訳) 立山に降り置いている雪は、夏のいま見ても見あきることがない。神の山だからにちがいない。

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１　歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼･年中行事等の継承と育成に関する課題

高岡の工芸・民俗技術や、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた祭礼・年中行事は、歴史的建造物や歴史的な町並みといった有形の歴史文化資産とともに、高岡の歴史的風致に奥行きと層の厚さを感じさせる重要な要素である。

高岡には、昭和 50 年(1975)に国の伝統的工芸品の指定を受けている「高岡銅器」、「高岡漆器」のほか、平成 29 年（2017）に「越中福岡の菅笠」も加わった。「高岡銅器」や「越中福岡の菅笠」は、全国に普及した一大生産地であるが、雇用環境や生活様式の変化、また人々の生活用品に対する意識の変化等の要因により、従事者数の減少が著しく担い手不足が慢性化している。第１期計画では、伝統工芸産業の後継者不足等に対する助成支援を行政が行い、新たな育成者・継承者が若干名育成されたという成果は得られた。また、子どもたちを対象とした取り組みを授業の一環として行うことで、伝統工芸に触れる機会を創出したが、担い手の維持・向上には長期的な取組みが必要であることもあいまって依然として後継者不足は課題である。

地域固有の祭礼・年中行事については、昭和 54 年（1979）に重要無形民俗文化財に指定された高岡御車山祭や昭和 60 年（1985）に市指定無形民俗文化財となった伏木神社春季例大祭の祭礼行事など各地で様々な行事が人と人とを結ぶツールの１つとして地域に息づいている。第１期計画では、それらの行事に使用する祭り道具の修理や運営等に対して助成支援を行った。しかし、人口減少や少子高齢化の進展により地域コミュニティの希薄化が進み、担い手不足の深刻さは進んでおり、これまでこれらの祭礼・年中行事を支えてきた人々の活動の維持・継続がさらに困難な事態に直面してくる。

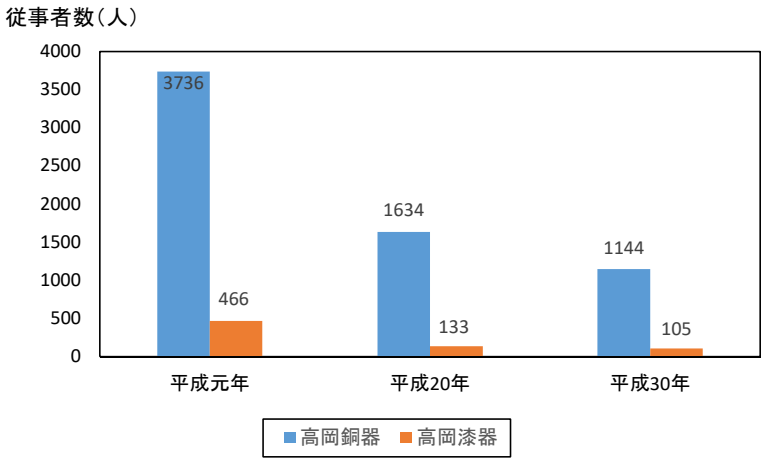

伝統産業の従事者数の推移

［資料：高岡特産産業のうごき］

②歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

高岡には、歴史的風致の核となる歴史的建造物が数多く現存しているが、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものがある。

第１期計画において、指定文化財等については、その修理や再生等各種事業により保存及び活用が一定程度図られた。特に、民間の活力を生かし既存の歴史的建築物を活用した町家の再生にあたっては、当該建築物が歩んできた歴史の公開・活用が図られ、まさに商人のまちに見る歴史的風致の維持・向上に寄与した。

一方、いまだ保全が図られていない歴史的建造物は多く残されているため、それらの保全を図る必要がある。

③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和に関する課題

高岡に残る町並みは、明治期以降の町家の集積が多く、本市固有の歴史的風致の形成に結びついている。しかしながら、そうした町家に有する間口の狭さと奥行の長さなどが、現代の生活様式に応じた機能性の向上や駐車場の確保などとそぐわず、空き地や駐車場等になり、良好な歴史的町並みの破壊が危惧される事態となっている。また、街並み景観の阻害要因として、電線類やけばけばしい色彩の広告物があげられるほか、街道や小路などに過度に流入する自動車などによって、安心して散策できる快適な歩行空間が確保されていないという課題も挙げられる。

第１期計画では、市中心部の無電柱化による道路修景整備や景観計画に基づく景観形成重点地区での建物修景補助や色彩基準等の追加、屋外広告物の適正化によって歴史的な町並みに調和した良好な景観形成を図った。

しかし、計画期間中に完了に至らなかった道路修景整備が残されていることや、無電柱化が未整備の地域においては、電柱や電線が歴史的景観を阻害しているほか、まだ町並みと調和が図られていない建築物や屋外広告物が残されていることが課題である。



町家に挟まれた空き地



町並み景観を阻害する電線類

④資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題

高岡は幸いにも戦災に遭わず、近世以降の歴史、民俗、産業などの貴重な資料が数多く現存しているが、拠点施設である博物館等において、資料の収集・調査にあたる人的・財政的な余裕がない。したがって、これら資料の収集・保存や調査・研究の停滞が懸念されるとともに、系統的な情報の蓄積や発信が困難な状況にあり、貴重な資料が散逸する恐れもある。

第１期計画では、高岡鋳物資料のデータベースを整理したが、整理しきれていない高岡鋳物資料があることやそれ以外にも未調査である貴重な資料が多く残されている。

２　既存計画との関連性

本計画は、高岡市総合計画第３次基本計画に即する計画である。

歴史的風致の維持向上を図るためには、都市計画、景観、文化財、中心市街地等における計画と連携することが重要であることから、これらの関連計画と整合した計画とする。

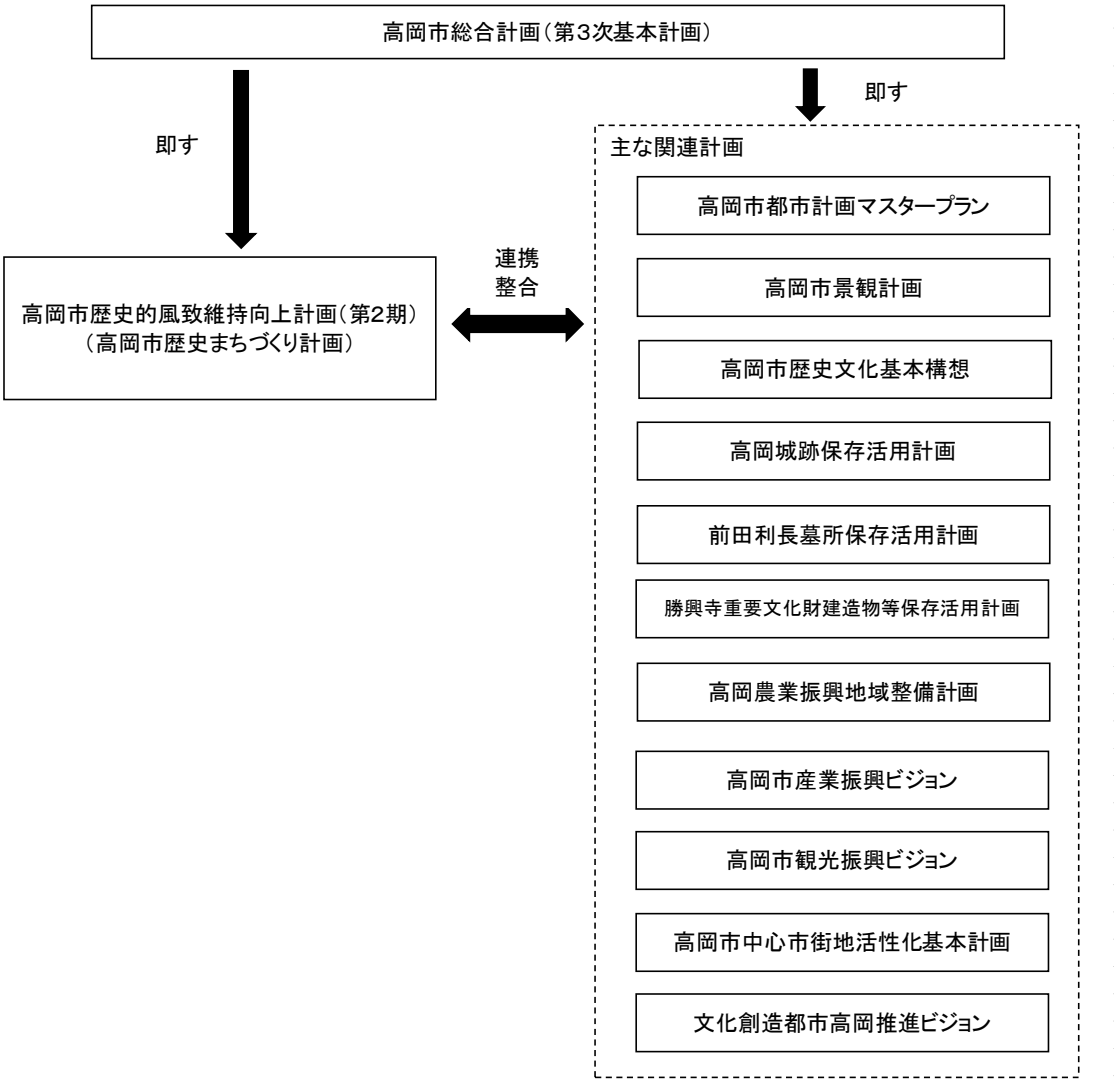

図：本計画と上位・関連計画との関係

（１）高岡市総合計画

基本構想：平成 29 年度～令和８年度

基本計画：　平成 29 年度～令和３年度（第３次）

本計画では『豊かな自然と歴史・文化につつまれ　人と人がつながる　市民創造都市　高岡』をまちの将来像として掲げており、「ものづくりの技と心」を礎とし、その英知とたゆまぬ努力によって町民文化の花を咲かせ、挑戦と創造を積み重ねてきた先人の志を受け継ぎ、すべての人がそれぞれの能力を生かして自立し、次代を担う創造性豊かな市民が育つ「市民創造都市」に挑戦していくこととしている。

この将来像を実現するために、下記のとおり５つの分野と 17 のめざすまちの姿を設定している。このうち、〈歴史・文化〉分野の「３　世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている」においては、①文化財の保存・活用と②歴史的風致の保全・活用を、「４　暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている」においては、①地域に根差した創造的な芸術・文化活動の育成を、それぞれ推進することとしている。

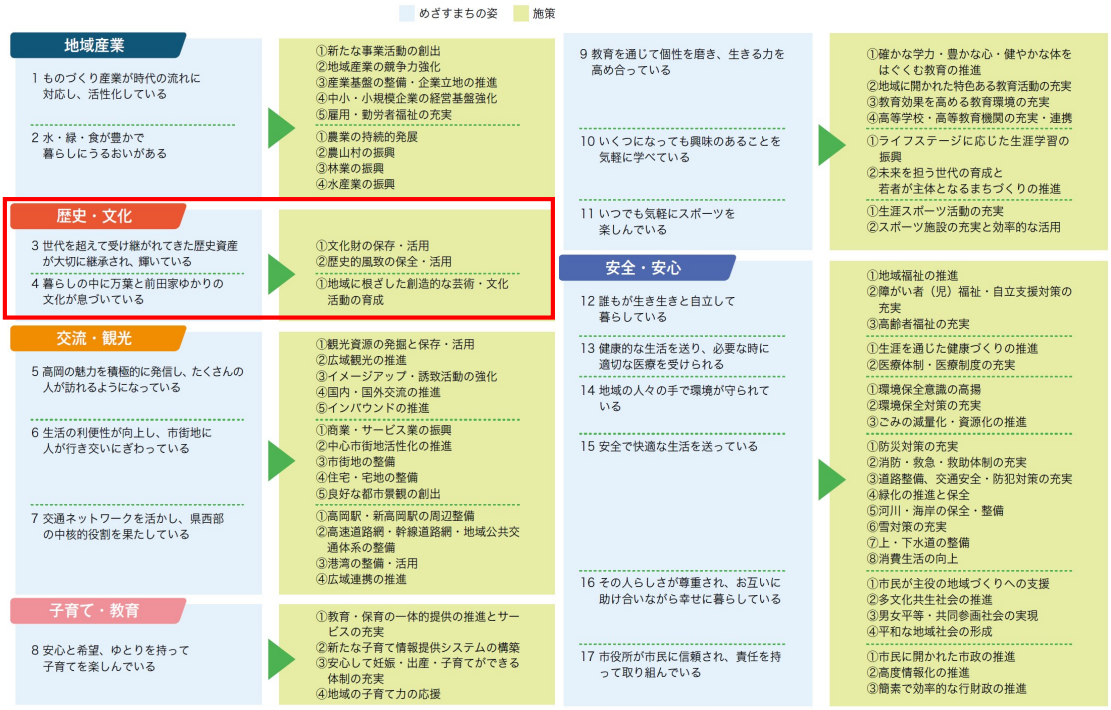

高岡市総合計画の大綱

（２）高岡市都市計画マスタープラン

策定：平成 30 年（2018）12 月

本プランでは、「市民創造都市　高岡」を将来都市像に定め、都市づくりの基本方針として《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》、《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》を掲げている。

《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》では、歴史まちづくりや文化創造都市の取組を推進するため、市内各地に分布する歴史・文化資産の保存・活用、歴史的な町並みの誘導や、歴史的風致が残る地域などにおける新たな創造の場の創出等を掲げている。

《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》では、本市の強みである自然的・歴史的な景観まちづくりの推進のため、恵まれた自然景観の保全や魅力的な都市空間の誘導を掲げている。

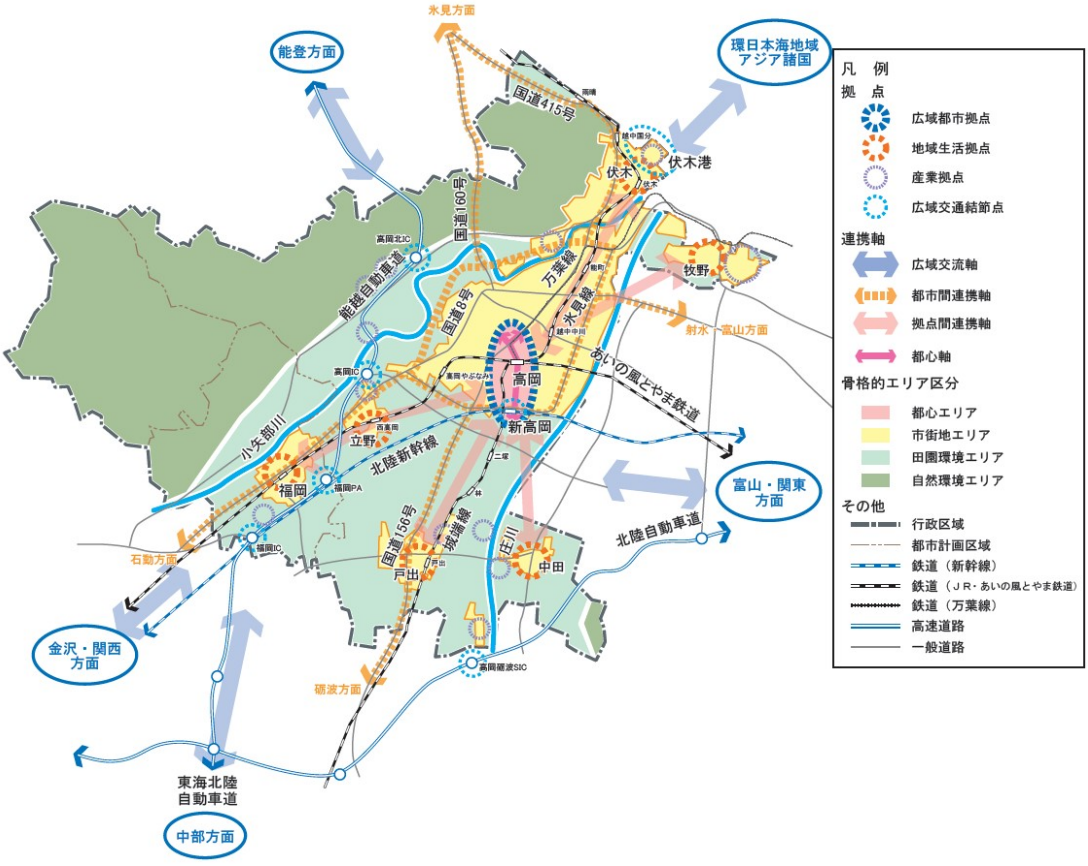

市全体の将来都市構造図

（３）高岡市景観計画

策定：平成 21 年（2009）３月（同年 11 月、平成 29 年（2017）２月変更、
令和３年（2021）２月変更予定

本計画では、景観づくりの基本方針を下記の４つとしている。

１　高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。
２　県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。
３　美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。
４　魅力ある景観づくりをとおして、まちを活性化します。

市全域（景観計画区域）において大規模な建築行為等の形態意匠などを景観誘導すると同時に、高岡市中心部や伏木（ふしき）地区、福岡（ふくおか）地区など歴史的町並み保全を進めていく地域を景観形成重点地区として指定し、建築物等の位置や高さ、色彩の基準を設けるなどして、周辺の町並み景観と調和した建築行為等が行われるよう景観誘導している。

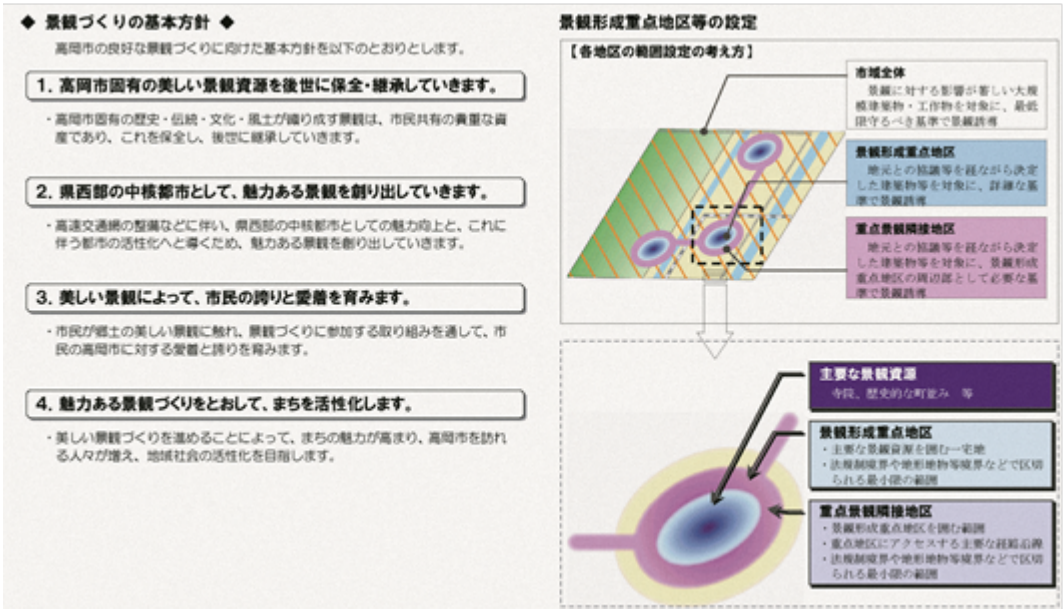

景観づくりの基本方針及び景観形成重点地区等の設定

（４）高岡市歴史文化基本構想

策定：平成 23 年（2011）３月

平成 20 年度から文化庁の委託を受けて「高岡市文化財総合的把握モデル事業」を実施し、高岡市歴史文化基本構想を策定した。

本構想では、将来像を「市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちへ」とし、基本方針を次のように掲げている。

“文化財の保存・活用を通して”

１　郷土教育を推進し、市の歴史や風土を学びとる。

２　ものづくり文化の洗練を目指す。

３　市民一人ひとりが高岡の「人・ものづくり・文化」を担っている意識を高める。

文化財の保存・活用の方針や人材育成の方針、文化財の周辺環境に係わる関連分野における施策の方針などを定めている。

なお、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の運用指針」によれば、「歴史的風致維持向上計画」作成の際には、あらかじめ「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた「歴史的風致維持向上計画」とするよう努めることが望ましいとされている。このため、本市においては、歴史的風致については歴史文化基本構想で整理した歴史・文化遺産の内容を踏まえて設定している。

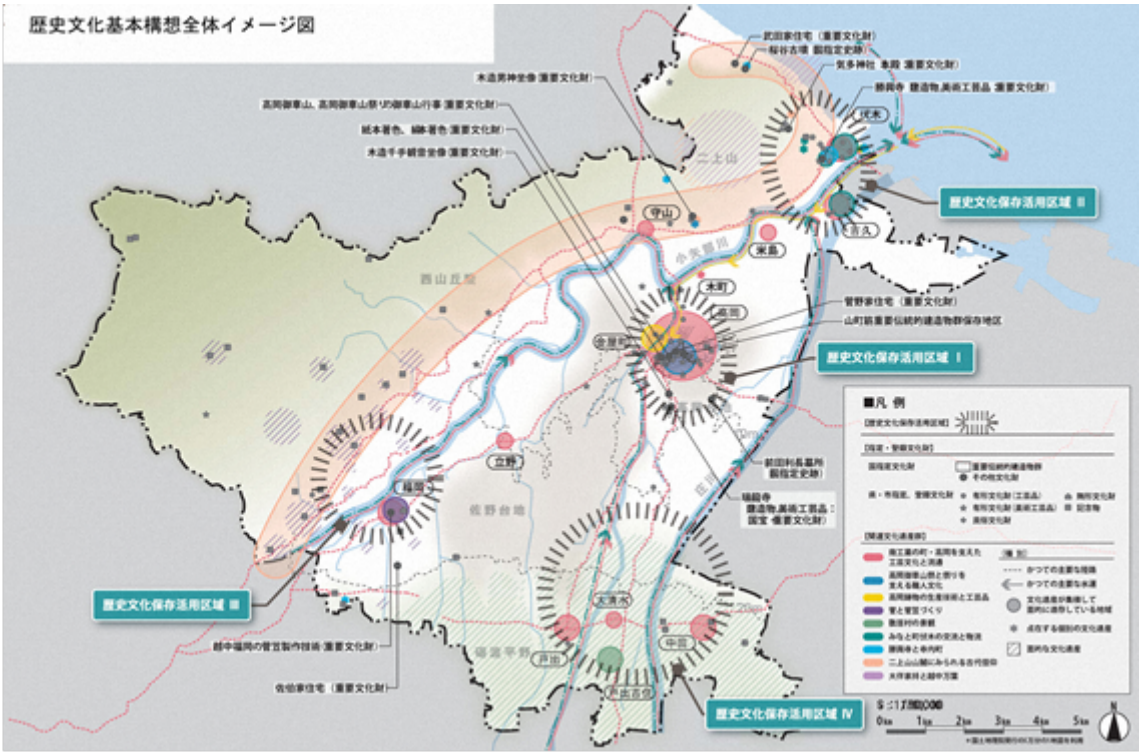

歴史文化保存活用区域案

（５）高岡城跡保存活用計画

策定：平成 29 年（2017）３月

高岡城跡は、明治８年（1875）の公園指定によって市民から親しまれる公園となっている。平成 21 年（2009）の開町 400 年を契機として改めて認識され、詳細調査等を経て国の史跡に指定された。

本計画においては、高岡城跡の重層的な歴史を正確に理解し、公園化の歴史を評価し、史跡と公園のあり方の調和を図ることを重要視しており、基本方針として下記の３項目を定めている。

１　学術的成果に基づく適切な保存と管理
２　近世城郭にふさわしい景観の保全
３　史跡の特徴を活かした整備活用

（６）前田利長墓所保存活用計画

策定：平成 23 年（2011）３月

本計画は、国の史跡として指定されている前田利長墓所の適切な保存管理の指針を具現化するために策定したものである。

史跡を構成する要素（市営前田庭球場等、墓所本来の機能とは関係のないものも含む）の本質的価値を明確に把握した上で、各要素の特性と現状を踏まえた保存管理方法を設定することとしており、また、文化財保護法等の関係法令との調整を図りながら、史跡が市民や来訪者に親しまれる整備活用施策を実施することとしている。

（７）勝興寺重要文化財建造物等保存活用計画

策定：平成 30 年（2018）３月

本計画は、勝興寺を構成する建造物の一体的な保存管理や整備活用等についての現状や課題等を体系的に示すことで、重要文化財建造物である勝興寺を恒久的に保存継承していくための指針を策定することを目的としている。

高岡市歴史文化基本構想との整合性や連携を図りながら、勝興寺のあるべき姿の創出を目指す。

（８）高岡農業振興地域整備計画

策定：平成 18 年（2006）７月（平成 23 年度変更）

本市の農業が将来にわたって新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給を可能にしたり、国土の保全や良好な景観の形成など農業生産活動が行われることによって生ずる機能を発揮したりするためには、無秩序な土地利用や耕作放棄などを防ぎ、農地を良好な状態で確保し有効利用を図ることが重要である。よって、本計画では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、優良な農地

を農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全して活用を図ることとしている。

（９）高岡市産業振興ビジョン

策定：平成 23 年（2011）４月

計画期間：平成 23 年度～令和２年度

本ビジョンは、北陸新幹線開業などの発展のチャンスを産業の活性化につなげて本市の持続的発展を図るため、新産業の育成、地場産業の振興、企業立地・誘致の促進、観光振興、産業支援環境・体制の充実などを、産業界や行政が協働で推進していく際の指針として策定した。

下記の５つの基本方向に基づき、国や県、関係機関、事業者と連携しながら産業振興を推進することとしている。

１　新たな成長分野への進出・創業支援

２　ものづくりイノベーションの推進

３　産業基盤の整備・企業誘致の強化

４　経営と雇用の安定化

５　特徴を活かした観光地域づくりと広域観光拠点化

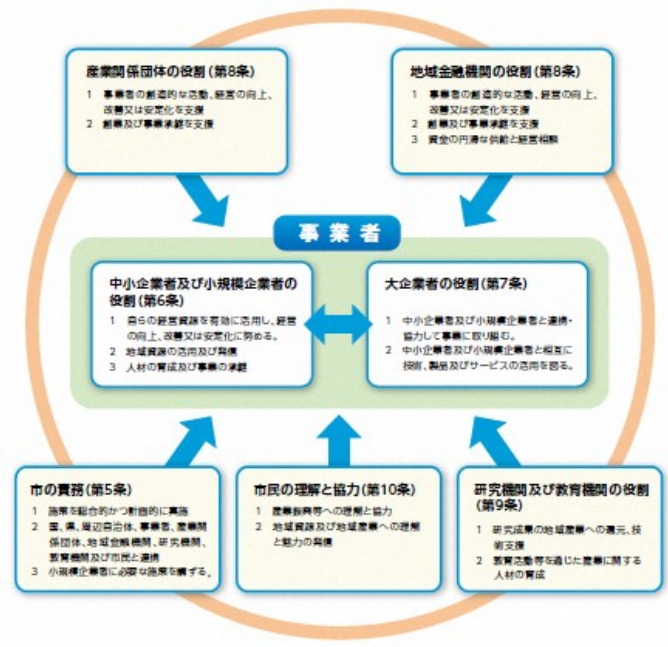

地域が一体となった産業の振興

（高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例 第５条～第 10 条）

（10）高岡市観光振興ビジョン

策定：平成 28 年（2016）３月

計画期間：平成 28 年度～令和２年度

本ビジョンでは、「魅力あふれる観光地域づくりと広域観光拠点の確立をめざして」という基本方針のもと、戦略的に取り組む事項を「①北陸新幹線の活用とハブ機能の充実」「②日本遺産（強み・機会）の活用」「③インバウンドの積極的展開」「④「泊まって良かった」の実現」と設定している。

北陸新幹線の金沢以西への延伸を念頭に、大都市圏からの誘客や交流の拡大に繋がる効果的な取り組みを打ち出すこととしており、さらには年々増加するインバウンドへの対応の強化も積極的に進めることとしている。

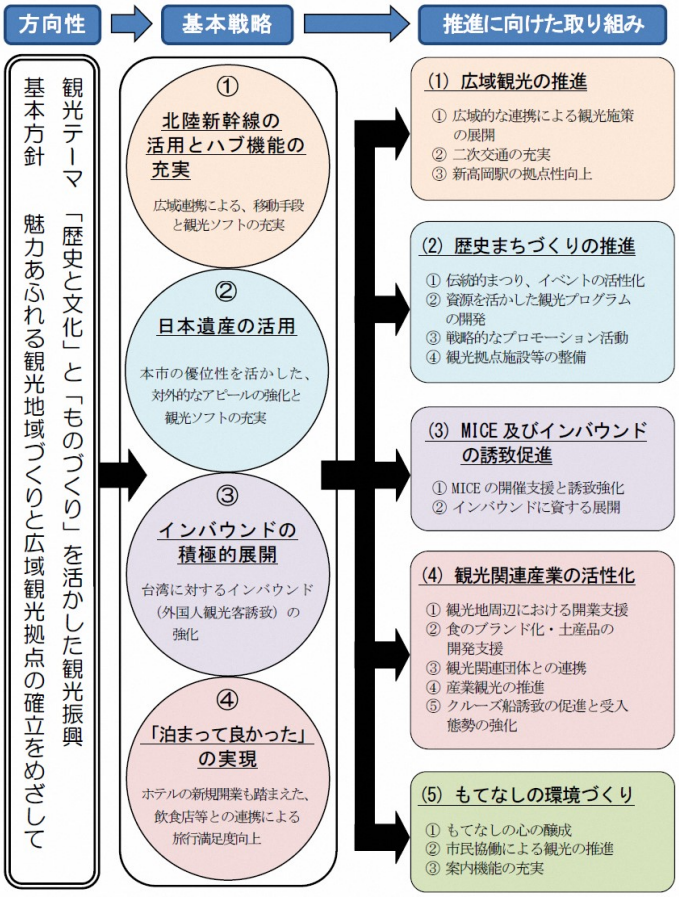

高岡市観光振興ビジョン体系図

（11）高岡市中心市街地活性化基本計画

認定：平成 19 年（2007）11 月

計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度（第１期）

平成 24 年度～平成 28 年度（第２期）

平成 29 年度～令和３年度（第３期）

本計画では、『光り輝くまちなかの創生　～400 年の資産を守り、育み、繋ぐ～』のスローガンのもと、「①行き交う人で賑わうまち」「②住む人、働く人で賑わうまち」を基本方針としている。

また、基本計画の目標を「１　交流人口の拡大」「２　まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実」と定め、中心市街地に集積している貴重な歴史・文化資産を保存・継承し、観光資源として活用することによって、交流人口の拡大、及びまちなか居住人口の増加を推進することとしている。

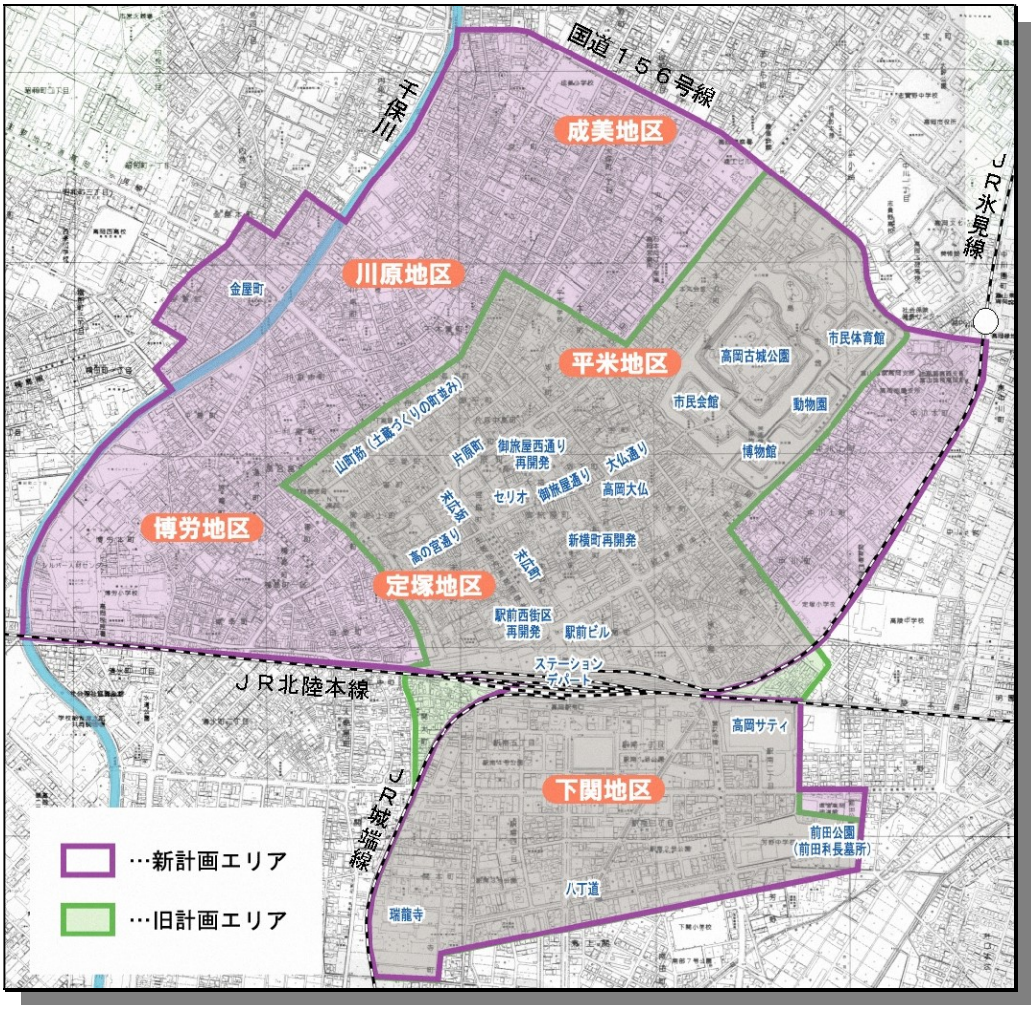

計画区域（エリア）

（12）文化創造都市高岡推進ビジョン

策定：平成 27 年（2015）３月

本計画は、文化創造都市高岡として目指すべき都市のイメージを明らかにするとともに、その実現に向け、文化、芸術、産業、観光等に関する施策を一体的に推進するため、概ね 10 年間の基本的な指針を提示した。

また、４つの戦略〈1.知る〉市民一人ひとりが高岡の文化を知り、文化に親しむ機会の拡大、〈2.創る〉地域固有の文化に親しみ、交流を生み出す「創造の場」の形成、〈3.つなげる〉分野を超えた交流の創出と産業など他分野の活性化、〈4.伝える〉メディア戦略等による高岡の認知度向上とブランド形成、を推進することとし、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした高岡の多様な文化資源を活かした取り組みを図ることで、目指す都市イメージ「Art & Craft City 高岡」の実現に繋げることとしている。

このような高岡の文化力を活かした文化創造都市高岡の推進は、高岡が魅力ある都市として存在感を高め、活性化を図ることにつながるものである。



イメージする都市像

３　高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成
②歴史的建造物等の保存と活用
③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

歴史的風致の維持及び向上に関する課題に対して定める。なお、資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題は、下記①～③のそれぞれの方針に含まれる。

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成

歴史と伝統を培ってきた伝統工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成には、長期的な取組みが必要であることから、祭礼行事や伝統工芸技術の後継者不足に対する支援を継続的に行うことで、それらの継承を図る。また、地域住民や学校などへ取り組みも継続していくことで伝統工芸に触れ地域固有の歴史・文化であることを認識し、未来の伝承者や理解者へ育っていくような環境を醸成する。（※）

②歴史的建造物等の保存と活用

国・県・市の指定文化財については、継続的に保存修理を実施していく。国の登録有形文化財については、所有者等と話し合いながら、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、保全を図っていく。

歴史的風致形成建造物については、所有者等と話し合いながら、必要に応じて修理を行い、保全を図る。また、保全が図られたものについては、その価値を広く周知し、本市固有の歴史資産の魅力を知ってもらうため、公開に努める。

また、調査・研究については未完了の事業も含め、引き続き、歴史、民俗、産業などの資料収集・保存や調査を実施する。具体的には、高岡鋳物資料については、高岡鋳物資料のデータベースは整備したので、引き続き市の博物館及び美術館に所蔵されている鋳物資料について調査に取り組む。

③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

歴史的な町並みの保全とは、「都市構造の歴史的な価値を尊重し、その機能を保持しつつ、適切な介入をおこなうことによって現代に適合するように再生、強化、改善すること」と捉えることができる。

したがって、町家等が今も良く残る高岡の歴史的な町並みにおいては、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえ、町並みの連続性や物語性を維持するため、市の

諸計画に基づく事業と連動しながら、町家等を工房や店舗、一時滞在施設等、高岡の魅力を向上させる観光資源として活用を促進するなど、行政以外の活力を生かした活用を推進するような取組みを推進する。

また、建物修景補助や屋外広告物の適正化における取組みは、引き続き取り組むことで歴史的な町並みの一層の保全に努める。道路修景整備については、未完了のものについて引き続き取り組むとともに、重点区域内において無電柱化や自動車の流入抑制を行うなど、本市固有の歴史に触れながら安心して散策できる歩行空間の創出を図る。

※工芸技術の継承と育成に関する取組み

高岡の伝統産業である「高岡銅器」、「高岡漆器」に関する取り組みとして、現在、高岡御車山（みくるまやま）などの祭屋台を「再生の技」によって修復する目的で、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者による「高岡地域文化財等修理協会」が設立されている。

また、高岡市デザイン・工芸センターでは、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を目指す「伝統工芸産業技術者養成スクール（現・次世代ものづくり人材育成事業）」や、高度な技術・技法を保持する育成者と、そのもとで修得し継承しようとする者に対する支援を行う「伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業」を実施しており、次代を担う人材の養成に力を注いでいる。

菅笠（すげがさ）づくりに関しては、菅笠（すげがさ）製作技術保持者への研修師事に必要な経費の助成や菅草（すげくさ）栽培に関する助成など、様々な角度から「越中福岡（えっちゅうふくおか）の菅笠（すげがさ）製作技術」の保存継承に向けた取り組みを行っている。

一方で、伝統産業の裾野を広げるための教育として、平成 18 年度から「高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区」の認定を受けて、「ものづくり・デザイン科」を本市独自の必修教科とし、現在、市内小・中・義務教育・特別支援学校全 37 校で、子どもたちが工房の見学や調査を行い、その歴史や製作工程、特色等について理解したうえで、漆工芸（青貝塗、彫刻塗、蒔絵等）、鋳造工芸（錫（すず））、彫金、細工（菅（すげ）、藁（わら）等）、各種地域産業（栽培、食品加工等）などを実際に制作するといった内容の授業を続けている。

４　歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制について、事務局は都市創造部都市計画課、教育委員会生涯学習・文化財課とし、庁内組織として関係部局を設置し、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づく「高岡市歴史まちづくり協議会」において計画の推進や変更等の調整や協議等を行い、事業実施の推進を図る。

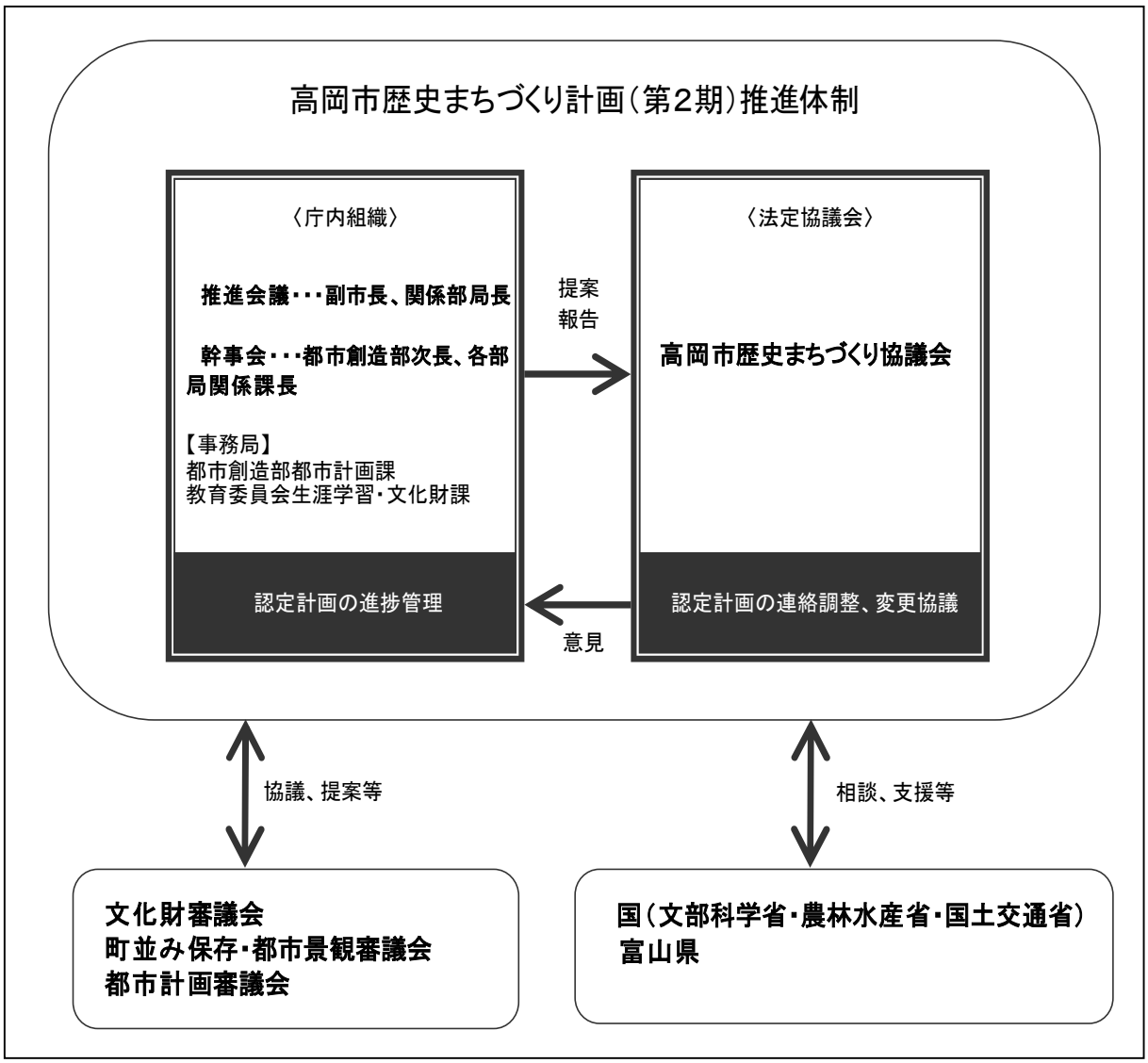

計画の実施体制

第４章　重点区域の位置及び区域

１　重点区域の位置及び区域

（１）歴史的風致の分布

本市の維持及び向上すべき歴史的風致は、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」、「鋳物のまち金屋に見る歴史的風致」、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」、「旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致」、「越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致」、「二上山丘陵に見る歴史的風致」の７つを見ることができ、それらの位置は次のように図示することができる。

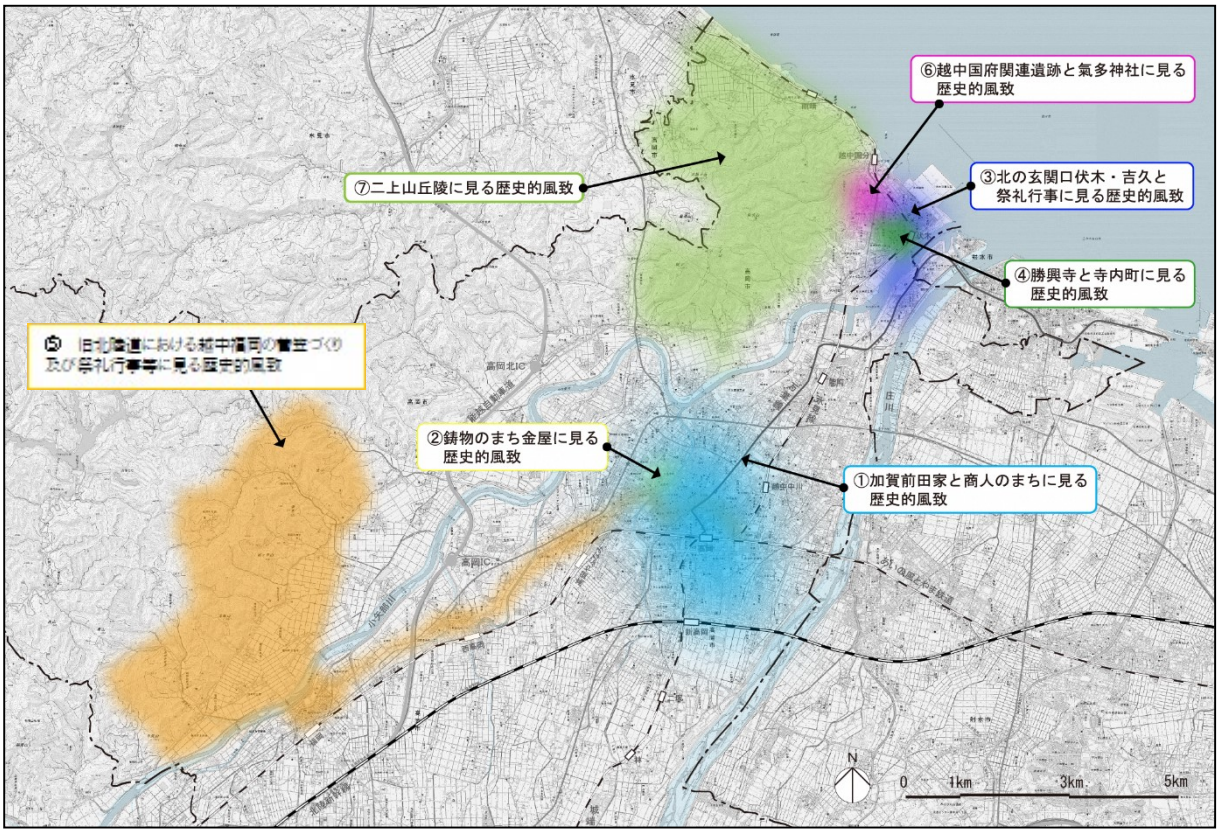

図：歴史的風致（市全域）

（２）重点区域の位置

本計画における重点区域は、歴史的建造物の保存修理・活用や周辺環境の整備、良好な景観形成、また工芸技術、祭礼・年中行事の継承と担い手の育成など、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である。

重点区域の位置は、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか７棟（重要文化財）、高岡城跡（史跡）などの数多くの文化財が集積しており、重要伝統的建造物群保存地区である山町筋、金屋町などがある地区を設定するが、高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区は、旧高岡町域－市制施行（明治 22 年（1889））によって他の 30 都市とともに「高岡市」となる際に基礎となった区域－に存しており、また、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致に関しても、旧高岡町域の３つに加え、歴史的、社会的に密接な背景をもつ旧北陸道沿いの在郷町にも見ることができるため、これらを包含する地区とする。

また、同じく重点区域の要件である重要文化財建造物等として、勝興寺本堂ほか 11 棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）などがあり、歴史的、自然的背景を踏まえ旧伏木村や吉久を包含する形の伏木・吉久地区、武田家住宅（重要文化財）がある太田地区の３つに位置付けることとする。

それぞれの重点区域において形成される歴史的風致は、旧高岡町往来地区では、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」、「鋳物のまち金屋に見る歴史的風致」、「旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致」であり、伏木・吉久地区においては、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」「越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致」である。また、太田地区では「二上山丘陵に見る歴史的風致」が形成されている。３つの地区ともに重要文化財建造物等のほか構成要素である数多くの文化財が集積し、良好な歴史的な景観を形成している。

なお、重点区域は今後の計画推進の過程で、高岡の歴史的風致の維持及び向上に効果的な事象が生じた場合などは、随時見直していくものとする。

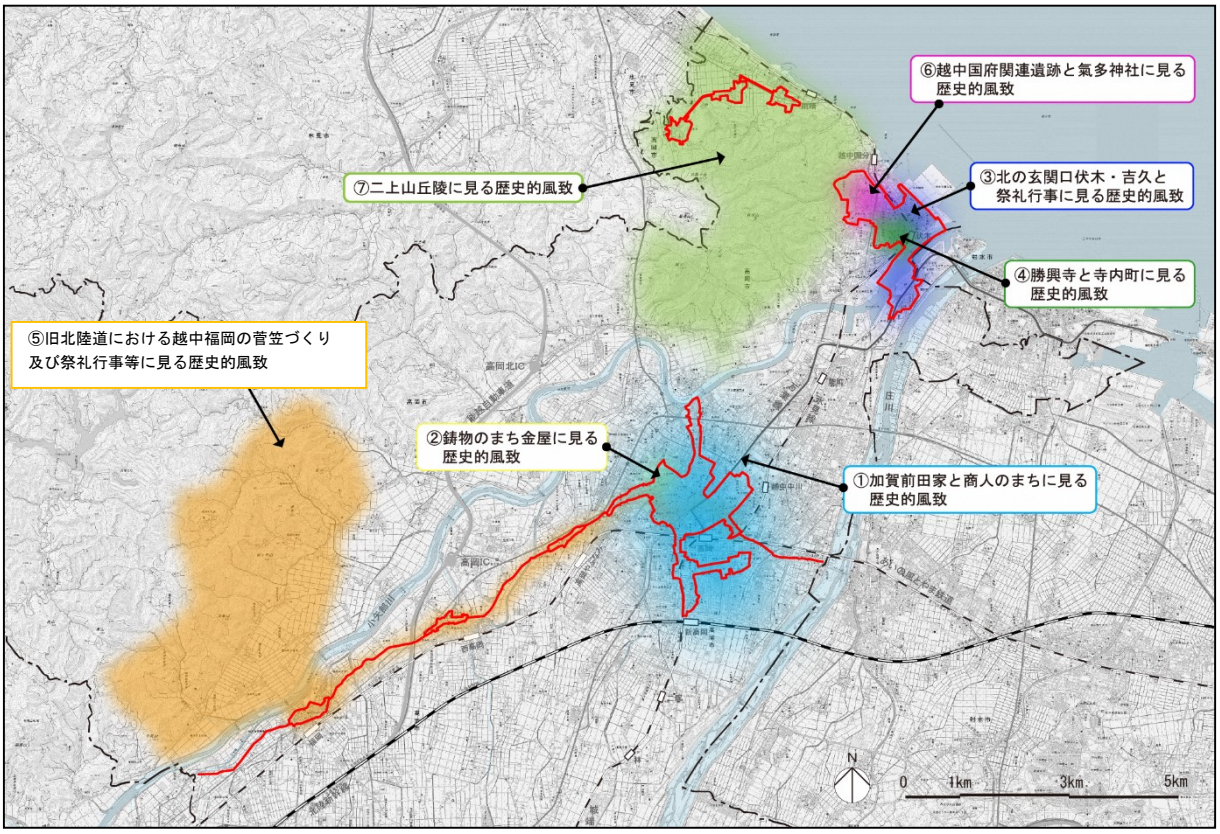
⑥越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致
⑦二上山丘陵に見る歴史的風致
③北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致
④勝興寺と寺内町に見る歴史的風致
⑤旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致
②鋳物のまち金屋に見る歴史的風致
①加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致
高岡北IC
高岡IC
N
0
1km
3km
5km

図：重点区域（市内全域）

（３）重点区域の区域、名称、面積

①重点区域の名称：旧高岡町往来地区

重点区域の面積：約 308ha

重点区域の具体的な範囲は、「明和８年（1771）高岡町奉行小川八左衛門高岡町図之弁」と高岡市史（上中下巻）などにより示されている旧高岡町と住時の面影を残す旧北陸道と在郷町（和田、立野、福岡町の一部）の区域を基本とする。

歴史的風致の核となる国指定文化財については、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか７棟（重要文化財）、菅野家住宅（重要文化財）、高岡城跡（史跡）、前田利長墓所（史跡）などがあり、それらの構成要素となる文化財である筏井家住宅、佐野家住宅、五福町神明社本殿などの県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「高岡公園風致地区」、「瑞龍寺風致地区」、「前田公園風致地区」の範囲及び高岡市景観計画において景観形成重点地区に指定している「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」と富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定を締結している「坂下町通り地区」の範囲を包含する区域とする。

なお、歴史的風致については、前述のとおりとし、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」の活動である高岡御車山祭、「鋳物のまち金屋に見る歴史的風致」の祭礼行事である御印祭、「旧北陸道における越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致」の活動である菅笠づくりと菅笠の流通として利用された道やその道沿いにおける祭礼行事が影響する範囲を包含する区域とする。

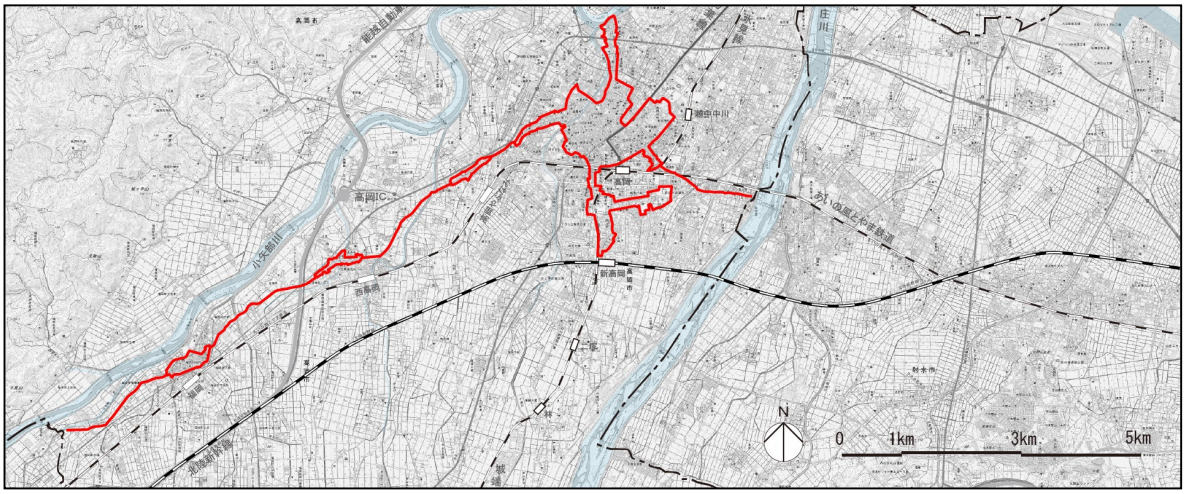

図：重点区域（旧高岡町往来地区）



図：重点区域（旧高岡町往来地区　市中心部）

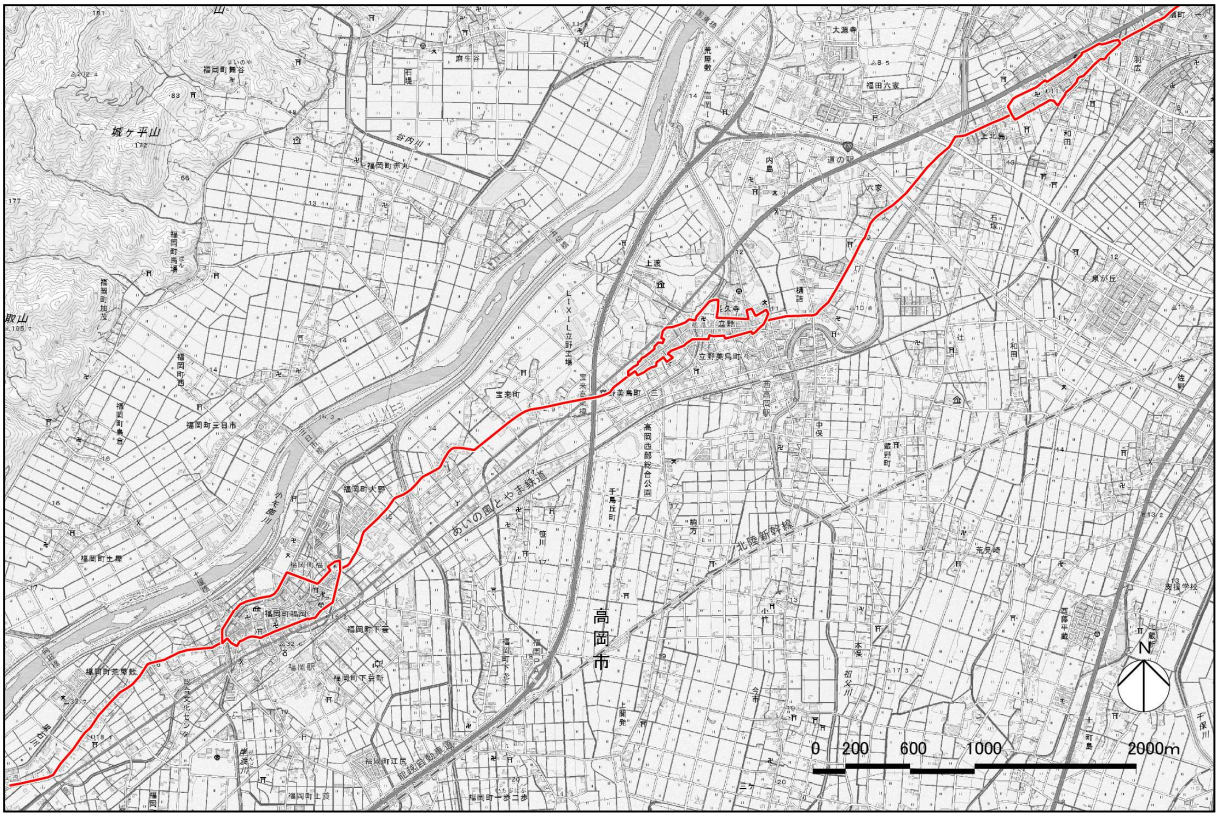

図：重点区域（旧高岡町往来地区　和田、立野、福岡町）

重点区域の境界について、木町と開発本町の境界を南下し、開発本町５号線、京町１号線等を通り、三番町丸の内線まで進む。本町１号線等を東へ進み、「池の端通り景観形成重点地区」の境界に沿って北東に進む。主要地方道富山高岡線を通り、一般県道中川南町線を南下する。定塚町と中川町の境界、JR氷見線を通り、定塚町と東下関の境界等に沿って北上する。定塚町線から一般県道中川南線、関大町大工中町２号線に進み、駅南24号線へと合流する。駅南26号線等を通り、主要地方道高岡青井谷線に沿って進み、大野８号線、国方用水等を西へ進む。南部36号線等を通り、南部107号線を南下する。神主町出来田１号線等を経て、南部106号線へと合流する。同線から、JR城端線等を通り、あいの風とやま鉄道まで北上する。白金町５号線、南幸町博労本町２号線等を通り、一般県道立野鴨島町線等を経て、横田町一丁目千石町線を西へ進む。横田町二丁目千石町線等を経て、大町川原線を北上する。千保川右岸４号線を北上し、最後に小矢部川を東へ進んだ範囲とする。

和田、立野、福岡町の一部の在郷町を包容しながら、旧北陸道を小矢部市境まで進んだ範囲とする。それぞれの在郷町の区域について、まず、和田は、長江用水を南下し、上北島和田線、千石町若生町１号線を通り、北島と福田の境界、水路、北島21号線を通り、北島12号線等に沿って進み、長慶寺用水を東へ進んだ範囲とする。

立野については、水路、主要地方道高岡砺波線、立野６号線等を通り、雲照寺の

敷地境界、水路まで西へ進む。そこから国道８号、長久寺の敷地境界等を通り東へ進み、柴野内島４号線まで進んだ範囲とする。

福岡町の一部については、蓑川線、中島線、表元町を通り、一般県道岡笹川線まで西へ進む。そこから、主要地方道押水福岡線、岸渡川線等を通り、福岡霊園の敷地境界まで東へ進んだ範囲とする。

（※道路名を記した図面を追加予定）

②重点区域の名称：伏木・吉久地区

重点区域の面積：約 213ha

重点区域の具体的な範囲は、「伏木港之絵図　藤井家文書（弘化４年（1847））」や「石黒信由作図　伏木古府、串岡村境界明示の図（享和３年（1803））」で示されている旧伏木村や吉久と「富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治 20 年（1887）頃）」に見ることのできる勝興寺寺内町の範囲を基本とする。歴史的風致の核となる国指定文化財については、勝興寺本堂ほか 11 棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）などがあり、それらの構成要素となる文化財である高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）、能松家住宅主屋、越中国分寺跡、旧秋元家住宅などの県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「勝興寺風致地区」の範囲を包含する区域とする。

なお、歴史的風致については、前述のとおりとし、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」での祭礼行事である伏木神社の春季例大祭および吉久の獅子舞、「越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致」の祭礼行事である氣多神社の春季例大祭の範囲を包含する区域とする。

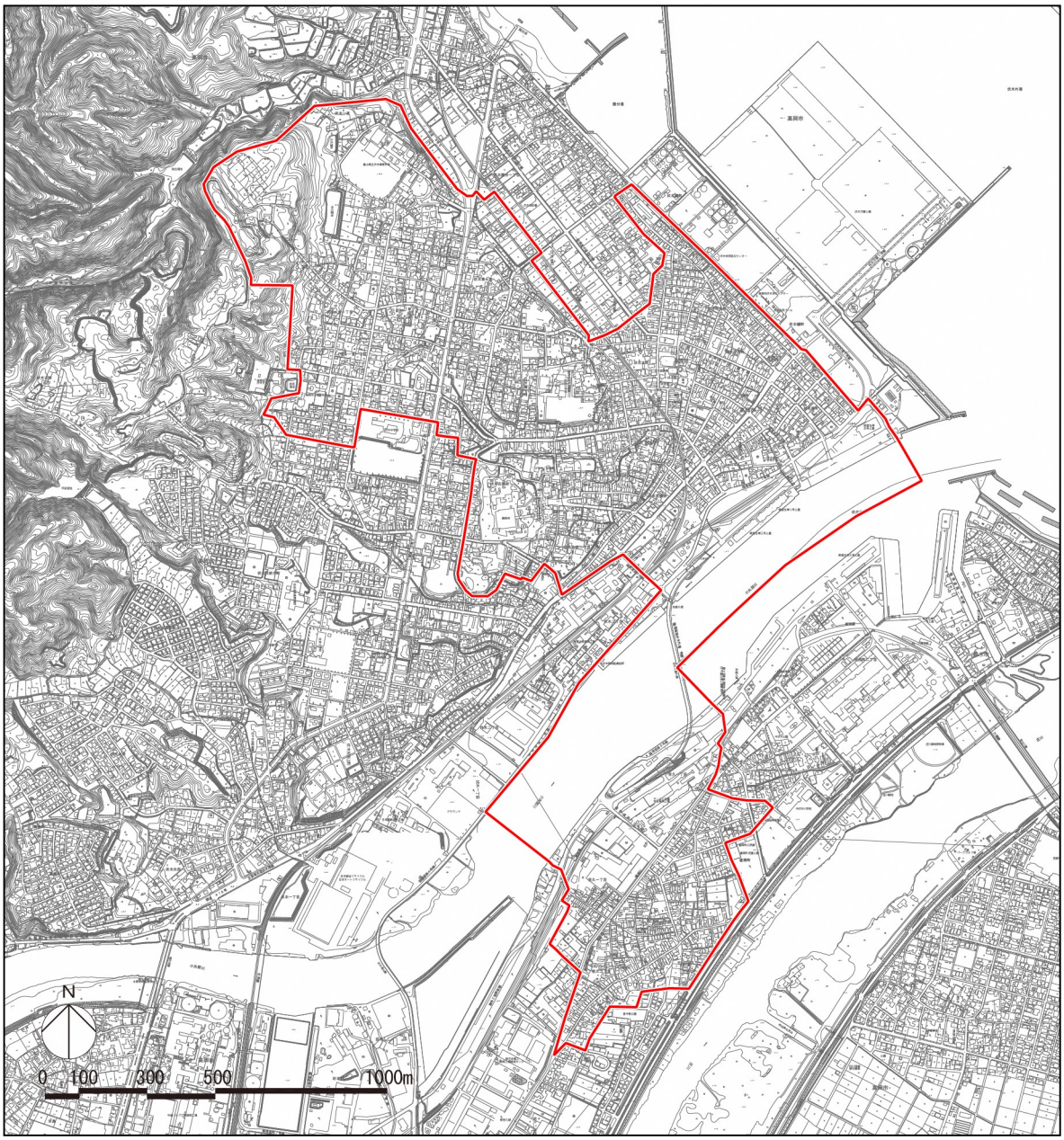

図：重点区域（伏木・吉久地区）

重点区域の境界について、重点区域は、臨港道路 3 号線を南東へ進み、臨海道路 13 号線、伏木外港 1 号線、臨港道路 4 号線を通って、小矢部川にある高岡市と射水市の市境を南下する。つぎに、富岡町9 号線、富岡町6 号線、富岡町4 号線、国道 415 号、吉久三丁目 4 号線、吉久さくら台 4 号線、吉久2 丁目と吉久3 丁目との境界、吉久さくら台 1 号線、吉久二丁目 8 号線、吉久14 号線、吉久二丁目吉久三丁目線を通って、路面電車の万葉線が走る一般県道堀岡新 明 神能町線を北上する。そして、吉久一丁目 8 号線、市道と水路との結線、水路、市道と小矢部川との結線を通って、旧伏木橋の架橋跡を北西に進む。さらに、小矢部川左岸の臨港道路 1 号線を北進し、臨港道路 6 号線、主要地方道伏木港線、勝 興寺風致地に隣接する伏木古府一丁目伏

木古府二丁目 1 号線、伏木東一宮伏木古府二丁目 2 号線を通り、伏木錦町伏木東一宮線、伏木東一宮12 号線、高岡市立伏木小学校の西側敷地境界を北進する。その後は伏木東一宮17 号線、伏木東一宮3 号線、水路、伏木本町17 号線、伏木本町3 号線、伏木本町10 号線、同線と伏木国分一丁目 1 号線の結線を通り、最後に伏木国分一丁目 1 号線を北進する範囲とする。

（※道路名を記した図面を追加予定）

③重点区域の名称：太田地区
**　重点区域の面積：約 43ha**

　重点区域の具体的な範囲は、旧太田村を包括する範囲を基本とする。歴史的風致の核となる国指定文化財については、武田家住宅を包含する区域とする。
　なお、関係する歴史的風致は、前述のとおりとし、歴史的風致を構成する核とする建造物である国泰寺、人々の営みである開山忌やたけのこ料理が影響する範囲を包含する区域とする。

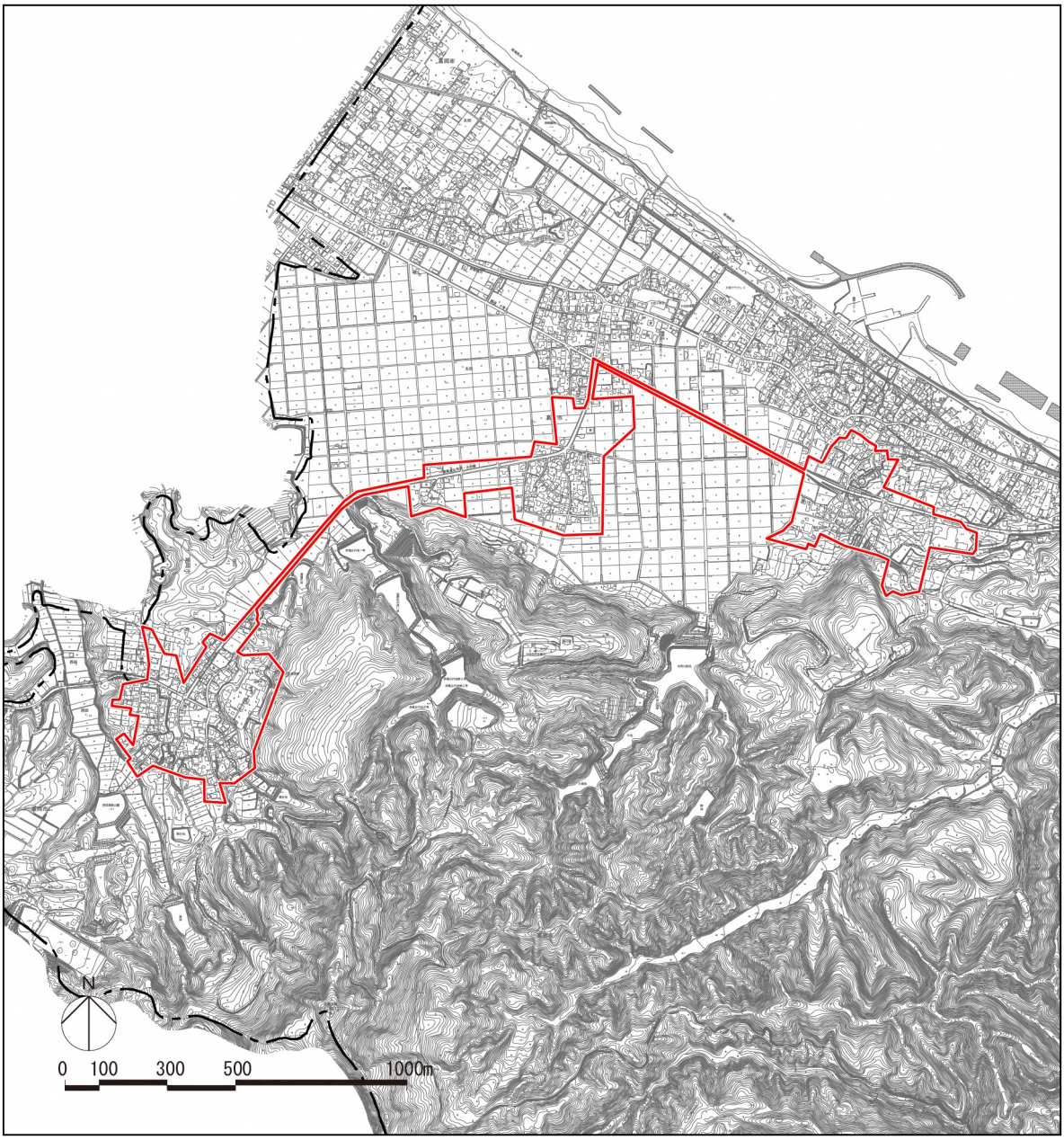

図：重点区域（太田地区）

（※重点区域の境界の説明及び道路名を記した図面を追加予定）

２　重点区域の指定の効果

重点区域「旧高岡町往来地区」は、開町以来または藩政期半ばから、加賀藩の庇護又は奨励によって発展してきたという歴史的背景を共有しており、その歴史と伝統を反映した金工、漆工、仏壇、呉服、和菓子、菅笠づくりといった人々の営み（工芸技術や伝統産業）が今も継承され、これに伴って歴史的建造物が集積し、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識するきっかけとなり、また、先人たちのたゆまぬ努力の結晶に触れることによって、これらを後世に継承していくことの意味を理解する一助となり、今日的な知恵と工夫、創造と革新をもって、高岡を発展させていくことにつながると期待できる。

重点区域「伏木・吉久地区」は、前述のとおり、３つの歴史的風致が形成されているが、それらは、北前船の寄港地、小矢部川の河口という立地を活かした舟運によって発展し、また継承されてきたという歴史的背景を共有しており、たくましく勇壮な祭礼・年中行事や国内外の活発な文化交流を物語る歴史的建造物が今も残り、歴史的な町並みが形成されている。

重点区域「太田地区」についても前述のとおり、「二上山丘陵に見る歴史的風致」が形成されており、この二上山という１つの山を軸とし、継承されてきた歴史的な背景がある。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、「流通経済都市高岡」を支え続け、今日に至っても重要な役割を担い続けていることを市民が再認識するきっかけとなり、その歴史と伝統を後世に継承していくとともに、環日本海交流の玄関口という地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことにつながると期待できる。

また、歴史的風致の要素一つひとつは、本市の観光戦略における重要な観光資源でもあることから、高岡を訪れる観光客の増大と滞在時間の拡大が見込まれ、歴史と文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増すとともに、新たな産業需要が創出され、高岡全体の活性化にもつながると期待される。

３　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）都市計画法の活用

①区域区分及び用途地域

高岡市は、富山高岡広域都市計画区域（高岡市、富山市、射水市の一部）及び福岡都市計画区域の２つの都市計画区域を持ち、富山高岡広域都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。このうち、重点区域「旧高岡町往来地区」に関しては、旧高岡町エリアが富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属し、福岡エリアは福岡都市計画区域に属している。重点区域「旧高岡町往来地区」の用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域となっている。また、重点区域「伏木・吉久地区」に関しては、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属しており、用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっている。重点区域「太田地区」は、用途地域外である。

２つの重点区域については、ほぼ用途地域が設定されており、歴史的地理的条件等による建築物の用途及び形態の制限が行われているが、前述の重点区域における景観計画の推進や市民意識の高揚に従い、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要があると認める場合は、高度地区や景観地区、歴史的風致維持向上地区計画の活用も検討していく。

②伝統的建造物群保存地区

重点区域「旧高岡町往来地区」の核のひとつである山町筋は、江戸期の始めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治 33 年（1900）の大火後に当時の都市防災計画にしたがって再興された町で、重厚かつ繊細な意匠をもつ土蔵造の町家を中心に、洋風建築等の伝統的建造物が建ち並び、平成 12 年（2000）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、同年、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」と評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

本地区においては、伝統的建造物の外観維持や地区内の歴史的風致を維持するための修景基準及び許可基準を設定・運用し、修理や現状維持、地区内での調和のとれた修景を図ることとしている。

さらには、高岡開町にあたって７人の鋳物師が土地や「御印」を利長より与えられ、高岡鋳物発祥の地となった金屋町も、平成 24 年（2012）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

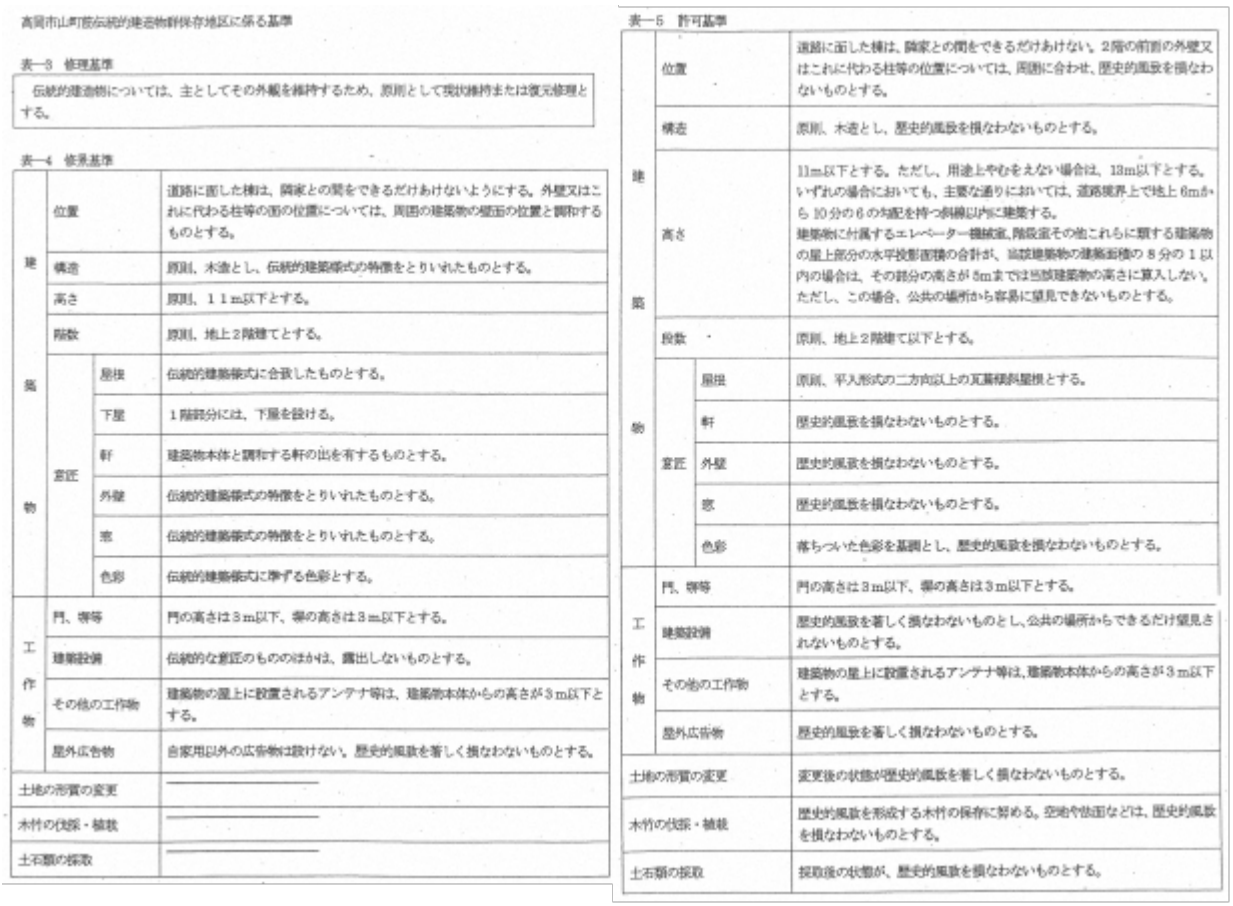

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区に係る基準

表―3　修理基準

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。

表―4　修景基準

建築物	位置		道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。
	構造		原則、木造とし、伝統的建築様式の特徴をとりいれたものとする。
	高さ		原則、１１ｍ以下とする。
	階数		原則、地上２階建てとする。
	意匠	屋根	伝統的建築様式に合致したものとする。
		下屋	１階部分には、下屋を設ける。
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。
		外壁	伝統的建築様式の特徴をとりいれたものとする。
		窓	伝統的建築様式の特徴をとりいれたものとする。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。
工作物	門、塀等		門の高さは３ｍ以下、塀の高さは３ｍ以下とする。
	建築設備		伝統的な意匠のもののほかは、露出しないものとする。
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが３ｍ以下とする。
	屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更			――
木竹の伐採・植栽			――
土石類の採取			――

表―5　許可基準

建築物	位置		道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけない。２階の前面の外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲に合わせ、歴史的風致を損なわないものとする。
	構造		原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ		11ｍ以下とする。ただし、用途上やむをえない場合は、13ｍ以下とする。いずれの場合においても、主要な通りにおいては、道路境界上で地上６ｍから１０分の６の勾配を持つ斜線以内に建築する。 建築物に付属するエレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合は、その部分の高さが５ｍまでは当該建築物の高さに算入しない。ただし、この場合、公共の場所から容易に望見できないものとする。
	段数		原則、地上２階建て以下とする。
	意匠	屋根	原則、平入形式の二方向以上の瓦葺傾斜屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	門、塀等		門の高さは３ｍ以下、塀の高さは３ｍ以下とする。
	建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが３ｍ以下とする。
	屋外広告物		歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

高岡市山町筋（やまちょうすじ）伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理、修景基準及び許可基準

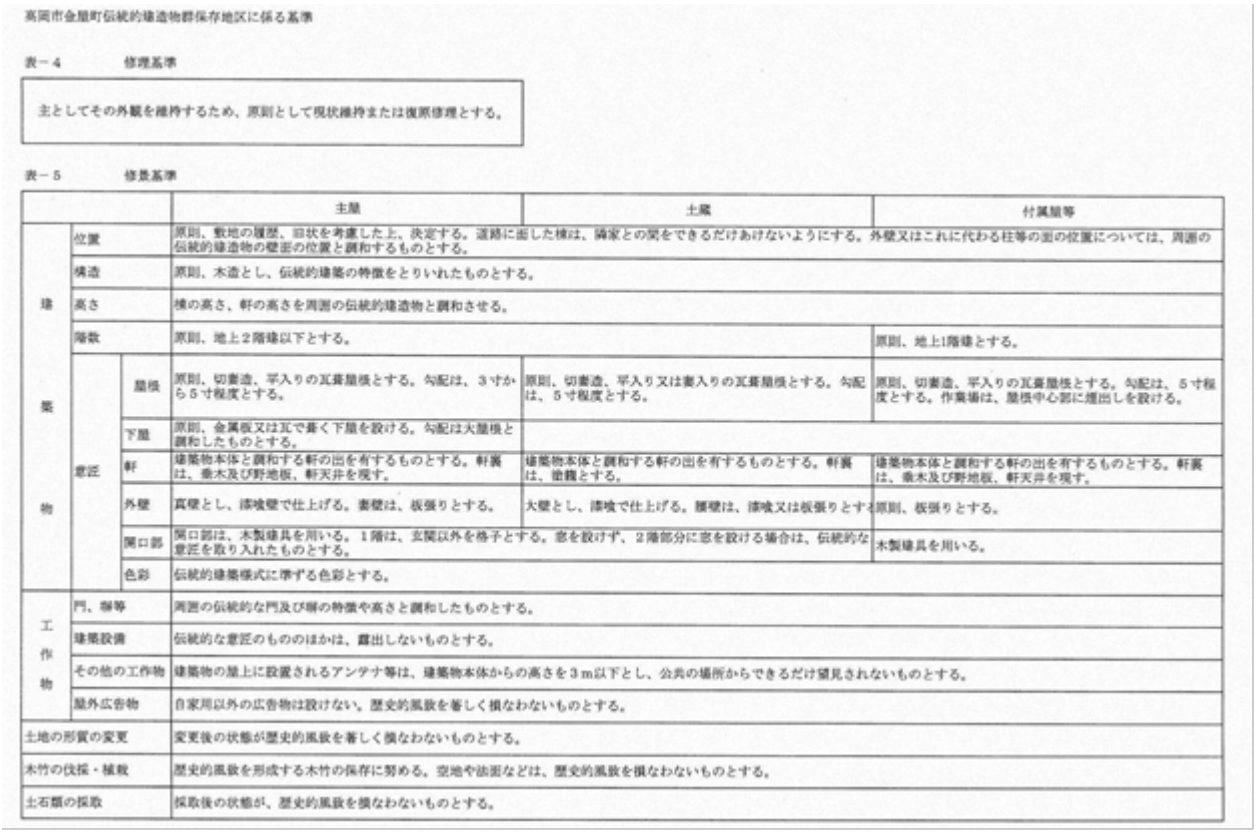

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区に係る基準

表－4　修理基準

主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。

表－5　修景基準

			主屋	土蔵	付属屋等
建築物	位置		原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。		
	構造		原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとりいれたものとする。		
	高さ		棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。		
	階数		原則、地上２階建以下とする。		原則、地上1階建とする。
	意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、３寸から５寸程度とする。	原則、切妻造、平入り又は妻入りの瓦葺屋根とする。勾配は、５寸程度とする。	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、５寸程度とする。作業場は、屋根中心部に煙出しを設ける。
		下屋	原則、金属板又は瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。		
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、塗籠とする。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。
		外壁	真壁とし、漆喰壁で仕上げる。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、漆喰又は板張りとする。	原則、板張りとする。
		開口部	開口部は、木製建具を用いる。１階は、玄関以外を格子とする。窓を設けず、２階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠を取り入れたものとする。		木製建具を用いる。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。		
工作物	門、塀等		周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さと調和したものとする。		
	建築設備		伝統的な意匠のもののほかは、露出しないものとする。		
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを３ｍ以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。		
	屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		

高岡市金屋町（かなやまち）伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理基準及び修景基準

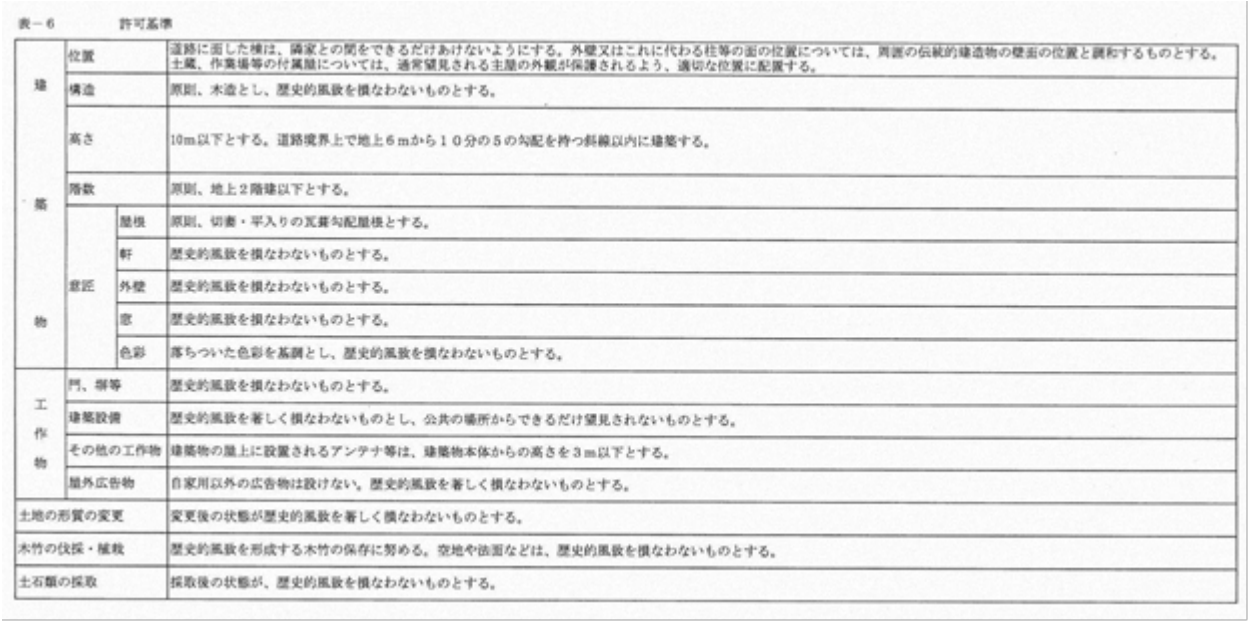

表－６　　許可基準

建築物	位置		道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。土蔵、作業場等の付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。
	構造		原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ		10m以下とする。道路境界上で地上６ｍから１０分の５の勾配を持つ斜線以内に建築する。
	階数		原則、地上２階建以下とする。
	意匠	屋根	原則、切妻・平入りの瓦葺勾配屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	門、塀等		歴史的風致を損なわないものとする。
	建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。
	その他の工作物		建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを３ｍ以下とする。
	屋外広告物		自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める許可基準

③風致地区

現在、勝興寺、瑞龍寺、前田公園（前田利長墓所）とその周辺及び高岡公園（高岡城跡）、二上山の５地区 883.0ha を風致地区に指定しており、今後も引き続き、都市の自然的景観を維持し樹林地等緑の保存を図ることによって、良好な市街地環境の維持に努めていく。

また、既存指定地区の拡大等、新たな風致地区の指定に関しても研究していく。

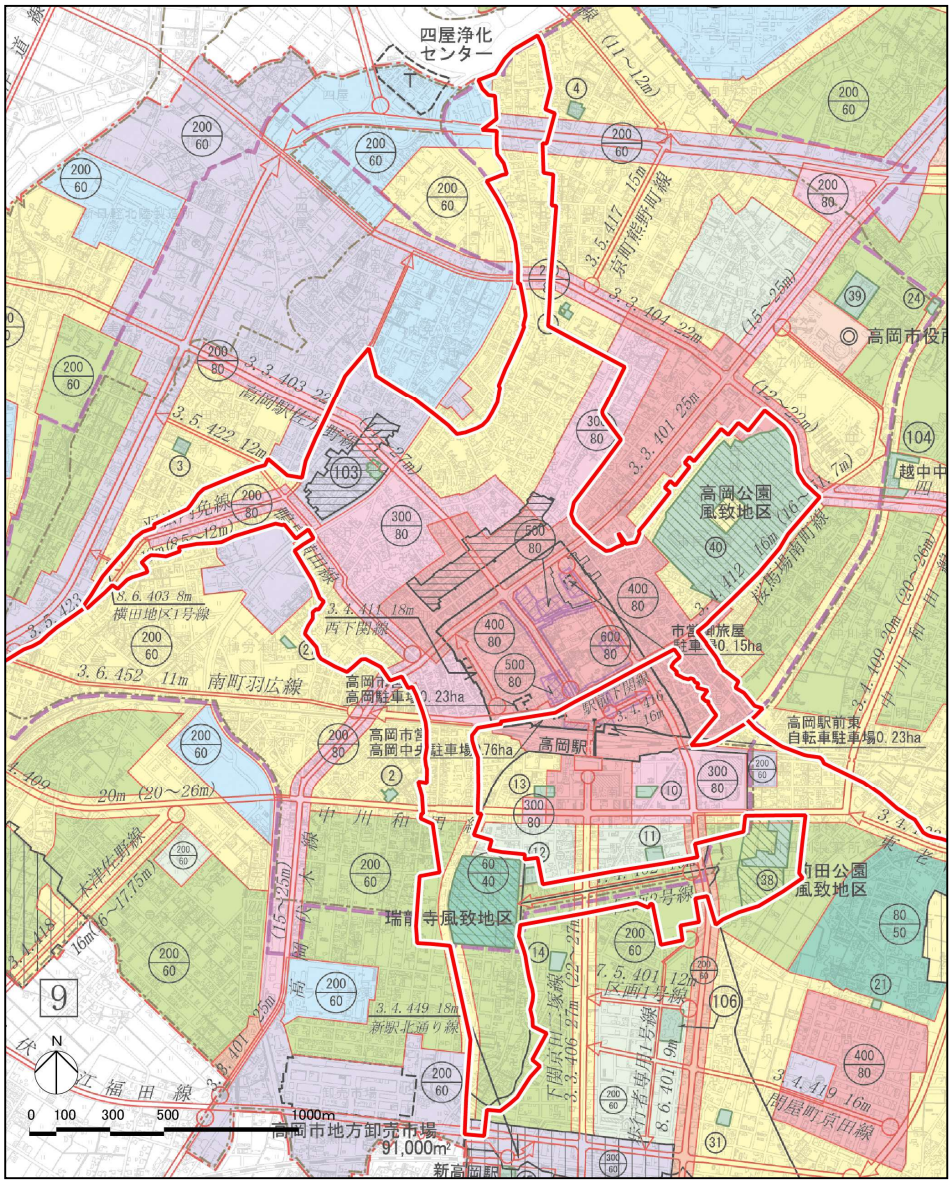

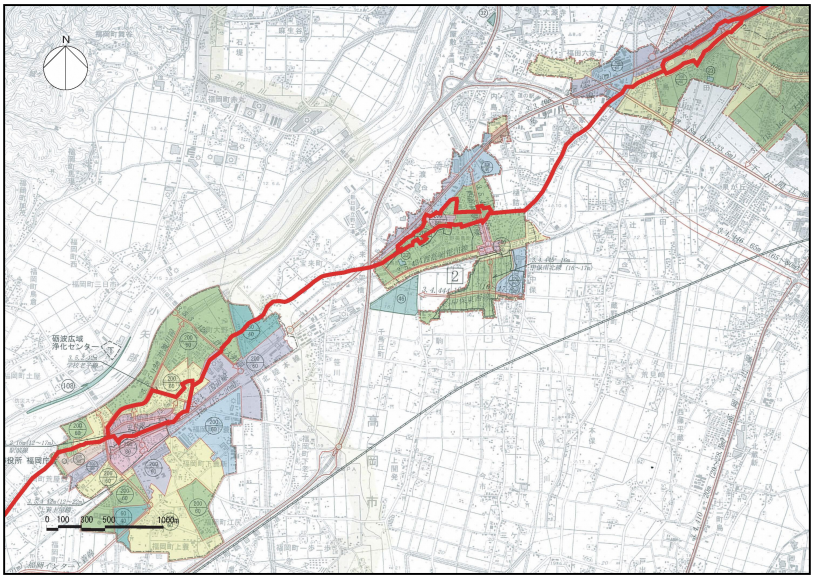

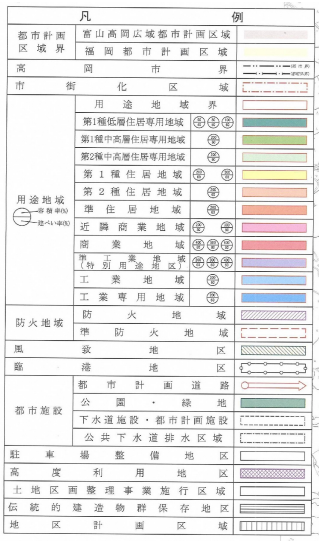

図：重点区域（旧高岡町往来地区）の都市計画

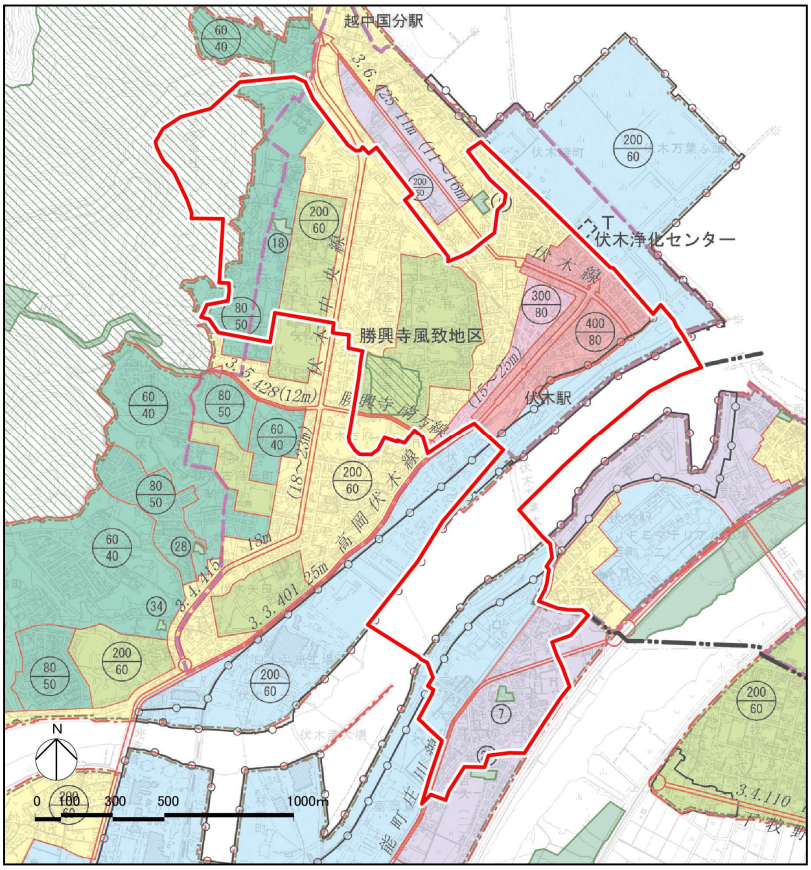

図：重点区域（伏木・吉久地区）と都市計画

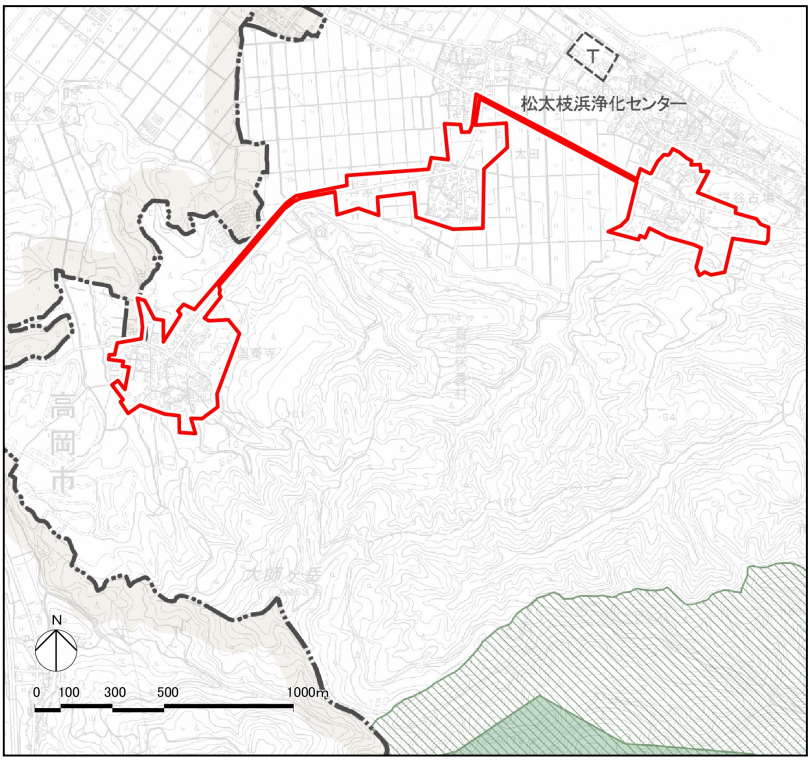

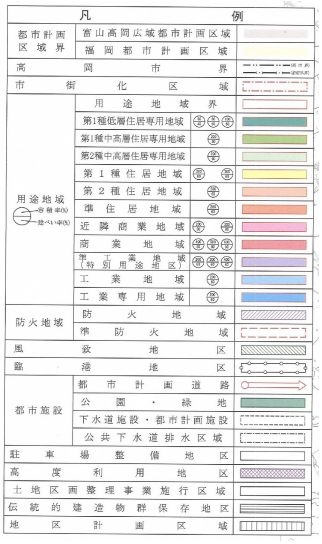

図：重点区域（太田地区）と都市計画

（２）景観計画

①高岡市景観計画の概要

本計画では、市全域を景観計画区域としており、中でも４地域（高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域、伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域、福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域、新高岡駅周辺地域）については、優先的に取り組む地域として設定している。これらの地域においては、それぞれの地域特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を景観形成重点地区として指定し、地域固有の景観特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定めることとしている。また、景観形成重点地区のバッファゾーンとして景観誘導を行うべき地域は重点景観隣接地区として指定し、バッファゾーンとして必要な基準を定めることとしている。その他に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととしている。

現在の景観計画では、景観計画区域（市全域）において大規模な建築行為等を行う場合は、景観法に基づく事前届出を行い、景観計画に定める景観づくりの基準に適合する必要がある。また、景観形成重点地区として２地区の指定を行っており、それぞれ「池の端通り景観形成重点地区」、「旧北陸街道福岡景観形成重点地区」において建築行為等を行う場合は、事前届出を行い、個別に定められている景観づくりの基準に適合する必要がある。

その他、富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定として、「坂下町高岡大仏の参道として歩いて楽しめるまちづくり協定」、「勝興寺寺内町通り景観協定」が締結されている。

②重点区域における景観計画の推進

３つの重点区域のそれぞれの地区の特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定め、景観形成重点地区に指定する。その際、すでに他法令による同等レベルの地区指定等がされている場合は、景観形成重点地区と同様とみなす。

重点区域内のその他の地域に関しては、景観形成重点地区のバッファゾーンとして色彩基準（マンセル値設定）や高さ基準を定め、重点景観隣接地区に指定する。また、瑞龍寺や山町筋など重要文化財建造物等からの眺望を確保するため、別に眺望景観の規制も検討する。

その他には、届出手続き内容のほか、景観計画に定められた景観づくりの基準の背景にある考え方等についてとりまとめた「高岡市景観計画の手引き」の作成に努める。

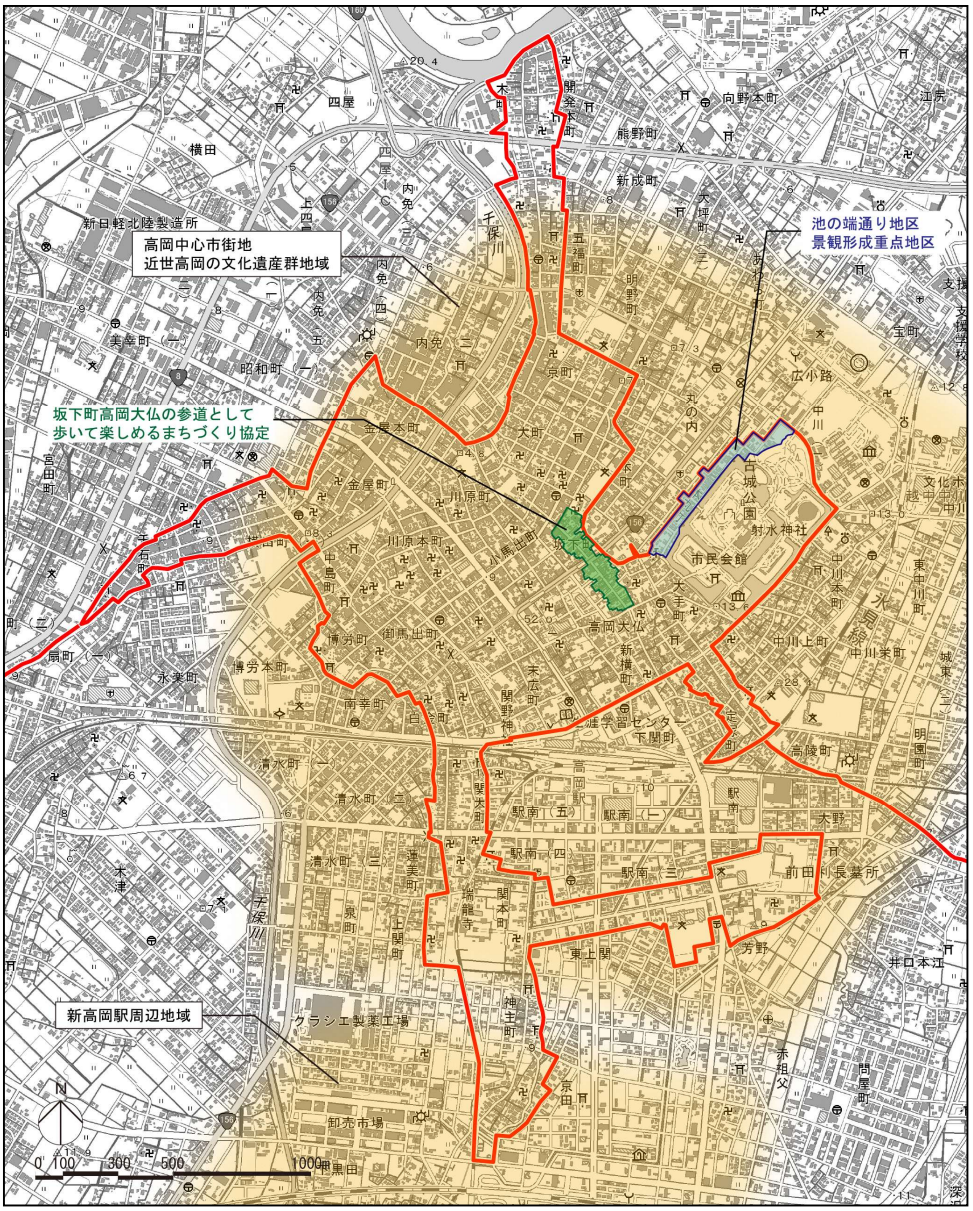

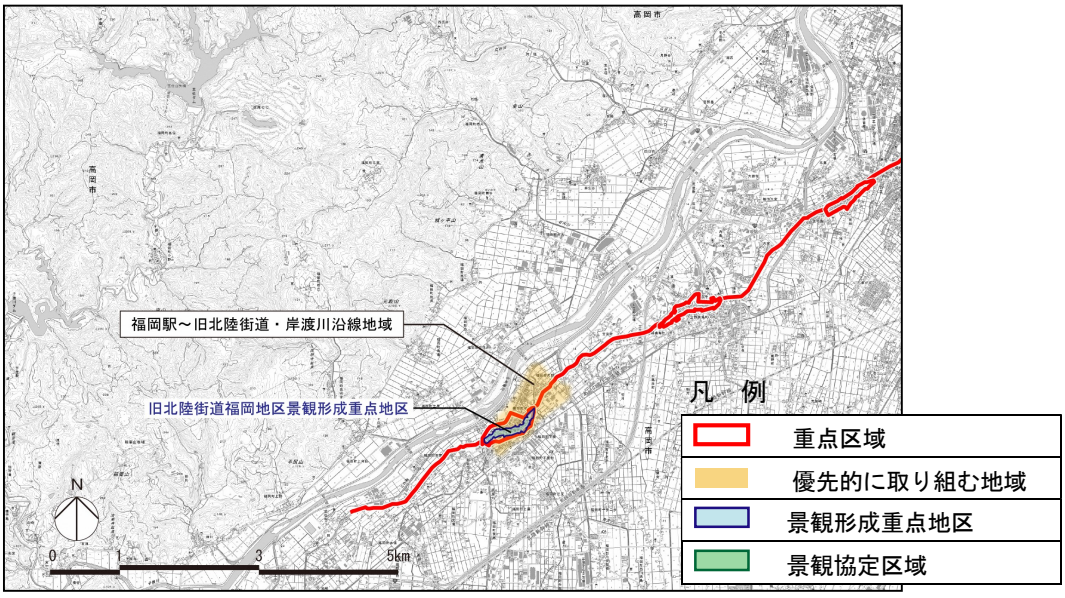

図：重点区域（旧高岡町往来地区）と景観計画

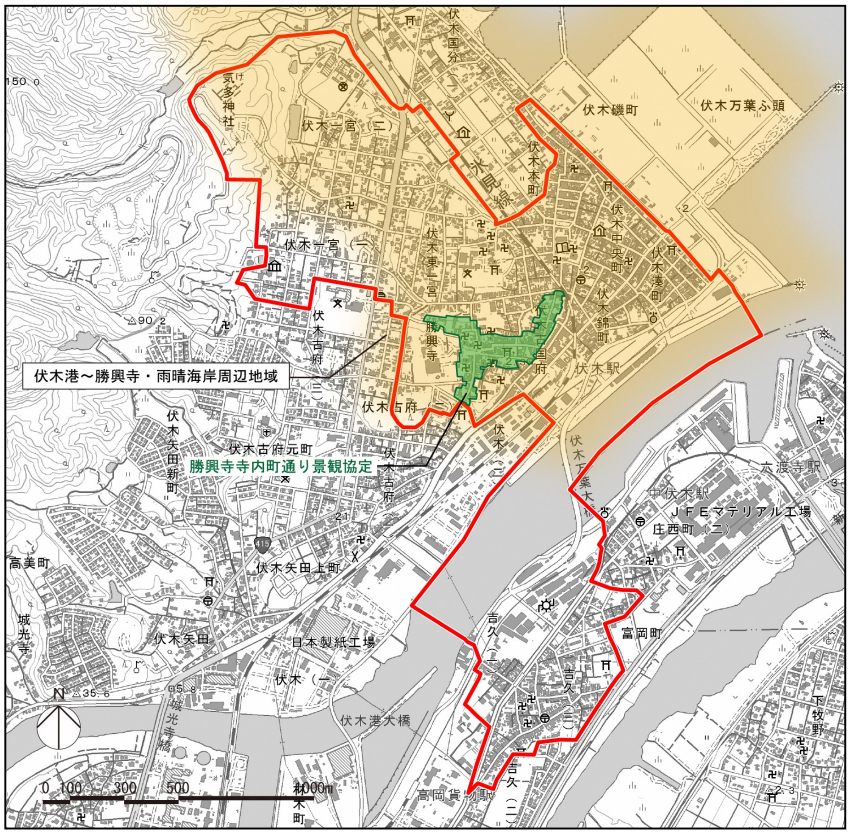

図：重点区域（伏木・吉久地区）と景観計画

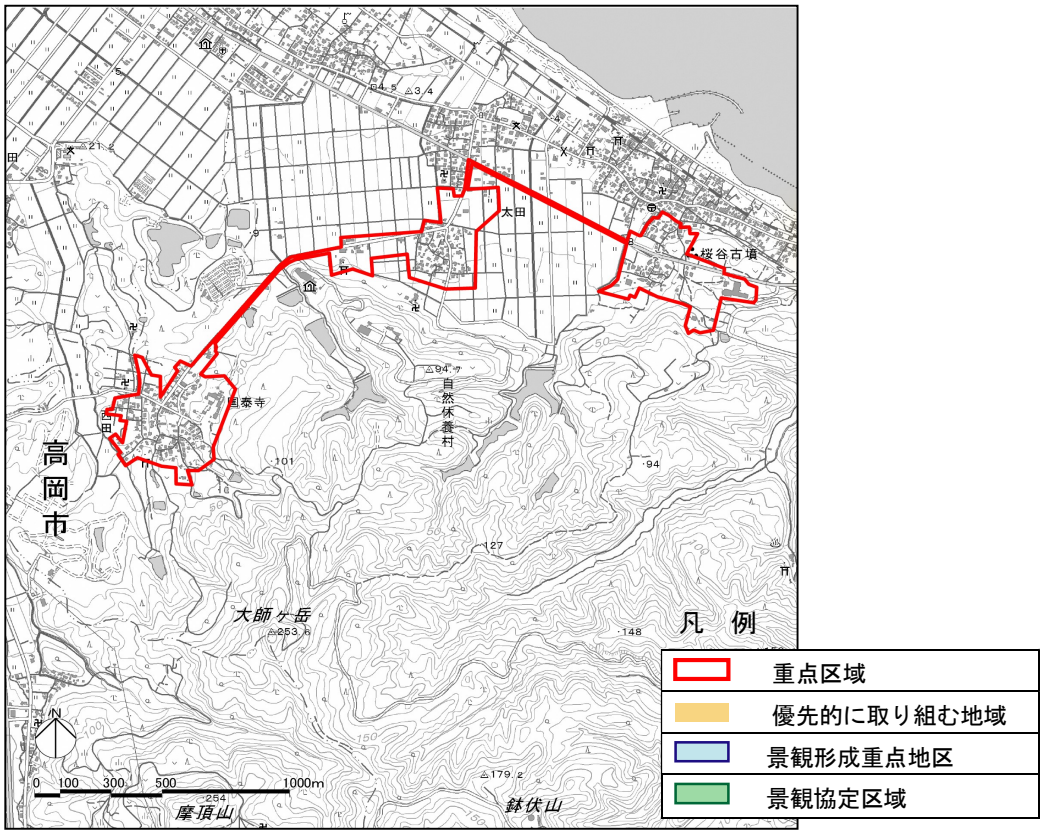

図：重点区域（太田地区）と景観計画

（３）屋外広告物に関する規制

①高岡市における屋外広告物規制の概要

市全域において、昭和 39 年（1964）制定の「富山県屋外広告物条例」に基づき規制を行っている。平成 11 年（1999）には、「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき高岡市に許可事務等が移譲されている。

この間、許可基準等の大きな見直しは行われてなかったが、①違反広告物が乱立し、規制と現実との乖離があること、②許可基準の設定が古く、大規模な広告物やけばけばしい色彩の広告物を規制できていないこと等の問題点を改善するため、平成 22 年（2010）７月に大幅な条例改正が行われたところである。改正条例の主なポイントとして、①規制区分の５段階（禁止地域３段階、許可地域２段階）区分、②許可基準全般に渡る見直し（高さ基準の強化）、③総量規制の導入、④色彩規制（高彩度な地色制限）の導入などが挙げられる。

また、平成 26 年（2014）７月には、新幹線の車窓から眺望できる立山（たてやま）連峰等の景観を保全するため、新幹線沿線における規制レベルの強化が行われた。

②重点区域における屋外広告物規制の強化

引き続き、富山県条例に基づく違反屋外広告物（主に野立広告）の是正指導等適正化の徹底を図るとともに、高岡市条例の制定について、その必要性や効果、諸計画との整合性を勘案しながら、違法屋外広告物の是正指導実績を基に検討する。

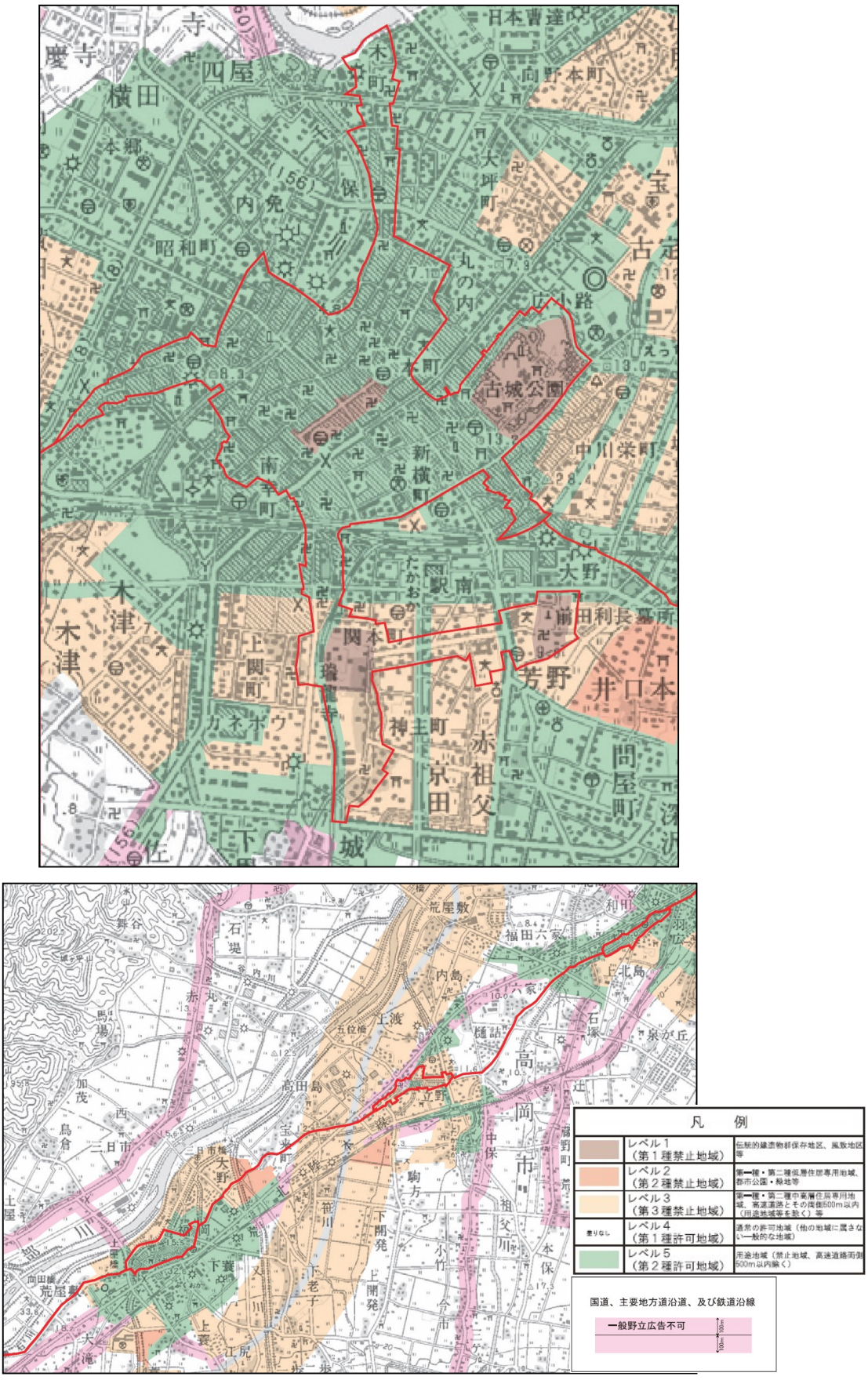

図：重点区域（旧高岡町地区）と屋外広告物規制地域図

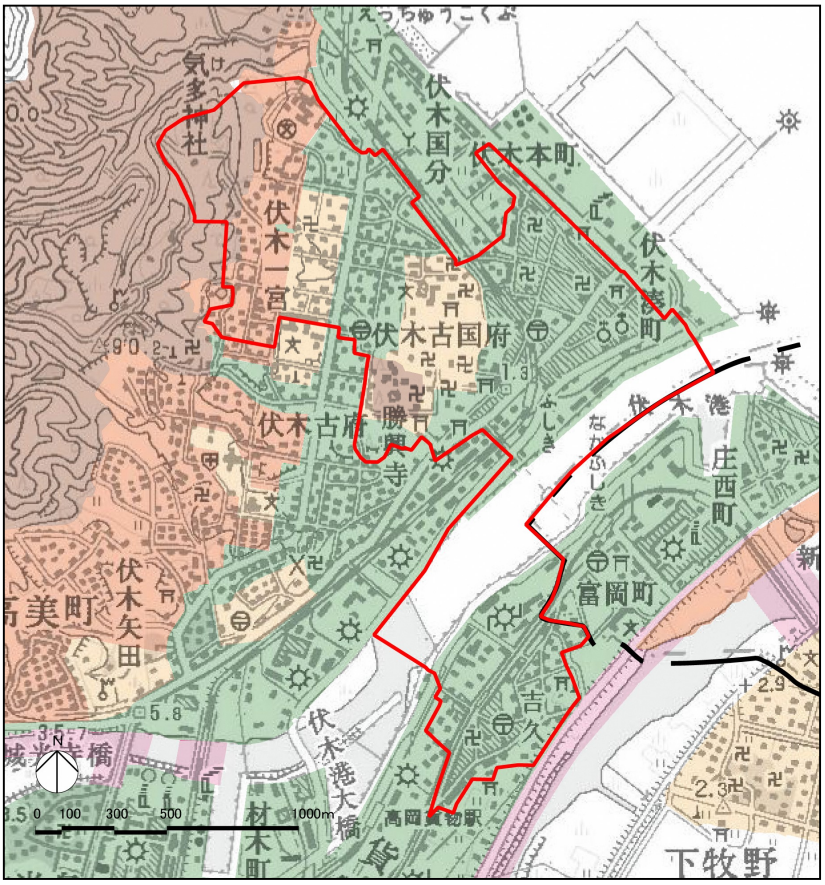

図：重点区域（伏木・吉久地区）と屋外広告物規制地域図

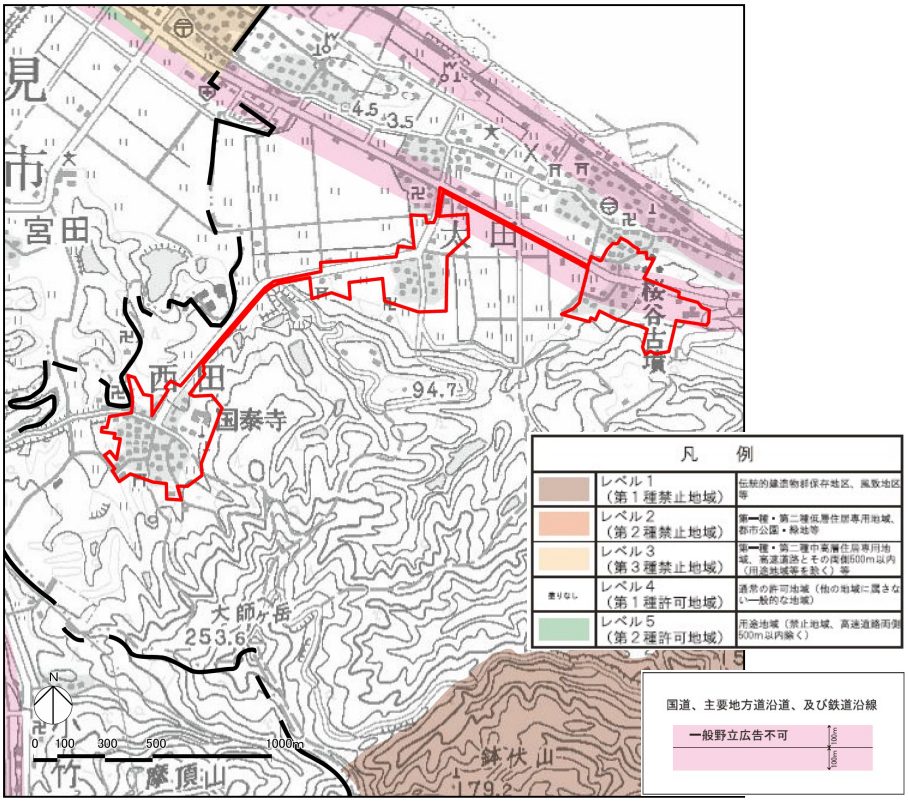

図：重点区域（太田地区）と屋外広告物規制地域図

（４）高岡農業振興地域整備計画

①高岡市における農業整備計画の概要

平成 17 年（2005）11 月の旧高岡市と旧福岡町との合併に伴い、平成 18 年（2006）4 月に「高岡農業振興地域」として指定を受け、同年 7 月に「高岡農業振興地域整備計画」を策定した。

本市の農業が将来にわたって新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給を可能にし、また、国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承などの農村で農業生産活動が行われることによって生ずる機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄などを防ぎ、農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図らなければならないことから、本計画においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、優良な農地を農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全して活用を図ることとしている。

本市の農業振興地域の面積は、市街化区域や用途地域などを除く約 106 平方キロメートルとなっているが、そのうち半分近くが農用地区域である。

②重点区域における高岡農業振興地域整備計画との連携

本市の農用地区域には、「二上山丘陵に見る歴史的風致」を形成している太田地区も含まれる。この地区に存在する武田家住宅や桜谷古墳群といった史跡の保全・活用を図りつつ、農地としての利用を推進する。

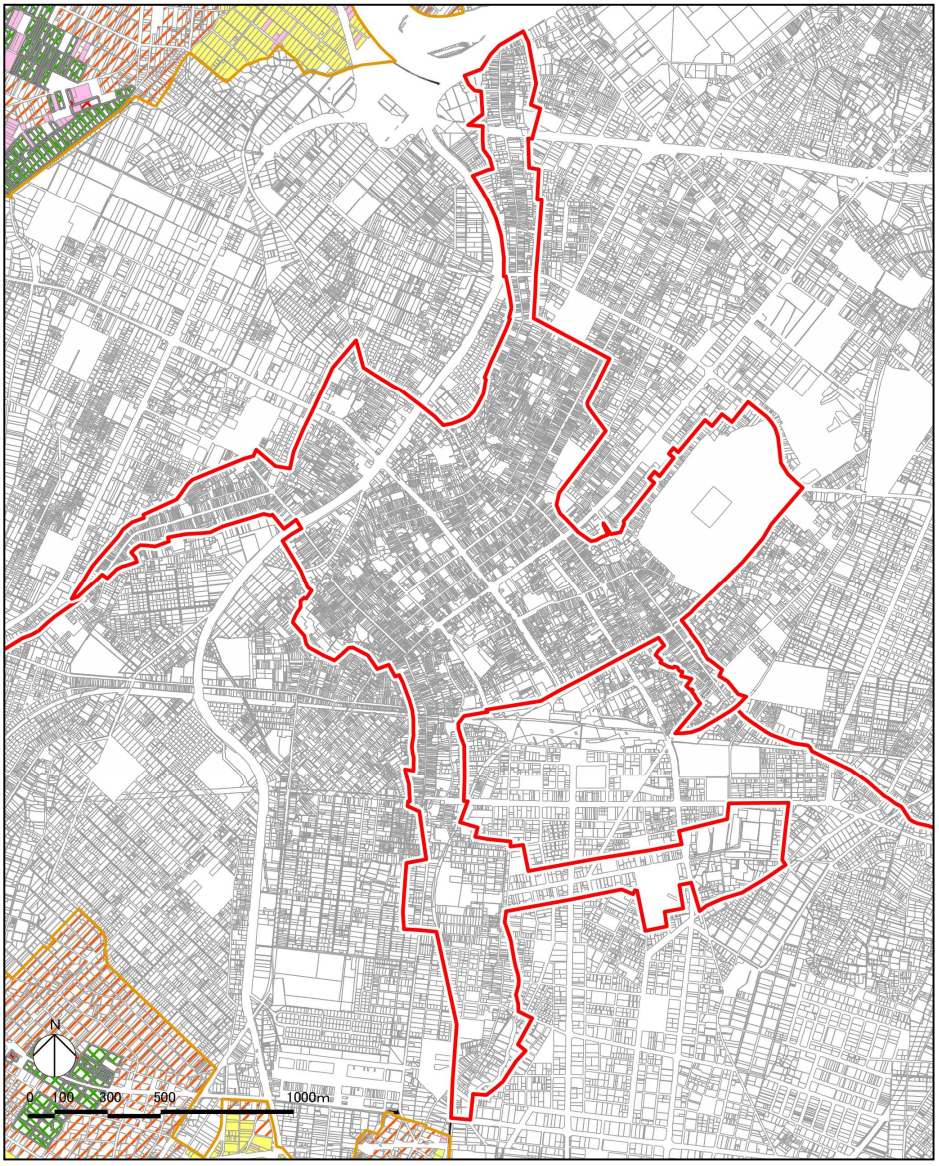

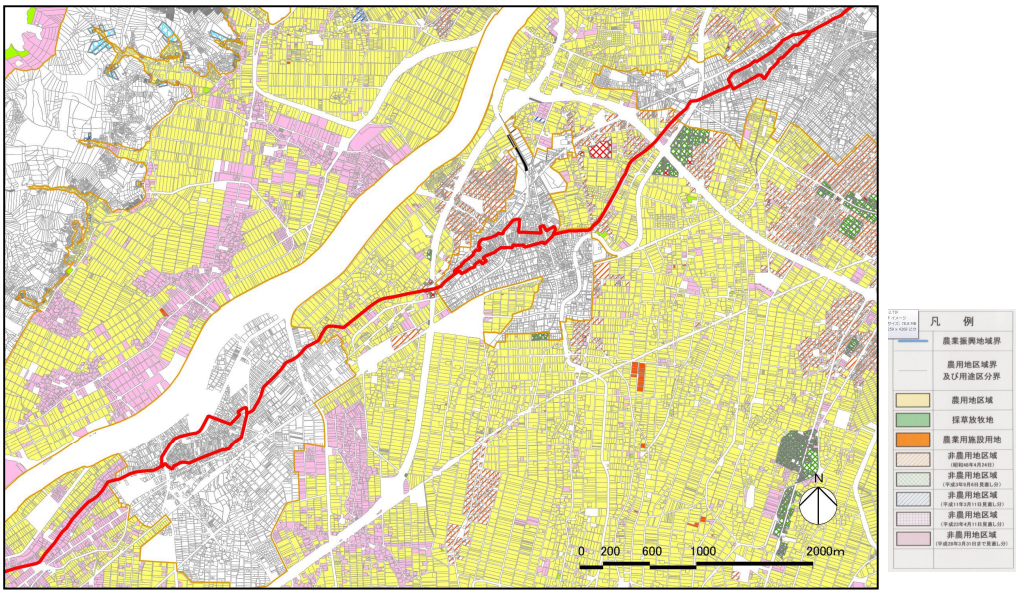

図：重点区域（旧高岡町往来地区）と農業振興地域整備計画図

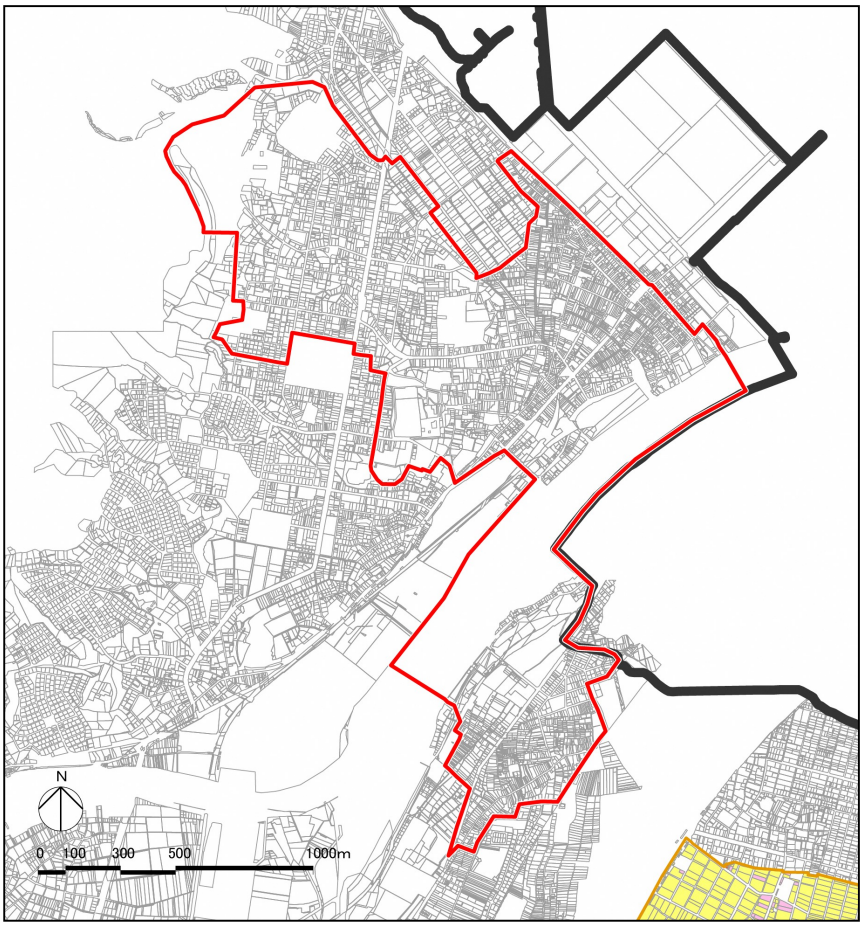

図：重点区域（伏木・吉久地区）と農業振興地域整備計画図

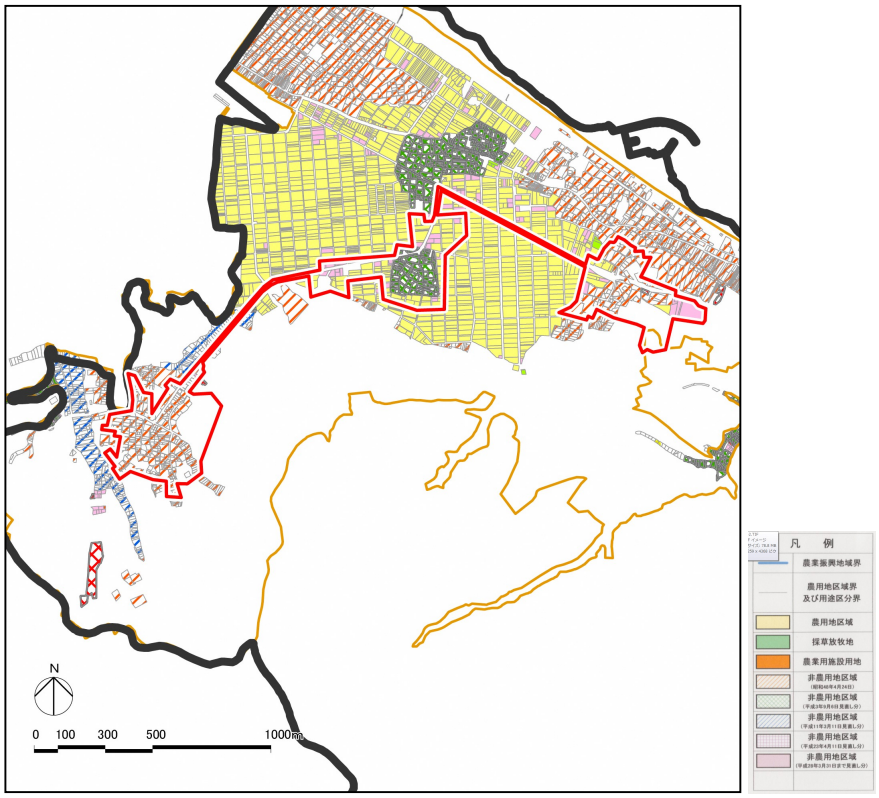

図：重点区域（太田地区）と農業振興地域整備計画図

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

１　高岡市全体に関する事項

（１）文化財の保存又は活用の現況と今後の方針

高岡市は、砺波平野や射水平野といった穀倉地帯、庄川や小矢部川などの大小の河川、二上山や西山丘陵などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあった地である。その歴史は、旧石器時代まで遡るものであり、市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る有形・無形の様々な文化財が残されている。これらの文化財は、市民に郷土の歴史と文化の片鱗を伝える何物にも替えがたい財産として、自己のアイデンティティの確立や人々の連帯感の共有に大きな役割を果たしてきた。

一方で、少子高齢化や世代交代、生活様式の変化などにより、昨今では文化財はもとより、文化財を育み、継承してきた人々の知恵やものづくりの技も次第に失われつつある。また、平成 27 年３月には北陸新幹線が開業し、瑞龍寺南部に新高岡駅が建設され、新駅周辺の都市開発がより一層進んでいくことが予測される。

本市では、歴史文化のまちづくりを推進するために、平成 22 年度に高岡市歴史文化基本構想を策定し、歴史文化に育まれてきたまちの魅力を再認識し、本市の歴史を物語る文化財を積極的に保存・活用し、まちの発展に有用な資産として活かしていくことを目指し、取組を進めている。

今後も、文化財保護法や高岡市文化財保護条例等の関係法令を遵守しつつ、文化庁や富山県、高岡市文化財審議会、有識者等と協力を図り、市民との協働のもと、基本構想の理念に基づいた歴史文化のまちづくりを推進していく。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要である。そのためには文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していく。

文化財の修復に用いる技術や材料、構造形式等の選択については、文化財の本質的価値をよく検討した上で決定し、類似する文化財との比較検討も必要に応じて行っていく。なお、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、調査研究によってより望ましい修理・修復の手法が見出される場合もあることから、構造形式や材料についての再検証や適切な構法（工法）の再検討を行っていく。また、使用材料が価値を構成する要素の１つとなる場合があるため、希少性の高いものや入手の困難な材料の確保に努める。

指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に行うとともに、今後も関係機関と連携しながら、適切な文化財の修理を行うものとする。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、高岡市立博物館、高岡市美術館、高岡市万葉歴史館、高岡市埋蔵文化財センターなどの収集や保存、展示等を行う施設がある。こうした施設では、年中を通して展示や企画展が催され、なかには講座や体験が実施できる施設もある。今後もこれらの歴史・文化施設の振興を図るとともに、観光や文化事業の拠点施設としての位置付けと機能を強化する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財をとりまく周辺環境は、文化財の価値や魅力に影響する重要な要素である。それらが損なわれることのないよう、景観法、都市計画法及び市条例等に基づき、規制・誘導による保全を図る。

（５）文化財の防災に関する方針

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、関係者による防災訓練を定期的に実施することや、防災設備の設置、耐震補強等の推進が求められる。また、近年、文化財の盗難・損壊事件が全国的に発生していることを踏まえ、文化財の損失を予防するための防犯対策を徹底していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

高岡の魅力を国内外に発信できるよう、インターネットのポータルサイトの充実を図る。また、高岡駅前のウイング・ウイング高岡や高岡城跡周辺の公共施設等の観光情報の拠点ブースを充実させ、高岡の文化財や魅力ある風景、ものづくりに関する情報等を集約し発信していく。（市単独ではなく観光協会などの取組追加）

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

市内には多くの埋蔵文化財包蔵地がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、市では「周知の埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等については、今後も、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行う。また、文化庁通知に基づき、おおむね中世までの遺跡を「周知の埋蔵文化財包蔵地」としているが、今後は近世以降の遺跡についてもその重要性等に鑑み、有識者等の意見を得ながら段階的に「周知の埋蔵文化財包蔵地」に加えることを検討していく。

なお、事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、市が富山県の委託や文化庁の国庫補助を受け実施しており、今後

も必要に応じて実施していく。

（８）教育委員会の体制と今後の方針

高岡市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、教育委員会に生涯学習・文化財課を置き、その行政を行っている。

令和２年４月現在、生涯学習・文化財課の文化財保護係には職員８名を配し、このうち３名が専門職員（建築技師１名、発掘調査員２名）である。しかし、現在市内には、文化財保護法に分類される全類型の文化財が多数分布しており、今後は担当職員のさらなる体制整備が必要である。

高岡市文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会の付属機関として高岡市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存、指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めている。

審議会は 12 名で構成されており、建造物１名、金工１名、絵画１名、書跡１名、民俗１名、植物１名、地質１名、美術史１名、美術鋳造１名、考古１名、史跡１名、漆工１名の学識者からなる。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用を目的とする団体や、観光ボランティアなどの市民団体が活動を行っており、今後もこれらの団体に対し助成や情報提供などの支援を継続していく。しかし、これらの団体の多くは高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなどの課題を抱えており、今後は会を支える人材の育成や、市民全体が会の活動を後押しできる枠組みづくりを進める必要がある。

主な市民団体一覧

団体名	活動の目的・内容
高岡御車山保存会	高岡御車山の維持、祭事の運営、山車の保存など
土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会	町並みの保存・活用、高岡市土蔵造りのまち資料館の指定管理など
土蔵造り町並み消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
菅野家住宅保存協議会	重要文化財菅野家住宅の保存・活用・公開など
国宝瑞龍寺保存会	瑞龍寺の文化財の保存・活用など
寺のある町連絡協議会	瑞龍寺や瑞龍寺賛歌を通しての寺町の活性化など
瑞龍寺自衛消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
金屋町まちづくり協議会	町並みの保存・活用など
あいの風	観光ボランティア
保与の会	観光ボランティア
町なみを考える藤グループ	観光ボランティア
やまたちばな	観光ボランティア
さくらの会	観光ボランティア
福岡くらしっく街道の会	町並みの保存・活用など
公益財団法人勝興寺文化財保存･活用事業団	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺文化財保存会	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺まちづくり協議会	勝興寺を活かしたまちづくりの推進など
勝興寺消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
伏木曳山保存会	伏木曳山の維持、祭事の運営など
伏木観光推進センター	伏木地区の観光の推進など
吉久まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
比奈の会	観光ボランティア
越中福岡の菅笠製作技術保存会	越中福岡の菅笠製作技術の保護など
池の端通り景観形成推進協議会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
坂下町通り景観形成委員会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
氣多神社消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
武田家自衛消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
EGG　(English Guide Group)	観光ボランティア

２　重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

文化財の保存活用計画については、建造物では「佐伯家住宅保存活用計画」（重点区域外）、「勝興寺重要文化財建造物等保存活用計画」を策定しており、重要伝統的建造物群保存地区で「山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画」、「金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」、「吉久伝統的建造物群保存活用計画」を策定している。史跡では「国指定史跡 加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）保存管理計画」、「国指定史跡 高岡城跡保存活用計画」を策定している。これらに基づき、保存や活用に関する具体的な整備の実施については、専門家や関係機関に意見を聞きながら計画的に進めていくものとしている。なお、整備を進める上で加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）と高岡城跡は整備基本計画を策定している。

その他の文化財については、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に保存・活用を行うとともに、適切な文化財の保存・活用を図るために個別の保存活用計画の策定が必要である場合には、専門家や関係機関と緊密に連携しながら取組みを進める。未指定の文化財については種類や緊急度など多種多様な現状にあるため、個別の保存活用計画の策定を通して保存・活用を図る以上に、地域計画の策定を通して保存・活用の方針等を明らかにしていく。具体的には、有形の文化財については、日常的な管理（草刈り、清掃等）の体制づくり、無形の文化財については技術的交流の機会や発表の場を設けた技術の研鑽の機会の醸成などがあり、それぞれの地域の人々の手によって守り育む内容が必要である。

文化財の保存・活用のためには、文化財を構成する保存技術も後世に伝えていく必要があり、重点事業を通して伝統的工芸技術に関わる専門的な人材の育成を引き続き図っていく。特に、重要無形民俗文化財である高岡御車山祭の御車山行事及び越中福岡の菅笠製作技術については、後継者自身の高齢化という場合も含めて伝承が断絶することの無いよう、協働のもとで後継者の育成に努める。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

登録有形文化財（建造物）及び未指定建造物のうち歴史的風致の維持に資するものである場合（第７章参照）、歴史的風致形成建造物に指定したうえ、保存修理や美装化等に要する費用に対する各種補助制度を積極的に活用する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

歴史的風致形成建造物に指定した施設に対し、公開活用を図るとともに、ガイダンス等の情報発信の機会を提供するよう取組みを進める。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

①良好な景観形成を目指した関連施策との連携

必要に応じて高さ規制の見直しや、屋外広告物の規制の拡大、文化財の価値の文脈に基づく保全眺望点の設定を進めるとともに、住民の景観に対する意識の醸成を図りながら、景観法、都市計画法及び市条例等と連動し、良好な景観の形成に努める。また、高岡城跡は、史跡であるとともに本市中心部のまとまりある緑地として、あるいは市民共有のオープンスペースとしての利用が期待される都市公園として活用されている。今後、整備基本計画に基づいて整備を進めていく。

②文化財を活かした周辺整備

文化財の価値を際立たせ地域の魅力として発信していくため、文化財を活かした周辺環境の整備を行う。細街路で構成される旧高岡町域では、高岡らしい風情や情緒を楽しみながら散策できるまちづくりを行うため、平成 24 年３月には「たかおかストリート構想」を、平成 28 年２月には「伏木（ふしき）地区ストリート構想」を策定しており、今後も引き続き取組みを進めていく。

③デザインの質の向上

文化財に関する整備事業の実施にあたり、公共施設のデザインの質の向上に努める。また、文化財の案内板等の諸設備について、市域全体に統一的なデザインを採用することで、高岡の発信する歴史都市やものづくりの町としてのイメージの形成を助ける手立てとするため、平成25年３月に高岡市新サイン計画を策定しており、その計画に基づいて必要に応じて整備を進める。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、消防法で義務化されている自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。また、文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備の設置を推進し、火災被害の危険軽減を図る。また、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的に実施する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存を基礎として活用を図る。公開による普及啓発や特色ある高岡の祭りなどの機会に合わせたガイダンスなどを通して観光事業への積極的な活用を図るとともに、専門家や関係機関に意見を聞きながら、文化財の保存を基礎とすることによる生きた歴史を体験できるプログラムの構築を図る。

また、学校における総合学習の時間等を利用して、地域の歴史や自然環境、文化財、景観等について、幅広い視点から高岡を学ぶ機会を創出する。また、地元のものづくりを伝える技術者との交流や、祭への参加を通じて、まちへの関心や愛着を豊かに育んでいくことを目指すとともに、あらゆる世代の市民に対し、文化財に関する様々なテーマを生涯学習の場で市民が気軽に学べる機会を提供する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本市には多くの埋蔵文化財包蔵地がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、市では「周知の埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等については、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行っている。

なお、事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、市が富山県の委託や文化庁の国庫補助を受け実施しており、今後も必要に応じて実施していく。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

①市民参加の拡大と活動支援の充実

文化財の保存・活用において、今後市民と行政の連携は重要な課題となっていく。特に、悉皆（しっかい）的調査によって拾い上げられた未指定文化財については、市民が主体となってその保存と管理にあたっていくことが望ましい。調査・研究の発表や、市内の文化財の今後のあり方についての勉強会、シンポジウム等を通して、市民の意見や発想を確認し、文化財の保存・活用の場を取り入れていくことが求められる。また、市民による観光ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組み作りを進めていく。また、市民有志や文化財の保存団体による、文化財の保存活用に関わる取り組みを支援するため、専門家の派遣、支援制度の充実を図る。

②関連文化財運営協議会の設置

関連文化財群の運用について、市民や専門家、行政の協働による運営協議会の設置を検討する。一定の空間や地域に限らず、市域全体に広がりをみせる関連文化財群の特性を踏まえ、文化財を介した地域活動の相互交流を活発化していくことが期待される。

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

１　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設とは、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等のことを指し、道路や駐車場、公園、水路、交流施設、歴史的建造物、案内板等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなどが含まれる。これらを整備及び管理については、歴史的風致の維持向上に資する事業等により実施する。

１期計画では、重要伝統的建造物群の山町筋地区内の主要道路について、無電柱化を行い、歴史的な街並みに調和した良好な景観形成が図られたとともに、これらの取り組みが後押しとなり、民間が主体となり取り組んだ町屋を再生した複合商業施設が開店するなど、歴史的建造物を利活用しながら地域の活性化にも寄与した。

また、歴史的風致の核となる歴史的建造物である勝興寺において保存修理事業を行い、その歴史的文化財価値は一層高まったことに加え、修理現場を一般公開することで文化財そのものやそれが織りなす歴史的な背景について市民等の関心を高まりに繋がった。

本計画においては、人口減少や少子高齢化などの社会情勢を背景に、維持管理が困難となる伝統工芸技術や地域固有の祭礼・年中行事等の保存継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的な町並み保全に資する事業に重点的に取り組むとともに、無電柱化等による良好な歩行空間の創出や観光客の更なる回遊性の向上に関連する事業についても展開し、他の関係部局や国、県及び関係団体等の関係機関と継続的な協議・調整を図ることによって、ひとつの施策が波及的な効果を生み出すよう総合的かつ一体的な推進に努める。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体などと十分な協議調整をしたうえで実施する。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

①歴史と伝統を反映した工芸技術や祭礼・年中行事等の保存継承に関する事業
②歴史的建造物等の積極的な保存と活用に関する事業
③歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業
④その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

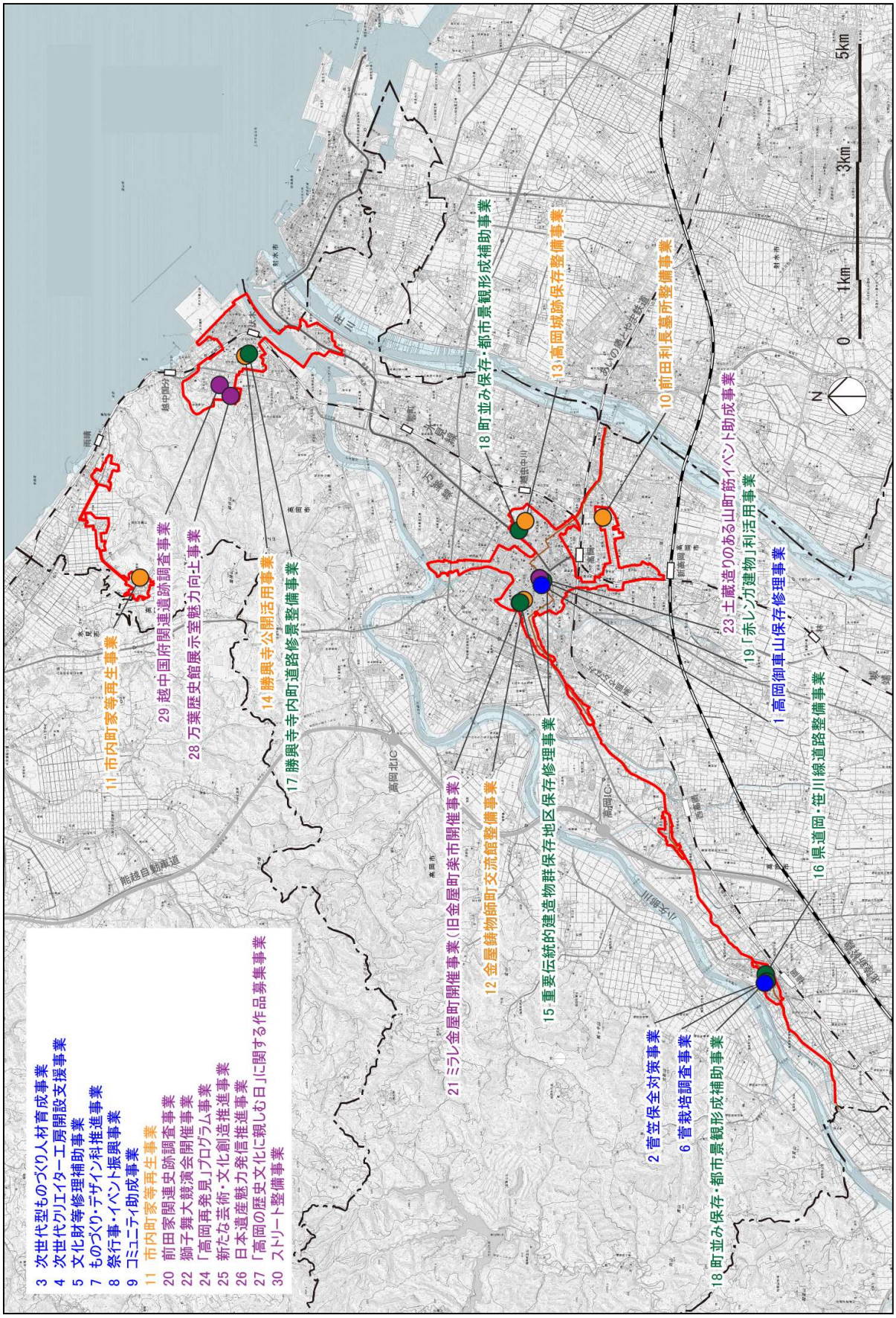
3 次世代型ものづくり人材育成事業
4 次世代クリエイター工房開設支援事業
5 文化財等修理補助事業
7 ものづくり・デザイン科推進事業
8 祭行事・イベント振興事業
9 コミュニティ助成事業
11 市内町家等再生事業
20 前田家関連史跡調査事業
22 獅子舞大競演会開催事業
24 「高岡再発見」プログラム事業
25 新たな芸術・文化創造推進事業
26 日本遺産魅力発信推進事業
27 「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業
30 ストリート整備事業
11 市内町家等再生事業
29 越中国府関連遺跡調査事業
28 万葉歴史館展示室魅力向上事業
14 勝興寺公開活用事業
17 勝興寺寺内町道路修景整備事業
21 ミラレ金屋町開催事業（旧金屋町楽市開催事業）
12 金屋鋳物師町交流館整備事業
15 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
18 町並み保存・都市景観形成補助事業
13 高岡城跡保存整備事業
10 前田利長墓所整備事業
23 土蔵造りのある山町筋イベント助成事業
19 「赤レンガ建物」利活用事業
1 高岡御車山保存修理事業
16 県道高岡・笹川線道路整備事業
2 菅笠保全対策事業
6 菅栽培調査事業
18 町並み保存・都市景観形成補助事業
0
1km
3km
5km
N

図：事業位置図（市全域）

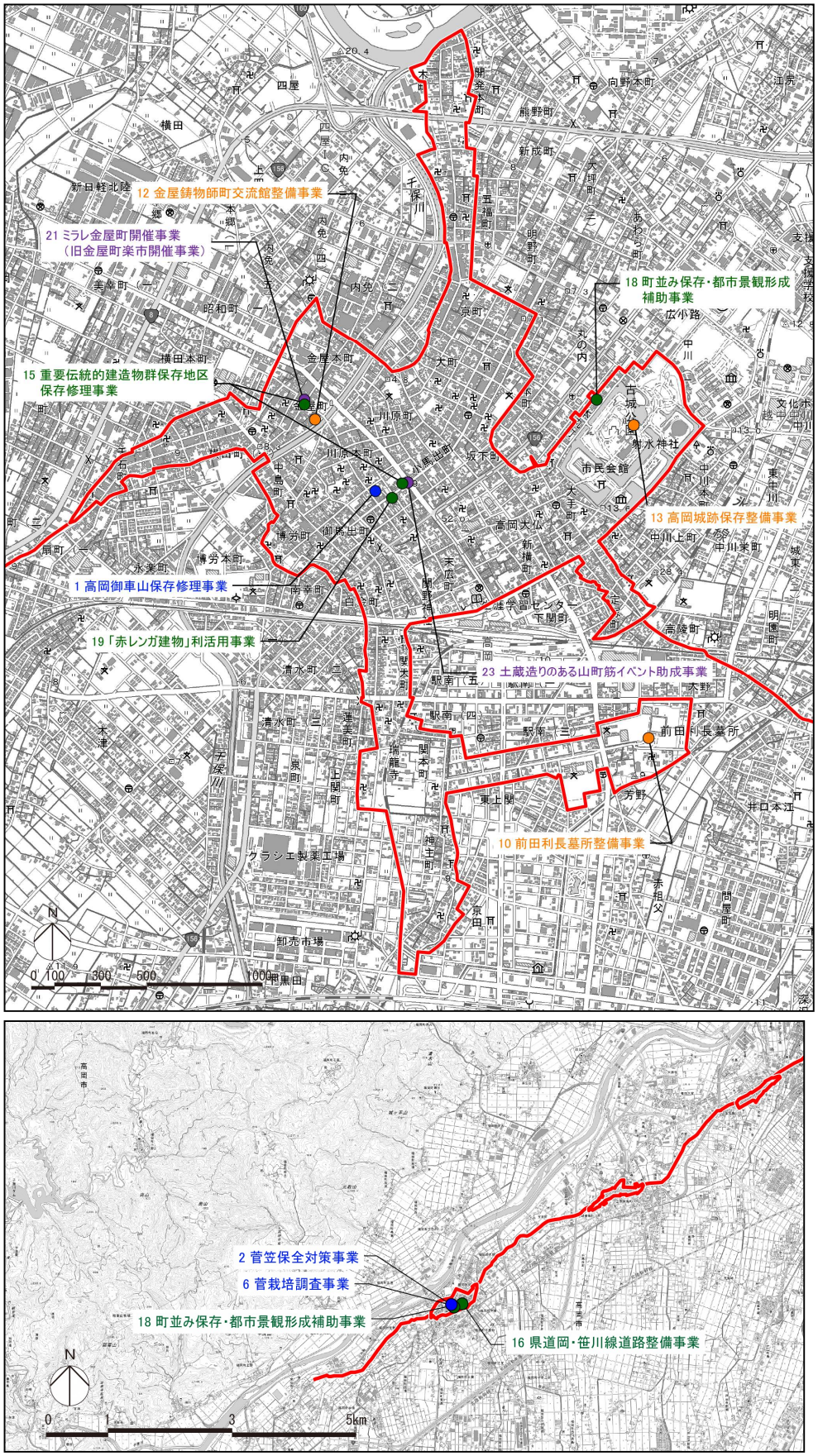

図：事業位置図（旧高岡町往来地区）

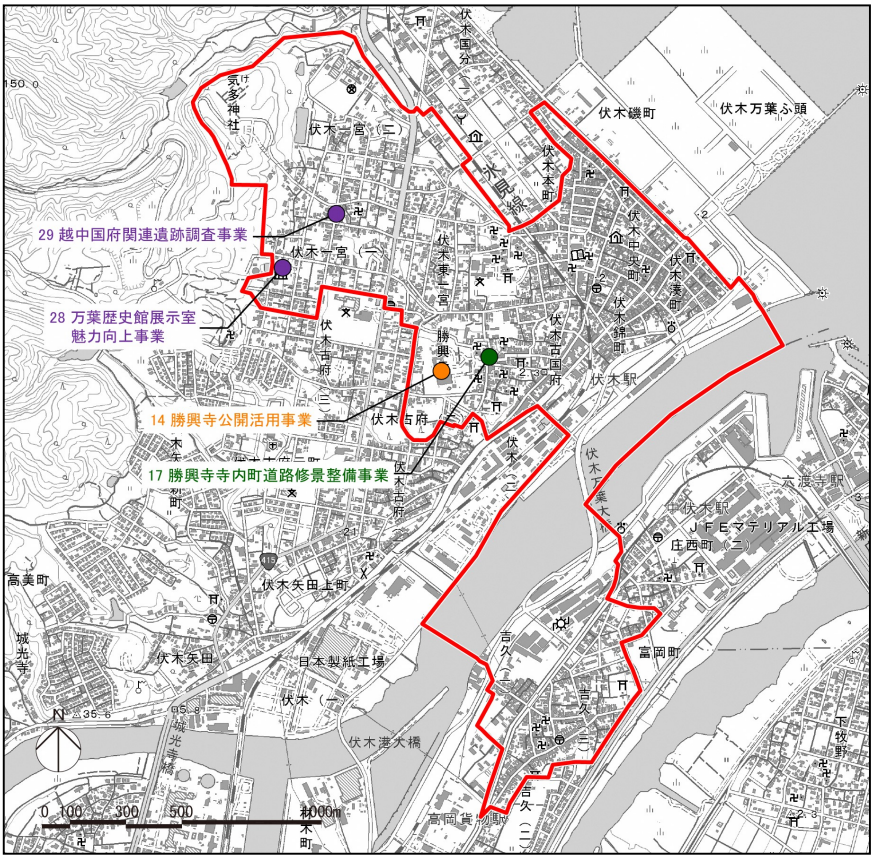

図：事業位置図（伏木・吉久地区）

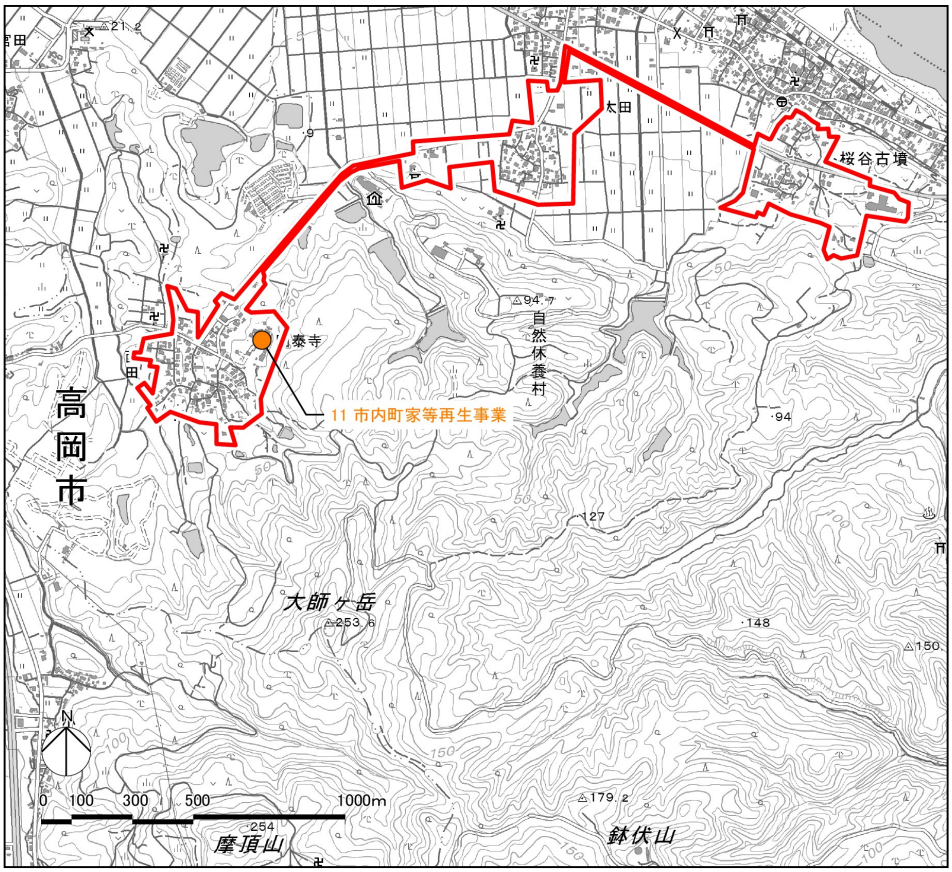

図：事業位置図（太田地区）

２　事業

①歴史と伝統を反映した工芸技術や祭礼・年中行事等の保存継承に関する事業

<table>
<tr><td>事業名称</td><td colspan="2">１　高岡御車山保存修理事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="2">高岡市</td></tr>
<tr><td>支援事業名称</td><td colspan="2">国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 17 年度～令和 12 年度</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">重要有形民俗文化財「高岡御車山」の山車に経年劣化や損傷がみられることから、順次修理を実施する。</td></tr>
<tr><td></td><td>
高岡御車山祭</td><td>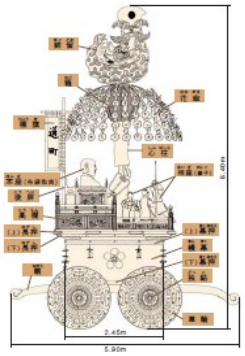
御車山の部分名称</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">高岡御車山は開町以来続く、日本を代表する屋台祭礼の一つである。毎年５月１には、山町筋や周辺の歴史的町並みを背景に厳かに曳き回される。当該事業によって、高岡の誇る金工、漆工の工芸技術及び祭礼行事の保存と継承が図られるとともに、高岡御車山（祭）の魅力がより一層高まると期待できることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr>
</table>

事業名称	２　菅笠保全対策事業
事業主体	高岡市、越中福岡の菅笠製作技術保存会、 越中福岡の菅笠振興会（平成 30 年度～）
支援事業名称	市単独事業
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（平成 30 年度～）
事業期間	平成 25 年度～
事業概要	重要無形民俗文化財である越中福岡の菅笠製作技術は、菅栽培や製作技術者が減少の一途をたどっていることから、製作技術の維持・存続に向けて菅保全対策事業を実施するもの。 菅笠づくりの後継者育成指導や研修、菅田保全のための調査、新商品の開発や販路開拓を行う。
	 菅笠づくり  インターネットによる菅笠販売
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、菅笠や製作技術の保存・継承のための総合的な取り組みを行うものである。 当該事業によって、伝統産業である菅笠づくりや菅田の保全と、旧北陸道沿線で旧菅笠問屋の家屋が残る歴史的町並みとが相まって、旧北陸道に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	３　次世代型ものづくり人材育成事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	地域文化財総合活用推進事業
	市単独事業
事業期間	令和２年度～令和 12 年度（【金工】彫金コース、彫金研究コース、【漆工】塗りコース、加飾コース、研究課題コース） 令和元年度～令和 12 年度（【金工】鋳造コース※令和元年度のみ鋳造基礎・研究コース、【漆工】きゅう漆コース） 平成 30 年度～令和 12 年度（精密鋳造コース） 平成 26 年度～令和 12 年度（3D 造形コース）
事業概要	伝統工芸産業に関わる人材に対し、伝統的工芸技術から最先端の 3D 技術を活用した幅広い技術習得を目的としたスクール事業を実施する。 総合的な技術を身に付けさせるため、基礎デザインや伝統工芸（彫金、鋳造、塗り、青貝、蒔絵）及び最先端の 3D プリンターによる立体造形技術の習得を目指す。令和元年度から本市伝統工芸の主要技術である鋳造、きゅう漆に比重を置いたコースに改編した。また、伝統技術と先端技術の融合による新たな人材育成につなげることで、新商品・新技術の開発の活性化に結び付け、伝統工芸産業の高度化を図る。
	【金工】コース 写真は、彫金コース  【漆工】コース 写真は、塗りコース  ３D造形コース 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	【金工】鋳造コース、彫金コース、彫金研究コース、【漆工】塗りコース、加飾コースは２年間（26 回/年）、【金工】精密鋳造コースは１年間（8 回）、【漆工】きゅう漆コースは１年間（16 回）、【漆工】課題研究コースは１年間（26 回）、3D 造形コースは１年間（10 回）にわたり、高岡市伝統工芸産業技術保持者又は伝統工芸士等が講師となり、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を通して、次代を担う人材を養成するものである。 当該事業によって、高岡の伝統工芸の確実な伝承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	４　次世代クリエイター工房開設支援事業
事業主体	工房開設者
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～令和 12 年度
事業概要	伝統産業技術者、デザイナーなど次世代を担うクリエイターに対する自立支援・活動支援のため、市内の空き家・空き店舗・空き工場を取得あるいは賃借して操業する工房（作業場）などに対し改修費等を支援する。
	 工房改修の事例
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、本市の取り組みである伝統産業、工芸産業従事者（伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業継承者、伝統工芸産業技術者養成スクール事業修了者や富山大学芸術文化学部卒業生、若手デザイナー等）に、市内での創業・定住を促進するためのものである。 上記の技術者及びデザイナーは高岡の工芸技術を継承し、将来の後継者の育成及び産地技術力の向上に貢献する人材である。これらの人材の創業・定住を促進することで、高岡の伝統承継・維持に寄与し、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	５　文化財等修理補助事業
事業主体	高岡地域文化財等修理協会
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 20 年度～令和 12 年度
事業概要	高岡地域文化財等修理協会に補助し、事務局である（公財）高岡地域地場産業センターと連携をとりながら、高岡の工芸技術の保存継承を図るもの。
	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡地域文化財等修理協会は、高岡御車山（みくるまやま）などの祭屋台を「再生の技」によって修復することを目的とし、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者によって構成されている。近年では、５年の歳月をかけて「平成の御車山（みくるまやま）」を製作し、平成 30 年に完成披露した。当該事業によって、高岡の工芸技術を市内外に広くアピールでき、認知度の向上に伴う担い手の育成にもつながると期待できる。加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致や、みなとまち伏木（ふしき）と祭礼行事に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

<table>
<tr><td>事業名称</td><td colspan="2">６　菅栽培調査事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="2">高岡市</td></tr>
<tr><td>支援事業名称</td><td colspan="2">地域文化財総合活用推進事業
市単独事業</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 22 年度～令和 12 年度</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">国の重要無形民俗文化財指定の「越中福岡の菅笠製作技術」となっている福岡町特産品の「菅笠」の材料となる良質な菅の供給に向け、菅田の耕起から収穫・乾燥までの管理工程について、調査・研究を図る。加えて、菅栽培技術の継承の観点から、作業効率の軽減・向上に向け研究を行う。

菅田

菅草刈り</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">菅笠づくりは福岡町の伝統的産業であり、菅田や菅干し、菅笠づくりなどが織り成す文化的な景観は、町の風物詩ともなっている。しかし、年々菅田の栽培量は減少しており、この貴重な景観が失われつつある。
当該事業によって、菅笠づくりの原材料の確保に資するとともに、文化的な景観の向上にもつながると期待できることから、旧北陸道に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr>
</table>

事業名称	７　ものづくり・デザイン科推進事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 18 年度～令和 12 年度
事業概要	本市の伝統工芸である漆器、銅器等を中心に地元の優れた産業について、体験を通した学習を行う。 市内小・中・義務教育・特別支援学校の５年生、６年生、中学校１年生を対象に実施する。５年生は年間 20 時間、６年生は年間 25 時間、中学校１年生は年間 25 時間の授業を実施する。
	 ものづくり・デザイン科の授業  ものづくり・デザイン科の作品
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、児童生徒が、本市の優れた伝統工芸や産業について、見たり触れたり体験したりすること及び、優れた技術をもつ地域の人々との交流を深めることにより、豊かな感性と郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとの伝統と誇りを理解し、深く記憶に留めることによって、伝統産業界の裾野を広げる効果が期待できることから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

<table>
<tr><td>事業名称</td><td colspan="2">８　祭礼事・イベント振興事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="2">高岡市</td></tr>
<tr><td>支援事業名称</td><td colspan="2">市単独事業</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">毎年</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">高岡御車山祭、伏木曳山祭、二上射水神社築山行事、八丁道おもしろ市、御印祭へ補助する。</td></tr>
<tr><td></td><td>
二上射水神社築山行事</td><td>
八丁道おもしろ市</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">高岡の歴史的風致の重要な要素となる祭礼等を支援することにより、それらの継承や担い手の育成に資する。加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致、鋳物のまち金屋に見る歴史的風致、みなとまち伏木と祭礼行事に見る歴史的風致、二上山丘陵に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr>
</table>

事業名称	９　コミュニティ助成事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	宝くじ助成金
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業位置	市内全域
事業概要	地域の祭礼･年中行事などの地域文化への支援やコミュニティ活動等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。  祭道具の修理 写真追加予定
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域固有の祭礼･年中行事は本市の歴史的風致を構成する重要な要素のひとつである。 当該事業によって、それらの行事で使用する祭道具を修理等することで継承が図られるとともに、本市の魅力がより一層高まると期待できることから、市内全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

②歴史的建造物等の積極的な保存と活用に関する事業

<table>
<tr><td>事業名称</td><td>10　前田利長（まえだとしなが）墓所整備事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td>高岡市</td></tr>
<tr><td>支援事業名称</td><td>国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
（歴史活き活き！史跡等総合活用整備）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td>平成 25 年度～令和 12 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td>大野地内</td></tr>
<tr><td></td><td>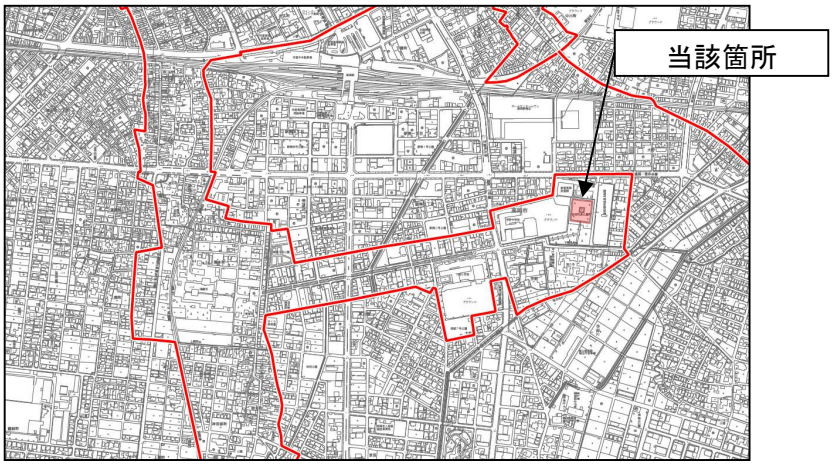

※実線（赤）は重点区域の境界線</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>国指定の史跡前田利長（まえだとしなが）墓所について、保存管理計画及び整備基本計画に基づく復原修理事業を実施する。</td></tr>
<tr><td></td><td>
墓所（内区）　　
墓所（外区）</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>前田利長（まえだとしなが）墓所は、高岡開町の祖前田利長（まえだとしなが）の墓所であり、利常（としつね）が利長（としなが）の冥福を祈り造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっている。
当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr>
</table>

事業名称	11　市内町家等再生事業
事業主体	高岡市、建物の所有者
支援事業名称	平成 29 年度～令和２年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 25 年度～令和 12 年度
事業位置	高岡市内
事業概要	登録有形文化財をはじめとする市内の町家に経年劣化や損傷が見られることから、歴史的風致形成建造物に指定し、その修理に対し補助金を交付する。
	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	登録有形文化財をはじめとする市内の町家は、それぞれ建築年代や様式等に違いはあるものの、その全てが商都高岡の近代化の歴史の中で建てられたものである。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながると期待できる。ことから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	12　金屋鋳物師町交流館整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	平成 29 年度～令和２年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 28 年度～令和 12 年度
事業位置	金屋町地内 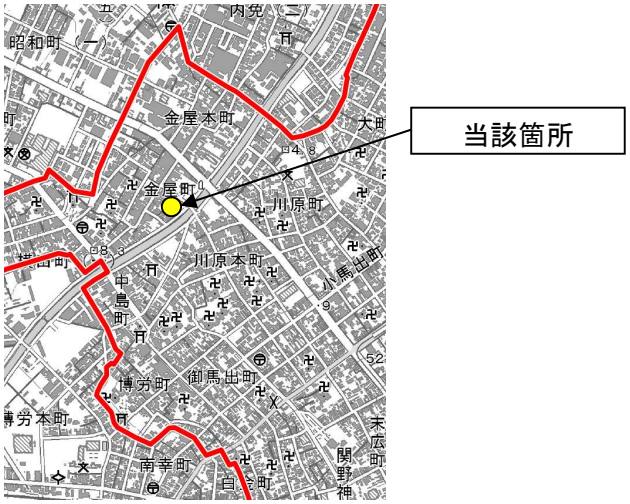 ※実線（赤）は重点区域の境界線
事業概要	金屋町において鋳物工房を整備し、伝統的建造物群保存地区の景観を向上させるとともに、全国からの若手人材の受入、育成、定着を促進することにより地場産業の振興を図る。  千本格子の家並み  建設予定地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町は高岡の鋳物発祥の地である。本事業により、高岡の鋳物技術を次世代へ継承していく。 金屋町において鋳物に関する施設を整備することは、鋳物師町としての魅力を高めることに繋がり、本事業位置である伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観の向上も期待できることから、鋳物のまち金屋に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	13　高岡城跡保存整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （発掘調査等）
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業位置	古城地内
	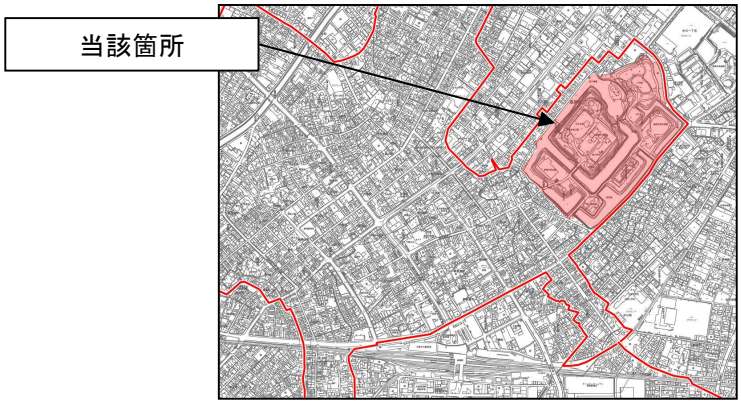 ※実線（赤）は重点区域の境界線
概要	国指定の史跡高岡城跡について、保存活用計画及び整備基本計画に基づく保存整備事業を実施する。  高岡城跡（たかおかじょう）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡城跡は、本丸の周囲に馬出郭（うまだしぐるわ）を配する防御性の高い特徴的な縄張をもち、全国的にみても堀が埋められず郭の形が約 400 年間保存されている貴重な史跡である。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	14　勝興寺公開活用事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （文化観光充実のため国指定等文化財磨き上げ事業）
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業概要	重要文化財勝興寺大広間及び式台ほか 11 棟保存修理が完了し、今後、インバウンド対応等に向けた情報コンテンツ整備を図るもの。
	写真掲載予定 デジタルアーカイブ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重要文化財勝興寺の保存修理だけでなく、適切な情報コンテンツ整備を進めることで、高岡の魅力が一層高まることが期待され、勝興寺と寺内町に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

③歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業

事業名称	15　重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 13 年度～令和 12 年度
事業位置	御馬出町、守山町、木舟町、小馬出町地内、金屋町、金屋本町地内 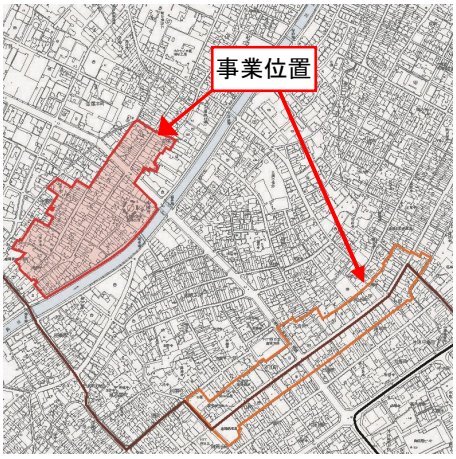
事業概要	山町筋重要伝統的建造物群保存地区及び金屋町重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、非伝統的建造物の修景事業を実施する。  山町筋の町並み（木舟町）  金屋町の町並み
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造りの伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。また、金屋町は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成しており、風情ある祭礼行事も受け継がれている。 当該事業によって、高岡を代表する歴史的な町並みが保全されるとともに、山町筋や金屋町の歴史的景観の向上や賑わい創出にもつながることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致や、鋳物のまち金屋に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	16　県道岡笹川線道路整備事業
事業主体	高岡市、富山県
支援事業名称	都市構造再編集中支援事業
	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～令和 12 年度
事業位置	福岡町地内
	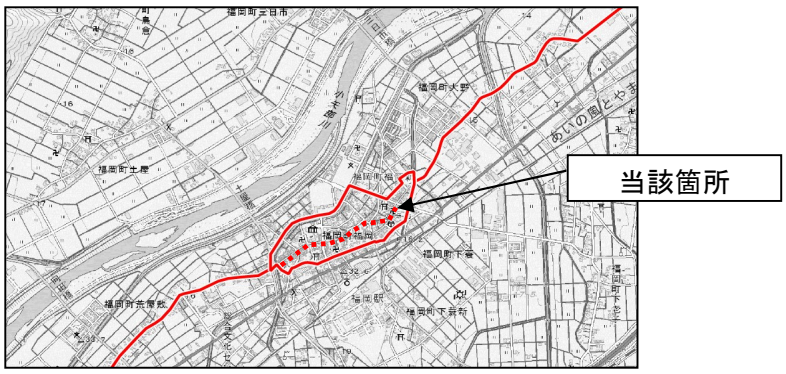 **※実線（赤）は重点区域の境界線**
事業概要	県道岡笹川線の（都）中央線区間において、市が照明施設及び電柱の修景整備を行うとともに、道路管理者である県がカラー舗装、側溝敷設替及び消雪工の同整備を行う。
	 福岡町の町並み  旧北陸道（西側から）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	福岡町は、かつて周辺で作られる菅笠の集散地であり、加賀藩の奨励を受けて菅笠を全国各地へと販売していた。県道岡笹川線の（都）中央線区間は、旧北陸道として古くから人々の往来があり、沿道には明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、現在は景観形成重点地区に指定されている。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、旧北陸道に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	17　勝興寺寺内町道路修景整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	平成 29 年度～令和２年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 29 年度～令和５年度
事業位置	伏木古国府地内
	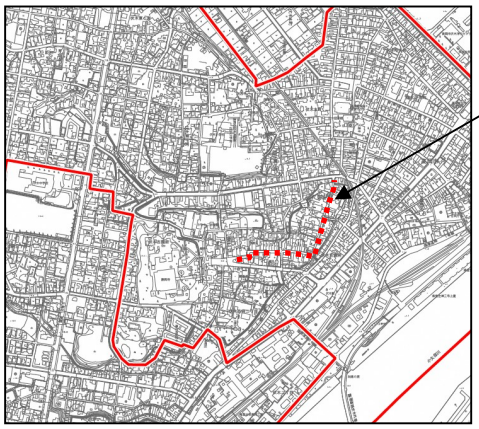 ※実線（赤）は重点区域の境界線
事業概要	伏木地区ストリート構想に則し、旧参道を中心とした道路修景整備を勝興寺の改修に併せて行う。
	 東側から　　 西側から
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	整備対象の区間は、勝興寺と伏木北前船資料館を結ぶルートであり、勝興寺の旧参道を含む区間である。沿道には、現在でも格子や出桁等の伝統的様式の町家が建ち並び、風情ある歴史的町並み景観を形成している。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、勝興寺と寺内町に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	18　町並み保存・都市景観形成補助事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
	平成 29 年度～令和２年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 21 年度～令和 12 年度
事業概要	景観形成重点地区等の区域内で景観づくり基準に適合し、景観形成に寄与する修景を行う者及び景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は管理を行う者に対して補助する。
	 池の端通り地区  旧北陸街道福岡地区
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観形成重点地区等の建造物などを基準に沿って修景促進していくことで、区域内の沿道景観の改善が図られ、ひいては、市全域の良好な景観形成の向上にも資することから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	19「赤レンガ建物」利活用事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （伝統的建造物群基盤強化）
事業期間	令和２年度～未定
事業位置	守山町（もりやまちち）地内
	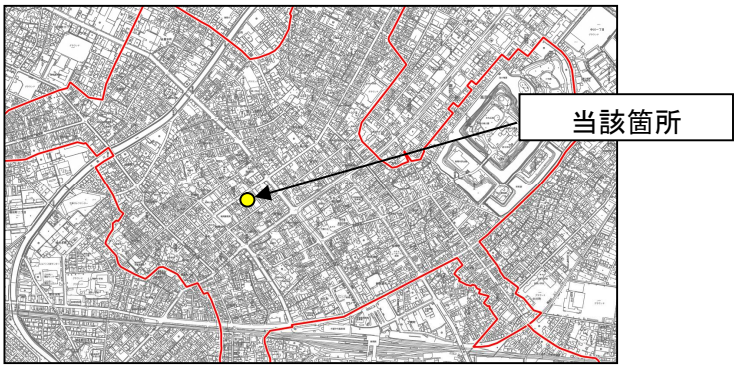 ※実線（赤）は重点区域の境界線
事業概要	山町筋（やまちょうすじ）重要伝統的建造物群保存地区にある赤レンガ建物（旧高岡共立銀行）について、伝統的建造物として調査等を行い、保存及び活用を図るもの。
	 旧高岡共立銀行
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「旧高岡共立銀行」は、山町筋（やまちょうすじ）重要伝統的建造物群保存地区内にある鉄骨レンガ造で、県内で現存する唯一の本格洋風建築であり、山町筋（やまちょうすじ）を代表とする伝統的建造物のひとつである。 当該事業により、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながることが期待できることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

④その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

事業名称	20　前田家関連史跡調査事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （発掘調査等）
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業概要	守山（もりやま）城跡の史跡範囲の確認等を目的とした詳細調査を実施する。
	 守山（もりやま）城跡（二上山（ふたがみやま）） （二上山）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡を代表する遺跡の調査を実施することで、それぞれの歴史的価値が改めて証明されるとともに、高岡の魅力が一層高まることが期待される。加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致や、二上山（ふたがみやま）丘陵に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	21　ミラレ金屋町開催事業
事業主体	ミラレ金屋町実行委員会 （富山大学芸術文化学部、高岡市、金屋町自治会等）
支援事業名称	市補助事業
事業期間	平成 30 年度～（ミラレ金屋町開催事業）
事業概要	高岡鋳物発祥の地であり、伝統的な町並みが残る金屋町において、産学官が連携して、ストリートマーケットとイベントを組み合わせた工芸と生活と産業が同居するゾーンミュージアムとなる「金屋町楽市」や、後続事業で、町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催することにより、金屋町を拠点に、高岡市の中心市街地の賑わい創出を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町重要伝統的建造物群保存地区は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成し、風情ある祭礼行事が受け継がれている。 当該事業によって、来場者に伝統的な町家や文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながり、また、金屋町、高岡の知名度アップも期待できる。鋳物のまち金屋に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

金屋町楽市



石畳通り往来の様子



作品群

ミラレ金屋町



空き家ツアー



ワークショップ

事業名称	22　獅子舞大競演会開催事業
事業主体	たかまち街づくり協議会（末広開発㈱、高岡市、中心市街地商店街等）
支援事業名称	市補助事業
事業期間	毎年
事業概要	令和元年度で 44 回の開催を迎えた獅子舞大競演会は、中心商店街全体で取り組んできた歴史あるイベントである。 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が長時間に亘って楽しめるイベントとして、市民の支持も高く、市外からも多くの方々が中心商店街を訪れており、春の一大イベントとして開催している。
	  獅子舞大競演会
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業によって、来場者に高岡市や県西部で古くから盛んな伝統行事である獅子舞に触れる機会を提供するとともに、まちなかの賑わい創出や高岡の知名度アップも期待できることから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	23　土蔵造りのある山町筋イベント助成事業
事業主体	土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会
支援事業名称	市補助事業
事業期間	毎年
事業概要	土蔵造りの伝統的建造物が集積する山町筋で、町並みの紹介や観光産業の創出等を目的として「土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会」が開催する各種イベントに対し、助成をしている。 ①高岡山町筋土蔵造りフェスタ（８月下旬） ②山町筋の天神様祭（１月下旬） ③山町筋のひなまつり（３月中旬）
	 ひなまつり  天神様祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造りの伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。当地の天神様祭やひなまつりは、地域に深く関わりのある年中行事として大切に継承されている。 当該事業によって、来場者に高岡開町以来の伝統文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながると期待できることから、加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	24　「高岡再発見」プログラム事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～令和 12 年度
事業概要	高岡市内の小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍している１～４年生の児童が、家族といっしょにスタンプラリー形式で歴史の薫る町並みや建造物、祭りを見学・体験する。
	 【中学年用チャレンジカード】  【低学年用チャレンジカード】
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業における見学や体験を通して、「高岡」の歴史と文化に誇りをもつ児童の育成が期待できることから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	25　新たな芸術・文化創造推進事業
事業主体	高岡市、アート＆クラフトシティ高岡推進委員会
支援事業名称	市単独事業
	地方創生推進交付金（未定）
事業期間	平成 25 年度～令和 12 年度
事業概要	高岡の３つの文化力（①コト＝多様な文化の存在「文化多様性」（＝Art）、②モノ＝ものづくりのまちとしての歴史・伝統（＝Craft）、③ヒト＝創造的な市民を育む豊かな風土（＝City））を活かし、4つの戦略（知る・創る・つなげる・伝える）に基づく取組みにより、新しい価値や文化、産業を創出し、市民の暮らしの質や豊かさを高めることを目指す。 具体的には歴史的建造物や町並みを活用し、アート＆クラフトを表現した交流イベントや、文化創造都市高岡の歴史・文化の魅力を発信する取組みを行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物や町並みを活用したイベントや、本市の歴史・文化の魅力を発信する取組みにより、市民の意識啓発と主体的なまちづくりを推進することが期待できることから、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与することができる。



クラフト市場



クラフト市場街



ひなフェス in山町（やまちょう） ヴァレー



文化創造都市高岡ウェブサイト

事業名称	26　日本遺産魅力発信推進事業
事業主体	高岡市日本遺産推進協議会、北前船日本遺産推進協議会
支援事業名称	市単独事業
	文化資源活用事業費補助金（未定）
事業期間	平成 27 年度～令和 12 年度
事業概要	認定を受けた２つの日本遺産のストーリー（「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡－人、技、心－」及び「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」）を活用し国内外に向け、本市の文化財群の魅力発信・普及啓発を行う。
	 日本遺産ストーリー紹介 （高岡市ホームページ）  日本遺産紹介パンフレット  日本遺産ロゴマーク  全国のイベントでの PR
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の認定を受けた２つのストーリーを活用することで、本市の歴史的魅力や特色を分かりやすく発信することが可能となり、「歴史都市高岡」のブランドの確立・認知度の向上が期待される。加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致、鋳物のまち金屋に見る歴史的風致、みなとまち伏木と祭礼行事に見る歴史的風致、吉久と祭礼行事に見る歴史的風致、勝興寺と寺内町に見る歴史的風致、旧北陸道に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	27「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成 29 年度～令和 12 年度
事業概要	平成 29 年度より５月１日(高岡御車山祭(みくるまやままつり))が「高岡の歴史文化に親しむ日」となり、市立学校が休業日となったことを契機に、市内の児童生徒を対象に高岡の歴史文化を題材にした作品募集を行う。
	（R1　各部門の秀賞作品） ・壁新聞部門 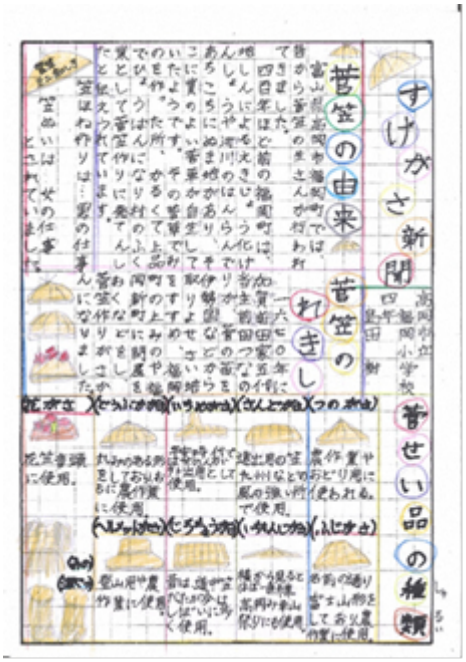 ・俳句部門 こんこんと　わき出る清水　セミの声 ・短歌部門 手を伸ばし　シャッターを切る　空の下 フレームアウトの　迫力の山車
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業では、児童生徒が高岡御車山祭(みくるまやままつり)だけではなく、それぞれの地域の文化に触れ、それを題材として壁新聞や俳句、短歌の作品づくりに取り組むことで、改めて高岡の歴史文化の魅力を再発見し、郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとのすばらしさに理解を深め、大切に守っていきたいという思いをもつことが期待できることから、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	28　万葉歴史館展示室魅力向上事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	地方創生推進交付金
事業期間	令和２年度～令和３年度
事業位置	伏木一宮（ふしきいちのみや）地内（万葉歴史館）
	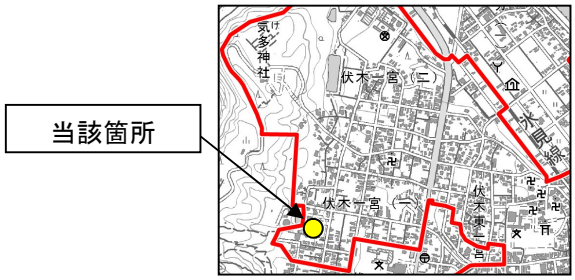 ※実線（赤）は重点区域の境界線
事業概要	新元号「令和」が万葉集を典拠に決定されたことによる万葉集への関心の高まりを契機とし、①万葉の愛好家だけでなく、誰もが気軽に万葉集を楽しめる施設への転換、②万葉歴史館を拠点として、勝興寺（しょうこうじ）や雨晴（あまはらし）海岸など万葉集やその時代と関連のある場所への周遊を促進し、エリア全体の誘客効果を高めること、③交流、学びの場としての機能の拡大することを目的に、常設展示室及び企画展示室のリニューアルを行う。
	 万葉歴史館  企画展示室
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡市万葉歴史館は、越中（えっちゅう）の国府があった伏木（ふしき）の地に、万葉集を中心テーマに据えた全国初の専門施設として開設した。 当該事業により、「万葉集」や「越中（えっちゅう）万葉の世界」を楽しみながら学ぶ機会を創出することで、古より越中を舞台に歌われた300首以上もの歌の世界を後世に伝えることができ、「万葉のふるさと高岡」の魅力がより一層高まることが期待できることから、越中（えっちゅう）国府関連遺跡と氣多（けた）神社に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	29　越中（えっちゅう）国府関連遺跡調査事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （発掘調査等）
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業概要	越中（えっちゅう）国府関連遺跡における、古代・中世から近世・近代、現代にいたるまでの重層する歴史資産の調査・研究を進める。
	写真追加予定　　写真追加予定 **越中国分寺跡**　　**御亭角（おていかど）廃寺跡**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡を代表する遺跡の調査を実施することで、それぞれの歴史的価値が改めて証明されるとともに、高岡の魅力が一層高まることが期待され、越中（えっちゅう）国府関連遺跡と氣多（けた）神社に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	30　ストリート整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	令和３年度～令和 12 年度
事業概要	たかおかストリート構想及び伏木地区ストリート構想で位置付けられているゾーンやルートを対象に、最新技術等を用いて、その地域の歴史や文化を体感できるような取り組みを行う。 イメージ図追加予定
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	たかおかストリート構想及び伏木地区ストリート構想では、関係する歴史的風致を堪能できるようなルートを設定している。そのなかで、最新技術等を用いてその地域の歴史や文化に触れる機会を提供することで、「歩いて楽しいまちづくり」を推進し、歴史的な町並みの保全や周辺環境の調和にもつながると期待できる。加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致、鋳物のまち金屋に見る歴史的風致、みなとまち伏木と祭礼行事に見る歴史的風致、勝興寺と寺内町に見る歴史的風致、越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

１　歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

高岡の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

具体的には、旧南部鋳造所（金屋本町）、棚田家住宅（伏木錦町）などの登録有形文化財が歴史的風致形成建造物としての指定が想定される。

なお、重点区域内で文化財若しくは景観重要建造物に指定又は登録されていない歴史的建造物については、今後も継続的に調査を実施したうえ、次に掲げる指定基準、指定対象に該当する場合は随時追加指定する。

２　歴史的風致形成建造物の指定基準

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定する。

①意匠、形態、技術性が優れているもの

②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの

③外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

３　歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

①富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第４条第１項に基づく県指定有形文化財

②高岡市文化財保護に関する条例（平成 17 年条例第 218 号）第４条第１項に基づく市指定有形文化財

③文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第１項に基づく登録有形文化財

④景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第１項に基づく景観重要建造物及び同法第８条第２項第５号ロの景観重要公共施設

⑤その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

４　歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、以下のとおりである。

なお、関連する歴史的風致の番号は次のとおりである。

①加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致
②鋳物のまち金屋に見る歴史的風致
③北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致
④勝興寺と寺内町に見る歴史的風致
⑤旧北陸道と越中福岡の菅笠づくり及び祭礼行事等に見る歴史的風致
⑥越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致
⑦二上山丘陵に見る歴史的風致

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
1	五福町神明社本殿 	五福町 12-50	宗教法人 五福町神明社	慶安５年 （1652）	市指定有形文化財	①
2	大手町神明社拝殿 	大手町 8-14	宗教法人 大手町神明社	慶安５年 （1652）	市指定有形文化財	①
3	旧秋元家住宅 	伏木古国府 7-49	高岡市		市指定有形文化財	④

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
4	佐野家住宅（主屋・茶室・１番の蔵・２番の蔵・調度蔵・味噌蔵・防火壁）	御馬出町	個人所有	明治後期	登録有形文化財	①
5	清都酒造場主屋	京町	個人所有	明治 20 年（1887）	登録有形文化財	①
6	旧南部鋳造所キュポラ・煙突	金屋本町3-45	株式会社ノースランド	大正 13 年（1924）	登録有形文化財	②
7	有磯正八幡宮本殿・釣殿・拝殿及び幣殿	横田町3-1-1	宗教法人有磯正八幡宮	本殿：明治 16 年（1883） 釣殿：昭和 10 年（1935）	登録有形文化財	②、⑤
8	若井家住宅主屋（旧中越銀行）	川原町	個人所有	明治 35 年（1902）	登録有形文化財	①

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
9	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行） 	伏木湊町7-1	高岡商工会議所	明治 43 年（1910）	登録有形文化財	③
10	棚田家住宅（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵） 	伏木錦町	個人所有	明治 23 年頃（1890）	登録有形文化財	③、④
11	谷村家住宅主屋 	伏木中央町	個人所有	明治初年	登録有形文化財	③
12	能松家住宅主屋 	吉久	個人所有	明治末期頃	登録有形文化財	③
13	有藤家住宅 	吉久	個人所有	大正 5 年（1916）	登録有形文化財	③
14	旧伏木測候所庁舎・測風塔 	伏木古国府12-5	高岡市	庁舎：明治 42 年（1909） 測風塔：昭和 13 年（1938）	登録有形文化財	④

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
15	丸谷家住宅主屋・土蔵 （旧津野家住宅） 	吉久	個人所有	明治中期／大正期増築	登録有形文化財	③
16	冨田家旧鋳物工場 	金屋本町	個人所有			②
17	国泰寺 	太田		本堂：貞享３年(1686)		⑦

第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

１　歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物がすでに他法令により指定等されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理し、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開又は活用を図り、特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとする。

（１）県指定有形文化財及び市指定有形文化財

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持または復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（２）登録有形文化財

登録有形文化財は、外観を対象とした保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとし、内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合に限り改修を認めることとする。

（３）景観重要建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

２　届出不要の行為

法第15条第１項第１号及び同法施行令第３条第１号に基づく届出不要の行為は、次の場合とする。

①県指定有形文化財で、富山県文化財保護条例第 11 条第１項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合

②市指定有形文化財で、高岡市文化財保護に関する条例第 10 条第１項に基づく現状変更等の承認申請を行った場合

③登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合

④景観法第 19 条第１項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第１項に基づく現状変更の許可申請を行った場合